

阪神 淡路大震災
震災復興10年 西宮からの発信
資 料 集

西 宮 市

はじめに

第1部では復旧・復興に向けた市の取り組みについて、「震災復興6年の総括」で記述したことに加えて、平成15年度までの決算額やデータを追加しています。第2部では復興事業の中から一部の事業について担当者に詳細記述を依頼しました。また、本市情報公開室で保管している震災関連刊行物の一覧表も資料として添付しております。本編「震災復興10年・西宮からの発信」とともに活用していただければ幸いです。

目次

第1編 復旧・復興の状況等

第1章 市民生活の安定、支援

1節 住宅の確保、再建支援

1. 住宅の被災状況

1 - 1 市営住宅等の被災状況	1
1 - 2 住宅復興3カ年計画と進捗状況	1

2. 公的賃貸住宅の建設

2 - 1 災害公営住宅等の確保	2
2 - 2 特定優良賃貸住宅の供給	5

3. 民間住宅の復興支援

3 - 1 融資制度	5
3 - 2 利子補給等	7
3 - 3 市の住宅再建資金融資あっせん等の実行件数	8
3 - 4 開発事業に関する指導要綱等の規制緩和	9
3 - 5 西宮・復興住宅メッセ	9
3 - 6 民間住宅の建設状況	10

2節 福祉・保健・医療の充実

1. 福祉・医療施設の被災状況

(1) 福祉施設の被災状況	11
(2) 医療機関の被災状況	11

2. 福祉ニーズへの対応

2 - 1 地域福祉活動の推進	12
(1) 震災後の重度障害者・高齢者の生活状況調査	13
(2) 地域型応急仮設住宅への介護員等の派遣事業	13
(3) ふれあいセンターの設置	14
(4) 民生委員・児童委員の増員と活動促進	14
(5) 生活復興相談員事業	14
(6) 高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)における生活援助員派遣事業	15
(7) 高齢者等配食サービス事業の実施	15
2 - 2 在宅福祉サービスおよび施設サービスの充実	15
(1) デイサービスセンター等の整備	16
(2) 特別養護老人ホーム等の整備	16
2 - 3 メンタルケアの実施	16
2 - 4 健康の保持、増進	17
(1) 救護所及び仮設診療所の設置	17
(2) 西宮市応急診療所の移転拡充	17
(3) 応急仮設住宅入居者等の健康・生活支援	17
(4) 介護保険	18
2 - 5 災害時の救急医療体制の強化	19
2 - 6 保健所の開設と保健センターの整備	20

3節 防災の体制づくり	
1. 防災体制の確立	
1 - 1 地域防災計画の見直しと災害の規模に対応した地域防災体制の確立	2 1
1 - 2 他市等と連携した広域的な防災体制の確立	2 1
1 - 3 情報通信機能の強化	2 1
1 - 4 観測体制の強化	2 2
2. 消防力の充実・強化	
2 - 1 消防水利の復旧	2 3
2 - 2 消防施設等の復旧	2 3
2 - 3 震災対応車両、資器材の整備	2 4
2 - 4 震災対応車両、資器材の整備(1)～(3)の合計表	2 5
2 - 5 消防緊急情報システムの導入	2 5
2 - 6 通信施設の整備	2 5
2 - 7 耐震性防火水槽の整備	2 6
2 - 8 西宮浜消防出張所の開庁	2 6
3. 安全、防災意識の高揚	
3 - 1 震災記録の作成	2 7
3 - 2 防災訓練の実施	2 8
3 - 3 自主防災組織や自衛消防隊の育成、強化	2 9
3 - 4 防災教育の推進	3 0

2章 安全で安心できるまちづくり

1節 都市の防災機能の強化	
1. 防災拠点の整備	
1 - 1 防災拠点ネットワーク	3 1
(1) 広域防災拠点	3 1
(2) 地域防災拠点	3 2
1 - 2 備蓄庫等・耐震性貯水槽・可搬式浄水器	3 2
1 - 3 広域避難地の指定	3 3
1 - 4 避難所の充実	3 3
(1) 体育館の電気容量の増量	3 4
(2) 飛散防止フィルムの装着等	3 4
2. 地盤条件等の調査	3 4
2節 災害に強い建築物等の整備、誘導	
1. 建築物等の耐震性の向上	
1 - 1 公共建築物の耐震性の向上	3 5
1 - 2 民間既存建築物の耐震診断	3 6
1 - 3 震災に強いまちづくりに向けての指導	3 6
1 - 4 高架構造物の耐震性の点検、強化	3 7
2. 雨水、太陽熱等の利用促進	
2 - 1 雨水利用設備	3 7
2 - 2 可搬式浄水機	3 8
2 - 3 ソーラー発電設備	3 8
3. 防火・準防火地域の見直し	3 8
4. 急傾斜地等の防災対策	3 9

第3章 産業の振興

1節 地域産業の再生・振興

1. 産業の被災状況	
（1）商店街・小売市場	4 0
（2）製造業	4 1
（3）事業所	4 2
（4）観光の状況	4 3
（5）卸売市場	4 4
（6）商工会館ホールの復旧	4 4
2. 商店街・市場に対する復旧・復興支援	
2 - 1 仮設共同店舗設置補助制度等	4 5
2 - 2 卸売市場の整備	4 5
2 - 3 協業化、共同化、業種転換の支援	4 5
3. 事業所に対する復旧・復興支援	
3 - 1 中小企業融資制度の特例措置	4 6
3 - 2 産業復興支援・診断相談事業	4 7
3 - 3 復興に向けた新たな取組	4 7
4. 雇用の安定	
4 - 1 情報の収集と提供	4 8
（1）雇用状況調査	4 8
（2）労働広報紙「労政にしのみや」の発行	4 9
4 - 2 震災に係る各種労働相談の実施	4 9

2節 新しい産業活力づくり

1. 地域の特性を生かした新たな産業の振興	
1 - 1 西宮北口地区	5 0
1 - 2 阪神西宮駅から酒蔵地帯	5 0
2. マルチメディアを活用した商工業の振興	5 1
3. 新たな産業の創出	
3 - 1 起業家支援	5 2
3 - 2 西宮の産業政策研究会からの提言	5 3
（1）コミュニティ・ビジネス	5 3
（2）都市型観光	5 3

第4章 魅力ある地域社会の創出

1節 支え合う地域コミュニティの形成

1. 市民施設等の被災状況	5 4
2. コミュニティの再生	
2 - 1 地域集会施設	5 5
（1）被災地域コミュニティプラザ設置事業	5 5
（2）地域自主管理集会施設整備補助事業	5 5

2 - 2 コミュニティ協会事業の再構築	5 6
3 . ボランティア活動の展開	
3 - 1 学生ボランティア	5 7
3 - 2 福祉ボランティア	5 7
2 節 教育活動の充実	
1 . 子ども、生徒の被災状況	5 9
2 . 学校園の復旧・復興	
2 - 1 学校園の被災と復旧	6 0
2 - 2 仮設教室の状況	6 0
3 . 子どもへの支援	
3 - 1 心のケア	6 1
3 - 2 防災教育、ボランティア教育の実施	6 3
3 節 文化・スポーツの振興	
1 . 文化、スポーツ施設の被災状況	6 3
2 . 文化・スポーツ施設の復旧・整備	
2 - 1 社会教育施設等の復旧	6 3
2 - 2 市民会館等の復旧	6 3
2 - 3 勤労福祉施設の復旧	6 4
2 - 4 文化財の復旧・修理	6 4
3 . 文化・スポーツ施設の復興	6 5
4 . カレッジタウン西宮事業の推進	6 6
4 節 コミュニケーション環境づくり	
1 . インターネット接続等による情報の受発信	6 8
2 . C A T V の機能拡張	6 8
3 . コミュニティ F M の開局	6 8

第5章 環境と調和した、美しいまちづくり

1 節 環境との共生	
1 . 被災の状況	6 9
2 . 廃棄物処理施設の整備	6 9
3 . ごみ減量リサイクルの推進	7 0
4 . 雨水・太陽エネルギーの利用	7 1
5 . 環境学習、環境意識の啓発	
5 - 1 平成 15 年度までに実施した事業	7 2
5 - 2 平成 16 年度以降に実施する事業	7 2
2 節 うるおいのある都市景観の形成	
1 . 被災した都市景観形成建築物等の修復	7 3
2 . 景観デザイン誘導による街並み景観の形成	7 4

第6章 市街地の復興

1節 市街地の面的復興整備

1. 市街地復興基本方針の策定	7 5
2. 面的整備事業等の概要	
(1) 面整備事業	7 6
(2) 地域まちづくり支援事業	7 7
(3) マリナパークシティ	7 7
3. 土地区画整理事業	
(1) 森具震災復興土地区画整理事業	7 7
(2) 西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業	7 8
(3) 西宮北口駅南土地区画整理事業	7 9
(4) 段上特定土地区画整理事業	8 0
(5) 甲東瓦木第一特定土地区画整理事業	8 0
4. 市街地再開発事業	
(1) 西宮北口駅南西第一地区第一種市街地再開発事業	8 1
(2) 西宮北口駅南地区10街区第一種市街地再開発事業	8 2
(3) 西宮北口駅北東地区震災復興第二種市街地再開発事業	8 3
(4) 阪神西宮駅南第一地区第一種市街地再開発事業	8 3
(5) 六湛寺東地区第一種市街地再開発事業	8 4
5. 住宅・住環境の一体的整備、促進	
5-1 住宅市街地総合整備事業	8 5
5-2 密集住宅市街地整備促進事業・住宅地区改良事業	8 5
(1) 森具地区(密集住宅市街地整備促進事業)	8 5
(2) JR西宮駅北地区(密集住宅市街地整備促進事業・住宅地区改良事業)	8 6
5-3 西宮浜マリナパークシティ	8 7
6. 住民参加のまちづくりの支援	
6-1 まちづくりにおける取り組み	8 8
(1) 高度地区と地区計画	8 8
(2) まちづくり活動助成	8 9
(3) まちづくりのためのコンサルタント派遣等	9 0
6-2 マンション再建等における取り組み	9 1
(1) 相談	9 1
(2) 震災復興型総合設計制度	9 1
(3) 優良建築物等整備事業等	9 1
(4) 優良再開発等支援事業等	9 3
2節 道路交通のネットワーク化等	
1. 道路・橋梁の被災状況	9 5
2. 広域的道路網の整備	
(1) 国道176号の拡幅整備の促進	9 6
(2) 山麓バイパスの整備	9 6
(3) 西宮北有料道路の南伸事業	9 6
(4) 阪神高速北神戸線の整備促進	9 6
(5) 臨海埋立地のアクセス整備	9 6

3 . 重点街路の整備	
(1) 今津西線	9 7
(2) 山手幹線	9 7
(3) 建石線 (県道)	9 7
(4) 鳴尾御影西線	9 8
(5) 西福河原線	9 8
(6) 甲子園段上線	9 9
(7) 山手線	9 9
(8) 市役所前線	9 9
3 . 区画道路の整備	1 0 0
4 . 鉄道の高架化 (県事業による阪神本線 (鳴尾工区) 連続立体交差事業の推進)	1 0 0
3 節 港湾の整備	
1 . 港湾の被災状況	1 0 1
2 . 災害時の緊急輸送路の確保とウォーターフロントを活用したまちづくり	
2 - 1 防潮堤、西宮大橋等港湾機能の早期回復	1 0 1
2 - 2 西宮埋立地、甲子園埋立地での耐震強化岸壁の整備	1 0 1
2 - 3 都市開発用地等の確保 (鳴尾地区船溜りの埋立)	1 0 1
4 節 水と緑のまちづくり	
1 . 公園の被災状況	1 0 2
2 . 水と緑のネットワークの強化	
2 - 1 緑地軸の形成	1 0 2
2 - 2 地域防災公園の整備 (津門中央公園)	1 0 2
2 - 3 コミュニティ防災公園の整備等	1 0 3
(1) コミュニティ防災公園	1 0 3
(2) グリーンオアシス緊急整備事業	1 0 3
2 - 4 震災記念碑公園の建設	1 0 4
2 - 5 親水性のある河川の改修	1 0 4
(1) 仁川	1 0 4
(2) 百間樋川	1 0 5
(3) 東川 (親水公園)	1 0 5
3 . 花と緑のまちづくり	
3 - 1 地域と防災公園を結ぶ避難路の緑化	1 0 5
3 - 2 市民、事業者、市が役割分担して進める都市緑化	1 0 6
(1) 生垣助成事業	1 0 6
(2) 宅地内緑化助成	1 0 6
(3) 寄贈樹木の配布	1 0 7
(4) 花と緑のまちづくり事業	1 0 7
4 . 緑地の保全	
4 - 1 自然緑地	1 0 9
5 . 生産緑地	1 1 0
6 . 墓地の被災状況	1 1 0
5 節 河川・下水道	
1 . 河川・下水道の被災状況	1 1 1
2 . 下水道施設の整備	1 1 1

6節 水道	
1. 水道の被災状況	1 1 2
2. 水道施設耐震化基本計画	1 1 2
3. 上水道	
(1) 配水管路の耐震化工事計画	1 1 3
(2) 緊急時給水拠点確保事業	1 1 3
(3) 拠点施設の耐震化事業	1 1 4
(4) 緊急時運搬給水拠点の設備	1 1 4
4. 工業用水道	1 1 5
第7章 行財政運営等	
1節 行財政改善等の取り組み	
1. 取り組みの経緯	1 1 6
2節 国、県への要望	1 1 8
第2編 復興事業	1 2 0
資料編	1 6 5

第1編 復旧 復興の状況等

第1章 市民生活の安定、支援

1節 住宅の確保、再建支援

1. 住宅の被災状況

平成5年の住宅統計調査によれば市内の住宅総数は167,830戸であり、そのうち居住者のいる住宅は146,650戸である。

震災による全半壊数は合わせて6万世帯を超え、震災による住宅の滅失戸数は31,093戸(公費解体処理件数)である。居住者のいる住宅数を基準にすれば、震災による住宅の滅失率は全体で21.2%である。木造住宅の滅失戸数は27,341戸であり、滅失率にすれば41.3%にも達する甚大な被害を受けた。それに対し鉄骨、鉄筋などの非木造住宅の滅失率は4.7%であり地震に対する耐久力の差は歴然としている。

また、平成7年1月1日の市内の固定資産課税家屋の総棟数に占める滅失率は21.2%である。

構造別滅失状況

構造	総戸数	滅失戸数	滅失率
木造	66,210 戸	27,341 戸	41.3 %
非木造	80,430	3,752	4.7
計	146,650	31,093	21.2
	総棟数	滅失棟数	滅失率
	91,274 棟	19,317 棟	21.2 %

注：住宅の総戸数は167,830戸であるが、これには空家が含まれており、木造・非木造の区分ができないため、居住者のいる住宅数146,650戸を用いた。

1-1 市営住宅等の被災状況

市営住宅、公社住宅、改良住宅、計7,361戸が被害を受けた。その数は全管理戸数7,425戸の99%に達した。

特に市営住宅では上ヶ原四番町団地1棟(30戸)、上ヶ原七番町団地2棟(112戸)、上ヶ原八番町団地1棟(30戸)の計4棟172戸が修復不可能となり再建設することとなったほか、改良住宅24A号棟、青木住宅では傾斜修正工事が必要となった。

震災後、直ちに全団地の被害調査を行い、災害復旧の国庫補助事業の認定を受け、団地ごとの被害額の査定を受けた。復旧工事は生活に最も影響のあるライフラインの被害の回復からはじめ、軽微な工事は平成7年夏ごろにほぼ完了し、再建設工事、基礎補強工事、傾斜修正工事などは平成8年度末に完了した。

復旧費

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	起債	その他	一般財源
H6	1,145,787	377,232	101,100		667,455
H7	9,024,218	6,259,819	2,353,700	385,608	25,091
H8	3,112,228	2,129,130	843,700	117,420	21,978
計	13,282,233	8,766,181	3,298,500	503,028	714,524

1-2 住宅復興3カ年計画と進捗状況

震災で失われた大量の住宅の早期回復を目的として、平成7年7月に「西宮市住宅復興3カ年計画」を策定した。この計画では災害公営住宅をはじめ、市街地再開発事業などによる再開発系住宅、中堅所得者のための特定優良賃貸住宅、公団公社住宅を含め公的住宅の計画戸数を10,800戸と定めるとともに、民間住宅の再建支援策、まちづくり支援策、開発指導要綱の緩和などを定めた。

公的住宅の計画戸数10,800戸に対し、供給戸数は7,522戸となった。このうち災害公営住宅及び

再開発系住宅は、計画戸数を 266 戸上回り、低廉な住宅供給の確保に努めた。

一方、特定優良賃貸住宅等の中堅所得者層向けの公的住宅については、民間賃貸住宅が大量供給され、それとの競合を避ける必要から供給戸数は計画を下回らざるをえなかった

年度別供給状況一覧

(単位：戸)

住宅種別	H7	H8	H9	H10	H11	合計	計画目標数
災害公営住宅 市	124	505	562	682		1,873	2,500
災害公営住宅 県		143	571			714	
再開発系住宅		30	431	152	166	779	600
災害準公営住宅 市		47	228	209		484	1,300
(特定優良賃貸住宅) 県		187	595	367	242	1,391	2,000
公団・公社住宅	148	232	552	913	436	2,281	4,400
公的住宅 計	272	1,144	2,939	2,323	844	7,522	10,800

注：災害公営・再開発系住宅の中には住宅・都市整備公団（現都市基盤整備公団）が建設した住宅の借上・買取制度を適用したものを含む。

2. 公的賃貸住宅の建設

2-1 災害公営住宅等の確保

(1) 型別供給

従来、市営住宅を建設する場合、同じ棟では間取りはすべて同じものとするのが原則であったが、災害公営住宅、再開発系住宅については世帯人員構成に応じた住宅の供給を図るため、1つの棟の中に多様な間取りを取り入れて型別供給を行った。これは、応急仮設住宅入居者には単身世帯、2人世帯が多く、その実態に即した供給が求められ、限られた用地を効率的に活用し戸数の増を図ることが必要であったためである。

型別供給戸数

(単位：戸)

種別	1DK	2DK	3DK・3LDK	計
市営住宅	454	712	707	1,873
県営住宅	128	119	467	714
再開発系住宅	139	301	339	779
計	721	1,132	1,513	3,366

(2) バリアフリー設計とシルバーハウジング

災害公営住宅等は、市営・県営などあわせて 3,366 戸すべてを、障害のある人や高齢者が安全、快適に生活できるよう床の段差をなくし、トイレ等に手すりを設置するバリアフリー設計としている。さらに、そのうち、市営住宅 168 戸、県営住宅 128 戸については、福祉部門と連携したシルバーハウジングとして、安否確認システム、ライフサポートアドバイザーを配置している。これは、市内の市営住宅としてははじめての取り組みとなるものである。

(3) 事業費

公営住宅の市建設は震災前では年 100 戸程度であったところ、震災による災害公営住宅の供給は 3 年間で 1,873 戸であり震災前の 6 倍を超える戸数となる。

災害公営住宅（市建設、供給分）事業費

（単位：千円）

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H 7	11,867,792	829,197		10,928,363	35,245	74,987
H 8	10,242,826	4,302,825		5,437,500	70,491	432,010
H 9	9,716,096	8,041,722		1,367,400	52,658	254,316
H10	4,199,761	2,708,482		879,000	198,696	413,583
計	36,026,475	15,882,226	0	18,612,263	357,090	1,174,896

（４）募集

公的住宅募集状況

（単位：戸）

募集時期	市営住宅	県営住宅	公団住宅	公社住宅	合計
H 7. 8（暫定募集）	165				165
H 7.10（第1次募集）	280	202	326	30	838
H 8. 7（第2次募集）	190	112	655	30	987
H 9. 2（第3次募集）	938	53	583	30	1,604
H 9. 9（第4次募集）	760	702	721	30	2,213
H10. 4			240		240
H11. 4		209			209
H11. 5	203				203
H11.10		227		24	251
H11.11	136				136
H12. 4		139			139
H12. 5	131				131
計	2,803	1,644	2,525	144	7,116

（５）家賃

震災で家財等の資産が消滅し、家賃負担能力が著しく低下した被災者が恒久住宅へ円滑に移行し、生活再建できることが必要である。このため、入居者が無理なく負担できる家賃とするために収入、住宅の規模、立地など新公営住宅法による応能応益家賃の考えから現行家賃を減額することとし低所得者には5年間一層の家賃低減を行うこととした。具体的には、1DKで6,000円台まで減額することとした。

この制度は、災害公営住宅の供給開始から5年間とし、最も早いものは、平成13年9月でうち切られることとなっていた。しかし、全国的な景気低迷による雇用情勢は依然厳しく、特に被災地においてはより深刻なことから、被災者の生活再建にはほど遠いのが現状である。

このことから、県及び被災各市町とともに助成期間の延長、制度の充実について要望を行ってきた結果、現行制度の基準を見直した上でさらに5年間期間を延長する方針が決まった。

減免後の家賃表（新築住宅）

入居者の収入及び住宅の規模・立地に応じて、それぞれ下欄に定める額に減免する。

（単位：円）

年間総収入金額				1DK	2DK	3DK	3LDK
1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	45㎡未満	45～60㎡	60～70㎡	70㎡以上
0 ～ 890,000	0 ～ 1,270,000	0 ～ 1,667,999	0 ～ 2,231,999	6,600	8,300	10,800	12,500
890,001 ～ 1,130,000	1,270,001 ～ 1,510,000	1,668,000 ～ 2,031,999	2,232,000 ～ 2,571,999	11,100	13,900	18,000	20,800
1,130,001 ～ 1,370,000	1,510,001 ～ 1,831,999	2,032,000 ～ 2,371,999	2,572,000 ～ 2,915,999	15,500	19,400	25,200	29,100

年間総収入金額				1 D K	2 D K	3 D K	3 L D K
1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	45㎡未満	45～60㎡	60～70㎡	70㎡以上
1,370,001 ～ 1,610,000	1,832,000 ～ 2,171,999	2,372,000 ～ 2,715,999	2,916,000 ～ 3,259,999	19,900	25,000	32,400	37,500
1,610,001 ～ 2,367,999	2,172,000 ～ 2,911,999	2,716,000 ～ 3,451,999	3,260,000 ～ 3,947,999	22,200	27,800	36,100	41,700
2,368,000 ～ 2,883,999	2,912,000 ～ 3,423,999	3,452,000 ～ 3,923,999	3,948,000 ～ 4,395,999	27,000	33,700	43,800	50,600
2,884,000 ～ 3,311,999	3,424,000 ～ 3,823,999	3,924,000 ～ 4,295,999	4,396,000 ～ 4,771,999	31,900	39,900	51,800	59,800
3,312,000 ～ 3,675,999	3,824,000 ～ 4,151,999	4,296,000 ～ 4,627,999	4,772,000 ～ 5,103,999	36,800	46,000	59,800	69,000

注．山口町を除く全市

給与所得で所得のある者が1人で特別控除対象者がいない世帯の場合
 現行制度（当初の5年間が対象）による

（6）管理

災害公営住宅や再開発系住宅の大量供給により、市営住宅管理戸数は平成12年3月末には9,964戸となった。市営住宅の管理は、従来は事業部門別になされており、管理内容、方法も事業ごとに異なっていたところを、平成12年度より、供給のあり方や高齢者への対応なども含め、管理の一元化など管理体制の見直しを図った。

（7）災害公営住宅等供給一覧

（平成12年3月末現在）

事業主体	団地名称	供給戸数	供給時期	備 考
災害公営 住 宅 (市 営)	シティハイツ西宮北口	124	H 7.10	借上げ
	岡田山	65	H 8. 8	
	樋ノ口町2丁目	155	H 8. 8	
	上ヶ原三番町	12	H 8.10	
	山口町	24	H 9. 2	
	小松北町1丁目	77	H 9. 3	
	西宮浜4丁目	349	H10. 3	買取り
	高須町1丁目	400	H10. 4	
	甲子園口6丁目	282	H11. 3	
	牝ヶフィールド 武庫川第2五番街	102	H10. 3	借上げ
	牝ヶフィールド 南甲子園	59	H10. 1	借上げ
	牝ヶフィールド 西宮丸橋町	52	H10. 3	借上げ
	上ヶ原四番町（再建設）	30	H 9. 3	
	上ヶ原七番町（再建設）	112	H 9. 3	
	上ヶ原八番町（再建設）	30	H 9. 3	
	小 計		1,873	
災害公営 住 宅 (県 営)	西宮北口高層	143	H 9. 4	
	西宮樋ノ口町鉄筋	21	H 9. 7	
	西宮浜高層	550	H10. 4	買取り
小 計		714		

事業主体	団地名称	供給戸数	供給時期	備考
再開発系 住宅	ルネシティ西宮津門	110	H 9.11	借上げ
	高畑町	200	H10. 3	
	薬師町	55	H10. 3	
	弓場町第1	36	H 9.10	
	弓場町第2	30	H11. 3	
	神明1号館	30	H 9. 6	
	神明2号館	152	H10.12	
	神明3号館	30	H10. 3	
	津田町	67	H11.11	
	中殿町	69	H11. 9	
小計		779		

注．借上げ・買取りはいずれも住宅・都市整備公団（現都市基盤整備公団）建設住宅を借上げ、買取りしたもの

2 - 2 特定優良賃貸住宅の供給

特定優良賃貸住宅は、住宅復興3ヶ年計画で災害復興準公営住宅として位置づけられ、主として中堅所得者層に対して良質な賃貸住宅を供給するために、国の特定優良賃貸住宅供給促進事業等を活用して供給されるもので、民間の土地所有者等の協力を得て、西宮タイアップ住宅(西宮市)20団地(484戸)、兵庫県民住宅(兵庫県)51団地(1,391戸)、合計71団地(1,875戸)を供給した。

入居募集に際しては住宅を失った被災者に対し優先入居を行った。また被災者に対しては通常制度による家賃補助に加え平成8年度～11年度まで家賃補助の増額を行った。

建設補助及び家賃補助の総計

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H 7	32,370	16,185				16,185
H 8	202,027	98,947				103,080
H 9	1,137,693	544,829				592,864
H 10	268,437	131,538				136,899
H 11	263,414	127,312				136,102
H 12	236,682	112,581				124,101
H 13	209,586	100,866				108,720
H 14	192,286	91,866				100,420
H 15	175,106	85,019				90,087
計	2,717,601	1,309,143	0	0	0	1,408,458

3 . 民間住宅の復興支援

3 - 1 融資制度

災害公営住宅などの供給のほかに、被災した民間住宅の復興を支援するため、平成7年3月に西宮市個人住宅資金融資あっせん特例制度をスタートし、その後、融資限度額の引き上げ、利率の引き下げ、バリアフリー住宅などへの割増融資の実施など制度の改善を行ってきた。

また、受付期限についても、当初、平成10年3月31日までとしていたものを、延長を重ね平成14年3月31日までとした。

このほか、被災した住宅を補修、増改築する場合を対象とする西宮市住宅整備資金融資あっせん特例制度も平成7年3月に実施を始め、平成7年10月には被災者用の賃貸住宅の建設促進と入居支援を図る西宮市民間賃貸住宅資金融資あっせん制度、被災学生用の賃貸住宅の復旧支援を図る西宮市被災

学生用住宅再建支援融資あっせん制度を各々開始した。

加えて、平成9年5月には住宅ローンの利用が困難な高齢者の自己の不動産の担保力を前提とした住宅の再建を支援する、西宮市高齢者住宅資金融資あっせん特別制度を始めるなど相次いで制度を創設し、民間住宅の再建支援を図ってきた。

制度名	融資等要件	融資等限度額	返済期間	融資等利率
住宅金融公庫 災害復興住宅 融資	災害により被害を受けた住宅の所有者が自ら居住するための住宅で基準に合致するものの建設、購入 申込期間(H7.5.1～14.3.31)	非木造 1,160万円 木造 1,100万円	35年以内	1.70%
	災害により被害を受けた住宅の所有者が自ら居住するための住宅で基準に合致するものの補修 申込期間(H7.5.1～14.3.31)	非木造 640万円 木造 590万円	20年以内	1.70%
	被災地域において新たな被災者向けファミリー賃貸住宅の建設 申込期間(H7.5.1～14.3.31)	非木造 1,160万円/戸	35年以内	1.70%
	被災地域において新たな学生向け独身世帯用賃貸住宅の建設 申込期間(H7.5.1～14.3.31)	非木造 1,160万円/戸	35年以内	1.70%
ひょうご県民 住宅復興ロー ン	被災し兵庫県内で住宅を建設または購入、もしくは県内の持家の補修 申込期間(H7.5.1～14.3.31)	800万円	25年以内	1.70%
西宮市個人住 宅資金融資あ っせん特例	被災者が市内で自ら居住する住宅を建設または購入 申込期間(H7.3.15～14.3.31)	1,500万円	25年以内	2.90%
西宮市住宅整 備資金融資あ っせん特例	被災者が市内の自ら居住する住宅を補修、増改築 申込期間(H7.3.15～14.3.31)	600万円	10年以内	2.50%
西宮市民間賃 貸住宅資金融 資あっせん	市内で被災者用賃貸住宅を建設 申込期間(H7.10.1～10.3.31)	1億円 (800万円/戸)	25年以内	3.00%
西宮市被災学 生用住宅再建 支援融資あ っせん	市内で被災学生用の賃貸住宅を建設 申込期間(H7.10.1～10.3.31)	1億円 (300万円/戸)	25年以内	3.00%
西宮市高齢者 住宅資金融資 あっせん特別 制度	65歳以上の被災者が自己の不動産の処分を前提に住宅を再建 申込期間(H9.5.12～14.3.31)	1,500万円	25年以内	3.50%
住宅資金等貸 付	同和地区の被災者が住宅を新築、宅地取得、住宅改修 申込期間(H7.4.1～9.3.31)	住宅新築 990万円 宅地取得 730万円 住宅改修 490万円	25年以内	3.30%

注．融資限度額、融資利率などは平成13年3月1日現在

平成13年度の窓口受付期間は平成14年3月29日まで（以下同）

3 - 2 利子補給等

(1) 利子補給等の制度

被災住宅の復興に対する利子補給制度については、阪神・淡路大震災復興基金の事業として平成7年7月に受付を開始し、その後対象範囲が拡大された。

被災した高齢者が融資を受けずに自己資金を取崩し、住宅を再建した場合に、基金で支援する高齢者住宅再建支援事業補助制度を、平成10年2月から実施し、平成14年3月31日まで受付期間が延長されている。

(2) 家賃補助制度

阪神・淡路大震災復興基金を実施主体とし、県下各市町が窓口となっている民間賃貸住宅家賃負担軽減事業は、震災によって住宅を失った被災者が民間賃貸住宅に入居した場合に家賃の初期負担の軽減を目的として、平成8年10月に事業を始めたもので、当初平成11年度までの4年間の家賃補助を行なう予定で開始した。

その後、面積要件及び設備要件を撤廃し、県外の民間賃貸住宅も補助対象に加え、補助額も年次的に減額するところを平成11年度末までは月額30,000円を限度として一定とし、補助の受付期間を平成11年度末まで、補助期間も平成12年度末まで各々延長を行なった。

また、平成12年4月には補助金の額について月額20,000円を限度に拡充するとともに補助期間を1年間延長し、平成13年度は月額10,000円を限度として補助することとなった。

なお、平成14年度以降については、一定以下の所得の世帯を対象に、補助額を月額10,000円を限度として平成17年度までの4年間の延長を行う予定である。

制 度	要 件	利子補給又は補助の期間
被災者住宅再建購入支援事業補助 県市単独住宅融資利子補給 申込期間(H7.7.1~H14.3.31)	被災者向けの住宅資金融資を受け新たに住宅を再建購入する被災者で一定の条件に合致する場合	融資残高に対し5年間(公庫等2.5%以内、県・市1.65%民間1.925%以内)面的整備事業等区域内は6~10年間もあり
被災マンション建替支援利子補給 申込期間(H7.7.1~H14.3.31)	住宅金融公庫(以下「公庫」という)の災害復興資金融資等を受け被災した分譲マンションを再建する場合	融資残高に対し5年間(公庫等2.5%以内、民間1.925%以内)6~10年間(公庫等1%、民間0.5%)
大規模住宅補修利子補給 申込期間(H8.10.1~H12.3.31)	大規模住宅補修を受けるため、被災者向け住宅融資を500万円以上借入れた場合	融資残高に対し5年間(公庫等2.5%以内、県・市1.65%以内、民間1.925%以内)
被災マンション共用部分補修支援利子補給 申込期間(H7.12.1~H12.3.31)	公庫の災害復興住宅資金融資(借入額が100万円/戸以上のものに限る)を受け、被災分譲マンションの共用部分の補修を行う管理組合等に対し利子補給	融資残高(限度額830万円/戸)に対し、当初5年間2.5%以内、6~10年1%
被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進利子補給 申込期間(H7.11.1~H12.3.31)	公庫から建設資金を受け、被災地域において新たに被災者向けファミリー賃貸住宅を供給する事業者に対し利子補給	融資残高(限度額有)に対し5年間1%
住宅債務償還特別対策助成事業(二重ローン対策事業) 申込期間(H7.12.1~H14.3.31)	被災時に住宅ローンの未償還残高があり再建のため新たにローンを利用した人で一定の条件を満たす場合	ローンの残高に対し5年間(新規住宅ローン残高の3%又は既住宅ローンの残高に年収による区分に定める額のいずれか低い額)

制 度	要 件	利子補給又は補助の期間
高齢者特別融資利子補給 申込期間(H9.2.1~H14.3.31)	高齢者向け特別融資(不動産活用型)を受け住宅を再建した被災者で一定の条件に合致する場合	融資残高に対し10年間 3.0%
高齢者住宅再建支援事業 申込期間(H10.2.1~H14.3.31)	被災した高齢者が融資を受けずに自己資金を取崩し、自らが居住するための住宅を建設・購入または大規模な補修を行った場合補助する	建設・購入 57万円が限度 補修 29万円が限度
民間賃貸住宅家賃負担軽減事業 申込期間(H8.10.1~H12.3.31)	震災で住宅を滅失した被災者が民間賃貸住宅等に入居した場合の家賃を軽減する。収入制限あり。	限度額(月額) 平成11年度まで 3万円 平成12年度 2万円 平成13年度 1万円 補助期間について延長予定
民間賃貸住宅資金融資利子補給及び家賃助成制度(西宮市) 申込期間(H7.10.1~H10.3.31)	・利子補給 被災した高齢者等が入居した場合、所有者に利子補給する ・家賃助成 被災した低所得者が入居した場合、家賃助成をする	・利子補給 融資残高に対し5年間2% ・家賃助成 初年度3万円(2年目以降10%ずつ減少)10年間

3-3 市の住宅再建資金融資あっせん等の実行件数

上記制度のうち市の制度(市が受付し阪神・淡路大震災復興基金に経由したものを含む)の実行件数は表のとおりである。

年度別実行件数

(単位:千円)

制度 年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	計
個人住宅資金融資(特例)	11件 141,000	971件 11,243,000	1,436件 18,040,000	1,030件 13,700,700	463件 5,662,000	212件 2,631,200	4,123件 51,417,900
住宅整備資金融資(特例)		638件 2,594,240	109件 454,100	44件 206,500	7件 31,000	0件 0	798件 3,285,840
民間賃貸住宅資金融資		6件 36戸 260,000	8件 33戸 242,200	10件 57戸 406,000	1件 2戸 16,000	- -	25件 128戸 924,200
被災学生用住宅再建支援融資		1件 10戸 30,000	2件 17戸 61,000	2件 27戸 81,000	0 0	- -	5件 54戸 162,000
高齢者住宅資金融資				3件 31,000	3件 45,000	1件 10,000	7件 86,000
高齢者住宅再建支援事業				建設・購入 549件 補修 183件 計 732件	建設・購入 513件 補修 222件 計 735件	建設・購入 216件 補修 82件 計 298件	建設・購入 1,278件 補修 487件 計 1,765件
民間賃貸住宅家賃負担軽減事業			市内1,230件 県外 0件 計 1,230件	市内1,110件 県外 378件 計 1,488件	市内 710件 県外 156件 計 866件	市内 357件 県外 84件 計 441件	市内3,407件 県外 618件 計 4,025件
住宅資金等貸付		新築 26件 宅地取得 2件 住宅改修14件	新築 12件 宅地取得 0件 住宅改修 0件				新築 38件 宅地取得 2件 住宅改修14件

市融資関係事業費

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	1,631,842	79,705		238,900		1,313,237
H 8	1,894,606	29,807		89,300		1,775,499
H 9	1,981,900					1,981,900
H10	2,003,500					2,003,500
H11	1,821,900					1,821,900
計	9,333,748	109,512	0	328,200	0	8,896,036

3 - 4 開発事業に関する指導要綱等の規制緩和

阪神・淡路大震災によって、生活の基盤となる住宅に甚大な被害がもたらされた。住宅の復興が緊急課題であることから、公営住宅の建設を進めるとともに民間住宅の供給を促進し、まちの活性化を図る措置が必要となった。

このため、開発事業に関する指導要綱、小規模住宅等指導要綱の規制を緩和することとし、平成 7 年 8 月 1 日から次のとおり両要綱の規定を改正した。

開発事業に関する指導要綱においては、公営住宅並びに住宅・都市整備公団(現都市基盤整備公団)が行う住宅建築(民営賃貸用特定分譲住宅制度によるものを除く。)及び兵庫県住宅供給公社が行う住宅の建築については、適用を排し、また、開発整備協力金及び集合住宅の建築戸数規制を廃止した。さらに、公園・緑地の整備基準についても公園提供を必要とする面積基準を引き上げるなど見直しを行った。

小規模住宅等指導要綱においては、集合住宅及び長屋住宅に係る建築戸数制限を廃止した。

3 - 5 西宮・復興住宅メッセ

狭小または未接道敷地での住宅再建のほか、耐震・耐火などに優れた住宅の新築、建替え、協調化・共同化建替え、アパートの再建、土地活用など市民の住宅復興を支援するため、兵庫県西宮総合住宅相談所と協力し、住まいづくりからまちづくりまでの総合的な住宅情報拠点として、平成 7 年 12 月に西宮北口駅近傍に西宮・復興住宅メッセを開設し平成 10 年 3 月まで業務を行った。当メッセは、相談から設計、施工、完成までを、協賛企業(8社+4JV)の協力のもとに行い、西宮市、阪急電鉄(会場敷地及びメッセ建物所有)及びコンサルタントの 3 者で構成された西宮・復興住宅メッセ運営委員会によって運営され、この運営費は本市からの委託業務費(会場借上げ費に充当)のほか、協賛企業からの参加一時金及び運営協賛金によった。

来場者...2,928 組(月平均 104 組)

来場目的別内訳	
融 資 相 談	1,174 組
戸 建 住 宅	1,039
モデルハウス見学	291
土地活用・集合住宅	70
そ の 他	354

実績

	建築相談件数	計画案提出件数	見積依頼件数	契約成立件数
戸建住宅	229 件	128 件	38 件	10 件
土地活用・集合住宅	70	35	15	5
西宮 H O P E 住宅モデルハウスの建設・展示 (展示期間：H9.3.20～H9.12.26 展示場所：安井町 4-37)				

3 - 6 民間住宅の建設状況

震災から平成 12 年 3 月 31 日までの建築確認戸数は 51,950 戸であり、震災による市内の住宅減失戸数を 2 万戸上回っている。この数は市内の震災前の建築確認戸数の年平均 4,000 戸に比べ 2.5 倍に達する。

建築確認戸数を年度別に見ると、専用住宅は震災から平成 8 年 3 月 31 日までで 7,212 戸、そのうち申請手数料を減免された被災分は 5,657 戸で、全体の 78% を占めていたが、平成 8 年度では前年の半分以下(6,754 戸から 3,024 戸)であり、特に被災分については 4 分の 1 以下(5,404 戸から 1,214 戸)となり戸建住宅の再建の速さを物語っているといえる。平成 15 年度では、平成 7 年度の 27%(6,754 戸から 1,835 戸)被災分については 1%未済(5,404 戸から 2 戸)と平成 7 年度をピークに大きく減少した。

一方、共同住宅・長屋では、震災から平成 8 年 3 月 31 日までの建築確認戸数は 10,780 戸に達し、そのうち被災分は、4,354 戸で 40% にすぎない。また、平成 8 年度には前年度を上回る 11,219 戸(うち被災 2,889 戸、26%)に達したが、共同住宅・長屋についても専用住宅と同様に平成 8 年度をピークに大きく減少した。

震災後の 5 年間の建築確認戸数全体では、専用住宅 15,869 戸(うち被災 8,076 戸、51%)、共同長屋住宅 35,504 戸(うち被災 8,002 戸、23%)となり、専用住宅は被災住宅の再建が中心であったが、共同住宅・長屋では被災以外の新築マンションの大量供給となっていて、新築マンションの大量供給の傾向は、現在も続いている。

平成 12 年以降については、震災による影響は、ほとんど見られなくなっている。

建築確認申請に基づく住宅建設予定戸数(地震から平成 16 年 3 月末現在) (単位:戸)

年度	専用住宅		併用住宅		共同・長屋		計		うち、賃貸マンション戸数
	全体	被災分	全体	被災分	全体	被災分	全体	被災分	
H 6	458	253	21	15	333	67	812	335	288
H 7	6,754	5,404	285	237	10,397	4,287	17,436	9,928	7,144
H 8	3,024	1,214	127	64	11,219	2,889	14,370	4,167	5,101
H 9	2,009	480	88	38	6,409	419	8,506	937	3,288
H10	1,826	407	38	10	2,830	251	4,694	668	1,375
H11	1,802	313	20	5	4,525	92	6,347	410	1,623
H12	1,849	62	24	3	3,585	148	5,458	213	1,537
H13	1,586	9	31	1	3,251	3	4,868	13	926
H14	1,682	3	26	0	2,150	0	3,858	3	1,038
H15	1,835	2	31	1	3,416	10	5,282	13	729
計	22,825	8,147	691	374	48,115	8,166	71,631	16,687	23,049

2節 福祉・保健・医療の充実

1. 福祉・医療施設の被災状況

(1) 福祉施設の被災状況

施設等名称		主な損壊箇所・被災状況
高齢者福祉施設	養護老人ホーム寿園	園庭・駐車場の地盤陥没、受水槽・冷暖房設備等損壊他
	軽費老人ホーム雅楽荘	外壁クラック、食堂内壁破損・床沈下、風呂ボイラー等破損
	鳴尾老人福祉センター	ネットフェンス・門扉・空調設備破損他
障害者・児福祉施設	知的障害児通園施設 北山学園	入口・玄関陥没、療育棟犬走り陥没他
	身体障害者福祉センター (A型)	外構タイルクラック、地盤沈下に伴う排水設備損傷他
	知的障害者通所更生施設 いずみ園	壁タイル欠損、建具破損等
	知的障害者小規模作業所 すずかけ第3作業所	水道管破損
児童福祉施設	鳴尾東保育所	液状化現象による一部沈下、外壁等亀裂、備品倒壊他
	その他保育所	外壁等亀裂、給排水管破損、備品倒壊他
	児童館	玄関扉等破損(鳴尾)、玄関階段踊場破損(浜脇)
	児童センター	エアコン倒壊(大社)、外構破損(高須)、 倉庫扉破損(塩瀬)
	大社育成センター	建物傾斜、外構破損(全壊)
	その他育成センター	漏水(樋ノ口・平木)、階段破損(北夙川)

(2) 医療機関の被災状況

市内の医療機関

区分	被災時の医療機関の状況		被災した医療機関の数		被災により入院機能停止となった病院の病床数
	施設数	病床数	全壊	半壊	
公的病院	2	706	0	0	0
民間病院	20	4,497	1	3	116
一般診療所	354	-	27	58	-
歯科診療所	217	-	1	23	-

中央病院

震災直後に電気、ガス、水道等のライフラインが途絶し、入院患者と次々に運び込まれる多くの救急患者の対応で大混乱を呈した。しかし、被災当日に入院していた患者204人は当直の医師3人、看護婦15人など22人の当直職員と、急ぎ駆け付けた医師らによる適切な処置により死者・負傷者等の人的被害はなかった。

建物は、各階の壁すべてにクラックが走り、随所で壁の崩落や床の亀裂、窓ガラスの破損を生じた。院内の棚、保管庫はほとんど倒れ、手術室、外来診察室でも診療器具が破損散乱した。また、中央処置室、MRI棟では一部地盤が陥没したため配管類も損傷した。

設備面では、エレベータ-3基が使用不能になり、カルテ等保管用スタックランナ-等が倒壊により損傷したが、MRI、CT等医療機器に被害はなかった。

震災で被災したライフラインのうち、電気は1月17日の午前9時30分に復旧、ガスも1月中に回復し、高架水槽、給排水管等の応急復旧工事により水道も2月3日に回復し、ライフラインは完全復旧した。

これにより、院内の各配管類の点検を行い、2月3日から給水、給湯も再開、また2月9日から手術室も使用可能になり、病院機能が回復し平常どおりの診療態勢が整った。

建物、設備面の修理・復旧は、平成6年度にエレベーター3基の復旧及びカルテ保管用スタックラナ等の修理、中央処置室及びMRI棟の地盤陥没箇所の補修、高架水槽の取替工事を、平成7年度に建物損傷部分の壁、床等の補修及び塗装替え等の復旧工事を完了した。

なお、高架水槽取替工事、一般空調系統他冷温水管更生工事、建物損傷部分の壁や床の亀裂補修は、「阪神淡路大震災に対処するための特別財政援助及び助成に関する法律」の対象事業として、国の災害復旧事業の採択を受け実施した。

震災時における救急患者の受け入れ (単位：人)

年 月 日	救急患者数	うち入院患者数
H7.1.17 ~ 1.31	2,422	178
2. 1 ~ 2.28	995	148
3. 1 ~ 3.38	1,171	104
計	4,588	430

復旧事業費 (単位：千円)

内 容	事業費	企業債	国庫補助金	一般財源
平成6年度 高架水槽取替、エレベーター復旧工事等	38,315	4,600	17,281	16,434
平成7年度 建物内部壁、床等復旧工事等	168,251	35,200	102,584	30,467
合 計	206,566	39,800	119,865	46,901

復旧事業費 (単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 6	38,315	17,281		4,600		16,434
H 7	168,251	102,584		35,200		30,467
計	206,566	119,865	0	39,800	0	46,901

2. 福祉ニーズへの対応

2-1 地域福祉活動の推進

震災発生直後から、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの協力を得ながら、ホームヘルパー派遣世帯、訪問指導対象者などの福祉サービス受給者、福祉施設および入所者、高齢者、障害のある人などの安否確認や被災状況把握に努めた。また、車イスの緊急貸出、入浴サービスの日常生活への援助、緊急ショートステイの実施、病院への移送・入院、ホームヘルパーの派遣、在宅の要援護者に対する生活物資の配布などの支援活動を実施した。

震災を契機として、互いに支え合い、助け合うコミュニティの重要性が認識され、近隣住民および自治会や婦人会・老人クラブなどの地域諸団体の見守りや助け合いなど、日常のコミュニティ活動がますます重要となってきた。

また、何らかの援助を必要とする人たちが、仮設住宅から災害復興住宅への転居や自宅の再建など

により新しい地域社会で自立した生活を営むには、公的なサ - ビスとともに、地域での見守りや助け合いなどの福祉活動による支援が重要である。

さらに、地域住民の積極的かつ主体的な参加を通じて、福祉に対する関心と理解を深めることにより、それぞれ個性のある地域に根ざした地域福祉の形成を推進していく。

(1) 震災後の重度障害者・高齢者の生活状況調査 (実施期間 平成 7 年 3 月 1 日 ~ 15 日)

平成 7 年 3 月に、在宅の高齢者・障害のある人の生活状況の把握と適切な対応を図るため、社会福祉協議会と福祉局が連携し、民生委員・児童委員、ボランティアなどの協力を得て、重度障害者 3,944 名、65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等 5,076 名の生活状況調査を実施した。

緊急対策を必要とするケースに対しては早急に対応を図るとともに、可能な範囲でボランティア派遣的サ - ビスや情報の提供等を行った。調査した対象者の中で高齢者 36 件、障害のある人 36 件、合計 72 件に緊急対応が必要であった。他方、緊急度のやや低いケース、継続的な見守りが必要なケースは、高齢者 262 件、障害のある人 322 件の計 584 件であった。特に、高齢者 262 件のうち、184 件がひとり暮らしの世帯であった。

(単位 : 人 . %)

区分	対象人員	家族			介護者			居住状況							
		有	独居	空	有	無	空	自宅	避難所	施設	知人親戚	病院	仮設	その他	空
高齢者	5,076	14.0	54.8	31.3	17.7	26.3	56.0	54.6	2.2	0.8	16.8	4.0	0.5	3.9	17.1
重度障害者	3,944	68.0	6.7	25.3	53.8	12.1	34.2	61.2	1.6	1.3	8.0	8.7	0.7	4.0	14.5

区分	対象人員	困りごと						身体状況				ボランティアの援助			緊急	要介護
		住宅	経済	ライフ	ケガ病気	マルチ	その他	変わらない	やや悪くなった	悪くなった	空	有	無	空	有	有
高齢者	5,076	4.3	1.3	2.9	5.2	3.2	3.2	45.6	10.9	3.9	39.6	4.8	42.7	52.5	0.7	5.2
重度障害者	3,944	3.6	1.7	3.6	3.2	4.6	6.3	47.1	12.7	5.1	35.2	4.9	46.7	48.4	0.9	8.2

(2) 地域型応急仮設住宅への介護員等の派遣事業

地域型応急仮設住宅 9 棟に介護員や看護婦などを派遣し、日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害のある人に、身体介助サービスの提供や生活相談に応じるなど生活の支援を行った。ピーク時 143 人が入居していたが、自宅再建や災害公営住宅への入居などで平成 10 年 7 月 10 日には全員が退去し、事業を終了した。

同事業の実施により、日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害のある人の安否の確認ならびに孤独の解消などの成果があった。

地域型応急仮設住宅一覧表

場 所	開 所 日	入居可能戸数
川 添 町	H 7. 6. 1	6 戸
学文殿町 2 丁目	7. 6. 1	12
上 田 西 町	7. 6. 10	19
甲子園浦風町	7. 6. 10	19
東 町 2 丁 目	7. 6. 10	19
羽 衣 町	7. 6. 10	23
甲子園 7 番町	7. 7. 1	19
北 口 町	7. 7. 1	23
松 生 町	7. 11. 10	23
計		163 戸

(3) ふれあいセンタ - の設置

ふれあい交流を通じ、高齢者等の心身のケアを行い、自立支援及びコミュニティ形成の場等を提供するため、ふれあいセンタ - を50戸以上の応急仮設住宅建設地に設置した。

ふれあいセンタ - は、12カ所設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員はじめ地域団体、仮設住宅入居者により構成された管理運営委員会が管理運営を行い、仮設住宅入居者のコミュニティ活動に利用された。

平成10年10月1日からは、仮設住宅解消計画及び仮設住宅入居者の災害復興住宅への転居状況や実際の入居状況等の整合性を図り、又、各ふれあいセンタ - 管理運営委員会とも十分協議しつつ、ふれあいセンタ - を閉所していった。

ふれあいセンタ - 一覧

名 称	所 在 地	開所日	閉所日
瓦林ふれあいセンタ -	西宮市上甲子園3丁目7	H 7. 8.16	H11.6.30
枝川Aふれあいセンタ -	" 枝川町20	H 7. 8.27	H11.6.30
枝川Bふれあいセンタ -	" 枝川町20	H 7. 8.27	H11.3.31
名塩ふれあいセンタ -	" 東山台3丁目44	H 7. 9.10	H11.3.31
鳴尾浜ふれあいセンタ -	" 鳴尾浜1丁目5	H 7. 9.16	H11.3.31
西宮浜ふれあいセンタ -	" 西宮浜3丁目浜	H 7. 9.24	H11.6.30
河原町ふれあいセンタ -	" 河原町57	H 7.10.18	H11.6.30
高須町ふれあいセンタ -	" 高須町2丁目1	H 8. 1.29	H11.3.31
川添町ふれあいセンタ -	" 川添町6	H 8.10.16	H11.3.15
芦原地区ふれあいセンタ -	" 神祇官町2 - 3	H 9. 1. 9	H11.6.30
高畑町ふれあいセンタ -	" 高畑町2 - 69	H 9. 7. 7	H11.1.22
能登町ふれあいセンタ -	" 能登町14 - 16	H 9. 8. 1	H11.3.15

(4) 民生委員・児童委員の増員と活動促進

震災発生時、民生委員・児童委員は、高齢者や障害のある人などの安否確認や被災状況把握に努めた。震災時の友愛訪問や見守り活動の件数は、前年度の6万件に比べ、9万7千件と3万件以上増加した。

また、応急仮設住宅に居住する高齢者や障害のある人などの相談や生活支援など、震災による要援護者の生活安定のため、平成7年8月1日付で6名、同年12月1日付で15名、合計21名を増員し、総数613名の体制により、行政機関との連携を保ちつつ、被災住民の見守り活動や支援活動を行った。

さらに、応急仮設住宅から災害公営住宅への転居や西宮浜マリナパ - クシティのまちびらきなどに対応するため、平成10年12月1日付で44名を増員し、災害公営住宅における高齢者や障害のある人などへの見守りや友愛訪問などの支援活動の充実を図った。

今後は、日頃から見守りや安否確認を必要とする高齢者等の実態把握を行うほか、民生委員・児童委員を中心に、災害時や緊急時のそれぞれの場合に応じた地域での安心（見守り）ネットワークづくりを推進するとともに、個人情報保護に配慮した上で、消防・防災など関係機関との情報連携に取り組む。

(5) 生活復興相談員事業

応急仮設住宅等から災害公営住宅等へ移転した被災者を支援するために、兵庫県が制度化した「生活支援マネジメントシステム」の一環として、平成9年11月より生活復興相談員による訪問活動を展開した。災害公営住宅等を個別訪問することにより、被災者の生活再建のための具体的な相談や生活支援のための情報提供、関係機関等との連絡調整などを行っている。

(6) 高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）における生活援助員派遣事業

災害公営住宅のうち市営住宅 168 戸、県営住宅 128 戸については、福祉と住宅担当部門が連携し、緊急通報システムや安否確認システムを組み込んだ高齢者世話付き住宅として整備を行い、生活援助員を派遣し、生活指導・相談や緊急時の対応を行っている。

また、入居者同士や近隣住民との交流などを通じ、仲間づくりや生きがいを持って安心して生活できるように、平成 9 年 4 月から生活援助員が地域の老人クラブやボランティアの協力を得て、各種生きがい交流事業を実施している。

生活援助員派遣一覧

住 宅 名	シルバーハウジング戸数	生活援助員	開 所 日
市営樋ノ口町 2 丁目	18 戸	1 名	H 8.10
県営樋ノ口町 2 丁目	12		9.10
市営西宮浜 4 丁目	60	1	10. 4
県営西宮浜 4 丁目	116	2	10. 4
市営高須町	60	1	10. 4
公団高須町	30	1	10. 4
計	296 戸	6 名	

(7) 高齢者等配食サービス事業の実施

平成 9 年 1 月より 2 地区（鳴尾・甲東）で、援護を要する高齢者などを対象に、社会福祉協議会に委託して地域の協力を得て高齢者などの見守り活動もあわせて、週 2 回の配食サービス（昼食）をモデル実施した。平成 10 年 9 月からは 2 地区（浜脇・春風）を追加してモデル地区を拡大した。

平成 12 年度下半期からは、生活援助型食事サービスとして、民間事業者を活用して週 5 回の配食サービス（昼食）を全市で実施している。

2 - 2 在宅福祉サービスおよび施設サービスの充実

震災による要援護者の増大と在宅介護を必要とする人々のニーズに対応するため、ホ - ムヘルプサービスやショ - トステイ、デイサービスの 3 本柱を中心とした在宅福祉サービスの拡充・強化を図るとともに、特別養護老人ホームなどの整備促進に努めている。

事業名称	年度	H 6	H 11
ホ - ムヘルプサービス		42,942 回 / 年	136,654 回 / 年
デイサービス		13,067 回 / 年	52,919 回 / 年
ショ - トステイ		14,171 日 / 年	22,512 日 / 年
事業名称	年度	H 6	H 11
老人訪問看護		4,519 回 / 年	44,470 回 / 年
特別養護老人ホ - ム		302 床	692 床
老人保健施設		246 床	654 床
在宅介護支援センター		2 力所	9 力所
ケアハウス		0 床	65 床
訪問看護ステ - ション		1 力所	14 力所

(1) デイサービスセンター等の整備

・高須デイサービスセンター等整備事業（平成8～9年度） 高須町1丁目において、老人デイサービスセンターB型と図書館分室を複合整備し、平成10年4月に開所した。
・今津南デイサービスセンター等整備事業（平成10年度） 今津巽町において、老人デイサービスセンターB型と地域集会施設を複合整備し、平成11年4月に開所した。
・芦原デイサービスセンター整備事業（平成11～12年度） 芦原町において、老人デイサービスセンターB型と身体障害者デイサービスセンターを整備し、平成12年10月に開所した。

(2) 特別養護老人ホーム等の整備

・老人保健施設整備事業（平成6～8年度） 林田町中央病院職員宿舎跡地に市立老人保健施設、在宅介護支援センター、病院職員宿舎等を複合整備した。平成8年8月末完成予定であったが、震災により大幅な工期の遅れを生じ、平成9年5月に開所となった。
・特別養護老人ホームにしのみや聖徳園等建設補助事業 段上町6丁目において社会福祉法人聖徳園が整備を行う特別養護老人ホーム及びショートステイ専用居室、ヘルパーステーション、老人デイサービスセンターB型・E型の複合整備事業に対し、所定の建設費補助を実施した。平成8年10月に開所した。
・特別養護老人ホーム西宮恵泉等建設補助事業 西宮浜3丁目において社会福祉法人明石恵泉福祉会が整備を行う特別養護老人ホーム及びショートステイ専用居室、ヘルパーステーション、老人デイサービスセンターB型・E型、在宅介護支援センター、ケアハウスの複合整備に対し、所定の建設費補助を実施した。平成10年4月に開所した。
・特別養護老人ホームにしのみや苑等建設補助事業 甲山町において社会福祉法人甲山福祉センターが整備を行う特別養護老人ホーム及びショートステイ専用居室、老人デイサービスセンターE型の複合整備事業に対し、所定の建設費補助を実施した。平成11年3月に開所した。
・特別養護老人ホーム名塩さくら苑等建設補助事業 名塩さくら台において社会福祉法人慈仁会が整備を行う特別養護老人ホーム及びショートステイ専用居室、老人デイサービスセンターB型・E型、在宅介護支援センターの複合整備事業に対し、所定の建設費補助を実施した。平成12年3月に開所した。
・特別養護老人ホーム（仮称）シルバーコースト甲子園等建設補助 枝川町東甲子園小学校跡地において社会福祉法人円勝会が整備を行う特別養護老人ホーム及びショートステイ専用居室、老人デイサービスセンターB型・E型、在宅介護支援センターの複合整備事業に対し、所定の建設費補助を実施する予定。平成13年4月に開所予定。

2-3 メンタルケアの実施

こころのケアセンターを平成7年6月に西宮保健所に仮開設し、平成7年9月12日に戸崎町に移転開設して、精神科医や心理相談員の電話や面接による相談の他、保健師が応急仮設住宅等への巡回訪問を行った。（平成7年度から平成11年度までの阪神・淡路大震災復興基金事業）

県事業「西宮こころのケアセンター」は平成12年3月31日をもって終了したが、本市が保健所設置市として精神保健福祉業務を実施するにあたり、当事業の重要性からも西宮こころのケアセンターを継承し、精神保健の予防・普及啓発事業として、こころのケア相談を実施している。

西宮こころのケアセンターで実施するこころのケア相談事業は、西宮心の健康協会に委託し、精神的な悩みやストレスを持つ市民の訴えを臨床心理士や精神科医師が電話や面接により相談に応じている。

こころのケアセンター相談内容

(単位：件)

内容	年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
経済・仕事・住宅問題		16	45	27	29	20	12	10	4	23
家族問題(意見・行動の相違等)		71	255	247	149	79	131	184	271	199
家族問題(病気・介護等)		30	56	69	52	61	211	186	176	182
身体症状		17	59	53	80	49	7	22	8	16
精神症状		247	510	454	393	248	581	563	694	817
対人関係		50	62	100	108	77	84	109	81	161
その他		59	90	100	181	79	146	111	122	139
計		490	1,077	1,050	992	613	1,172	1,185	1,356	1,537

2 - 4 健康の保持、増進

(1) 救護所及び仮設診療所の設置

避難所に104か所の救護所を設置し、救援の医療チームを中心に1,121班を編成し、最高時45,000人の被災者の救護にあたった。また、大規模な応急仮設住宅団地の内、近隣に医療機関が不足している西宮浜地区と東山台地区に医師会と会員医療機関の協力を得て、仮設診療所を開設した。(県事業)

医師会は、医療機関の早期診療再開を呼びかけ、1月21日には54%が開業した。また、市民に対して開業医療機関の情報提供を継続的に行った。

(2) 西宮市応急診療所の移転拡充

西宮市立休日応急診療所(戸崎町)の診療業務を平日準夜に拡充するため、平成8年4月に池田町に移転、名称も「西宮市応急診療所」に変更した。平日準夜は平成8年10月から診療を開始し、管理運営などを医師会と薬剤師会に委託している。

(3) 応急仮設住宅入居者等の健康・生活支援

西宮ふれあいネットワーク会議(事務局：社会福祉協議会)を、福祉、保健、医療、警察、消防等の関係者により設置し、被災者の健康・生活の支援体制の整備に努めた。

被災にかかると家庭訪問・健康相談・健康教育活動

市と県西宮保健所の保健婦により、精神障害者、難病患者、未熟児、自己の健康管理ができない人々を中心に、訪問活動やふれあいセンターを使用しての健康相談事業を実施した。

平成9年度より、健康アドバイザーを配置し、見守りを必要とする家庭の訪問活動を展開し、さらに、復興住宅の集会所等において医療相談・健康相談を実施している。

また、平成13年9月より、兵庫県看護協会が災害復興公営住宅で健康相談「まちの保健室」事業を開始している。

ふれあいセンター - 健康相談

(単位：人)

年度	瓦林	枝川	名塩	鳴尾浜	西宮浜	河原町	高須町	河添町	芦原地区	能登	合計
H7	16	134	20	100	9	38	8				325
H8	36	119	43	102	78	70	121	48	15	29	661
H9	120	163	48	77	108	119	125	67	16	52	895
H10	27	82			20						129
H11											0
H12											0
H13											0
H14											0
H15											0

公営住宅等への医療相談・健康相談

(単位：人)

年度	岡田山	小松北町	樋ノ口	県営西宮浜	市営西宮浜	市営高須	市営甲子園口6丁目	合計
H10	114	61	58	69	66	156		524
H11				27	19	51	128	225
H12							95	95
H13							77	77
H14							111	111
H15							122	122

健康アドバイザーの訪問活動〔平成9年9月～平成11年3月〕

(単位：日/人)

年度	訪問延べ日数	訪問延べ人数
H9	558	4,773
H10	1,146	9,173
計	1,704	13,946

被災者のための健診事業等

応急仮設住宅などで生活する市民を対象に、疾病の早期発見、治療、予防、健康回復を図るため、ふれあいセンター等で巡回検診を実施し、併せてその結果説明会を実施した。

応急仮設住宅および避難所への巡回訪問状況

(単位：回)

年度	避難所	市内仮設住宅	市外仮設住宅	合計
H7	3,782	12,457	1,668	17,907
8	-	7,969	2,690	10,659
9	-	5,940	1,604	7,544
10	-	313	5	318
11	-	58	0	58

受診・相談人数

(単位：人)

年度	基本検診	胃がん検診	肺がん検診	結核検診	健康相談	合計
H7	1,033	105	140	79	101	1,458
8	102	320	109	0	176	707
9	195	155	199	0	366	915
10	144	72	149	13	94	472

(4) 介護保険

平成12年4月1日の介護保険制度の開始に向けて、組織の設置、各種条例の指定、準備要介護認定等を行い、制度開始以降、保険料徴収時期の先送りなど円滑な制度導入のための措置、サービス利用を促進するための措置や低所得者対策など、部分的な修正を加えながら運営を行った。

経緯

年月日	事項
H9.10.1	「介護保険担当課長」を設置
H10.4.1	「介護保険担当部長」を設置
H11.4.1	「介護保険課」及び「介護認定課」を設置
10.1	準備要介護認定業務を開始

年月日	事項
H12. 3	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定
H12. 4. 1	西宮市介護保険条例及び施行規則施行 (H12年度～14年度における保険料率設定)
10. 1	介護保険料の徴収開始 (H13年9月まで保険料半額徴収)
H13. 10. 1	生活困難者に対する介護保険料減免開始 (H13年10月から保険料満額徴収)
H15. 3	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画改定
H15. 3. 25	西宮市介護保険条例改正 (H15年度～17年度における保険料率設定(保険料率据え置き))

準備要介護認定の状況 (単位: 件)

要介護状態区分	認定件数	平成16年3月末現在
要支援	2,671	
要介護1	2,875	
要介護2	1,624	
要介護3	1,220	
要介護4	1,033	
要介護5	1,189	
合計	10,612	

介護保険特別会計

(単位: 千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H12	9,392,415	2,067,522	1,041,255	0	4,775,794	1,507,844
H13	12,515,959	2,705,723	1,386,388	0	6,562,060	1,861,788
H14	13,546,182	2,920,198	1,574,959	0	6,995,118	2,055,907
H15	14,517,482	3,437,701	1,732,086	0	7,107,788	2,239,907
計	49,972,038	11,131,144	5,734,688	0	25,440,760	7,665,446

2-5 災害時の救急医療体制の強化

災害時における広域的な救急医療体制の強化を図るため、県内の自治体病院相互の応援協力体制として平成8年1月に「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」を締結、市消防局との専用電話回線の設置など情報通信体制の整備を行うとともに、市立中央病院では、災害時のバックアップ機能の整備として、平成8年度事業で復旧の早い中圧ガスを低圧ガスに変換するガス圧変換装置を設置し、救急医療機能の充実を図った。

今後の対応としては、震災当時、ガス、水道、電気等のライフラインの途絶により、適切な救急治療やレントゲン撮影、検査等の医療活動が十分にできず、手術を要する重篤患者を大阪方面の病院に転送するなど病院機能が十分果たせなかったことから、病院独自のライフラインの確保や、耐震、耐火性を有する手術室などの医療設備の整備を進めていく。

(単位: 千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H8	2,954			2,900		54
計	2,954	0	0	2,900	0	54

2 - 6 保健所の開設と保健センターの整備

(1) 西宮市保健所

平成6年に制定された「地域保健法」の主旨を踏まえ、平成6年8月に「西宮市地域保健対策検討委員会」を設置して、本市の実情にあった新しい地域保健・福祉対策の総合的な推進について検討した結果、西宮市が保健所の実施主体となって、地域保健における対人・対物サービスを積極的に展開することが復興に向かう市民の健康づくりと福祉の増進を図ることにつながり、21世紀のまちづくりにおいても大きな役割を果たすことになるとの考えに至った。

この考え方を基に、平成8年3月市議会で保健所政令市移行年次は平成12年4月を目標に県・市で協議を進めると表明し、平成10年4月に保健所設置担当課長を設置し、保健所政令市指定に向けて具体的な取り組みを進めた。平成11年4月に保健所設置準備室へと組織の拡充を行い、平成11年6月には12年4月より西宮市を保健所設置市とする内容の地域保健法施行令一部改正政令が公布された。平成11年12月市議会で西宮市保健所設置条例等関係条例の制定、12年3月市議会で西宮市食品衛生法の施行に関する条例等関係条例の制定を経て、平成12年4月1日保健所設置市へ移行し西宮市保健所を開設した。

開設に際しては、母子保健事業や老人保健事業などの担当課を統合し、対人保健組織を一元化したほか、「心のケア」を含めた健康づくりを推進するため、県の「西宮こころのケアセンター」事業を継承し、精神保健施策を重要課題と位置づけて充実強化を図っている。

(2) 地域保健福祉センターの整備

市民が身近なところで健康診査などの保健サービスや保健・福祉にかかる総合相談を受けられるよう、地域の状況を勘案しながら計画的に保健福祉センターの整備を進める。平成13年度に、阪急西宮北口駅北東地区の再開発ビル「ACTA西宮」内に、北口保健福祉センターを開設した。

地域健康福祉センターの整備事業費

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H13	51,338	502				50,836
H14	29,082					29,082
H15	29,082					29,082
計	109,502	502	0	0	0	109,000

3節 防災の体制づくり

1. 防災体制の確立

1 - 1 地域防災計画の見直しと災害の規模に対応した地域防災体制の確立

阪神・淡路大震災以前の本市における地域防災計画は、「昭和 36 年 6 月豪雨」及び「第 2 室戸台風」など風水害を想定した計画であった。

平成 7 年度に、阪神・淡路大震災を教訓として「西宮市地域防災計画」の全面的な見直しを行い、地震についても被害想定して、新たに「地震災害対策編」と「風水害等対策編」を策定し、平成 11 年度には「海上災害対策編」を、平成 15 年には「原子力災害対策編」を策定した。

また、地震が発生した場合に迅速かつ確な対応を行うことができるように『職員行動マニュアル』（地震発生から 24 時間）を作成するとともに、「地震発生時のとるべき行動」の周知徹底と人命優先の観点から災害対策本部の組織を見直し、人命救助隊を設け、人命救助隊に所属する職員に対し、人命救助研修を実施している。

1 - 2 他市等と連携した広域的な防災体制の確立

今回の震災において、市独自の対応には限界があった。このため災害時に相互援助を実施することを目的として、阪神 7 市 1 町における「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」の他に、三木市や吉川町などを含む 7 市 2 町の間で「災害時における相互応援協定」を締結している。

また、災害発生時に、迅速かつ安定した物資を供給できる事業者と「緊急時における生活物資の確保に関する協定」を締結し、食料及び生活必需品の確保を図ることとしており、現在 6 社と協定を締結している。

その他提携している協定

・消防協力隊の災害応急活動に関する協定 事業所の自衛消防隊が保有する資機材等を活用して消火・救急・救助活動を行う。
・災害時における放送要請に関する協定 緊急を要する場合でかつ、他の通信施設によることが著しく困難であり、その通信のため特に放送を必要とするときに放送を行う。
・災害情報等に関する放送の実施に関する協定書 災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象が発生し、又は発生するおそれがある場合に、西宮市地域防災計画に基づき、放送設備を使用して行う災害情報等に関する放送を実施する。
・兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定 災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力する。
・緊急時における仮設トイレの確保に関する協定 災害に際し、避難所等で必要とされる仮設トイレの確保を図ることを目的とする。

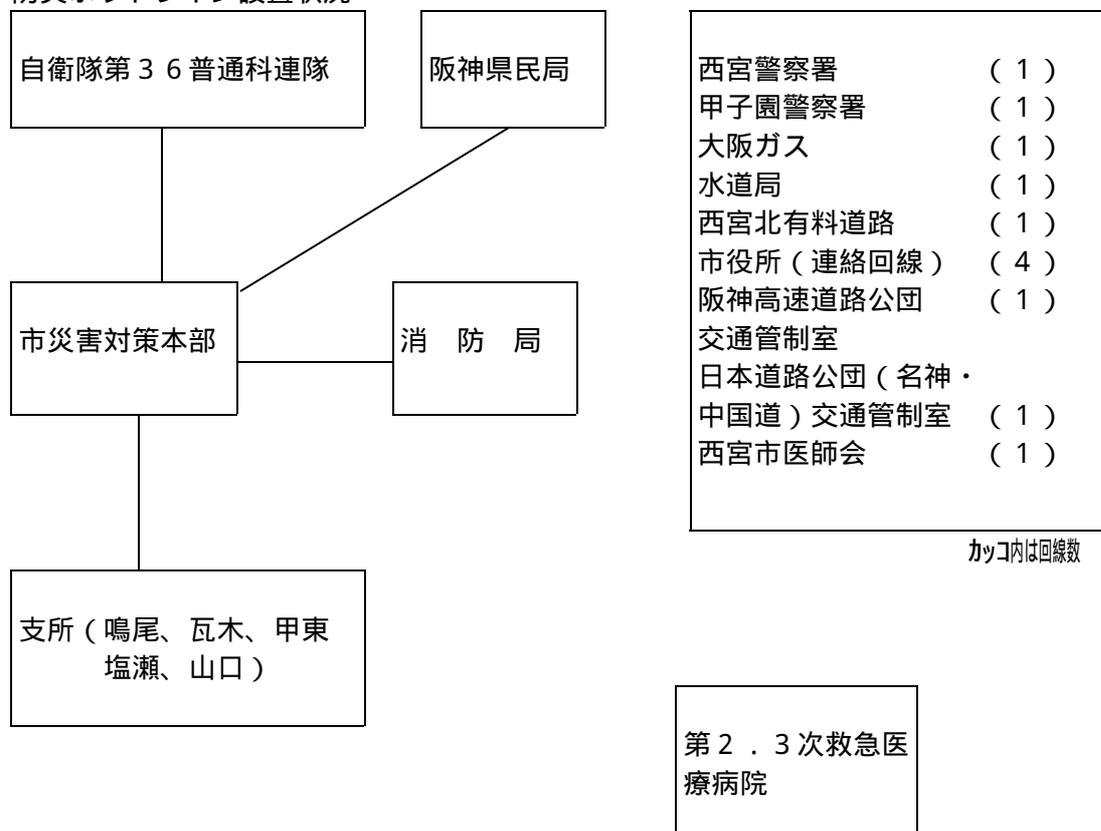
1 - 3 情報通信機能の強化

速やかな情報入手と的確な対応を行うため、災害対策本部室に兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）、気象情報システム（M I C O S）及び新河川流域総合情報システム（F R I C S）端末機器を設置するとともに、六湛寺再開発ビル屋上に設置の高所監視カメラから映像を取り込み、被害状況の早期把握を可能にした。

また、災害時に情報通信が途絶した場合において、災害応急活動、救助・復旧活動を迅速に行うため、自衛隊や救急医療病院などの関係諸機関との間に専用電話回線（防災ホットライン）を設置し情

報通信機能の強化を図った。さらに、気象庁や市の震度計から直接地震情報を収集するなど観測体制の強化を図っている。

防災ホットライン設置状況



整備費及び回線使用料

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H 7	753					753
H 8	1,641					1,641
H 9	73,061	23,029		41,400		8,632
H10	1,750					1,750
H11	1,729					1,729
H12	1,385					1,385
H13	1,020					1,020
H14	1,020					1,020
H15	1,020					1,020
計	83,379	23,029	0	41,400	0	18,950

1 - 4 . 観測体制の強化

気象庁の計測震度計（宮前町＝浜脇中学校に設置）に加え、北部地域の震度を計測するため、平成8年度に北消防署（名塩新町）に計測震度計を設置し、観測体制を強化した。

また、平成10年度には北消防署の計測震度計と気象庁を結ぶことにより（兵庫県内の災害対応システムを経由）震度の公表ができるようになった。

震度計整備費

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8	3,156			2,800		356
H 9						0
H10	1,932					1,932
H11						0
H12						0
H13						0
H14						0
H15						0
計	5,088	0	0	2,800	0	2,288

2 消防力の充実・強化

2 - 1 消防水利の復旧

被災した消防水利は復旧を完了した。

また、教訓から指定消防水利制度を発足させ、私設防火水槽の管理を徹底した。

年度	防火水槽の補修	消火栓移設	消火栓修理	水利標識の立替、新設
H6	8基			
H7	35基	18基	17基	58基
H8	7基			22基

消防水利復旧費

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 6	947					947
H 7	34,236			13,200		21,036
H 8	5,607					5,607
計	40,790	0	0	13,200	0	27,590

2 - 2 消防施設等の復旧

被災した消防施設等は復旧を完了した。

施設等の名称		被害箇所	年度	復旧内容
消防局施設等	消防局、西宮消防署 整備センター	望楼、排水管、壁体	H6	望楼の撤去
			H7	排水管、壁体補修
	整備センター、鳴尾消防署 瓦木消防署、北消防署 北夙川分署、甲東分署	屋根、壁体、玄関、鉄扉、 訓練塔、マンホール、 花壇		
	車両	屋根、キャリア		

施設等の名称		被害箇所	年度	復旧内容
消防団車庫	段上分団、越木岩分団 芦原分団	出入口、シャッター -	6	補修を完了
	上大市分団	全壊		仮設車庫を設置
	高木分団	詰所	7	改築完了
	夙川分団、船坂分団 鳴尾北分団、門戸分団 建石分団、用海分団 段上分団	屋根、壁体、便所、基礎、 樋、石垣、電気設備		仮設詰所を設置
	瓦木分団	名神高速補修で一時移転		補修を完了
	建石分団、高木分団		8	移転改築完了
			10	区画整理で移転

消防施設復旧費

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H 6	33,667			2,800		30,867
H 7	60,386	7,648		51,300		1,438
H 8	32,647				32,647	0
H 9						0
H10	36,231			7,900	24,510	3,821
H11						0
H12						0
H13						0
H14						0
H15						0
計	162,931	7,648	0	62,000	57,157	36,126

2 - 3 震災対応車両、資器材の整備

(1) 震災対応車両の整備

非常招集で参集した職員の機動力と的確な災害対応を図るため、小型動力ポンプ付積載車 10 台、救援車 4 台を平成 7 年度に導入配備した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H 7	82,379	8,260		73,300		819
計	82,379	8,260	0	73,300	0	819

(2) 高度救助用資器材の整備

震災を教訓に結成された緊急消防援助隊が、より効率的に人命救助活動を行うため、高度救助用資器材として平成 8 年度に画像探索機 型、型、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置の 5 品目を配備した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H 8	11,793			11,700		93
計	11,793	0	0	11,700	0	93

(3) 消防団防災資器材の整備

震災時、救出救助用資器材が不足したため、平成7年度から4年計画で必要な資器材を総ての33消防分団に配置した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	4,330	1,372		1,100		1,858
H8	4,338	1,442		1,100		1,796
H9	5,666	1,881	936	900		1,949
H10	6,374	0	3,180	1,000		2,194
計	20,708	4,695	4,116	4,100	0	7,797

2-4 震災対応車両、資器材の整備(1)～(3)の合計表

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	86,708	9,632		74,400		2,676
H8	16,131	1,442		12,800	936	953
H9	5,666	1,881	936	900		1,949
H10	6,374		3,180	1,000		2,194
計	114,879	12,955	4,116	89,100	936	7,772

2-5 消防緊急情報システムの導入

119番通報の受付から予告指令による出動時間の短縮、災害現場直近隊の自動編成、出動隊への的確な支援情報等を図るため、コンピュータ化した消防緊急情報システムを導入し、平成9年4月1日から運用開始した。

また、消防分団の迅速な出動を図るため、火災現場直近3分団の選定、関係者への火災発生連絡、車両のサイレン吹鳴等を自動的に行う消防団緊急伝達システムも同時に運用開始した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	543					543
H8	913,602	81,834		826,300		5,468
計	914,145	81,834	0	826,300	0	6,011

2-6 通信施設の整備

(1) 全国共通波の整備

全国規模の広域応援体制となった阪神・淡路大震災での部隊運用は、無線交信が輻輳し統制に大きな障害となったため、この対策として全国共通波が1波から3波に増波されたことを受け、平成8年度に消防局が保有する総ての移動無線局に全国共通波2・3を装備した。

(2) 医療機関との通信体制の整備

多数の負傷者が発生した震災では、電話回線が不通となり医療機関への患者の収容依頼にも困難を極める事態であったため、平成8年度に消防局と市内の2次、3次病院群(17医療機関)との間を専用線で結び連絡通信網を整備した。

(3) 前進無線基地局の整備

大災害時の包括的無線統制を図るため、平成9年度、北消防署及び山口消防分署の前進基地局に全国共通波1を増設し、市北部地域の無線通信網を強化した。

(4) 移動無線局の整備

震災時、非常招集職員で編成した消防隊の移動無線局が不足したため、平成8年度から3カ年計画で携帯無線機33台を配備した。

(5) 消防団車両への無線局の整備

消防団車両は受令機のみでの配備であり、震災時、被害及び活動状況の報告、応援要請等の無線交信が出来ず、消防活動に支障があったため、平成8年度に総ての消防団車両39台に移動無線局(第2市波)を積載した。

通信施設の整備(1)～(5)の合計表

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H8	6,251					6,251
H9	11,922			7,700		4,222
H10	3,583			3,200		383
計	21,756	0	0	10,900	0	10,856

2-7 耐震性防火水槽の整備

震災の教訓と災害に強いまちづくりを図るため、市内を一辺368mの正方形に区画し、各区画内に消火栓以外の消防水利として、100立方メートル級耐震性防火水槽を年次計画で整備し、平成15年度末現在、1区画を残している。

平成15年度末現在、市内の防火水槽は、公設458基、私設912基の計1,370基設置されている。

100立方メートル級耐震性防火水槽の整備状況

年度	設置数	設置場所
H7	3基	照寂公園、松ヶ本公園、今津中学校(飲料水兼用型)
8	1基	殿山町セレナ夙川
9	1基	山口支所前広場(飲料水兼用型)
10	2基	青葉台第1公園、武庫開公園
11	1基	松生公園

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	98,880	38,416		52,300		8,164
H8	14,729	6,450		8,200		79
H9	66,035	16,221		43,700		6,114
H10	33,317	13,150		17,400		2,767
H11	16,275	6,575		8,700		1,000
H12						0
H13						0
H14						0
H15						0
計	229,236	80,812	0	130,300	0	18,124

2-8 西宮浜消防出張所の開庁

復興住宅等の建設による西宮浜地区の消防体制に対処するため、平成11年12月に西宮浜消防出張所を開庁し、消防車両3台(タンク車、高規格救急車、査察広報車)を配置した。

庁舎建設

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H10	117,430			76,700		40,730
H11	344,308			242,400		101,908
計	461,738	0	0	319,100	0	142,638

消防車両

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8						0
H 9						0
H10						0
H11	59,258	10,028		39,700		9,530
H12						0
H13						0
H14						0
H15						0
計	59,258	10,028	0	39,700	0	9,530

3 . 安全、防災意識の高揚

3 - 1 震災記録の作成

本市の復興事業や防災対策の基礎資料として活用するため、平成 8 年 11 月に「1995.1.17 阪神・淡路大震災 西宮の記録 (A4 版 496 頁)」、平成 10 年 12 月に「復興 3 ヶ年 西宮の記録 (A4 版 152 頁)」、平成 13 年 4 月に「震災復興 6 年の総括 (A4 版 252 頁)」を刊行した。

「1995.1.17 阪神・淡路大震災 西宮の記録」では、地震の発生、被害状況、応急対策、復旧活動、復興への取り組みなど、震災後概ね 1 年間の行政活動を中心に取りまとめ、市内公共施設・学校園、国・県・関係機関、応援自治体などに配布した。

また、震災後 5 年を経過した時点で、復興事業の集大成として、「震災復興 6 年の総括」に編集に着手した。この冊誌は、震災で得た貴重な教訓や提言を情報発信し、後世に伝えることを目的としており、震災復興計画の章立てに基づき本市が実施した事業を中心に整理したものである。刊行に当たり、市民や報道機関からの提言、意見をいただいている。平成 10 年に刊行した「復興 3 ヶ年 西宮の記録」はその中間報告という位置づけである。

映像記録としては、6 作のビデオを制作したほか、3 誌のグラフ誌を発行し、被災状況や復興に向けての足取りなどを市民に向けて紹介している。

区 分	名 称	年 月 日	発行部数
ビデオ	西宮市の災害記録	平成 7 年 4 月	-
	よみがえれふるさと西宮	平成 8 年 3 月	-
	復興は今...震災 3 年目を迎えて	平成 9 年 3 月	-
	この記憶を永遠に...西宮市犠牲者追悼之碑建立	平成 10 年 1 月	-
	この日を原点として~震災 4 年目の 1.17	平成 11 年 1 月	-
	震災五周年~この節目をこえて	平成 12 年 1 月	-
グラフ誌	復興に向けて...阪神・淡路大震災の記録	平成 7 年 9 月	25,000
	復興に向けて ...阪神・淡路大震災から 2 年	平成 9 年 3 月	20,000
	復興に向けて ...阪神・淡路大震災から 3 年の歩み	平成 10 年 12 月	5,000
	西宮現代史第二巻	平成 14 年 3 月	2,000

3 - 2 防災訓練の実施

市民の防災意識の高揚を図るため、市民参加による総合防災訓練や土砂災害を想定した地域の訓練、関係機関との連携と職員の初動体制の確立を目的とした震災対策訓練を行っている。

また、防災講演会やパンフレット「わがまちわが家の防災マニュアル」の全戸配付、土砂災害危険予想箇所図の配付などによって防災意識の高揚を図っている。

年度	実施事業
H7	震災対策訓練（H8.1.17 水防、地震、大規模火災を想定） 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配布 1 回 国際消防救助隊訓練 1 回、緊急消防援助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 46 回 市政ニュース掲載 2 回、土のう袋配付 1 回
8	総合防災訓練（H8.8.25 水防、土砂災害、地震、大規模火災を想定） 震災対策訓練（H9.1.16 初動体制確立訓練） 国際消防救助隊訓練 1 回、緊急消防援助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 83 回 市政ニュース掲載 2 回、土砂災害危険予想箇所図配付 1 回 わがまちわが家の防災マニュアル全戸配布、土のう袋配付 1 回
9	総合防災訓練（H9.6.3 水防、土砂災害、地震、大規模火災を想定） 震災対策訓練（H10.1.16 初動体制確立訓練） 国際消防救助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 86 回 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配付 1 回 市政ニュース掲載 2 回、土砂災害対策訓練・講演会 1 回、土のう袋配付 1 回
10	総合防災訓練（H10.6.5 水防、土砂災害、地震、大規模火災を想定） 震災対策訓練（H11.1.19 抜き打ち訓練） 国際消防救助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 107 回 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配付 1 回 市政ニュース掲載 2 回、土砂災害対策訓練・講演会 1 回、土のう袋配付 1 回
11	総合防災訓練（H11.6.4 水防、土砂災害、地震、大規模火災を想定） 震災対策訓練（H12.1.17 初動体制確立訓練） 国際消防救助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 101 回 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配付 1 回 市政ニュース掲載 2 回、土砂災害対策訓練 1 回、土のう袋配付 1 回
12	合同防災訓練（H12. 9 実施） 総合防災訓練（H12.11 実施） 国際消防救助隊訓練 1 回、緊急消防援助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 98 回 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配付 1 回 市政ニュース掲載 1 回、土のう袋配付 1 回
13	総合防災訓練（H13.10.26 実施） 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配布 1 回 国際消防救助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 96 回 市政ニュース掲載 1 回、土のう袋配布（年間配布）
14	総合防災訓練（H14.10.30 実施） 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配布 1 回 国際消防救助隊訓練 1 回、緊急消防援助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 109 回 市政ニュース掲載 2 回、土のう袋配布（年間配布）

年度	実施事業
15	総合防災訓練（H15.10.24 実施） 防災講演会、土砂災害危険予想箇所図配布 1 回 国際消防救助隊訓練 1 回、緊急消防援助隊訓練 1 回、自主防災組織防災訓練 152 回 市政ニュース掲載 2 回、土のう袋配布（年間配布）

3 - 3 自主防災組織や自衛消防隊の育成、強化

（1）自主防災組織の育成、強化

災害時、地域住民の自主的な防災活動が重要な役割を果たすため、市内全域での自主防災組織の結成を促進している。また、結成された自主防災組織に防災資機材を寄託するとともに、研修や訓練等を実施して、自主防災体制の強化を図っている。

これまで、自主防災の体制づくりを図るため、自主防災の必要性、活動内容の浸透に広く努め、結成率の向上を強く促進するとともに、自主活動の実施を指導してきた。

今後、結成された組織に自主活動の推進を図り、未結成地域の自治会等には結成を促す事業を実施していく。

自主防災組織の結成状況

年 度	防災会	自治会	世帯数	結成世帯率
震 災 前	31	110	36,941	22.8%
H 8.4.1	42	120	46,958	31.1%
H 9.4.1	50	134	62,827	39.7%
H10.4.1	74	188	98,910	62.5%
H11.4.1	100	245	119,874	70.8%
H12.4.1	109	254	127,465	73.4%
H13.4.1	118	265	132,558	74.7%
H14.4.1	136	283	144,328	79.4%
H15.4.1	141	288	150,548	81.4%
H16.4.1	144	291	153,498	81.7%
H16.9.1	148	297	155,677	82.9%

自主防災組織活動状況（平成 15 年度）

種 別	組織数	参加人員	回 数
防 災 訓 練	203	7,496	152
防災知識の啓発	276	3,036	64
防災資機材点検等	207	5,082	213
計	686	15,614	429

防災資機材整備費

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	4,758	1,584		1,700		1,474
H 8	5,273	1,756		1,000		2,517
H 9	12,992	1,023	2,815	700	3,056	5,398
H10	8,114		4,043			4,071
H11	8,223		4,094			4,129
H12	7,898		3,949			3,949
H13	7,232		3,606			3,626
H14	3,886		1,200			2,686
H15	3,738		1,200			2,538
計	62,114	4,363	20,907	3,400	3,056	30,388

(2) 西宮市消防協力隊の結成、強化

自衛消防隊を有する事業所の付近で災害が発生した場合、事業所が自ら保有する資機材を活用して消火、救急、救助の活動を行ない被害の軽減を図るため、西宮市消防協力隊を結成し、訓練等の実施により体制強化を図った。

平成8年度に10事業所、平成9年度に7事業所と調印した。平成10年度に移転のため1事業所が減少し、現在16事業所と協定している。

3 - 4 防災教育の推進

大震災時に高まった防災意識が希薄になっている状況を踏まえ、平成12年度よりNPO法人日本災害救援ボランティアネットワークとの協働事業として、市民防災意識啓発と災害ボランティア活動の普及事業を行っている。

同事業では、一般市民向けに防災講座やボランティア活動推進講座などを行う一方、子どもを対象に災害シミュレーションの体験や屋外活動を通じての防災知識を習得することにより、実践的な防災につながる行動力を身につけてもらうことを目的としている。

兵庫県教育委員会発行の防災教育副読本「明日に生きる」を活用して、小・中学校では防災教育を実施している。また、独自の防災教育の年間指導計画を立案し取り組んでいる学校も数多く見られる。総合的な学習の時間を活用し、地域のハザードマップ作りに取り組んだり、震災から学んだ生命の大切さを劇化したりするなど特徴的な実践も見られる。

平成13年度から3年間、文部科学省指定健康教育総合推進モデル事業として、越木岩地区を中核とした各小・中学校で「地域社会と連携した防災教育の推進」の研究実践に取り組んだ。その研究成果を市内各学校に広めた。

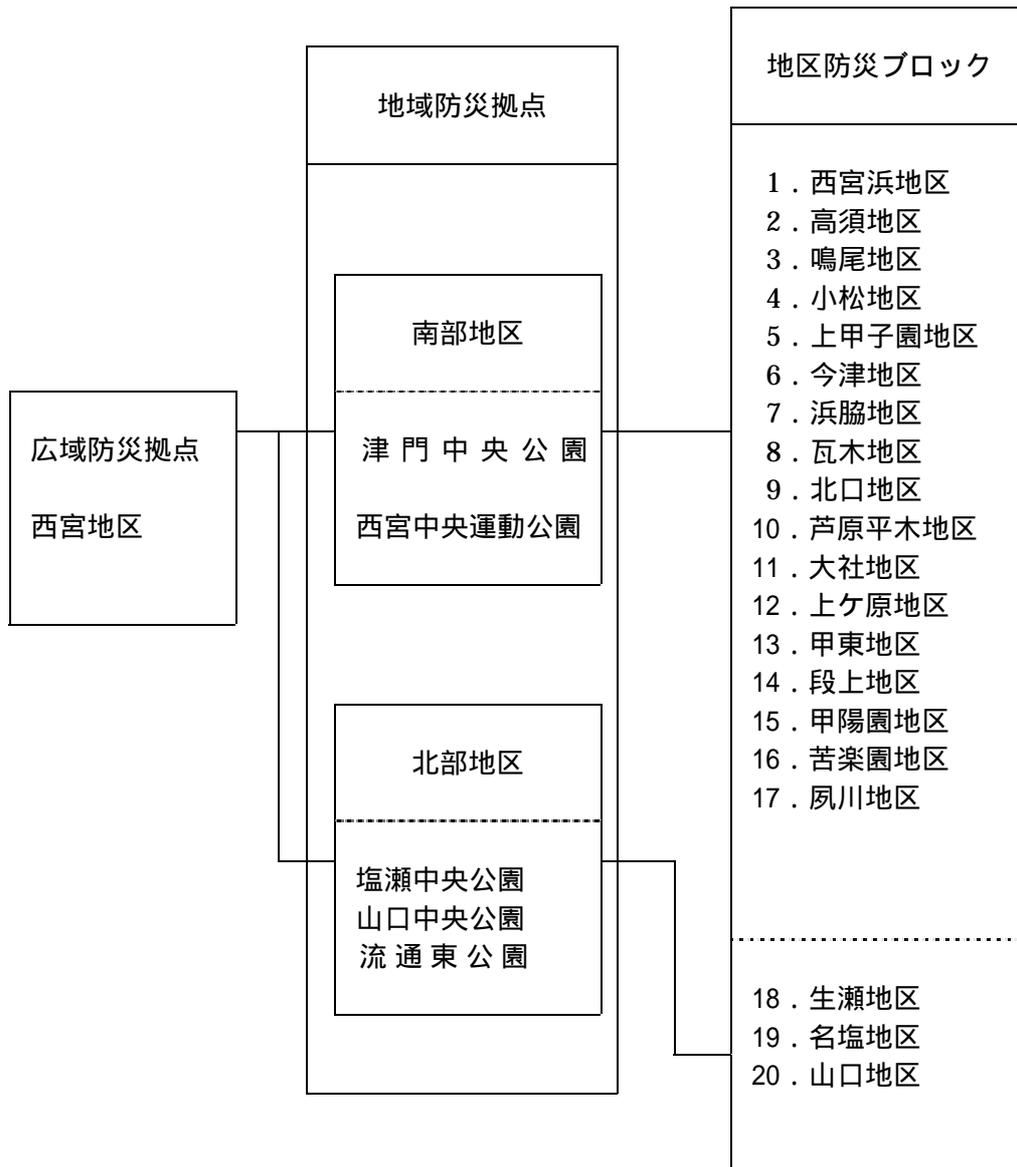
平成7年度以降、震災の経験を今後に生かすことを目的に、各公民館で公民館活動推進員会主催の防災関係講座を継続して開催している。

2章 安全で安心できるまちづくり

1節 都市の防災機能の強化

1. 防災拠点の整備

1 - 1 防災拠点ネットワーク



(1) 広域防災拠点

広域防災拠点は、県が阪神間各市エリアを対象として西宮地区に設置を計画しているもので、食糧や資機材の備蓄、広域からの救護・応援要員並びに緊急物資・復旧物資の集積拠点として機能する。また、ヘリポート等の整備も計画している。なお、県は広域防災拠点を整備するまでの間、災害時の物資等の広域輸送拠点として甲子園浜海浜公園を位置づけしている。

(2) 地域防災拠点

地域防災拠点は、災害対策本部及び各避難所と連動した情報の収集及び伝達、管理とともに、食糧飲料水、資機材、仮設組立式トイレの備蓄並びに広域からの非常用物資の集配や救護の拠点の機能を有する。

地域防災拠点の整備は、南部地域においては、「西宮中央運動公園」「津門中央公園」の2カ所と、北部地域においては、南部地域の防災拠点と連携しつつ「塩瀬中央公園」「山口中央公園」「流通東公園」の3カ所を整備する。

西宮中央運動公園

ヘリポートを設置し、負傷者や病人等の救護と応援要員の集積拠点に位置づける。また、避難のための防災空地を兼ねる。

津門中央公園

災害対策本部をバックアップできる施設を整備し、また物資の備蓄機能を充実させるとともに、避難所等に輸送する物資の集配拠点として位置づける。

これまでに整備した施設・設備

非常時対応型トイレ	防災用資機材
井戸	臨時ヘリポート
ソーラー発電設備	緊急輸送車両の駐車スペース
耐震性貯水槽(200立方メートル)	テントサイト(資機材や救援物資の仮置き場)
休憩所	

塩瀬中央公園

今後、公園整備に合わせ、順次、地域防災拠点としての整備を図る。

流通東公園・山口中央公園

今後、順次、地域防災拠点としての整備を図る。

地域防災拠点の整備

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7						0
H8	7,836,468	2,670,000	5,100,000			66,468
H9	156,372	50,000	54,400			51,972
H10	61,050	10,000	7,500			43,550
H11						0
H12						0
H13						0
H14						0
H15						0
計	8,053,890	2,730,000	5,161,900	0	0	161,990

1-2 備蓄庫等・耐震性貯水槽・可搬式浄水器

中学校区を単位とした各ブロック内に非常用物資の備蓄庫を整備し、備蓄庫ごとに物資の保有数量を設定、整備を図っている。

非常用物資備蓄状況

(平成16年3月末現在)

	毛布	乾パン	タオル	石けん	ゴミ袋	紙製器	所要額
配備施設数	21施設	21施設	21施設	21施設	21施設	21施設	28,673千円
配備数	10,623枚	51,304缶	33,426本	12,850個	25,100枚	38,800枚	
	白飯	白がゆ	粉ミルク	哺乳瓶	大人用おむつ	子供用おむつ	
配備施設数	21施設	21施設	1施設	1施設	1施設	1施設	
配備数	12,300袋	7,500食	200缶	200本	800枚	3,060枚	

非常用物資備蓄

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	0					0
H 8	6,216					6,216
H 9	9,755					9,755
H10	0					0
H11	2,564					2,564
H12	1,754					1,754
H13	3,197					3,197
H14	3,042					3,042
H15	3,682					3,682
計	30,210	0	0	0	0	30,210

飲料水を確保するための耐震性貯水槽を地域バランスに配慮して設置している。(西宮東高校を含め13カ所設置済み)

耐震性貯水槽設置

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8						0
H 9	57,668	17,169		34,300	6,199	0
H10	47,160	14,112		28,200	4,848	0
H11	58,770	17,145		34,200	7,425	0
H12	45,438	14,049		28,000	3,389	0
H13	46,208	14,460		28,700	3,048	0
H14	48,239	13,685		27,300	7,254	0
H15	55,120	13,397		26,700	15,023	0
計	358,603	104,017	0	207,400	47,186	0

プール水の利用を図るため可搬式浄水機を年次的に各備蓄庫に配備している。(20基配備済み)

震災時に多くの仮設トイレが必要になったため、平成10年度までに組立式仮設トイレを140台確保した。その保管場所として、津門中央公園地域防災拠点に40台、地区防災ブロック備蓄倉庫20カ所に100台を備えている。不足する場合の措置として、3業者と覚書を交わし、各300台計900台を確保することになっている。

1-3 広域避難地の指定

大規模災害時に、一時的に多くの市民が避難できる、延焼の危険性が少ない大規模なオープンスペースを、広域避難地として指定している。

また、震災後、災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着場所を追加した。現在、市内で8カ所指定している。

ヘリコプター離着場所

兵庫医科大学グランド	山口多目的広場
中央運動公園	ダイハツ工業(株)西宮グランド
甲子園浜海浜公園	津門中央公園
藤沢薬品工業(株)宝塚グランド	塩瀬中央公園

1-4 避難所の充実

平成9年4月に、避難所業務が円滑に行われるよう「避難所運営マニュアル(地震災害対策編)」を作成し、避難所関係職員に配付した。

平成 10 年度から、兵庫県教育委員会及び西宮市教育委員会は大規模な災害時に被災者の数、避難所の設置状況等によっては、避難所運營業務を教職員の職務とすることとした。

平成 11 年 7 月に、学校防災体制の整備充実と新たな防災教育の定着に向け、学校関係者、教育委員会事務局、防災担当部局の関係職員で構成する「西宮市防災教育推進連絡会議」を設置し、学校における避難所運營業務等について検討を進め、市防災部局への移行手順に関する留意事項を定めた。

(1) 体育館の電気容量の増量

学校の避難所機能の整備増強を図るため、年次的に、体育館の電気容量の増量を進めている。

平成 8 年度	平木小学校の体育館照明設備改修時と甲東小学校・苦楽園中学校の体育館改築時に電気容量の増量を実施。
9 年度	段上西小学校の体育館照明設備改修時と西宮浜小学校・西宮浜中学校の新設時に電気容量の増量を実施。
10 年度	鳴尾東小学校・甲子園浜小学校の体育館照明改修時に増量を実施。
11 年度	上甲子園小学校体育館照明改修時に増量を実施。

(2) 飛散防止フィルムの装着等

震災時に学校園施設の窓ガラスが破損・飛散したことから、避難所としての安全性とその機能を確保し、併せて児童生徒等の安全を確保するため、平成 10 年度より体育館の窓ガラスに飛散防止フィルムを順次装着している。

都市ガスが停止した場合にも給食室を使用できるよう、L P ガスを接続できるガスコックを順次設置していく。また、水を確保するため、受水槽の取り出し口やプールの排水口に地震の揺れを感知して作動する遮断弁を順次設置していく。

年度	L P G エアー用ガスコック	遮断弁(受水槽取り出し口)	遮断弁(プール排水口)
H8	上ヶ原中	上ヶ原中	上甲子園中、山口中
9	西宮浜小、西宮浜中、甲武中、上ヶ原南小	用海小	塩瀬中、学文中
10	甲子園浜小	甲子園浜小、甲武中	甲子園浜小、広田小
11	春風小	樋ノ口小	上ヶ原南小、高須東小
12			甲東小
14			段上西小

2 . 地盤条件等の調査

今回の地震における倒壊家屋の被害は西宮断層（伏在活断層）周辺に集中した。

こうしたことから、西宮市における地盤特性を把握するため、平成 11 年度事業として西宮市における地盤図の作成を行った。具体的には地震後の各種調査結果を加味し、学識経験者の助言を得て、西宮市版の活断層図、液状化評価図、表層地盤図としてまとめ、公表をしている。特に活断層図の公表に当たっては、正しい認識で図面が活用されるよう、各種機会を利用して啓発に努めている。

また、地震により水道が断水し、生活用水の確保に困難をきたしたことから、井戸水の活用を図ることとしている。このため所有者の協力を得て市内の約 300 カ所の井戸の水質を調査し「震災時協力井戸」として位置付けしている。

震災協力井戸

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H15	5					5
計	5	0	0	0	0	5

2 節 災害に強い建築物等の整備、誘導

1 . 建築物等の耐震性の向上

1 - 1 公共建築物の耐震性の向上

公共建築物の耐震性能の向上が地震防災機能の確保に繋がるだけでなく安全性の確保となり、地域全体の地震防災機能を向上させることになる。

(1) 新たに建設する公共建築物の耐震性能の確保

建設省は、公共建築物としての防災機能を確保するため、平成 8 年に「官庁施設の総合耐震計画基準」「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」を制定し、新たに建設された公共建築物については、防災拠点となる建築物、避難施設として位置付けられる建築物、また多数の人々が利用する建築物等の用途に応じて、強度を付加する等これらの基準に基づいて計画することとした。西宮市においてもこの基準に準拠し、耐震性能の強化を図っている。

主要な公共建築物(公営住宅を除く)として、消防庁舎、ディサービス、保育所等の 14 施設、教育施設として小・中学校、高等学校、図書館、公民館等の 20 施設の建設を行った。

福祉関係施設建設

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8						0
H 9	450,242	83,324	41,664	276,200	37,000	12,054
H10	723,941	132,176	66,088	360,300	56,900	108,477
H11	611,139	18,455	9,228	459,600	14,015	109,841
H12	322,159	86,779	43,390	168,300	23,690	0
H13						0
H14						0
H15						0
計	2,107,481	320,734	160,370	1,264,400	131,605	230,372

ディサービスセンター3施設、保育所1施設(いずれも市立)の合計

(2) 既存公共建築物の耐震性能の確保

建築基準法に基づく「新耐震基準」(昭和 56 年 6 月)が施行されるまでに建設された既存公共建築物については、平成 7 年 12 月に施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、耐震性能のため耐震診断及び耐震改修に努めるよう規定された。西宮市においても市の財政状況等を踏まえ、より効果的、かつ計画的に耐震診断及び耐震改修を実施している。

対象建築物は、「新耐震基準」適用以前で、3 階以上かつ延面積 1,000 m²以上の建築物であるが、学校園施設については、法が対象とする「3 階建て以上かつ 1000 m²以上」にかかわらず実施する。これ

までに、一般庁舎及び教育施設 74 施設のうち、50 施設の耐震診断を行い、そのうち 11 施設の耐震改修を実施した。

一般庁舎耐震診断、改修

(単位：千円)

年度	事業費	県支出金	起債	その他	一般財源
H 7	9,090,656				9,090,656
H 8	0				0
H 9	5,506				5,506
H10	9,786				9,786
H11	1,659				1,659
H12	6,825				6,825
H13	192,336				192,336
H14	85,670				85,670
H15	0				0
計	9,392,438	0	0	0	9,392,438

1 - 2 民間既存建築物の耐震診断

昭和 56 年 5 月以前に着工の民間既存建築物の耐震診断を促進するため、平成 8 年度より耐震診断補助制度を創設し、診断にかかる費用の一部を助成している。さらに、平成 12 年 10 月より、住宅の安全に関する市民の意識を高めるため、昭和 56 年 5 月以前に着工の住宅を対象に無料の簡易耐震診断を開始している。

(単位：千円)

年度	建築物の種類	助成額	市	県
H 8	分譲マンション 3棟	1,015	1,015	
H 9	学校 1棟	500	250	250
H10	学校 5棟 病院 1棟	3,166	1,583	1,583
H11				
H12	民間会社ビル 1棟	500	250	250
計	11棟	5,181	3,098	2,083

民間既存建築物耐震診断

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H 7						0
H 8	1,015					1,015
H 9	500		250			250
H10	3,166		1,583			1,583
H11						0
H12	500		250			250
H13						0
H14						0
H15						0
計	5,181	0	2,083	0	0	3,098

1 - 3 震災に強いまちづくりに向けての指導

震災に強い建築物等の整備を促進するため、「西宮市震災に強いまちづくり条例」を制定し、平成 7 年 4 月 1 日より施行した。

同条例により、市街化区域全体を対象に 3 階建て以上の建築物等を建てる場合、事前に建築主に対し建築内容を届け出ることを義務付け、建築物等の耐震化、不燃化等の措置を指導してきた。

また、2 階建て以下の建築物等の建築主に対しては、「開発事業に関する指導要綱」と「小規模住宅等指導要綱」を同日付で改正し、建築物等の耐震化・不燃化に努めるよう指導してきた。

その後、改正建築基準法により、本市では 3 階建の戸建建築物等に関して平成 11 年 12 月 1 日より

中間検査制度を実施し、平成 14 年 1 月 1 日からは木造 2 階建の戸建住宅も中間検査の対象となった。

また届出対象として残っていた中高層建築物に関しては、平成 12 年 4 月 1 日より施行された「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」の第 9 条（防災対策）に基づき、ほぼ従来と同様に地震等の災害に対する対応を求め、指導を行うこととし、活断層調査対象物件に関してはどう条例施行規則第 18 条（中高層建築物の建築の届出）を改正することにより指導することとした。

以上の経緯により、「震災に強いまちづくり条例」は、平成 14 年 3 月 29 日で廃止した。

1 - 4 高架構造物の耐震性の点検、強化

市が管理している道路高架構造物は、中津浜線の JR 跨線橋と小曽根線の小曽根跨橋である。

中津浜跨線橋は、被災したが国道 171 号の門戸高架が落橋したため 2 号線への迂回路として重要路線であり、通行止めにはできない状態であった。被災した箇所は、橋脚、橋台、主桁、支承に及んだが、補修工事で対応した。耐震補強は、RC ラーメン橋脚にひび割れがあったのでラーメン内側に耐震壁を設置した。また、支承部において移動制限装置を強化した。

小曽根跨橋は被災により落橋の恐れがあったため、応急仮工事として仮桁受工事を実施したほか、破損箇所の補修工事を実施した。また、耐震補強として、床版（炭素繊維シート）補強、耐震連結板取替、支承取替を実施した。

補修補強工事費 (単位：千円)

中津浜跨線橋	小曽根跨橋
67,980	107,780

平成 7 年度施工

鉄道の既設構造物の耐震対策については、震災後に発令された耐震省令により、5 年以内（2000 年度まで）に高架橋の柱・トンネルの中柱に対する耐震性能の向上対策（鋼板などで補強）及び橋梁の落橋防止対策を実施することが義務づけられた。鉄道事業者各社はその実施計画に基づきほぼ対策を完了している。

また、震災以降、新設構造物の設計基準についても改められ、鉄道構造物等設計基準に耐震設計標準編が加えられ、今後構築する構造物の耐震性能が詳しく規定された。

2 . 雨水、太陽熱等の利用促進

ライフラインが途絶えても自給できるよう、雨水、太陽熱等の利用促進に取り組んでいる。

2 - 1 雨水利用設備

渇水時や非常災害時における水資源（散水・生活用水）確保のため、市営住宅の基礎部分等に雨水貯留槽を設置し、雨水利用設備として活用できるように整備する。また、学校園においても、下水の直接放流を開始することにより不要となった浄化槽を、雨水利用設備として活用できるよう整備した。

年 度	市 営 住 宅	学 校 園
平成 8 年度	池田町団地、樋ノ口町 2 丁目団地	神原小学校、西宮高校
9 年度	山口町団地、小松北町 1 丁目団地	
10 年度	薬師町団地、高畑町団地、西宮浜 4 丁目団地、高須町団地（2 基）、甲子園口 6 丁目団地、両度町団地	甲陽園小学校

2 - 2 可搬式浄水機

プール水から飲料水を取り出せる可搬式浄水機を、市内 20 カ所の備蓄庫に年次的に配備する計画により、平成 9～12 年度において各年度 4 基ずつ計 16 基を小学校の備蓄庫に配備し、平成 13 年度に 3 基を、平成 14 年度には 1 基を小学校の備蓄庫に配備して、計画を完了した。

2 - 3 ソーラー発電設備

津門中央公園の整備においてソーラー発電設備（太陽光発電設備）を設置し、便所棟の照明・ポンプ設備の動力に活用するなど自然エネルギーの利用促進を行なった。

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 8	83,378	41,689		41,689		0
計	83,378	41,689	0	41,689	0	0

3 . 防火・準防火地域の見直し

防火地域・準防火地域は、市街地を不燃化し火災の発生・延焼を防ぐために指定する地域であり、防火地域内では、ほとんどの建築物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることが義務づけられ、準防火地域では、やや緩い規制により大規模な建築物の不燃化が義務づけられている。

阪神間の重要な東西広域幹線である国道 2 号線の沿道、及び大火が起こった場合に大きな被害が予想される商業地について、平成 8 年 12 月に防火地域・準防火地域の見直しを行った。

また、国道 2 号沿道について、防火地域の指定とともに建物の最低高さを定める高度地区を指定し、延焼遮断帯の形成を図るため、平成 9 年 1 月から建物の不燃化を促進するための助成制度（不燃化促進事業）をスタートした。この事業は平成 17 年度まで実施し、この間、事業の PR につとめ、建築物の不燃化を誘導する。

防火地域・準防火地域の見直し内容

月 日	変 更 内 容	変 更 目 的
H8.12.24	国道 2 号沿道を防火地域に指定。容積率 300%以上の区域について準防火地域追加指定	50m幅の延焼遮断帯の形成を図る。 高密度の建築が予想される地区について、大規模建築の不燃化を図り、火災の延焼等を防ぐ。

不燃化促進事業費

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8	10,280	5,140				5,140
H 9	10,718	5,359				5,359
H10	10,488	5,244				5,244
H11	18,280	9,140				9,140
H12	18,588	9,294				9,294
H13	23,340	11,670				11,670
H14	21,120	10,560				10,560
H15	5,800	2,900				2,900
計	118,614	59,307	0	0	0	59,307

4. 急傾斜地等の防災対策

今回の震災では多くの宅地及び急傾斜地等が崩壊した。また、地震後六甲山系の地盤がゆるんだ状態となっており、土砂災害危険箇所においては今後の降雨状況により十分な注意、警戒が必要となっている。

これらの危険宅地等を早期に解消しなければ二次災害の懸念もあるため、資金調達ができない市民に対し宅地の応急復旧が行えるよう「被災宅地二次災害防止対策工事助成金交付制度」や、恒久復旧を行う市民向けに「既成宅地等防災工事資金融資斡旋制度」を設けた。

危険宅地に関しては、自力復旧も含め宅地擁壁等の復旧が進んでおり、宅地造成等規制法に基づき防災措置を勧告した件数は、震災後の平成7年度には296件あったが、年々減少して平成15年度には2件となった。

また、県事業の「災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業」などにより、急傾斜地の崩壊対策事業が実施されているほか、宝生ヶ丘、高座町で地すべり対策が、観音谷川をはじめ4ヵ所で砂防対策が、それぞれ行われている。

(単位：件)

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
防災措置の勧告	296	32	23	11	5	4	2	2	2

(単位：千円)

実施事業名	年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12
被災宅地二次災害防止 対策工事助成金交付制度			750 1件	2,250 3件		750 1件	制度廃止
既成宅地等防災工事資金融資 斡旋制度		1,500 1件	2,700 2件	12,100 1件	1,100 3件	0件	0件
急傾斜地崩壊対策事業 (負担金)		214,320	19,964	38,660	36,100	13,232	15,400

実施事業名	年度	H13	H14	H15
既成宅地等防災工事資金融資 斡旋制度		0件	0件	0件
急傾斜地崩壊対策事業 (負担金)		18,600	0	9,560

第3章 産業の振興

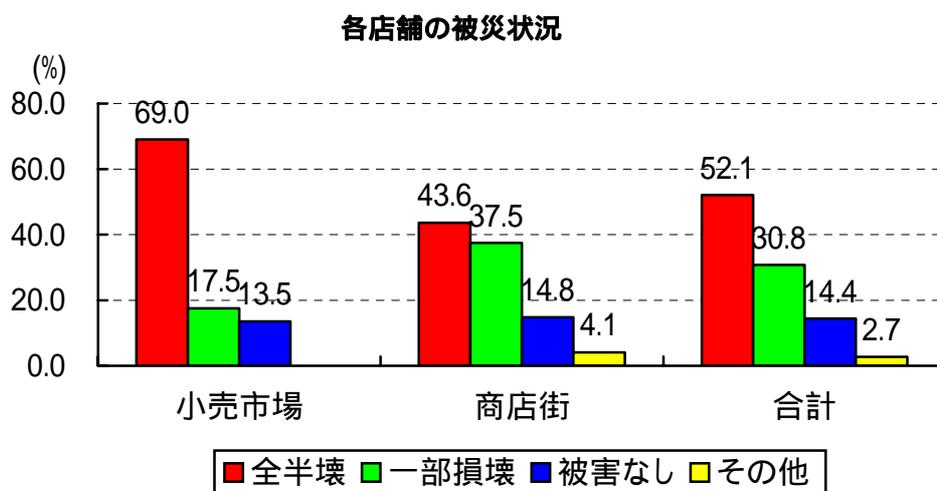
1節 地域産業の再生・振興

1. 産業の被災状況

(1) 商店街・小売市場

被災状況

商店街 36 団体、小売市場 35 団体合計 2,511 店舗の被災状況は、下図のとおりであった。



商店街・小売市場の推移

被災前は、商店街 36 団体、小売市場 35 団体の合計 71 団体が活動していたが、震災後は新たに発足した団体や解散した団体もあり、15 年度末で 60 団体になった。店舗数の推移は下表のとおりである。

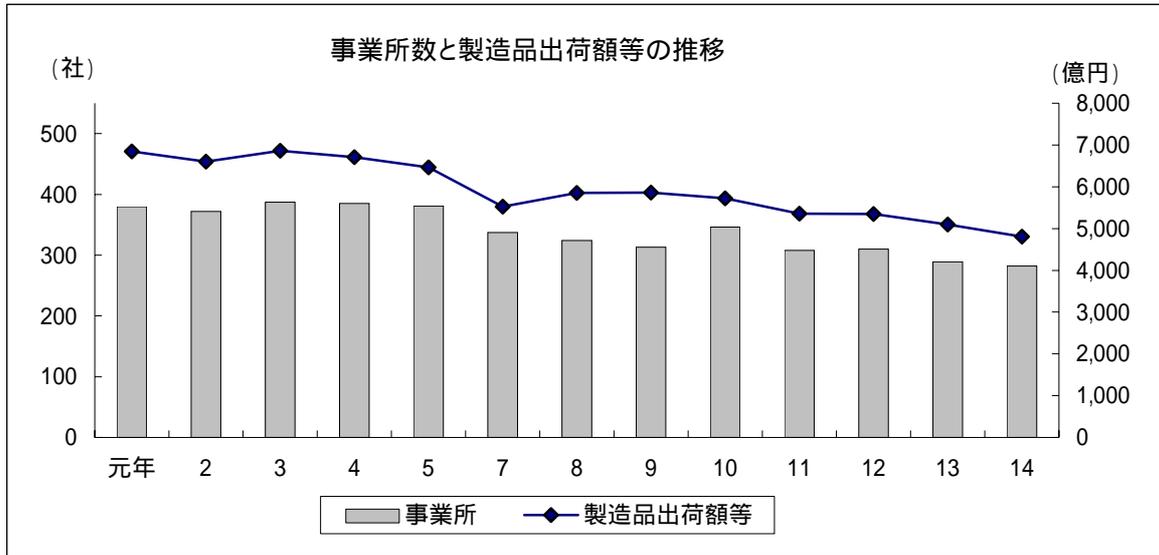
商店街・小売市場の店舗数の推移

(単位：件・%)

区分	震災前		平成 8 年		平成 10 年		平成 12 年		平成 14 年		平成 15 年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
営業店舗数	2,319	92.4	1,860	74.1	1,903	80.2	1,792	80.2	1,741	92.4	1,693	91.7
休業・空店舗等	192	7.6	651	25.9	471	19.8	443	19.8	143	7.6	153	8.3
合計	2,511	100.0	2,511	100.0	2,374	100.0	2,235	100.0	1,884	100.0	1,846	100.0

組織の解散等により、加盟している店舗数は年によって変化している。

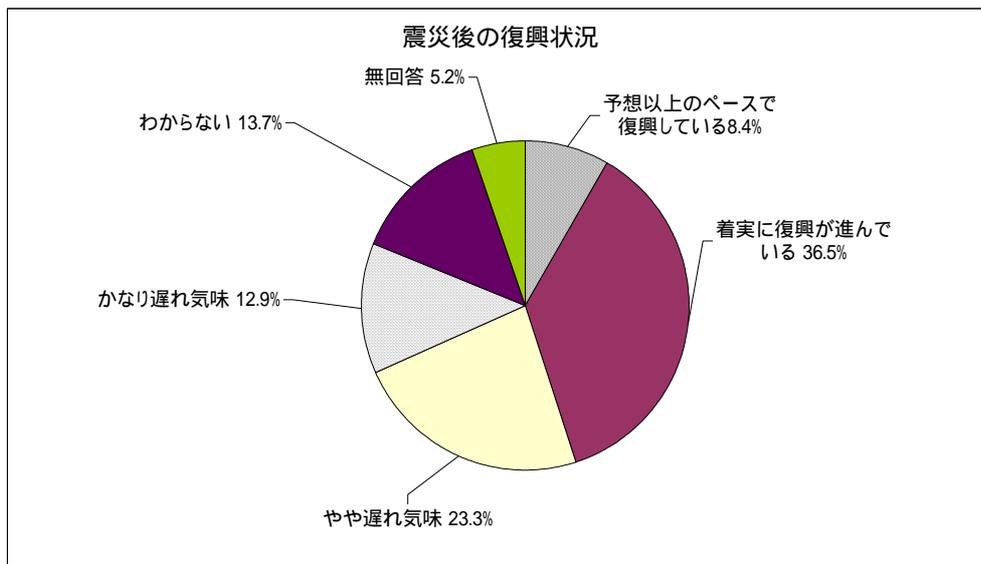
(2) 製造業
事業所数の推移



(出展：工業統計調査)

復興状況

平成10年3月に実施した西宮市製造業実態調査によると、従業員4人以上の市内事業所249社のうち、震災からの復興について「予想以上のペース」「着実に進んでいる」と感じているのはそれぞれ21件(8.4%)、91件(36.5%)となっており、復興が進んでいると認識しているのは半数に満たない状況である。



(3) 事業所

業種別事業所の被災状況

事業所の震災による被災状況を把握するため、平成7年3月に西宮市と西宮商工会議所が共同で市内5,843事業所を対象にアンケート調査を実施し、1,998件の回答を得た。

営業・操業状況については、回答のあった1,210社のうち、60%以上の操業率があるとしたのは587社(約48.5%)にとどまっている。

業種別事業所の被害状況

(単位：件、千円)

区分	件数	直接被害額	間接被害額	計	平均額
工業	205	36,367,092	30,216,590	66,583,682	324,798
商業	654	9,939,833	4,686,586	14,626,419	22,365
建設・設備業	280	2,167,780	862,833	3,030,613	10,824
運輸業	75	1,105,950	797,850	1,903,800	25,384
サービス業	580	9,850,118	3,269,640	13,119,758	22,620
その他	192	2,720,429	442,270	3,162,699	16,472
業種記載なし	12	130,895	185	131,080	10,923
計	1,998	62,282,097	40,275,954	102,558,051	51,330

(事業所被害状況アンケート調査：平成7年3月)

産業の復興状況の実態調査

阪神・淡路産業復興推進機構が平成15年6月に実施した調査結果によると、回答した西宮市内の事業所211社は、震災前と現状の事業活動(売上高・利益の回復状況)の比較については、「回復していない」が72.5%、「回復している」が16.1%、「変わらない」が10.9%で、事業活動が回復していないと回答している事業者は7割を超えている。

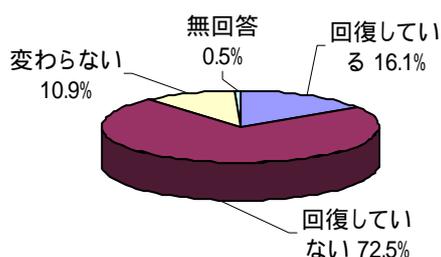
事業活動が回復していない理由として、「震災の影響が最も大きい」(4.6%)、「震災の影響も残っているが、景気の影響が最も大きい」(30.7%)、「震災の影響も残っているが、構造変化の影響が最も大きい」(13.1%)、「震災の影響はほぼなくなっているが、景気の影響が最も大きい」(37.3%)、「震災の影響はほぼなくなっているが、構造変化の影響が最も大きい」(12.4%)となっており、これを最も影響のあった要因別(複数回答)にまとめると景気の影響が68.0%となっており、震災の影響(48.4%)と構造変化の影響(25.5%)を大きく上回っている。

また、震災の影響が残っている事業所が48.4%と約半数を占めているが、平成11年10月実施の調査で何らかの震災の影響が残っていると回答した事業所(64.1%)に比べ減少している。

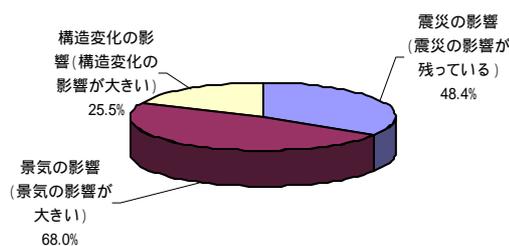
震災の影響が残っている主な理由として、「震災による借入金の負担」(36.5%)、「顧客・取引先を失った」(31.1%)、「来訪者の減少」(18.9%)が上げられている。

今後の事業活動に関する重要課題(複数回答)で回答が多かった上位5項目は、「販路チャンネルの拡大、新規顧客の開拓」(25.1%)が最も多く、次いで「経営体制の改善」(21.3%)、「仕入れ・製造コスト、流通コストの削減努力」(19.0%)、「顧客ニーズ・マーケットの動向の把握」(17.5%)、「既存製品・サービスの改良や価格見直しによる競争力強化」(16.6%)と続いている。

震災前と現状の売上高・利益の回復状況
(N=211)



事業活動への影響(N=153)

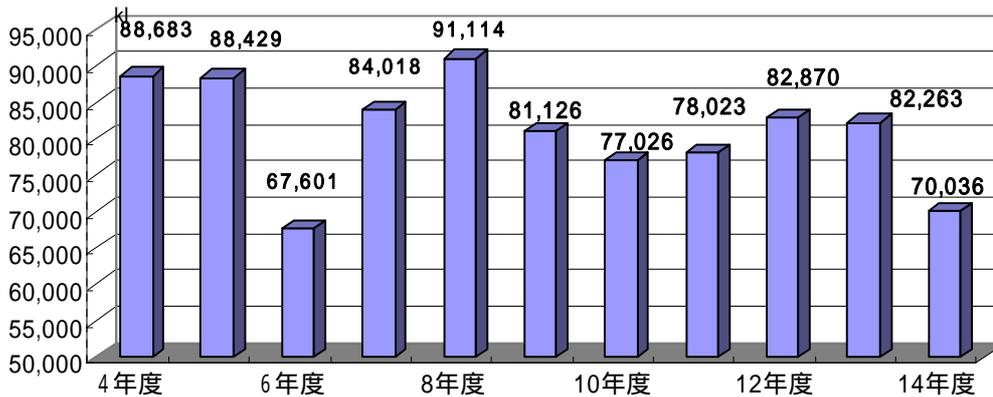


酒造業の状況

本市の地場産業である酒造業は、21社中6社が全半壊の被害を受けたほか、他の会社も酒蔵や設備に大きな被害を受け、低稼働を強いられた。

このため、平成6年度（酒造年度は7月から翌年6月まで）の製成高は78,406k lで、平成5年度の88.7%まで落ち込み、その後順調に回復していたが、平成9年度の106,500k lをピークに、平成10年度は77,026k lと前年度製成高の72.3%に落ち込んだ。その後微増し、平成14年度に再び70,036k lと落ち込んでいる。

西宮の清酒製成高の推移



(4) 観光の状況

観光施設については、白鹿酒造記念博物館の酒蔵や西宮神社の本殿等が全壊するなど大きな被害を受けたが、平成10年3月には、白鹿酒造記念博物館の酒蔵館が復興し、順次酒蔵通り周辺には酒造業関連の観光スポットが誕生している。

観光事業として行っている、さくら祭や西宮市再発見バスツアーなどは、平成7年度は中止したが、平成8年度から再開した。加えて、復興整備が進み各施設が活気を取り戻してきたことから、観光入込客数については、平成7年度は約900万人に落ち込んだものの、震災前の状態に回復し増加の兆しが見えてくる。

観光入込客数

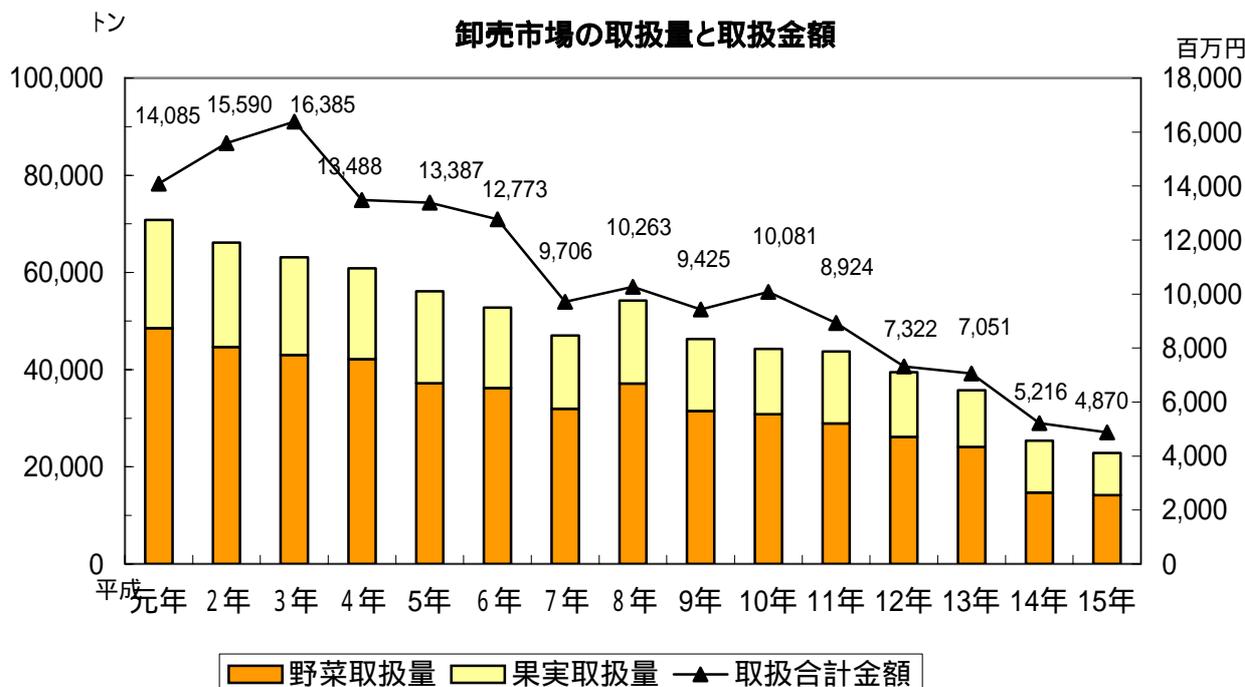
(千人)



(5) 卸売市場

JR西ノ宮駅南西部の国道2号沿いにある、公設の西宮市地方卸売市場、民設の西宮地方卸売市場、西宮東地方卸売市場の3卸売市場では、「全半壊」が60社と半数の業者が大きな被害を受けた。この内、西宮地方卸売市場については平成13年12月31日に廃止された。

2卸売市場の平成15年の取扱量及び取扱金額は、取扱量22,862トン、取扱金額48億7,000万円で、平成6年(3卸売市場)に比し、それぞれ約43.4%、約38.1%減少している。



(6) 商工会館ホールの復旧

昭和41年3月に建設された「西宮商工会館」のホール部分が震災により倒壊したため、産業の復興支援の一環として、西宮商工会議所のホール復旧事業に対し助成した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H8	20,000					20,000
計	20,000	0	0	0	0	20,000

2. 商店街・市場に対する復旧・復興支援

市民生活の利便性を高める商店街・小売市場の早期復興を図るため、共同化などの自立的な商業復興への取り組みを支援した。各商業団体では、優良建築物等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、自主再建などにより、平成16年3月までに23団体が復興し、新しい店舗で営業を開始した。

2 1 仮設共同店舗設置補助制度等

市民への物資の安定的供給を図るため、被災した商業団体が設置する仮設共同店舗の建設等に対し、仮設共同店舗設置補助制度を創設して支援に努めた（受付期間平成7年3月15日から同年12月28日まで）。

この結果、阪急市場協同組合をはじめ8団体に補助をし、69店舗が営業を再開した。

これ以外に、事業者の協力により、阪急神戸線高架下の3団体については78店舗の仮設共同店舗が、西宮北口北東地区については「ポンテリカ北口」が設置された。

仮設共同店舗（民説を含む）設置した団体の復興状況としては、11団体が復興した。

なお、仮設共同店舗に併設する共同施設の整備についても、5団体に対して助成した。

また、被災した商業団体がアーケードや街路灯等の共同施設を復旧するため、平成15年度末までに18団体に対し助成を行った。

（単位：千円）

区 分	H6	H7	H8	H9	H10	H12	H15	計
仮設共同店舗 設置補助事業	10,249 2団体	33,501 6団体						43,750 8団体
仮設共同施設 設置補助事業		1,183 5団体						1,183 5団体
共同施設復旧 補助事業	567 1団体	1,238 5団体	6,975 5団体	1,515 2団体	1,596 1団体	1,422 3団体	1,134 1団体	14,447 18団体
事業費計	10,816	35,922	6,975	1,515	1,596	1,422	1,134	59,380

* 上段 = 事業費

補助金額

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 6	10,816					10,816
H 7	35,922					35,922
H 8	6,975					6,975
H 9	1,515					1,515
H10	1,596					1,596
H11						0
H12	1,422					1,422
H13						0
H14						0
H15	1,134					1,134
計	59,380	0	0	0	0	59,380

2 - 2 卸売市場の整備

被災した卸売市場の再建のため、鳴尾浜埋立地における3市場統合整備に向けて調整を進めたが、業界内部での合意形成が得られず、平成9年7月、移転統合整備案は白紙に戻った。

このことから西宮地方卸売市場では、開設者である西宮市場株式会社と市場内業者で構成する西宮西卸売商業協同組合が現地単独再建に向けて協議を進め、新たな流通形態の変化にも対応できる市場とするための整備案をまとめたが、実施までには至らず平成13年12月31日をもって西宮地方卸売市場は廃止となった。なお、残る2市場については現在地で営業を継続している。

2 - 3 協業化、共同化、業種転換の支援

事業者が力を合わせてより魅力ある商業施設の整備をするため、協同組合等の法人化による経営基盤の強化とセルフ方式を導入した店舗等共同化事業を促進する「小売商業店舗等共同化事業補助制度」を平成6年度に発足させた。

本制度の適用第1号は、平成7年12月6日に甲子園網引町でオープンした「ビバ甲子園」で、これは県下の全壊小売市場本格復興第1号でもある。また、本補助制度適用第2号としては、川東町の「川東ショッピングセンター」が平成8年6月28日にオープンしている。

区分	H7	H8
団体名	ビバ甲子園協同組合	川東商業協同組合
補助額	20,000	8,750

(単位:千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	20,000					20,000
H8	8,750					8,750
計	28,750	0	0	0	0	28,750

3. 事業所に対する復旧・復興支援

3-1 中小企業融資制度の特例措置

震災により甚大な被害を受けた中小企業者に対し、早期復旧・復興を図るため、国・県・市で地震災害特別融資を実施した。

主な震災融資制度の概要

(平成16年3月31日現在)

国民金融公庫 災害復旧貸付	融資限度額：3,000万円 貸付期間：設備10年(据置2年)以内 運転10年(据置2年)以内	貸付利率：1.60% 取扱期限：H16年7月末融資実行分まで
商工組合中央公庫 震災復旧貸付	融資限度額：20億円 融資期間：設備20年(据置3年)以内 運転10年(据置3年)以内	貸付利率：当初10年間1.60% 11年目以降長期プライム レート基準に見直し 取扱期限：H16年7月末融資実行分まで
中小企業金融公庫 災害復旧貸付	融資限度額：1億5千万円 融資期間：設備10年(据置2年)以内 運転10年(据置2年)以内	貸付利率：1.60% 取扱期限：H16年7月末融資実行分まで
兵庫県 緊急災害復旧資金	融資限度額：5,000万円以内 融資期間：17年(据置10年)以内 *融資・据置期間各7年延長	貸付利率：2.5% 取扱期限：H7年7月末まで
西宮市 災害復興資金	融資限度額：1,000万円以内 融資期間：17年(据置10年) *融資・据置期間各7年延長	貸付利率：2.5% 取扱期限：H7年7月末まで

西宮市の地震災害特別融資(災害復興資金、災害無担保無保証人特別資金)の申込状況と融資状況は下表のとおりで、平成16年3月末日現在、融資残高件数は1,311件、融資残高額は約22億4736万円となっている。

西宮市地震災害特別融資の状況 (単位：件・千円)

区分	申込状況	融資実行状況	債務残高状況 (H16年3月末)
件数	3,313	3,042	1,311
金額	22,098,930	19,777,336	2,247,362

また、融資を受けた中小企業者のうち、本人の死亡や倒産などにより、返済不能となり、県信用保証協会による代位弁済が発生している。平成15年度末までに、市が県信用保証協会に対し、損失補償したものは348件で、金額は約357,663千円となっている。

このような状況から、借入者の返済の緩和を図るため、本人の申し出により、融資期間及び据置期間をそれぞれ1年延長ができる措置を、平成10年1月から7度にわたり講じている。現在、融資期間は最長17年、据置期間は最長10年となっている。

3-2 産業復興支援・診断相談事業

産業の復興に向けて関係団体等と連携して総合相談窓口を設置したほか、市に融資アドバイザーを配置して、被災した中小企業からの資金面の相談等に応じている。また被災した団体等の要請を受け個別指導を行うため、専門家を派遣している。

(単位：千円)

区分	H7	H8	H9	H10	H11
金融相談件数	2,374件	1,887件	1,798件	4,685件	2,560件
復興支援ｺﾝ ｻﾙﾀﾝﾄ等派遣	17団体 延91回派遣	4団体 延20回派遣	5団体 延15回派遣	2団体 延7回派遣	-
事業費	5,087	10,282	6,782	6,087	4,649

区分	H12	H13	H14	H15	計
金融相談件数	2,633件	2,688件	1,860件	1,843件	22,328件
復興支援ｺﾝ ｻﾙﾀﾝﾄ等派遣	-	-	-	-	28団体 延133回派遣
事業費	4,544	4,638	4,467	4,585	51,121

金融相談・復興支援コンサルタント等派遣経費

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	5,087					5,087
H8	10,282					10,282
H9	6,782					6,782
H10	6,087					6,087
H11	4,649					4,649
H12	4,544					4,544
H13	4,638					4,638
H14	4,467					4,467
H15	4,585					4,585
計	51,121	0	0	0	0	51,121

3-3 復興に向けた新たな取組

市内の中小企業者は、震災による影響に加え、長引く景気低迷等の影響により、依然厳しい状況に置かれている。

平成15年6月に阪神・淡路産業復興推進機構が実施した調査による支援ニーズは、「運転資金支援」

(36.0%)や「返済期限の延長等の既存借入金対策支援」(27.0%)などが大きな割合を占め、国・県に対して要望を行うとともに、本市においても平成10年1月から融資期間を最長17年、据置期間を最長10年に延長する措置を講じてきた。

事業者が震災からの回復のために行った主な取組みは、「新たな取引先・顧客・マーケットの開拓」(40.3%)、「既存の製品・サービスの改良」(19.9%)、「新規事業・新製品・新商品の開発」(18.5%)、「業界・制度・顧客ニーズなどに関する情報の入手」(17.1%)、「情報化の推進(IT化)」(16.6%)などで、積極的な事業活動を行っている事業所が多い一方、20.9%の事業所が「新たな取り組みは行っていない」としている。

平成12年度からは、ISO9000(品質マネジメントシステム)シリーズやISO14001(環境マネジメントシステム)の認証取得をする中小企業に対して、コンサルタント等を派遣するほか、中小企業融資制度を拡充し、経営革新や先端技術の研究開発、ISO認証取得等に取り組む市内中小企業者を対象に「経営技術革新等支援資金」の融資制度を創設した。

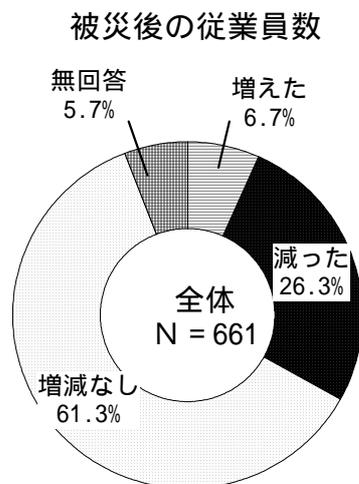
4. 雇用の安定

4-1 情報の収集と提供

震災後、労働・雇用状況の悪化を踏まえ、各種制度の利用促進を図り、雇用の安定に一定の役割を果たすことを目的として、国、県等の各種施策、労働・雇用関係情報を関係機関等へ迅速かつ広範に提供した。

(1) 雇用状況調査

平成7年10月に実施した市内事業所の震災後における雇用状況の調査によると、回答のあった661社のうち、震災後、従業員の被災による退職者や解雇による従業員数の変動については、「増えた」6.7%、「減った」26.3%、「増減なし」61.3%であった。従業員の採用状況については、「平成7年度に採用予定があり予定どおり採用した」のが89%、「採用予定なしの事業所で予定にはなかったが採用した」のが21.1%となっている。震災後の解雇、一時休業、残業規制などの雇用調整を実施した事業所は22.8%で、雇用調整の内容では、一時休業が55.6%と最も高くなっている。



(2) 労働広報紙「労政にしのみや」の発行

労働・雇用関係の制度及び法改正等の紹介、各種労働・雇用関係の説明会などの情報を掲載した広報紙を発行した。

4 - 2 震災に係る各種労働相談の実施

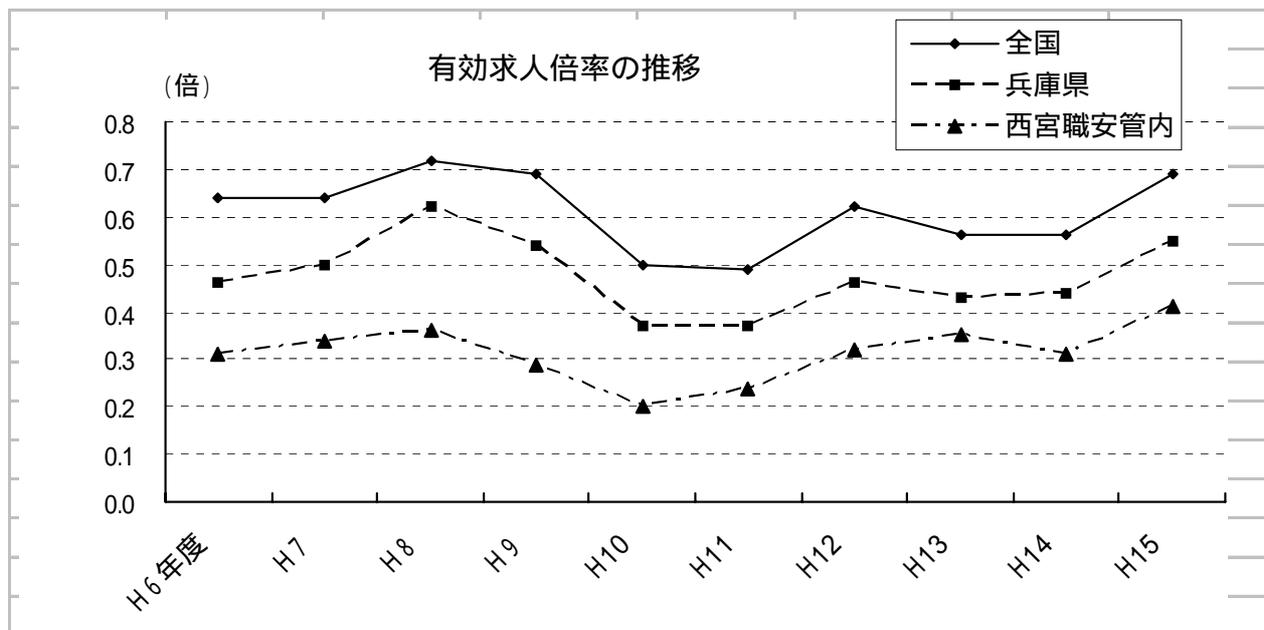
震災後、労働・雇用情勢の不安定な状況の中で、勤労者の労働条件、退職、雇用保険、労災等労働諸問題に対し適切な助言・指導を行うため、開催回数を増加するなど労働相談を充実させ、勤労者の不安・悩みなどの解消に努めた。今なお、震災とその後の長引く景気低迷により急激な相談件数の増加があることから、今後も引き続き実施する。

労働相談の内容

相談内容 年度	労働 時間 等	賃金	解雇	退職	雇用 保険	労災	労使 関係	雇用 問題	その他	計
H 6	0	0	5	1	3	0	0	0	2	11
H 7		28 (10)	24 (9)	32 (19)	20 (11)	15 (9)	11 (1)	29 (18)	25 (9)	184 (86)
H 8	48	53	38	30	44	10	12	7	38	280
H 9	55	54	42	25	35	31	5	4	41	292
H10	42	64	65	14	53	19	6	32	67	362
H11	13	40	38	4	22	29	0	60	114	320
H12	11	72	22	23	53	24	13	86	169	473
H13	16	70	19	10	67	26	4	114	136	462
H14	14	29	36	8	29	21	19	89	179	424
H15	23	40	30	10	33	21	7	89	103	356

() 平成 6 年度は震災特別労働相談 (2 月 14 日 ~ 16 日) の件数。

平成 7 年度の () は、兵庫県との合同相談の件数 (4 月 27 日 ~ 9 月 29 日)
であり内数。



労働相談

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	2,886				1,000	1,886
H 8	2,549					2,549
H 9	2,624					2,624
H10	2,802					2,802
H11	2,861					2,861
H12	2,906					2,906
H13	2,971					2,971
H14	2,986					2,986
H15	3,022					3,022
計	25,607	0	0	0	1,000	24,607

2 節 新しい産業活力づくり

1 . 地域の特性を生かした新たな産業の振興

1 - 1 西宮北口地区

西宮北口駅北東地区では、震災復興第二種市街地開発事業により、「アクタ西宮」が平成 13 年 4 月に開館した。これにより、被災した商業者のために設置された仮設店舗「ポンテリカ北口」は廃止された。一方、駅の南西部では、平成 17 年秋に兵庫県立芸術文化センターが開館するとともに、今後スポーツ施設や商業施設の立地が予定されている。また、南東部のスタジアム跡地には、大規模な商業施設の開発事業も計画されており、西宮北口駅を中心として、既設の商店街などとともに、これらの商業施設を人々が回遊することにより、賑わいが生まれ、本市の都市核に相応しい大きな商業集積に発展することが期待される。

1 - 2 阪神西宮駅から酒蔵地帯

(1) 阪神西宮駅南地区

震災により壊滅的な被害を受けた西宮中央商店街では、田中町 3 番街区における「阪神西宮駅南第一地区再開発事業」の進行と阪神西宮駅舎内の百貨店等の進出計画に刺激を受け、13 年秋から活性化のための勉強会を開始するとともに、「まちづくり構想」を策定した。平成 15 年度には、実施計画に基づき、大きな被害を受けたアーケードを撤去し、自然石を敷設するとともに、街路灯を新設して商店街活性化のためのモール化事業は完了した。阪神西宮駅南地区においては、駅前広場の整備が残されているが、駅舎のエピスタ西宮、再開発ビルのエイヴィスプラザ、西宮中央商店街などがそれぞれに特色を出すことにより、この地区全体の商業の活性化が期待される。

(2) 酒蔵地帯

震災により大きな被害を受けた酒蔵地帯において、酒蔵、宮水、西宮神社などの地域資源を生かしたまちづくりを進めるため、西宮商工会議所が中心となり「宮水の場とサイバーサカグラストリート～300 年の伝統と向こう 15 年の復興計画～」が平成 8 年 3 月にとりまとめられた。これを受け

て関係酒造会社により宮水井戸が修景されたのを記念して、平成9年9月20日には、「宮水」「酒」「人形芝居」といった本市の持つ資源をテーマとするイベント「第1回西宮酒ぐらルネサンス」が開催された。

第2回からは、阪神西宮駅南の商店街のイベント「フェスタえびす」と一体となって開催された。平成15年度「第7回西宮酒ぐらルネサンス」は、10月4日・5日に、西宮神社境内で開催されており、年毎に、多くの人々が参加するイベントとして定着しつつある。

市補助金 (単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	2,000					2,000
H 8	4,000					4,000
H 9	2,730					2,730
H10	4,978					4,978
H11	5,000					5,000
H12	5,000					5,000
H13	12,591					12,591
H14	5,000					5,000
H15	5,000					5,000
計	46,299	0	0	0	0	46,299

(3) その他の地区

医療・福祉・情報技術といった成長が期待される産業の集積を促進し、市内産業の振興に寄与するため、平成11年度に、名塩ニュータウンの研究開発型産業地区等が、県の定める新産業拠点地区として承認を受けた。これにより、特定分野の事業に進出する企業に対しては、不動産取得税や固定資産税等の軽減のほか、進出調査等にかかる費用の補助制度等により、県等と協調しながら新たな産業の立地を図っている。

2. マルチメディアを活用した商工業の振興

市内産業の情報化を支援するため、これまで西宮浜産業交流会館においてOA研修や情報セミナーなどを行うとともに、インターネット等により様々な情報を提供してきた。

また、平成12年度より新たな顧客の開拓や企業間の交流を促進するため、市内企業の基礎情報を把握し、データベースとして整備するとともに、希望する企業等については、商品・サービス等を紹介するホームページを作成し、一般市民や企業に広く情報発信を行っている。

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	46,385					46,385
H 8	45,234					45,234
H 9	48,989					48,989
H10	44,577					44,577
H11	44,731					44,731
H12	39,396					39,396
H13	35,435					35,435
H14	44,366					44,366
H15	41,273					41,273
計	390,386	0	0	0	0	390,386

3. 新たな産業の創出

3-1 起業家支援

産業の活性化と雇用の場を確保し、本市の恵まれた地域資源を生かした産業の育成を図るとともに、創造性を発揮して新しい事業などを起こそうとする意欲ある市民等を支援するため、平成9年度から起業家支援事業を商工会議所と共同で実施しており、平成16年3月末現在、144名が修了し、そのうち64名が新規開業している。

起業家支援事業経費

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8						0
H 9	1,531					1,531
H10	1,428					1,428
H11	1,771					1,771
H12	1,581					1,581
H13	1,487					1,487
H14	1,418					1,418
H15	1,167					1,167
計	10,383	0	0	0	0	10,383

平成10年度には、起業を支援するため、西宮市起業家支援資金融資制度を創設し、新規開業に必要な資金を融資することとしている。平成16年3月末までに、55件、37,420万円の貸付を行っている。

預託金・融資診断経費

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8						0
H 9						0
H10	5,360				5,000	360
H11	14,480				14,000	480
H12	22,400				22,000	400
H13	38,360				38,000	360
H14	40,320				40,000	320
H15	55,520				55,000	520
計	176,440	0	0	0	174,000	2,440

平成13年度には、IT関連起業家の創業を支援するため、阪急西宮北口駅北東のアクタ西宮西館2階にインキュベーション施設「創宝(SOHO)にしのみや」を設置した。平成16年3月末までに、延べ9名が入居した。

管理運営経費

(単位：千円)

年 度	事業費	国庫支出金	県支出金	起 債	その他	一般財源
H13	17,730					17,730
H14	10,113					10,113
H15	9,282					9,282
計	37,125					37,125

3 - 2 西宮の産業政策研究会からの提言

平成9年度に、学識者・商工労働実務関係者等により構成される「西宮の産業政策研究会」から、“西宮らしさ”を生かした産業振興策の提言を受けた。この提言を推進するため、平成11年度には具体的な振興施策について調査・研究を行い、平成12年度から次のような施策を推進している。

(1) コミュニティ・ビジネス

市民の持つ多様な知識・技術・ノウハウなどを活用し、地域の課題や市民ニーズに対応し、生きがいづくりや自己実現にもつなげるコミュニティ・ビジネスを定着させるため、市民向けセミナーや市内各事業所での取り組みを紹介する事例発表会等を開催している。

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H12	750					750
H13	705					705
H14	670					670
H15	650					650
計	2,775	0	0	0	0	2,775

(2) 都市型観光

“西宮ブランド”となる製品の生産に向けて、商工会議所と連携して、洋菓子・和菓子店等の工房型事業者などの育成を図るとともに、グルメや観光名所を盛り込んだガイドブックを作成している。

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H12	9,000	4,500				4,500
H13	8,798	4,298				4,500
H14	8,000	3,500				4,500
H15	2,000	0				2,000
計	27,798	12,298	0	0	0	15,500

第4章 魅力ある地域社会の創出

1節 支え合う地域コミュニティの形成

1. 市民施設等の被災状況

市民館等

地区市民館 20 施設、共同利用施設 10 施設および市民憩いの家「広田山荘」の計 31 施設のうち、22 施設が大きな被害を受けたものの、26 施設が避難所として利用された。

次の 5 施設は特に被害が大きかったが、平成 7 年 12 月までには復旧を完了した。

(単位：千円)

施設名称	主な被害状況	事業費	復旧完了日
今津南市民館	外壁剥落、ひび割れ等	16,375	平成 7 年 12 月 25 日
甲陽園市民館	外壁剥落、2 階増築部傾斜、空調、照明設備破損等	20,127	平成 7 年 11 月 15 日
高木センタ -	昇降機破損、EIL 外剥落、電気設備改修等	12,307	平成 7 年 12 月 28 日
段上センタ -	高圧ケーブル破損、和室壁崩落、昇降機一部破損等	7,689	平成 7 年 11 月 8 日
広田山荘	屋根崩落、内外壁面亀裂、屋内配線全損等	51,155	平成 7 年 12 月 5 日

なお、広田山荘については、全壊に近い被害を受け修復のため一時休館したが、平成 8 年 1 月より業務を再開した。

広田山荘・市民館の利用状況

(単位：件)

	利用件数	
	平成 5 年度	平成 15 年度
広田山荘	1,074	1,940
市民館 (21 館)	16,169	18,073
計	17,240	20,013

また、地域団体等が所有している集会施設は、震災時に 59 カ所あったが、うち 4 カ所が全壊、5 カ所が半壊、23 カ所が一部破損の被害を受けた。

防犯灯

市内の 17,929 灯の防犯灯のうち、1,523 灯が被害を受けた。

震災直後から復旧工事にとりかかり、平成 6 年度に 230 灯が復旧し、以後、順次復旧工事を行い、平成 7 年度中に 925 灯、平成 8 年度に 243 灯、平成 9 年度に 107 灯の工事を行い、ほぼ復旧が完了した。

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 6	3,657					3,657
H 7	13,592				1,596	11,996
H 8	6,503				637	5,866
H 9	3,307				367	2,940
計	27,059	0	0	0	2,600	24,459

2. コミュニティの再生

2-1 地域集会施設

(1) 被災地域コミュニティプラザ設置事業

被災地において、住民相互が助け合い、高齢者、障害のある人等が安心して暮らせるよう支援する福祉コミュニティづくりの推進拠点施設として、地域の自治組織が設置するコミュニティ施設の建設に阪神・淡路大震災復興基金が一定の額を助成するものである。補助額は、50世帯以上150世帯未満の自治組織が設置する場合には、2,000万円以内、150世帯以上の場合は4,000万円以内となっている。

事業期間は、平成12年度までで、制度開始後市が進達した完成施設は16カ所である。

完成施設（16カ所）

名 称	自治会等	延床面積(m ²)
夙川自治会コミュニティプラザ	夙川自治会	168
今津コミュニティプラザ	今津連合福祉会	216
高須コミュニティプラザ	武庫川団地自治会	241
上田自治会コミュニティプラザ	上田自治会	294
清瀬台自治会安心コミュニティプラザ	清瀬台自治会	200
染殿町自治会館	染殿町自治会	200
花の峯安心コミュニティプラザ	花の峯自治会	194
安心コミュニティプラザ青木集会所	青木町自治会	203
北六甲台安心コミュニティプラザ	北六甲台自治会	201
二見町安心コミュニティプラザ	二見町町内会	205
浜甲子園安心コミュニティプラザ	浜甲子園町会	242
光陽台(名塩山荘)安心コミュニティプラザ	光陽台・名塩山荘自治会	188
緑ヶ丘自治会安心コミュニティプラザ	緑ヶ丘自治会	108
上山口2.3.4丁目自治会安心コミュニティプラザ	上山口2.3.4丁目自治会	235
安心コミュニティプラザ「あけぼの会館」	東曙町福祉会・西曙町福祉会・今津山中町福祉会	173
東山台安心コミュニティプラザ	東山台自治会連合会	204

(2) 地域自主管理集会施設整備補助事業

自治会・町内会等の地域自治団体が、自ら集会施設を新築・改築もしくは改修又は購入しようとする場合に、当該施設が市民の葬儀にも利用されることを条件にその費用を補助する制度で、昭和62年より施行している。補助額は、新築・購入の場合で1件1,000万円以内、改築・改修の場合で500万円以内である。

整備補助の状況

年 度	名 称
平成 8 年度	春風公園福祉会館、上鳴尾町自治会館
9 年度	小松北町自治会館
10 年度	鳴尾町3丁目自治会館、甲子園第8コーポラス自治会集会所、津門社会福祉協議会集会所
11 年度	名塩ガーデン自治会館、門戸自治会館
12 年度	樋ノ口1丁目自治会
13 年度	中津町会、下山口自治会
14 年度	阪急名塩南台自治会
15 年度	津門西口町福祉会、北六甲台自治会、名塩木之元町内会 甲子園二・三番町自治会

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	0	0	0	0	0	0
H 8	20,000	0	0	0	0	20,000
H 9	10,000	0	0	0	0	10,000
H10	30,000	0	0	0	0	30,000
H11	15,000	0	0	0	0	15,000
H12	10,000	0	0	0	0	10,000
H13	10,000	0	0	0	0	10,000
H14	10,000	0	0	0	0	10,000
H15	29,270	0	0	0	0	29,270
計	134,270	0	0	0	0	134,270

2 - 2 コミュニティ協会事業の再構築

(1) 地域情報誌「宮っ子」の発行

昭和54年8月に設立された「西宮コミュニティ協会」のメイン事業である地域情報誌「宮っ子」の発行は、平成7年3月～5月号は休刊のやむなきに至ったが、関係者の熱意と努力により6月号から復刊し、市民が求めている震災関連情報の発信に努めた。

なお、平成8年度から、発行回数は年10回となったものの、市民の暮らしに密着したコーナーを設けるなど、紙面の充実に努めている。

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	78,665					78,665
H 8	80,062					80,062
H 9	84,453					84,453
H10	87,412					87,412
H11	89,512					89,512
H12	85,128					85,128
H13	76,734					76,734
H14	75,768					75,768
H15	74,760					74,760
計	732,494	0	0	0	0	732,494

(2) にしのみや市民祭り

市民祭りについては、震災の影響により平成7年度は中止を余儀なくされたが、平成8年度には、関係者の熱意により、市民の元気回復と早期復興を願い、「興」をテーマに再開した。なお、中央祭典については中止となった。

平成9年度以降は、「にしのみや市民祭り協議会」の構成団体数も徐々に増え、祭りも市民参加型を基調として震災前の内容に戻し、9年度は「甦」、10年度は「賑」、11年度は「活」、12年度は「輝」、13年度は「紀」、14年度は「萌」、15年度は阪急西宮スタジアムの閉鎖にともない、会場を西宮中央運動公園に移し「展」をテーマに開催した。多数の市民の来場で賑わい、より広く親しまれる市民祭りになってきている。

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8	19,000					19,000
H 9	16,000					16,000
H10	16,000					16,000
H11	16,000					16,000
H12	16,000					16,000
H13	13,680					13,680
H14	13,680					13,680
H15	13,680					13,680
計	124,040	0	0	0	0	124,040

3. ボランティア活動の展開

3-1 学生ボランティア

震災時には、全国各地から数多くの若者がかけつけ、「ボランティア元年」といわれるほどの活動を展開した。その中であって、市内の学生も、各大学等を拠点に、あるいは個人的にも本市の応急救助や復旧活動などに参加し、目覚ましい活躍をしたところである。平成7年10月に本市で開催された第4回大学都市会議では、学生ボランティアの在り方や大学、行政、地域によるボランティア支援の方法が中心に論議され、ボランティア活動を基軸とした大学連携を進める機運が高まった。

平成9年4月、国際ロータリー第2680区からの資金提供を受け、市内の大学・短期大学、西宮ロータリークラブ、西宮商工会議所、西宮市による「西宮学生ボランティア交流センター」が設立された。

同センターでは、インターネットを活用したボランティア情報を収集提供し、効果的なコーディネートとネットワークの推進を図っている。開設当初の9年度は、学生のボランティア登録人数14人、ボランティア派遣依頼件数28件であったが、同センターの活動が徐々に知られるところとなり、11年度では、ボランティア登録人数236人、派遣依頼件数88件、問合せ・相談受付等384件までに増加、また、活動領域も行事、イベントの応援、スポーツ、レクリエーションの指導等のイベント型から生活介護、外出応援等の福祉活動型までの広がりをもつに至った。

平成13年4月には、阪急西宮北口駅北東再開発ビル「アクタ西宮」東館6階に、本格的な大学連携事業の拠点施設として西宮市大学交流センターを開設した。これに先駆け、同年3月には、市内10大学・短大が中心となって「西宮市大学交流協議会」が設立され、本市と協議会が連携して、大学交流センターを拠点に、大学間の交流事業や市民と大学の交流事業に取り組んでいる。これまで、西宮学生ボランティア交流センターが行ってきた事業も、西宮市大学交流協議会が継承し、平成15年度末の学生ボランティアの登録者数は766人に伸びている。

3-2 福祉ボランティア

社会福祉協議会では、震災以前からボランティアセンターを設けており、手話、要約筆記などをはじめ、デイサ・ビスセンターなどの施設や在宅での援助活動、病院ボランティア活動などの幅広い活動を行うボランティアグループが登録されている。その他にも、企業や労働組合、自主的に福祉活動を続けているグループ、NPO団体など様々な団体がボランティア活動を行っている。

さらに、震災を契機に、地域における助け合いなどのボランティア活動の重要性が一層認識されるようになったことから、社会福祉協議会支部、分区が主体となり、近くの市民館・公民館などを利用して、住民相互の助け合い、支えあい活動の拠点となる地区ボランティアセンターを設立してきた。平成16年3月末現在、地区ボランティアセンター数は32カ所、登録されているボランティアは2,440

名にのぼり、要援護高齢者への直接支援活動（見守り、家事援助、外出介助等）のほか、福祉に関する相談、ボランティアコ-ディネ-ト、ボランティアの発掘、養成、福祉活動の啓発等を行っている。

今後とも、社会福祉協議会と連携しながら、市民のボランティア活動の拠点として機能、活動の拡充に努め、子どもから高齢者までの幅広い層の市民がボランティア活動に積極的に参加できるよう取り組む。

[地区ボランティアセンター - 一覧]

名 称	場 所	設置年月
鳴尾支部 V C やまびこ	鳴尾支所内	S62. 7
高木分区 V C	高木センタ - 内	H 8. 7
瓦木分区 V C	北甲子園口市民館内	H 8. 7
上甲子園分区 V C	上甲子園市民サービスセンター内	H 8. 7
名塩地区 V C	塩瀬センタ - 内	H 8. 9
南甲子園分区 V C 南甲こだま	南甲子園五町福祉会館内	H 8. 9
鳴尾東地区 V C 東こだま	鳴尾東公民館内	H 8.12
甲東地区 V C	甲東センタ - 内	H 9. 1
広田地区 V C ハ - トフル	能登運動場公園管理棟内	H 9. 2
鳴尾西地区 V C 西こだま	鳴尾小内第 2 図書室	H 9. 3
大社地区 V C	大社公民館内	H 9. 3
生瀬地区 V C ゆずりは 21	斑状歯対策所事務室内	H 9. 4
小松地区 V C 小松こだま	小松デイサービスセンター内	H 9. 4
北夙川地区 V C	北夙川小内	H 9. 7
鳴尾北地区 V C 北こだま	学文殿公民館事務室内	H 9.12
浜脇地区 V C	浜脇公民館内	H10. 4
高須地区 V C 高須こだま	高須コミュニティプラザ	H10. 6
神原地区 V C	神原市民館内	H11. 3
夙川地区 V C	夙川小コミュニティルーム内	H11. 4
甲陽園地区 V C	甲陽園市民館内	H11. 6
今津地区 V C	今津南デイサービスセンター内	H11. 6
東山台地区 V C	斜行エレベーター 2 階ホール内	H11.10
甲子園浜地区 V C 浜こだま	甲子園浜小内	H11.12
安井地区 V C	安井市民館内	H12. 3
つと地区 V C	大箇市民館内	H12. 6
北六甲台 V C	北六甲台安心プラザ内	H12. 6
山口地区 V C	山口支所内 旧徳風会館	H13. 3
春風地区 V C	春風公民館内 第 1 集会室	H14. 2
香櫨園地区 V C	香櫨園市民館内 2 階和室	H14. 3
上ヶ原地区 V C	旧上ヶ原留守家庭児童育成センター	H15. 3
用海地区 V C	用海公民館内 1 階第 1 集会室	H15. 6
平木地区 V C	安心コミュニティプラザ青木集会所	H16. 3

V C : ボランティアセンターの略

ボランティアセンター運営費

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	市補助金	そ の 他	社協自主財源
H 7	14,929	0	2,490	12,439	0	0
H 8	15,533	0	2,490	12,118	0	925
H 9	16,408	0	2,490	13,168	0	750
H10	17,393	0	2,490	12,737	2,166	0
H11	18,677	0	2,490	14,646	1,541	0
H12	16,000	0	2,210	10,630	0	3,160
H13	18,408	0	2,210	12,991	0	3,207
H14	13,296	0	2,250	7,562	0	3,484
H15	13,378	0	2,250	10,578	0	550
計	144,022	0	21,370	106,869	3,707	12,076

2節 教育活動の充実

1. 子ども、生徒の被災状況

今回の震災では、かけがえのない子ども達が多数犠牲となった。

亡くなった市立学校園の幼児児童生徒は、幼稚園1人、小学校35人、中学校20人の計56人で、入院等の重傷を負ったものは、幼稚園2人、小学校8人、中学校1人の11人であった。

また、県立高校で3人、私立の幼稚園11人、小学校1人、中学校1人、高校3人、大学20人の39人が亡くなり、市内では合計95人の尊い命が失われた。

市立学校園の幼児児童生徒の死亡者数

(単位：人)

学 年	幼稚園(1園)			小学校(14校)							中学校(7校)				高校	合 計
	4 歳	5 歳	計	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計	1 年	2 年	3 年	計		
男	0	0	0	4	0	3	1	5	4	17	1	4	2	7	0	24
女	1	0	1	3	3	4	4	2	2	18	4	3	6	13	0	32
合計	1	0	1	7	3	7	5	7	6	35	5	7	8	20	0	56

2. 学校園の復旧・復興

2 - 1 学校園の被災と復旧

被災の状況	市立の 87 学校園の全てが、損傷の大小はあるが被災した。 その中でも 9 校園の 13 棟の校舎・体育館、4 校の渡り廊下が半壊と認定され改築が必要となり、5 校 5 棟に補強工事が必要であった。					
	学校名	改築	補強工事	学校名	改築	補強工事
	香櫨園小	南東棟校舎	北棟校舎	上ヶ原南小	南西棟校舎、渡廊下	
	北夙川小	渡廊下		段上小		北棟校舎
	苦楽園小	渡廊下	南棟校舎	苦楽園中	体育館棟	
	広田小		北棟校舎	上ヶ原中	北西、中棟校舎	
	平木小	渡廊下		甲陵中	北東、南東棟校舎	
	甲東小	体育館棟		西宮高校	南、北棟校舎	体育館
上ヶ原小	北、南棟校舎		大社幼	西棟管理園舎		
復旧の状況	6 年度	改築、補強を要する校舎についての計画案を立てた。損傷を受けた学校園については、児童生徒の危険回避のため、緊急を要する倒壊物の撤去や段差の解消、亀裂の補修等の応急工事を行った。				
	7 年度	香櫨園小・苦楽園小・広田小の校舎棟の補強工事が完了し、年度末には大社幼稚園の園舎の改築工事が完了した。				
	8 年度	前年度より繰り越した上ヶ原小・上ヶ原南小・甲東小・香櫨園小・上ヶ原中・甲陵中・苦楽園中及び西宮高校の改築復旧工事、段上小・西宮高校の補強工事及びその他の補修復旧工事並びに設備復旧工事を行った。				
	9 年度	改築復旧工事のうち、上ヶ原南小・上ヶ原中・西宮高校の運動場補修等復旧工事及び甲陵中屋外整備工事は 8 年度中に完了しなかったため平成 9 年度に事故繰越し、西宮高校運動場整備工事を最後に平成 9 年 8 月末に全ての災害復旧工事が完了した。 また、西宮浜埋立地に計画された人口 1 万人の震災復興住宅マリナパークシティの中に、西宮浜小・西宮浜中学校を新設し、平成 10 年 4 月に開校した。				

2 - 2 仮設教室の状況

設置の状況	校舎等の損壊により教室等が不足する 10 学校園については、平成 7 年 2 月初旬より主に仮設普通教室の建設に着手し、同年 3 月末より使用を開始した。 平成 7 年 6 月末までに特別教室等の仮設校舎を建設して、教育の場を確保した。 (単位：教室)						
	区分	該当校園数	普通教室	特別教室	管理諸室	給食室	合計
	小学校	6 校	79	30	10	3	122
	中学校	2 校	19	38	5	3	65
	高校	1 校	31	25.5	23.5		80
	幼稚園	1 園		2	3		5
	計	10 校園	129	95.5	41.5	6	272
教室数は全て普通教室の広さに換算した数字							
撤去状況	7 年度	改築・補強工事が完了した広田小・段上小・大社幼について、年度末に撤去した。					
	8 年度	残りの改築・補強工事を行っている 7 校の仮設校舎は、工事が完了する都度撤去し、平成 9 年 3 月末には全ての撤去を完了した。					

公立学校園災害復旧事業費

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 6	872,389	414,484		200,700		257,205
H 7	6,568,384	4,424,194		1,724,700		419,490
H 8	5,893,177	3,628,574		1,280,000		984,603
H 9	2,276,102	1,592,639		302,600		380,863
計	15,610,052	10,059,891	0	3,508,000	0	2,042,161

西宮浜小・中の事業費を除く

3. 子どもへの支援

3-1 心のケア

震災により心の健康が阻害されている子どもに対し、様々な心のケアの取り組みが行われている。しかし、子どもたちの心が受けた影響が、いつ顕在化するかわからないので、継続的かつ長期的な対応を進めていく。

(1) 教育復興担当教員

被災した児童生徒に対する心のケアや防災教育の充実を図るなど、教育復興を積極的に推進している。

年度	小学校	中学校
H 7	10校 15人	2校 3人
8	18校 26人	11校 15人
9	21校 29人	10校 15人
10	19校 22人	11校 13人
11	21校 24人	11校 12人
12	22校 24人	11校 12人
13	21校 21人	5校 5人
14	13校 13人	5校 5人
15	6校 6人	2校 2人

(2) 学校精神保健コンサルテーション

心のケアを必要とする子どもへの対応のあり方について、精神科医等の専門家が学校に出向き、指導や援助を実施している。

年度	実施学校園	回数	年度	実施学校園	回数
H 7	67	110	H 12	77	125
8	63	102	13	77	119
9	66	105	14	77	119
10	74	123	15	84	126
11	76	124			

(3) スクールカウンセラー

震災後の心の問題、不登校、暴力行為、いじめ等に悩む子どもたちの心の相談等に応じるほか、教職員や保護者への助言にあたるため、文部科学省が「心の専門家」であるスクールカウンセラー

を全国の小中高等学校に派遣し、心のケアのあり方について調査研究を行っている。

また、年々スクールカウンセラーの必要性が高まり配置校も増加し、平成 13 年度からは拠点校配置となり、該当の中学校区の小学校も対象となる。

年度	小学校	中学校
H 7	1 校 100 人	1 校 75 人
8	1 校 120 人	1 校 146 人
9	3 校 482 人	3 校 457 人
10	3 校 468 人	4 校 842 人
11	2 校 369 人	4 校 536 人
12	2 校	4 校

（ H13 年度以降の相談件数は 4 月～10 月末 ）

年度	配置中学校	相談件数 (小学校分も含む)
H13	11 校	1589 件
14	16 校	2517 件
15	18 校	3083 件

（ 4 ）教員に対する研修及び研究

平成 7 年 2 月 6 日に、震災後の子どもの精神状態、ケアの原則等をまとめた「研修会だより」を教員用に配付した。また、3 月には、精神保健専門家を講師として、教員、保護者を対象に「心のケア」研修会を開催した。さらに、震災後の教育相談に役立てるため、PTSD（心的外傷後ストレス障害）・急性ストレス障害等の震災時の子どもの心身反応等に関する研修会を開催した。

震災後の子どもたちへの関わり方や心のケアについて、教員の研究グループ「健康教育」が、専門家の指導のもと、震災後のストレス等に対する健康教育の啓発・推進について研究を行い、平成 9 年 4 月に研究成果を冊子にまとめ関係機関に配付した。

震災直後より 3 年間にわたり 2 小学校・1 中学校において、大阪ストレスマネジメントアプローチ研究会を中心とした、医師・看護婦・心理学者・ソーシャルワーカーの専門家グループが、子どもたちの PTSD 化を予防するため定期的に調査を実施し、その結果をもとに心のケアが必要な子どもたちへの対応や指導方法を長期的・継続的に担任教師へ指導、助言した。

バブル崩壊後の社会経済は低迷し、先行き不透明の時代を迎え、働き盛りの人々が職を失って路頭に迷う姿が増えはじめた中で、大震災は、そうした社会状況の上に被災地に追い討ちをかけるように起こった災害であった。しかし、失業も被災も日本全体、被災地全域に及ぶものとはいえ、個々に見れば人により様々で、これまでの差が拡大増強された面も指摘されている。他方、世の中は政治も市場も IT 革命の声にあふれ、家庭用品のデジタル化はいうに及ばず、パソコン操作ができなければ就職もままならない状況になってきた。子どもたちはこうした社会状況の中で親の生活ぐるみで揺さぶられており、<心のケア>も大地震だけを念頭においた対応ができない兆しが見えてきた。そこで、平成 12 年(2000 年) 3 月「学校精神保健ガイドブックパート Ⅰ」を発行し、非常災害時の心のケアを含めた事例・対応、さらに、非常災害のみならず子どもの心の健康問題に対応していくための校内体制や専門機関との連携等について掲載し、全教員に配布した。

また、学校精神保健コンサルテーションは年々実施校園も増加し、児童精神科医師より指導・助言を受け、子どもの心のケアと同時に教職員の長期的・継続的な研修の場としている。

3 - 2 防災教育、ボランティア教育の実施

市内の小・中・高等学校・養護学校では、年間1～5回避難訓練を実施している。その内容としては、火災・地震及び東南海・南海地震を想定した津波となっている。また、全小学校の半数では、児童の引渡し訓練を実施している。

市教育委員会や兵庫県教育委員会作成の「学校防災マニュアル」に基づき、各学校園では防災計画を作成している。全小・中学校の半数では、避難所運営をも含めた学校独自の災害対応マニュアルを作成している。

日本国内はもとより世界各地の災害に対して、各校では児童会や生徒会が中心となって募金活動に取り組んでいる。また、慰霊碑の清掃作業や地域の清掃等特徴的なボランティア活動も継続して実施されている。

3節 文化・スポーツの振興

1. 文化、スポーツ施設の被災状況

改築中の大社・甲東公民館を除く全ての公民館、中央体育館を始めとする全ての社会体育施設、教育文化センターや総合教育センター及び教職員住宅等の教育施設の全てにわたって何らかの被災を受けた。

2. 文化・スポーツ施設の復旧・整備

2 - 1 社会教育施設等の復旧

6年度	全ての施設について危険回避の応急復旧工事を行うとともに、一部の施設について補修復旧工事を行った。(公民館17館、社会体育施設6館、その他の教育施設6施設)
7年度	前年度に引き続き、補修復旧工事を実施した。特に避難所や物資置場となっていた公民館や体育館などについても、避難所や物資置場解消後に順次補修復旧工事を行い、年度末には全ての災害復旧工事を完了した。(公民館19館、社会体育施設7館、その他の教育施設10施設)

社会教育施設等災害復旧事業費 (単位：千円)

事業費	国庫補助金	起債	一般財源
488,101	170,554	132,400	185,147

平成6・7年度事業費

2 - 2 市民会館等の復旧

市民会館は、自衛隊の出動や遺骨の引き取り場所となったほか、市の災害復旧関係事務所に利用され、会議室の一部は平成7年6月30日まで使用された。復旧工事完了後、再開に当たっては、アミティホールでは平成8年4月7日に修復記念事業が、4月28日には「NHKのど自慢」が催されたが、半数以上の会議室が、平成8年4月6日から平成9年10月31日まで第7仮設庁舎として利用された。

施設名	主な被害状況	復旧事業費	復旧完了日
市民会館	柱など主要構造物のせん断破壊	674,572千円	平成8年3月29日
フレンテホール	ホール・ホワイエの天井落下、照明、電気設備や可動椅子等被害、ホール内水損	94,482千円	平成7年5月31日

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	769,054	260,336		445,400		63,318
H8						0
計	769,054	260,336	0	445,400	0	63,318

2-3 勤労福祉施設の復旧

震災直後から勤労会館と勤労青少年ホームは、市の仮設庁舎等として使用され、またサン・アビリティーズは、市民の避難所として使用されたことから、施設の復旧工事は、可能な限り並行して進めるとともに、工事が困難なものについては、使用終了後に行った。こうした状況の中で、一部会議室等を除き、勤労会館は平成7年7月1日、勤労青少年ホームは9月1日、勤労身体障害者教養文化体育施設は8月17日からそれぞれ供用を再開した。

施設名	主な被害状況	復旧事業費	復旧完了日
勤労会館	内外壁及び床の亀裂 冷却塔損壊	16,642千円	平成8年2月7日
勤労青少年ホーム	内外壁及び床の亀裂		平成8年1月20日
勤労身体障害者教養文化体育施設	内外壁及び床の亀裂 玄関スロープ損壊	5,355千円	平成8年3月15日

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	21,997			16,300		5,697
計	21,997	0	0	16,300	0	5,697

2-4 文化財の復旧・修理

震災発生時、本市には、158件の指定文化財が所在したが、岡太神社本殿（西宮市指定）と旧辰馬喜十郎内蔵・店（西宮市・兵庫県指定）が全壊し、西宮神社大練塀、表大門（国指定）などが著しい損傷を受けた。

被災を受けた文化財は、国指定文化財5件、県指定文化財4件、市指定文化財9件であった。全壊した指定文化財は指定解除とし、損傷した国指定文化財5件、県指定文化財3件、市指定文化財8件については修理を行った。指定文化財の修理は、平成10年度に完了している。

指定文化財復旧・修理事業費

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	所有者負担	一般財源
H7	98,208	69,877	8,645		9,843	9,843
H8	109,285	72,750	11,800		12,368	12,367
H9	1,034	259	258		258	259
H10	9,466		3,155		3,156	3,155
計	217,993	142,886	23,858	0	25,625	25,624

埋蔵文化財の発掘調査については、従来一部（個人住宅）を除いてその調査費用は原因者負担としてきたが、平成7年度から平成10年度の間は、復旧・復興事業を促進するため、公費で負担する発掘調査の対象範囲を拡大し、国庫補助事業として市が実施した。

なお、平成12年度以降については、原則として従前の基準にもどし、震災復旧復興事業にかかるもののみについて公費による発掘調査を実施することとしたが、復旧復興事業にかかる埋蔵文化財の発掘調査は、平成11年度をもって完了した。

埋蔵文化財発掘調査事業費

（単位：千円）

年度	発掘調査地点	事業費	国庫補助金	県補助金	一般財源
H7	西宮神社社頭遺跡他2カ所	4,284	2,142	1,071	1,071
H8	高畑町遺跡他8カ所	2,072	1,036	518	518
H9	北口町遺跡他24カ所	4,072	2,036	1,018	1,018
H10	西宮神社社頭遺跡他22カ所	6,562	3,281	1,640	1,641
H11	仁川百合野町遺跡他8カ所	1,660	830	415	415

被災した家屋から、古文書及び民俗資料の救出を行い、これらの資料は、寄託・寄贈などの手続を終え、郷土資料館収蔵庫で保管し、現在分類作業を継続中である。整理等が完了したのから順次、特集展示等で展示活用している。

年度	民族資料（民具等）	歴史資料（古文書等）
H6	農具・食膳具・灯火具・漆器類等8件	岡本家文書（近代資料）・席松家文書等8件
H7	漁具・暖房具・農具・戦時生活資料等8件	川合家文書等5件
H8	農耕具・什器・暖房器具・服飾具等14件	
H9	節句人形・大工道具・紡織具等14件	
H10	雛人形・茶道具・什器・漁具等8件	
H11	農耕具・計量器具・炊飯用具等14件	

3. 文化・スポーツ施設の復興

平成8年10月 阪急甲東園駅前ビル「アプリ甲東」内に発表会、社交ダンス、演芸、講演会等、市民が多目的に利用できる甲東ホール（308席）を整備した。

平成10年5月 鳴尾図書館及び中央図書館高須分室を整備した。

平成10年9月 甲子園浜埋め立て地に甲子園浜野球場を新設した。

平成11年4月 西宮浜マリナパークシティに貝類館及び西宮浜公民館を新設した。

- ・西宮市貝類館

菊池典男氏から寄贈された故黒田徳米博士の貝類資料、約3,800種4万点を収蔵し、世界の貝類約2,000種5,000点を展示している。

平成12年10月 西宮北口駅南地区10街区に再開発ビル「プレラにしのみや」を整備した。

- ・中央公民館

生涯学習情報提供の拠点となる生涯学習情報コーナーを備え、全市的な学習の機会と場を提供する拠点公民館として整備した。

- ・男女共同参画センター「ウェーブ」

男女共同参画社会の実現を目指し、「ジェンダーの解消」「自立・連帯の推進」「参加・参画の促進」を基本理念に、女性のエンパワーメントと男性の意識改革に向け

た事業を展開するとともに、男女平等や女性の地位向上、男女の自立等に取り組む自主活動グループ・団体を対象に、「ウェブ登録グループ」を募集する。

・プレラホール

演劇、舞踏、バレエ、邦楽、コンサート、講演会、セミナー等、市民が多目的に利用できるホール（292席）を整備した。

平成 13 年 5 月 北口図書館開館

主な文化・スポーツ活動

日 時	内 容	場 所
H 8. 1.21	追悼と励ましの集い～ハンドベル演奏・合唱・落語～	夙川公民館
H 7. 9.15 H 8. 6. 9 H 9. 5.25 H10. 9.23 H11. 5.30 H12. 5.28	震災復興ユニセフカップ西宮国際ハーフマラソン	甲子園球場～武庫川
H 8. 1. 9～ 2.14 H 9. 1.14～ 1.26 H10. 1.13～ 1.25 H11. 1.12～ 1.24 H12. 1.12～ 1.23	阪神淡路大震災関連資料展	中央図書館
H 7. 5. 5	頑張ろうコンサート	なるお文化ホール
H 8. 4.21	ひびけ歌声 友情コンサート	アミティホール
H 7. 6. 3	元気を出して歌おう会	なるお文化ホール
H 7. 8.20	第九シンフォニーを歌うつどい	県立総合体育館
H 7.11. 3	ピッコロ劇団被災地激励公演「学校ウサギをつかまえる」	なるお文化ホール
H 9. 1.17 H10. 1.17 H11. 1.17 H12. 1.16	阪神淡路大震災 1.17 追悼コンサート	アミティホール
H 9. 1.18 H10. 1.25 H11. 1.23 H12. 1.30	震災 2 周年 西宮邦楽コンサート 3 " 4 " 5 "	なるお文化ホール フレンテホール " "
H 8. 1.17	「悲しみをこえて～祈りと喜びと」1・17 市民のつどい	フレンテホール

4 . カレッジタウン西宮事業の推進

本市は、市内に 10 の大学・短期大学が立地し、33,000 人を越える学生と約 1,400 人の教員を有す

る「大学のまち」である。この大学の集積を貴重な財産として位置付け、それを生かしたまちづくりを進めるために、平成4年3月に「市民と大学の交流」「大学間の交流」「行政・大学・市民の連携」「学園都市の魅力づくり」を柱とした「カレッジタウン西宮」構想を策定し、市内各大学の教員による大学共同講座やセミナー等「インターカレッジ西宮」の開講など、各種事業を進めてきた。

阪神・淡路大震災後、復旧・復興事業が最優先され、その他の事業の多くが中止を余儀なくされるという状況にもかかわらず、大学を有する全国の自治体、大学関係者が集まる「第4回大学都市会議」を平成7年10月に本市において開催し、震災後の貴重な体験も加えて、市民と大学が相互交流できる仕組みについて検討がなされた。この会議において、本市においても、「カレッジタウン西宮」の交流拠点となる施設の必要性が確認された。同時に、学生ボランティアのあり方や大学、行政、地域によるボランティア支援の方法が議論され、これを受けて平成9年4月に「西宮学生ボランティア交流センター」が設立された。

平成13年4月には、「カレッジタウン西宮」の交流拠点施設として、阪急西宮北口駅北東再開発ビル「アクタ西宮」東館6階に西宮市大学交流センターを開設した。また、これに先駆け、同年3月には、大学交流センターを拠点に大学連携事業を推進する組織として、市内10大学・短大が中心となって「西宮市大学交流協議会」が設立された。

平成13年度から、本市と協議会の連携により、大学共通単位講座（単位互換）をはじめとした大学間の交流事業や、大学、学生と市民との交流事業に取り組んでいる。なお、先行して進めてきた市民対象講座の「インターカレッジ西宮」は、協議会との連携のもとで、各大学の特色を生かしたセミナーやレクチャーを拡充し、「西宮学生ボランティア交流センター」の事業も協議会が継承して実施している。

カレッジタウン西宮事業の取り組み

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
学生の社会参加を支援、大学共同講座を開催、地域研究を支援	引き続き大学共同講座を開講し大学都市会議を西宮市で開催	共同講座を拡充開催、ボランティア交流センター設立準備	インターカレッジ西宮を拡充開催、ボランティア交流センター設立	インターカレッジ西宮を拡充開催、ボランティア交流センター活動開始	インターカレッジ西宮を拡充開催、大学交流センターの準備
舞台発表と学生のネット村を設置し市民交流		はつらつかレッジ村を開設	はつらつかレッジ村でイベント開催	同左	同左
学生の編集による新入生向けガイドブック（H4発刊）の改訂版発刊	同左	カレッジタウン西宮ガイド発刊	同左	同左	同左
ボランティアハンドブック（H5発刊）の改訂版発刊		カレッジタウン西宮の取り組みを情報発信			
教員による西宮に関する研究支援	同左	同左	同左	同左	同左
武庫川女子大学の社会参加実習支援等（110人）	同左	2・3年生300人に実習生増加	同左	同左	同左
10大学・短大の連携による共同講座を開講	同左	セミナー、公開講座も開催	共同講座、セミナー、公開講座を開催	同左	共同講座、セミナーを開催

同左

4節 コミュニケーション環境づくり

1. インターネット接続等による情報の受発信

震災以降、被災市が全世界に向けて情報発信するなど、インターネットの利用展開が注目されることとなった。本市では平成元年に自治体としては全国に先駆けてパソコン通信「情報倉庫にしのみや」を開設、平成9年3月にはホームページを開設した。

平成10年度には、全国初のインターネットと地図情報システムを活用したWebGIS「地図案内サービス（道知る兵衛）」の開発・稼働、平成11年度には、「西宮市議会会議録検索システム」を稼働させ、情報公開も意識した、より幅広い情報の提供に努めるとともに、市民への情報提供、行政の説明責任が一層求められていることから、行政の法的根拠である条例、規則などを積極的に情報発信する「西宮市例規集検索システム」なども開設した。

その後も、インターネットによる介護情報提供サービスとして、誰もが利用できるホームページ「高齢者あんしんネット西宮」やWeb技術を多用した「西宮市選挙開票管理システム」を開発した。

また、平成15年度には従来の基幹系行政情報システムと地域公共ネットワークを活用した地域情報システム及び教育情報システムが連携した「西宮市総合行政情報システム」が完成した。

このように、市民のニーズを的確につかみ、誰にでもわかりやすい情報提供を主眼に地域情報化への積極的な取り組みを実施してきた。

2. CATVの機能拡張

CATVの活用について、市では平成9年度に番組送出用機器を市広報課へ移設し、本庁舎内から直接スーパーインポーズや生放送での災害等緊急情報を提供できるシステムを整備した。また、(株)ケーブルビジョン西宮(平成4年開局)では、平成11年9月にインターネット接続事業を開始し、利用者数は予測を超えて増え続け、さらに平成12年12月から衛星テレビのデジタル放送が開始されたことから、通信事業やデジタル化に対応するため、(株)ケーブルビジョン西宮は平成12年4月に尼崎局、伊丹局と合併し、(株)阪神シティケーブルを設立して経営基盤の強化を図った。

なお、平成8年度に市南部エリアへのケーブル敷設が完了、また平成15年度には北部地域への敷設が完了し、行政チャンネルは、ほぼ市全域で視聴できるようになった。

3. コミュニティFMの開局

震災以降、非常災害時における情報通信のあり方として、地域により密着した情報の受発信の方策が重要な課題となり、電力の停止等に対応できる携帯ラジオが見直された。本市においても平成10年3月にコミュニティ放送局「さくらFM」が開局し、市民自らが参加する放送局を目指し、地元向けの番組作りを行う一方、市と局の間で緊急時における災害情報放送協定を締結し、これまでに集中豪雨時の避難勧告等を行ってきた。

しかしながら、開局当時からの経済不況の中、経営的に困難な状況が続いている。

今後は、平常時から市民の聴取率のアップを図りながら、緊急災害時におけるより具体的で即効性のある放送内容の充実について研究を続けていく必要がある。

第5章 環境と調和した、美しいまちづくり

1節 環境との共生

1. 被災の状況

東部総合処理センターは、施設及びプラントの損傷、破損状況について点検を行うとともに、一部プラント関係の応急処理を行い、工業用水の供給ストップに対しては、尼崎浄水場などから水の供給を受け、1月20日から3炉とも運転を開始した。西部工場は、地盤沈下や施設及びプラントの損傷が著しく、応急復旧に相当時間を要したが、1月24日に1炉、1月26日から2炉の運転を開始した。運転に必要な工業用水は、隣接する東川から取水して対応した。建設中であった西部総合処理センターについては、2階部分までの立ち上げ時期であったが、建設用の足場が一部損傷した程度で、本体には被害はなかった。

衛生施設災害復旧事業費

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H 6	25,631	17,468	0	4,300	0	3,863
H 7	181,935	38,822	0	34,600	0	108,513
計	207,566	56,290	0	38,900	0	112,376

2. 廃棄物処理施設の整備

平成9年8月末で、東部総合処理センターを閉鎖し、9月1日から西部総合処理センターを稼働させた。このセンターでは、ごみの適正処理、資源回収とともに、エネルギー活用の推進を図るため、6,000キロワットの蒸気タービン発電機で発電を行い、場内での使用電力を賄い、総発電量の約半分にあたる余剰電力を電力会社に売却している。

平成11年5月1日には、粗大ごみ展示・活用施設(通称：リサイクルプラザ)をオープンさせ、物を大切に使うことを通じて、市民のごみ意識の高揚を図っている。

また、西部工場では、平成10～12年度にダイオキシン対策として、排ガス処理設備の改修工事を行った。

施設整備事業

(単位：千円)

事業名	竣工年月日	建設経費	備考
西部総合処理センター建設事業	H 9.8.31	47,978,743	
リサイクルプラザ建設事業	H11.3.15	93,149	H11.5.1 供用開始
西部工場ダイオキシン対策事業	H12.9.30	1,318,700	
ペットボトル圧縮施設建設事業	H12.10.16	67,557	

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H 7	11,831,766	2,238,604	0	9,582,400	0	10,762
H 8	12,675,288	631,509	0	11,879,900	0	163,879
H 9	5,778,994	0	0	4,789,100	0	989,894
H10	93,149	0	0	0	93,149	0
H11	734,400	358,900	0	358,100	0	17,400
H12	651,857	309,704	0	317,400	0	24,753
計	31,765,454	3,538,717	0	26,926,900	93,149	1,206,688

リサイクルプラザの運営(平成 11 年 5 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日)

来館者数 (人)	178,715 人
再利用件数 (件)	27,687 件

余熱利用事業 (蒸気回収)

年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
蒸気発生量 (t)	300,380	303,368	465,109	446,799	461,687	468,685	460,677	468,619	480,845
有効利用量 (t)	79,915	95,203	367,740	440,848	448,167	434,937	441,466	444,562	448,511

余熱利用事業 (発電事業)

年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
発電量 (千kwh)	-	-	30,042	44,441	45,918	44,660	47,272	47,295	47,989
場内使用量 (千kwh)	-	-	16,315	21,116	21,580	21,338	21,674	23,116	22,766
売電収入 (千円)	-	-	114,373	199,570	192,682	179,544	205,035	195,405	197,011

3. ごみ減量リサイクルの推進

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会活動により資源の枯渇と環境汚染を招いたことによる反省から、資源循環型社会への転換が求められ、西宮市においても良好な環境の維持と、限られた資源の有効活用といった観点から様々なごみ減量化・再資源化施策を展開している。

平成 8 年 6 月にごみ減量等推進員制度を発足させ、モデル地域で 122 名の推進員を誕生させた。また、平成 9 年 6 月には推進員を市内ほぼ全域 440 名に拡充した。
平成 9 年 6 月に粗大ごみの有料化を実施した。
平成 9 年 9 月から資源ごみ(新聞、ダンボール、紙パック、古着、雑誌、古本、チラシ、紙箱)の分別収集を実施した。
平成 12 年度前期にペットボトルの圧縮・保管施設を建設した。 平成 13 年 4 月から全市域でペットボトルの分別収集を実施した。
平成 13 年 3 月に、家電リサイクル法に対応するため、廃家電のヤードを整備した。 平成 13 年 4 月の家電リサイクル法施行後の不法投棄物と市が特別に回収した家電 4 品目については、一時保管を行い、メーカーの指定引取り場所へ引き渡している。
平成 15 年 10 月から、家庭系パソコンについても資源有効利用促進法に基づきメーカーによるリサイクルが開始されたため、不法投棄パソコンについては、一時保管し、メーカーに引き渡している。
16 年度以降に実施する事業等 ・西部工場の老朽化に対応するため、東部総合処理センターの更新を図る。 ・「その他プラスチック製容器包装」の分別収集、再商品化については、今後、検討を行う。

破碎選別施設

年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
資源回収量 (t)	7,837	7,356	6,188	6,083	5,876	5,887	5,381	5,264	5,878

分別収集

年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
資源A・B (t)	-	-	7,465	15,546	16,584	17,168	17,877	17,650	17,047
ペットボトル(t)	-	-	-	-	25	117	376	404	410
ガラス(t)	-	-	-	-	-	-	-	-	22

4. 雨水・太陽エネルギーの利用

(1) 太陽光発電

津門中央公園の整備においてソーラー発電設備を設置し、便所棟の照明・ポンプ設備の動力に活用するなど自然エネルギーの利用促進を行った。

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一 般 財 源
H 7						0
H 8	83,378	41,689		41,689		0
H 9						0
H10						0
H11						0
H12						0
H13						0
H14						0
H15						0
計	83,378	41,689	0	41,689	0	0

(2) 雨水利用設備

湯水時や非常災害時における水資源（散水・生活用水）確保のため、市営住宅の基礎部分等に雨水貯留槽を設置し、雨水利用設備として活用できるように整備する。また、学校園においても、下水の直接放流を開始することにより不要となった浄化槽を、雨水利用設備として活用できるように整備する。

年 度	市 営 住 宅	学 校 園
平成 8 年度	池田町団地、樋ノ口町 2 丁目団地	神原小学校、西宮高校
平成 9 年度	山口町団地、小松北町 1 丁目団地	
平成 10 年度	薬師町団地、高畑町団地、西宮浜 4 丁目団地、高須町団地（2 基）、甲子園口 6 丁目団地、両度町団地	甲陽園小学校

5. 環境学習、環境意識の啓発

市は、平成 15 年 12 月、「市民」・「事業者」・「行政」の参画・協働により全国初の「環境学習都市宣言」を行った。環境学習都市宣言の 5 つの行動憲章「学びあい」、「参画・協働」、「循環」、「共生」、「ネットワーク」に基づき、各主体が家庭、地域、職場などにおける自主的な環境学習を通じ持続可能なまちづくりを推進する。

1. 平成15年度までに実施した事業

<p>環境学習のしくみ（システム）づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが町の環境ウォッチング（2011年・地球ウォッチング・にしのみや<EWC>）事業の継続実施（平成4年度から） ・EWC活動への新システム（エコカード・エコスタンプ方式・エコトレード・アースレンジャーファミリー表彰）導入 <p>市内小学生全員を対象とし、地域・学校・家庭・事業所をサポーターとして巻き込んだシステム</p>
<p>環境学習のプログラムづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西宮市セイフティ&エコガイド事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・セイフティ&エコガイド活動マニュアルの作成 ・指導者用資料集「語り部ノート」の作成 ・わが町ぶらりマップの作成 ・西宮の環境が学べる施設を紹介する「環境学習サポート施設・フィールドガイド」の作成 ・地域・学校・家庭で行うことができる「環境学習サポートガイドブック」の作成
<p>環境学習の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習ルームの開設 ・甲子園浜自然環境センターの開設
<p>環境学習活動を推進する人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EWCボランティアセミナーの実施（一般市民および小学校などのPTAを対象） ・S&E「語り部養成セミナー」の実施 ・環境学習都市サポーター養成セミナーの実施
<p>市民、事業者との連携による環境啓発事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「こども環境活動支援協会」の設立 ・「さくらFM環境啓発番組（環境都市推進グループ提供）」の放送 ・「環境学習都市にしのみや・パートナーシッププログラム」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の協力により、まち全体に環境学習都市としての取り組みを広げることを目的に実施
<p>環境学習都市宣言の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習都市推進市民会議の設立 <ul style="list-style-type: none"> ・市民関係者7名、公募委員3名、企業関係者4名、教育関係者2名、専門家5名、行政関係者4名で構成
<p>西宮市地球温暖化対策実行計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市自らが消費者の立場から環境負荷の低減のための行動計画を策定した。
<p>ISOの認証取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎・東館・南館・教育委員会を対象として、国際的な環境管理の規格であるISO（国際標準化機構）14001の認証取得に取り組む

2. 平成16年度以降に実施する事業

<p>環境学習都市推進に向けた体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新環境計画の策定 ・環境基本条例等の制定
<p>環境学習活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境学習都市・にしのみや・パートナーシッププログラム」の実施 ・「こんなまちだったらいいな 20年後の西宮」作文コンテスト ・「市民自然調査」「市民意識調査」の実施
<p>環境学習の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲山自然の家ビジターセンターの開設

2節 うるおいのある都市景観の形成

1. 被災した都市景観形成建築物等の修復

本市の「都市景観形成助成事業」による修復保全への財政的支援のほか、阪神・淡路大震災復興基金の「景観ルネサンス・まちなみ保全事業」及び「歴史的建造物修理費助成事業」を活用し、本市が指定している都市景観形成建築物のほか、歴史的建築的価値の高い建築物が修復保全されるよう財政的支援を行った。

年度	事業名	建物名称	助成金 (千円)	修復内容	摘要
H 7	都市景観形成助成事業	聖和大学旧宣教師館	2,420	屋根・壁補修	都市景観形成建築物
	歴史的建造物修理費助成事業	松本道子邸	5,000	構造体及び内・外観修復	
		倉戸三郎邸	5,000	構造体及び内・外観修復	
		倉敷濱子邸	5,000	構造体及び内・外観修復	
H 8	歴史的建造物修理費助成事業	辰馬本家酒造本蔵(酒造館)	5,000	構造体修復旧	
		浄橋寺庫裡及び書院	4,027	屋根・壁補修	
H 9	歴史的建造物修理費助成事業	西宮神社六英堂	5,000	構造体及び内・外観修復	
	景観ルネサンス・まちなみ保全事業	芝辻 崇邸	2,041	屋根・壁補修	都市景観形成建築物
		岡本紀士夫邸	3,500	母屋建替え	
H10	景観ルネサンス・まちなみ保全事業	今西永兒邸	728	屋根吹替え	都市景観形成建築物

都市景観形成助成事業以外は阪神・淡路大震災復興基金による。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H 7	2,420					2,420
H 8	0					0
H 9	0					0
H10	0					0
H11						0
H12						0
H13						0
H14						0
H15						0
計	2,420	0	0	0	0	2,420

2. 景観デザイン誘導による街並み景観の形成

阪神・淡路大震災復興基金を積極的に活用し、宮水・酒蔵地帯において従来の特色あるまちなみの再生を図った。

年度	事業名	施設名称	助成金 (千円)	整備内容	摘要
H 9	景観ルネサンス・まちなみ保全事業	大関(株)宮水井戸場	1,500	井戸場の庭園化	
		辰馬本家酒造(株)宮水井戸場	1,500	井戸場の庭園化	
		白鷹(株)宮水井戸場	1,500	井戸場の庭園化	
		大関(株)恒和蔵新築	3,500	伝統的な意匠を継承した酒蔵再建	旧酒蔵の再建
		大関(株)恒和蔵外構整備	1,500	和風の塀と道路沿い緑化	
		本野田酒造(株)外構整備	1,500	道路沿い緑化	アソシエイト事務所・工場
H 10	景観ルネサンス・まちなみ保全事業	辰馬本家酒造(株)食品事務所改築	3,500	伝統的な意匠を継承した事務所	
		辰馬本家酒造(株)酒蔵館外構食品事務所改築	1,500	和風の塀と道路沿い緑化	被災した本蔵を博物館に再生
		多聞酒蔵(株)多聞ビル外構整備	1,500	塀と道路沿い緑化	近代洋風建物と調和した意匠
		辰馬本家酒蔵(株)本社通用門修理	1,282	和風塀の修理と道路沿い前庭整備	
		(株)スズケン西宮支店館外構整備	1,500	道路沿い緑化	
		八馬啓氏所有地の外構整備	982	塀と道路沿い緑化	多聞ビル隣接地
		今西永児邸の修復	728	茅葺屋根葺替	
H 11	景観ルネサンス・まちなみ保全事業	辰馬本家酒造(株)新社屋外構整備	1,500	塀と道路沿い緑化	
		東海道本線沿線修景緑化(安井地区)	483	修景緑化	
H 12	景観ルネサンス・まちなみ保全事業	白鹿既存蔵改造再生・外溝	5,000	外観修復 外溝植栽工事	白鹿クラシックス
H 13	景観ルネサンス・まちなみ保全事業	白鷹祿水苑新築・外溝	5,000	瓦屋根、漆喰壁、銅製樋、和屏風、植栽	祿水苑

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H 9	11,000					11,000
H10	10,992					10,992
H11	1,983					1,983
H12	5,000					5,000
H13	5,000					5,000
計	33,975	0	0	0	0	33,975

第6章 市街地の復興

1節 市街地の面的復興整備

1. 市街地復興基本方針の策定

震災による市街地での被害の中で、特に建物等の全半壊が面的に集中し、かつ道路・公園等の基盤施設が未整備な地区について、早期復興に向けて地区別にどのような街づくりが必要であるかが緊急の課題となった。その結果、震災の教訓を生かした市民が安全に安心して生活できる災害に強いまちづくりを目指し、重点復興事業の選定、事業手法及び事業内容等について、平成7年1月31日に「西宮市災害市街地復興基本方針」を定めた。

特に被害が集中した地区を重点面整備事業地区とし、森具（約10.5ha）、西宮北口駅北東（約34.6ha）の2地区については、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の都市計画事業により整備を図ることを前提として、一定の建築制限を加える建築基準法第84条の規定により区域指定の告示を平成7年2月1日に行った。また、阪神西宮駅南地区（約2.9ha）は再開発事業、JR西宮駅北地区（約25ha）は住環境整備事業により整備を図ることとした。

平成7年1月31日

西宮市災害市街地復興基本方針

1月17日未明、阪神間を直撃した兵庫県南部地震は、本市に壊滅的な打撃を与え、都市機能を麻痺させるとともに、市民生活に未曾有の大被害を生じさせた。本市は、全市民が一体となって、都市と生活の復興・発展を図っていくため、この基本方針を定める。

1. 災害市街地の復興基本方針

市民が安心して生活できる、安全で秩序あるまちづくりをめざして、総合的な復興基本計画を策定し、都市計画事業等により、計画的な市街地の形成を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 重点面整備事業

被害が集中している地区で、地区全体としての安全性の確保が必要な地区を重点面整備事業地区として、区画整理事業、市街地再開発事業等の面的・一体的な整備事業を実施する。

このため、必要な事業においては、建築基準法第84条（被災地における建築制限）の区域指定を行い、建築物の建築を制限する。

- ・土地区画整理事業及び住宅市街地総合整備事業
森具地区約11ha、西宮北口駅北東地区約36ha
- ・市街地再開発事業
阪神西宮駅南地区約3ha
- ・住環境整備事業
JR西宮駅北地区約25ha

(2) 街路事業

市域内の交通ネットワークを形成する上で不可欠な、また災害時の広域避難路として重要な役割を果たす街路の整備を促進する。

- ・11路線、延長約10.6km

(3) 市街地内の広域空地の確保

市街地の中心部において、避難広場、公園等防災面からも多目的に活用ができる広域空地を整備、創出する。

(4) 民間事業の誘導

災害に強いまちづくりを推進するため、地域特性に応じて、民間事業の適正な誘導を行う。

- ・建物共同建替事業への助成

公開空地、壁面後退等により公共空間を確保する場合、優良再開発制度等による助成を行う。

- ・建築基準法第46条に基づく壁面線の指定

狭あい道路の密度の高い地区について、建築基準法第46条に基づく壁面線の指定を行い必要な道路幅員の確保に努める。

2. 住宅の整備及び供給促進基本方針

市民生活の基礎である、住宅の量的・質的な整備と供給促進のため、公共・民間の緊密な連携のもとに事業の促進を図る。

南部地域においては、県等関係機関と調整を行い、西宮浜埋立地での土地利用計画の見直しも含め、住宅の量的な確保を図る。また、市街地住宅の建設を進め、併せて既存住宅団地の建替による住宅の大量供給を検討する。

北部地域においても、開発事業者等の協力を得て、良好な住宅の整備・供給に努める。

2. 面的整備事業等の概要

各個別の事業の概要については、次のとおりである。(は震災後の取組み事業)

震災復興事業は、森具地区、西宮北口駅北東地区などの重点面整備事業以外に、従来から取り組んできた西宮北口駅南地区、甲東瓦木第一地区、段上地区、六湛寺東についても「西宮市震災復興計画」の事業として位置付けて取り組んだ。

(1) 面整備事業

土地区画整理事業

地区名	施行者	地区面積	施行年度	主な公共施設
森具	西宮市	10.5 ha	H6 ~ 23	道路、公園
北口駅北東	西宮市	31.2	H6 ~ 17	道路、公園
北口駅南	西宮市	9.2	H4 ~ 16	道路、公園、駅前広場
甲東瓦木第一	西宮市	33.4	S62 ~ H12	道路、公園
段上	西宮市	40.3	H6 ~ 17	道路、公園

市街地再開発事業

地区名	施行者	地区面積	施行年度	施設建築物
北口駅北東	公団	3.3 ha	H6 ~ 14	住宅、店舗、業務、公益的施設、駐車場
北口駅南西第一	組合	3.3	H7 ~ 13	住宅、駐車場
北口駅南10街区	組合	0.45	H7 ~ 12	住宅、店舗、事務所、公益的施設、駐車場
阪神西宮駅南第一	組合	0.5	H9 ~ 15	住宅、店舗、駐車場
六湛寺東	組合	1.5	H4 ~ 10	住宅、店舗、事務所、駐車場

住宅市街地整備総合支援事業

地区名	施行者	地区面積	施行年度	内 容
北口駅北東	西宮市 外	34.6 ha	H6 ~ 15	従前居住者用賃貸住宅(255戸) 集会所
香櫨園・西宮駅 周辺		99.4	H7 ~ 15	共同化住宅6件(287戸)

密集住宅市街地整備促進事業

地区名	施行者	地区面積	施行年度	内 容
森 具	西宮市	10.5 ha	H7 ~ 10	従前居住者用賃貸住宅(66戸)、集会所
J R西宮駅北	西宮市	25	H7 ~ 13	従前居住者用賃貸住宅(207戸)

住宅地区改良事業

地区名	施行者	地区面積	施行年度	内 容
J R西宮駅北	西宮市	1.47 ha	H7 ~ 13	従前居住者用賃貸住宅(141戸)

(2) 地域まちづくり支援事業

事業名	内 容
優良建築物等整備事業	マンション建替18件(1,370戸)、共同化2件(155戸)、住宅供給1件(500戸)
優良再開発等支援事業	18地区

(3) マリナパークシティ

地区名	施行者	地区面積	施行年度	内 容
西宮浜	兵庫県 西宮市 外	31.26ha	H7 ~ 18	住宅、道路、公園、上下水道、教育施設 商業業務等都市施設

3. 土地区画整理事業

(1) 森具震災復興土地区画整理事業

事業の概要

本地区内には、建築年代の古い木造住宅が集積しており、都市基盤も未整備という状況のため、阪神・淡路大震災により、地区内の約7割の建物が全半壊し、細街路も遮断され、避難、救援等の支障となった。

このことから、本事業は都市計画決定を平成7年3月17日に行い、今回の震災を教訓として、道路、公園等の公共施設を充実させるとともに、建物の共同化、耐震・耐火建物を適切かつ計画的に誘導し、災害に強く安全で快適な都市型住宅地への早期復興を目指した。

面 積	10.5ha
施 行 者	西 宮 市
施行年度	H6 ~ 13
公共施設	鳴尾御影西線、大浜老松線、森具線、森具公園
総事業費	12,429 百万円

進捗の状況

震災後、直ちに、地元の要望等を取りまとめるため「まちづくり協議会」が発足した。一方、市は復興の方法として区画整理事業を行うことを決定し、都市計画決定、事業認可の手続きを行い、仮換地指定に向けて換地設計に着手した。なお、並行して、権利者および地元のまちづくり協議会等の協力を得て、減価補償等に伴う用地買収を進め、土地区画整理審議会を設置した。以後、審議会の開催を重ね、平成8年11月30日に第1回目の仮換地指定（全体の約9割）を実施、平成9年1月17日開催の起工式以後、整地・区画道路築造等の工事に着手した。平成10年12月28日には「使用収益開始」通知を行い、平成12年3月27日に第2回目の仮換地指定を実施（累計97%）した。また、「まちづくり協議会」は、森具公園の完成に伴い、平成12年1月16日「震災復興セレモニー」を開催し、住民に復興の完了と今後のまちづくりを提唱して概ね5年間の活動に幕を下ろし、平成12年3月26日に解散した。

事業の進捗状況は、平成13年度で建物等補償350件、街路築造等工事5,608mが100%完了している。平成13年10月26日に換地処分公告を行い、平成13年12月25日より精算金の徴収を開始した。事業完了は清算徴収事務の終了する平成24年3月31日となる。

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	5,016,188	2,483,900	2,529,900		2,388
H 8	1,526,409	750,900	760,600		14,909
H 9	3,813,513	1,540,100	1,959,500	247,800	66,113
H10	1,476,106	224,600	380,600	802,200	68,706
H11	390,613	127,300	238,600		24,713
H12	164,398	47,400	101,900		15,098
H13	42,676	17,800	21,900		2,976
計	12,429,903	5,192,000	5,993,000	1,050,000	194,903

（2）西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業

事業の概要

本地区は都市基盤施設が未整備であり、建築年代の古い木造住宅が密集していたことから、阪神・淡路大震災により、地区内の約5割の建物が全半壊した。

震災復興のため、土地区画整理事業として、都市計画決定を平成7年3月17日に行い、北口駅周辺の再開発事業との調和を図るため、都市基盤施設の整備改善と住環境の向上及び駅前拠点に相応しいまちづくりを進める。

面 積	31.2ha
施 行 者	西 宮 市
施行年度	H6～17
公共施設	北口線、武庫川広田線、車庫北線、高木2号線、高木公園
総事業費	47,500百万円

進捗の状況

震災復興土地区画整理事業の早期完成を図るため、減歩率緩和のための減価補償金による用地買収を進めるとともに、仮換地指定に先立って土地所有者の承諾を得て一部で先行工事を行った。平成9年5月には土地区画整理審議会を設置して審議を重ね、平成9年10月31日の第1次から第51次まで順次仮換地指定をしながら建物等移転補償、道路工事、宅地整備工事等を進めてきた。

また事業を進める中で、行政と協働でまちづくりを進めるために住民等によって設立された「北口・高木まちづくり協議会」から「まちづくり提案」「道路整備計画提案」「地区計画提案」「高木公園基本整備計画提案」等の積極的な参画を得ている。

事業の進捗状況は、平成16年3月末現在で仮換地指定が96%建物移転補償については648件(678件)で約96%、街路築造工事（L型側溝整備）については、延長9,231m（10,257m）で約90%、

宅地整地工事については約 94%が完了している。

周辺の市街地再開発事業に関連して平成 13 年 3 月には車庫北線が開通し、平成 16 年 2 月には北口線の阪急神戸線アンダー部分の開通にあわせて地区内の北口線、武庫川広田線が開通した。平成 16 年 4 月には、近隣公園である高木公園が開園した。

今後、残っている建物等移転補償や道路工事等を実施し、換地処分を行うための換地設計の作成等の作業を進めて事業の早期完了を図る。

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	13,599,202	6,179,400		7,415,600		4,202
H 8	9,996,301	4,986,600		4,990,400		19,301
H 9	2,525,290	1,175,100		1,251,700	71,379	27,111
H10	5,332,742	2,383,800		2,482,900	330,000	136,042
H11	4,439,935	1,987,100		2,012,700	309,000	131,135
H12	2,185,286	820,900		910,000	300,000	154,386
H13	1,540,362	580,100		642,800	240,000	77,462
H14	1,063,735	324,500		438,400	270,000	30,835
H15	1,052,887	396,030		565,100	81,000	10,757
計	41,735,740	18,833,530	0	20,709,600	1,601,379	591,231

(3) 西宮北口駅南土地区画整理事業

事業の概要

市の「都市核」に相応しい計画的な市街地形成に向けて、都市計画決定を平成 4 年 7 月 3 日に行い、都市基盤施設の整備を行うとともに、商業・業務・文化施設等新たな都市機能の集積と土地の高度利用を促進し、地域の活力と魅力あるまちづくりを目指した。

面 積	9.2ha
施 行 者	西 宮 市
施行年度	H4～16(19 までに変更予定)
公共施設	球場前線、北口駅前線(駅前広場含む)、北口線、津門川左岸線、高松公園
総事業費	11,508 百万円

進捗の状況

事業計画で定めた公共用地内の建物等を順次仮換地に移転し、用地確保ができた部分から、水道・ガス及び下水道など供給処理施設の地下埋設工事を進めるとともに、道路・橋梁・駅前広場・電線共同溝及び水路など公共施設の整備を実施している。

本地区内では、県が「(仮称)芸術文化センター」を建設中であり、北口駅周辺地区のまちづくりの中核的施設となることから、道路、駅前広場等の周辺公共施設の整備を進めている。

事業の進捗状況は、平成 16 年 3 月末現在で、建物等補償については、52 件(56 件)で約 93%、街路築造工事(L 型側溝整備)については、延長 866m(1,614m)で約 54%が完了している。

今後引き続き建物の移転を行い、道路、駅前広場、電線共同溝などの公共施設の整備を行うとともに、阪急今津線で分断されている東西の土地利用の一体化を促進するため、同線の南線部分の高架化を図る予定である。

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
～H 6	995,979	442,450		322,900	20,738	209,891
H 7	450,083	193,810		208,800	3,460	44,013
H 8	825,152	398,090		399,300	10,500	17,262
H 9	920,863	430,249		468,200	12,520	9,894
H10	1,055,734	480,851		448,400	13,446	113,037

H11	837,857	371,300		339,200	27,228	100,129
H12	1,871,530	871,500		491,300	27,956	480,774
H13	764,882	350,300		201,000	11,268	202,314
H14	578,726	210,400		170,500	15,640	182,186
H15	665,472	291,200		65,100	10,180	298,992
計	8,966,278	4,040,150	0	3,114,700	152,936	1,658,492

(4) 段上特定土地区画整理事業

事業の概要

生産緑地の適正な配置を行い宅地化農地の無秩序な開発を防止し、良好な住環境の維持、増進と質的向上を図るため、平成6年11月4日に都市計画決定を行った。

なお、当地区も震災により約5割の建物が全半壊したことから、早急な復興と新たな宅地供給を図る目的で、市街地の面的復興整備事業に位置づけた。

面積	40.3ha
施行者	西宮市
施行年度	H6～17
公共施設	甲子園段上線、北段上線、段上公園外3カ所
総事業費	6,529百万円

進捗の状況

平成7年11月10日に事業計画決定、土地使用承諾を得て平成8年7月から工事に着手し、平成9年2月3日に仮換地指定を行った。

また、事業の進捗状況は、平成16年3月末現在で建物等補償については、536件(545件)で約98%、街路築造工事については、延長11,430m(11,545m)で約99%、宅地整地工事については約97%が完了している。

今後も残っている建物等の補償交渉について促進を図り、事業の進捗に努める。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H6	14,665	3,000				11,665
H7	236,027	117,100		76,600	16,000	26,327
H8	1,089,167	532,400		528,200	18,000	10,567
H9	1,593,877	601,700		583,400	345,000	63,777
H10	1,098,426	374,800		300,600	393,143	29,883
H11	859,185	152,200		276,500	355,030	75,455
H12	492,624	140,800		97,200	249,566	5,058
H13	492,743	159,000		71,500	233,368	28,875
H14	313,170	29,000		15,900	210,732	57,538
H15	176,029				146,425	29,604
計	6,365,913	2,110,000	0	1,949,900	1,967,264	338,749

(5) 甲東瓦木第一特定土地区画整理事業

事業の概要

公共施設の整備改善と併せて宅地利用の増進と、地区南部に農業地区の集合を図った。なお、本事業は昭和63年度に仮換地指定を行い工事に着手し、平成5年度に概成したが、被災したため、構造物の補修工事、再測量を行った。

面積	33.4ha
施行者	西宮市
施行年度	S62～H12
公共施設	甲東瓦木1号・2号線、武庫川広田線、あらかの森公園外5カ所
総事業費	3,931百万円

進捗の状況

平成7年度に換地処分を行う予定であったが、震災で構造物が被災したことから災害復旧工事を実施し、平成8年度には復旧工事が完了した箇所から換地確定の測量を行った。

また、建物等補償については平成8年度で66件、街路築造工事については平成6年度で延長8,479mと、ともに100%完了している。平成10年10月には換地処分を行い、清算事務も終了し、平成12年3月31日に事業は完了した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H6	3,743,077	747,975		695,025	2,240,889	59,188
H7	30,912					30,912
H8	81,417					81,417
H9	75,822					75,822
H10						0
H11						0
H12						0
計	3,931,228	747,975	0	695,025	2,240,889	247,339

4. 市街地再開発事業

(1) 西宮北口駅南西第一地区第一種市街地再開発事業

事業の概要

本地区は、都市計画決定を平成7年12月27日に行い、北口駅周辺地区のまちづくりでは都市型住宅ゾーンとして位置づけられ、本事業実施により都市基盤施設の整備と、復興住宅を含む良質な市街地住宅の供給を図るとともに、建物の耐震不燃化と十分なオープンスペースを確保するなど、都市災害に強い安全で快適なまちづくりを目指した。

また、施設建築物の整備については、住宅3棟を一団地扱いとし、超高層のA棟(地下1階、地上31階、426戸)は組合施行で、他の2棟は特定施設建築物扱いで中高層のB棟(地下1階、地上17階、202戸)を特定優良賃貸住宅として兵庫県住宅供給公社が、C棟(地下1階、地上14階、130戸)を市営住宅として市が整備した。

面積	3.3ha
施行者	市街地再開発組合
施行年度	H7～13
施設建築物	住宅・駐車場
公共施設	球場前線、両度緑地
総事業費	18,649百万円
市負担分	4,194百万円

進捗の状況

平成 8 年 9 月 17 日に組合設立の認可、平成 9 年 1 月 28 日に権利変換計画の認可を得て、同年 7 月に建築工事に着手した。

事業の進捗状況については、A 棟は平成 12 年 10 月末、B 棟は平成 11 年 6 月末、C 棟は平成 11 年 2 月末にそれぞれ完成した。

公共施設の整備は、球場前線 200m の拡幅・修景や区画道路（市道）両度緑地などの整備を行った。

平成 13 年 12 月 4 日をもって再開発組合が解散し事業が終了した。

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 6	13,838	3,000		1,500		9,338
H 7	90,114	45,000				45,114
H 8	219,677	109,800		11,600		98,277
H 9	901,641	449,676		447,900	1,290	2,775
H10	1,522,271	747,144		324,000	18,200	432,927
H11	856,911	413,100			30,690	413,121
H12	676,812	323,400			23,270	330,142
H13						0
計	4,281,264	2,091,120	0	785,000	73,450	1,331,694

市事務費を含む

（ 2 ）西宮北口駅南地区 10 街区第一種市街地再開発事業

事業の概要

本事業は、都市計画決定を平成 7 年 4 月 28 日に行い、北口駅南土地区画整理事業の仮換地上で地元商店街の建物と、市の中央公民館、男女共同参画センターなどの公益的施設を組合施行の市街地再開発事業により合築整備を行うものである。当商店街も阪神・淡路大震災で被害を受けたことから、安全で災害に強いまちづくりを念頭に文化と商業と都市居住者が融合する新しい街づくりを目指す。

面 積	0.45ha
施 行 者	市街地再開発組合
施行年度	H7～12
施設建築物	住宅・店舗・事務所・公益的施設・ 駐車場
総事業費	7,846 百万円
市負担分	1,996 百万円

公益的施設	延床面積
中央公民館	2,400 m ²
プレラホール	1,600 m ²
男女共同参画 センター	1,400 m ²

進捗の状況

平成 8 年 3 月 22 日に組合設立の認可、平成 9 年 12 月 17 日に権利変換計画の認可を得て、同年 12 月 27 日に建築工事に着手した。

平成 12 年 8 月末に建物が竣工し、平成 13 年 8 月 10 日に再開発組合が解散し事業が完了した。

（単位：千円）

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	67,816	17,020				50,796
H 8	163,530	54,951				108,579
H 9	101,259	35,024				66,235
H10	255,306	125,302				130,004
H11	1,027,596	513,798				513,798
H12	456,535	225,980				230,555
計	2,072,042	972,075	0	0	0	1,099,967

市事務費を含む

(3) 西宮北口駅北東地区震災復興第二種市街地再開発事業

事業の概要

阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた当地区において、都市計画決定を平成7年3月17日に行い、土地の高度利用と都市機能の更新を図るとともに、各施設の適正な配置と防災性の高い都市型住宅の供給を図り、早期復興を目指した。

再開発ビルは、東西2つのビルに分かれ、商業・公共公益施設を核に、各棟の高層部には住宅(東棟167戸、西棟153戸)を、地下には駐車場を整備する。

面積	3.3ha	公益的施設		延床面積
施行者	都市基盤整備公団	東棟	北口図書館	3,390 m ²
施行年度	H6～14		大学交流センター	1,430 m ²
施設建築物	住宅・店舗・業務・公益的施設・駐車場		市民ギャラリー	1,570 m ²
公共施設	北口線、車庫北線、北東駅前線、北口町1号線、駅前広場	西棟	保健福祉センター	2,020 m ²
総事業費	72,485 百万円		消費者センター	660 m ²
内市負担	26,951 百万円		北口地区市民センター	230 m ²

進捗の状況

平成8年5月7日に事業計画の認可を、平成9年3月6日に管理処分計画の認可を得た。

また、平成9年8月22日に、仮設店舗がオープンし、再開発ビルの工事については平成10年3月に着工した。

事業の進捗状況は、平成10年9月11日に従前建物解体256件を完了、平成11年4月26日に用地買収324件を完了し、平成13年4月2日に建築工事完了公告を行い、平成15年3月31日の街路工事完了公告をもって事業が完了した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	起債	その他	一般財源
H7	995,133	495,664	327,100		172,369
H8	6,527,838	3,263,832	3,263,600		406
H9	5,993,575	2,991,314	2,359,802		642,459
H10	1,861,351	926,969	881,998	2,879	49,505
H11	2,942,376	1,461,116	843,800	4,210	633,250
H12	6,540,186	3,265,825	707,200	5,468	2,561,693
H13	1,261,686	614,100	549,200	9,840	88,546
H14	1,080,448	458,700	430,100	117,639	74,009
H15					
計	27,202,593	13,477,520	9,362,800	140,036	4,222,237

市事務費等を含む

(4) 阪神西宮駅南第一地区第一種市街地再開発事業

事業の概要

阪神西宮駅南地区は、駅近接地として古くから商店が集積し、賑わいのある商店街が形成された地区であるが、阪神・淡路大震災により、大きな被害を受け、第一地区を含む阪神西宮駅南地区(2.9ha)が重点復興面整備地区として位置づけられた。そして地元の阪神西宮駅南地区復興連絡協議会が策定した「復興基本構想」に基づいて、「災害に強い賑わいある安全で快適な街づくり」を目指し、阪神西宮駅南第一地区再開発事業を進めた。

面積	0.5ha
施行者	市街地再開発組合
施行年度	H9～16

施設建築物	住宅・店舗・駐車場
総事業費	7,468 百万円
市負担分	1,192 百万円

進捗の状況

平成7年4月24日に「阪神西宮駅南地区復興連絡協議会」、平成8年7月15日に「阪神西宮駅南第一地区市街地再開発準備組合」の設立、平成10年3月3日の都市計画決定を経て、平成11年3月26日に「阪神西宮駅南第一地区市街地再開発組合」を設立した。

平成13年8月に施設建築工事を着工し、平成15年11月に竣工した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7						0
H8	12,957	3,600				9,357
H9	20,036	700				19,336
H10	63,239	20,350				42,889
H11	98,928	48,850				50,078
H12	85,526	38,240				47,286
H13	225,965	109,040				116,925
H14	322,775	157,379				165,396
H15	471,801	231,966				239,835
計	1,301,227	610,125	0	0	0	691,102

市事務費を含む

(5) 六湛寺東地区第一種市街地再開発事業

事業の概要

本地区は、都市計画決定を平成4年7月3日に行い、南北道路の拡幅整備と併せ建築敷地の統合を促進し、土地の高度利用と都市機能の更新および防災面での安全性の向上を図った。

面積	1.45ha
施行者	市街地再開発組合
施行年度	H4～11
施設建築物	住宅・店舗・事務所・駐車場
公共施設	用海線
総事業費	15,664 百万円
市負担分	5,034 百万円

公益的施設	
駐車場	14,885 m ² 443 台

進捗の状況

平成5年11月1日に組合設立の認可、平成6年10月14日に権利変換計画の認可を得て、平成7年9月26日に住宅棟(197戸)、続いて駐車場棟、店舗棟の建築工事に順次着手し、平成10年3月30日に竣工した。平成10年度に道路拡幅工事を実施するとともに、関連事業として六湛寺公園の整備を行い、平成11年8月に組合の解散を行った。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
～H6	1,376,279	553,967		365,000	3,300	454,012
H7	441,872	169,800		64,000	93,193	114,879
H8	1,974,513	950,750		667,800	92,447	263,516
H9	1,572,035	778,397		246,500	14,376	532,762
H10	127,986	40,500		40,500	45,970	1,016
計	5,492,685	2,493,414	0	1,383,800	249,286	1,366,185

市事務費等を含む

5. 住宅・住環境の一体的整備、促進

5 - 1 住宅市街地総合整備事業

(1) 事業の概要

西宮北口駅北東震災復興第二種市街地再開発事業及び西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業の円滑な施行を図るとともに、都心居住の定着に向けた良質で恒久的な住宅供給等を行うなど総合的な住環境の整備を図るため、平成7年3月17日住宅市街地総合整備事業の大臣承認を受け、従前居住者用賃貸住宅(255戸)の建設を行った。

整備計画

高畑町住宅	構造規模	RC10階建	1DK 20戸、2DK 80戸、3DK 100戸	計 200戸
	建設場所	高畑町2番		
薬師町住宅	構造規模	RC5階建	1DK 40戸、2DK 15戸	計 55戸
	建設場所	薬師町1番		

(2) 進捗の状況

高畑町住宅は平成8年7月に、薬師町住宅は平成9年3月に建築工事に着手し、いずれも平成10年2月に完成した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	6,372,890	4,242,400		2,121,200		9,290
H8	1,026,572	640,600		320,200		65,772
H9	2,829,293	1,820,720		910,300		98,273
H10	48,661	27,580		13,700		7,381
計	10,277,416	6,731,300	0	3,365,400	0	180,716

5 - 2 密集住宅市街地整備促進事業・住宅地区改良事業

(1) 森具地区(密集住宅市街地整備促進事業)

事業の概要

森具震災復興土地区画整理事業の円滑な施行を図り、良質で恒久的な住宅等の供給を行うため、平成7年12月20日密集住宅市街地整備促進事業の大臣承認を受け、従前居住者用賃貸住宅(コミュニティ住宅66戸)と地区集会所の建設を行った。

整備計画

弓場町住宅 1号棟	構造規模	RC5階建	1DK 24戸、3DK 12戸	計 36戸
	建設場所	弓場町3番		
弓場町住宅 2号棟	構造規模	RC5階建	2DK 15戸、3DK 15戸	計 30戸
	建設場所	弓場町2番		
森具集会所	構造規模	RC平屋建	約100m ²	
	建設場所	森具公園内		

進捗の状況

1号棟は平成8年9月に建築工事に着手し、平成9年9月に完成し、2号棟は平成10年3月に建築工事に着手し、平成11年2月完成した。

また、森具集会所については、平成10年秋に建築工事に着手し、平成11年2月に完成した。

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	948,687	447,000		447,000		54,687
H 8	588,485	320,800		260,700		6,985
H 9	543,724	337,900		190,900		14,924
H10	406,029	254,000		138,000		14,029
計	2,486,925	1,359,700	0	1,036,600	0	90,625

(2) J R西宮駅北地区(密集住宅市街地整備促進事業・住宅地区改良事業)

事業の概要

本地区は、すでに終了した芦原第1、第2の住宅地区改良事業地に隣接しており、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた。

このため、道路の新設、現行道路の拡幅、緑地公園の整備など公共施設を充実するとともに、348戸の住宅を建設し、災害に強い、安全で快適な住宅地への再生をはかることとした。また、阪神・淡路大震災復興基金の利子補給制度が密集住宅市街地整備促進事業地域へも適用となり、自力再建も促進することとなった。

進捗の状況

密集住宅市街地整備促進事業については、平成7年8月22日に大臣承認、住宅地区改良事業については、平成7年9月14日に地区指定をし同年10月2日に事業計画の認可を得た。

平成13年度で、建設用地・道路用地・公園用地等を合わせた取得面積が、23,234.46 m²と、整備もそれぞれ100%となり、事業は完了した。

一方、密集住宅市街地整備促進事業地の老朽住宅率は、全住宅戸数1,527戸の内、82.8%であったが、震災により建替えがすすみ、市が公共施設等を整備していく中で、現在は、全住宅戸数1,187戸の内、16.3%に低下した。

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	3,525,243	1,943,881		1,543,900		37,462
H 8	4,254,050	2,445,801		1,655,000		153,249
H 9	2,788,694	1,492,221		836,200		460,273
H10	3,726,623	2,187,470		711,500	622,600	205,053
H11	2,742,040	1,388,322		679,200	249,300	425,218
H12	550,623	200,399		183,500		166,724
H13	246,799	53,084		52,900		140,815
計	17,834,072	9,711,178	0	5,662,200	871,900	1,588,794

住宅建設

名 称	構造・階数	戸数	完成年度	備 考
神明1号館	R C 5階建	30戸	平成 8年度	駐車場設置台数11台
神明2号館	S R C 9,10階建	152戸	平成10年度	駐車場設置台数54台の内43台完成 集会所95m ² 防火水槽100t
神明3号館	R C 5階建	30戸	平成 9年度	駐車場設置台数11台
中殿町住宅	S R C 9,10階建	69戸	平成11年度	駐車場設置台数21台 集会所94m ² 防火水槽40t
津田町住宅	R C 6,7階建	67戸	平成11年度	駐車場設置台数27台 集会所99m ² 備蓄倉庫51m ²

公園・緑地整備

名称	新設・拡大	整備後の面積	整備年度	備考
神明公園	新設	899m ²	平成11年度	
神明緑地	新設	1,326m ²	平成11年度	
中須佐公園	拡大	2,065m ²	平成12年度	防火水槽100t

道路整備

完了	通称名(名称)	新設・拡幅	幅員×延長 m	整備年度
	津田1号(西1211)	新設	6.0×32	平成9年度
	西福1号	新設	4.3×76	平成11年度
	西福2号(西443)	拡幅	6.0×108	平成11年度
	神明1号(西428)	拡幅	4.3×80	平成11年度
	神明2号(西436)	拡幅	6.0×14	平成11年度
	神明3号(西446)	拡幅	6.0×96	平成11年度
予定	通称名(名称)	新設・拡幅	幅員×延長 m	整備着工予定年度
	中須佐1号	新設	4.3×119	平成12年度
	中須佐3号(西454)	拡幅	6.0×229	平成12年度
	中須佐2号(西453)	拡幅	6.0×256	平成13年度
	中須佐4号	新設	4.3×102	平成13年度

5-3 西宮浜マリナパークシティ

(1) 事業の概要

西宮浜地区は、南端に大規模な新西宮ヨットハーバーもあり、従前はシティリゾートとレクリエーションコンプレックスの形成を目指す「マリナシティ計画」が進められていたが、震災後、被災住民の生活の基盤である住宅の量的、質的な整備と供給が必要となったため、計画の見直しを行い、高齢化などを視座に据え、住宅中心のまちづくりを推進することとした。

面積	31.26ha	居住計画人口	約10,000人
施行者	西宮市、兵庫県、都市基盤整備公団、県住宅供給公社、民間		
施行年度	H7～H18		
施設	住宅(公的住宅 1,804戸、民間住宅 1,750戸[予定]) 道路・公園・上下水道等都市基盤施設(電線類は地中化) 幼稚園・小学校・中学校等教育施設、貝類館、公民館、交番、消防出張所 商業、業務、病院、老健施設等都市機能施設		

まちの機能・施設の配置については次のような点に配慮して計画した。

ウォーターフロントの特性を最大限に生かし、水際線には、豊かな緑と親水性をもつ公園を配置するとともに、隣接する産業団地との境界部には、緩衝緑地を設置する。

街の北側に、防災拠点としての役割を担い、地域住民の多彩な交流の場となる小・中学校を配置する。

新西宮ヨットハーバーの背後には、街の中核ゾーンとして、物販、飲食などの日常的な消費ニーズに応える商業施設や医療施設のほか、文教施設、福祉施設などの集積を図る。

住宅は、公園・緑地・小・中学校、街の中核ゾーンに囲まれた7つの街区に配置する。

(2) 事業の経緯

平成8年6月の起工以来、事業を推進し平成10年3月、県・市の災害公営住宅、公団、公社、民間住宅の一部(約1,500戸)が完成し入居を開始した。また、平成10年4月には、幼稚園・小中学校・保育園・郵便局・商業施設・医療施設等がオープンするとともに、路線バスも運行を開始した。平成11年度には、西宮市貝類館・西宮浜公民館が5月にオープンしたほか、6月にはマリナパークシティ

居住者等の生活道路として西宮浜と市街地を結ぶ西宮浜連絡道路も供用開始された。12月には西宮浜消防出張所、西宮浜交番も開所するなど、公共施設の整備も進み、“新しい街”が誕生した。その後、平成16年7月末には残されていた民間住宅の全てが完了し、中核ゾーンの一部未利用地を残し概ねまちの整備は完了した。

住宅概要

区 分	戸数(平成16年8月末現在)：戸	
公営住宅	県営住宅	550
	市営住宅	349
	公団住宅	405
	公社住宅	500
民間住宅	集合住宅	1,188
	戸建住宅	70
合 計	3,062	

6. 住民参加のまちづくりの支援

6-1 まちづくりにおける取り組み

(1) 高度地区と地区計画

高度地区は、住宅地における、中高層建築物等による日照、採光、通風の阻害を防止し、良好な住環境を保全するため、建物の高さに関して建築基準法による用途地域ごとの北側斜線、日影規制を補完するものとして指定するもので、本市においては、昭和45年に住居専用地域への指定を行ったことに始まり、昭和58年に、第1種住居専用地域を除く住居系用途地域全域に用途地域と連動した高度地区を指定してきた。

しかし、震災後、建物倒壊による空地の増加及び住宅需要増加も手伝って、震災前の低層建築物から中高層建築物への転換が顕著に見られ、こうした状況のなか建築物の高さをめぐる住環境保全への要望が地区住民から多数出るなど、指定されている高度地区と住民ニーズとに開きが出てきた。実際、国道171号以北の丘陵部、夙川沿い、武庫川沿いの住宅地等で、高度地区制限と現況の土地利用に乖離が見られるため、こうした地域を中心に15m指定地の拡大、近隣商業地域への20m指定など、住環境の保全に向けて住民意向を反映させながら、平成10年4月に高度地区の見直しを行った。

高度地区変更前後表

(単位:ha)

変更前高度地区		変更後高度地区		増 減	
第1種 (15m)	348	第1種 (15m)	1,118	増 770	2種より 542 旧3種より 228
第2種 (20m)	1,449	第2種 (20m)	907	減 542	1種へ
		第3種 (20m)	247	増 247	旧3種より 222 近商に指定 228
第3種	1,062	第4種	612	増 450	1種へ 228 3種へ 222
第4種	28	第5種	28		
合計	2,887	合計	2,912	増 25	近商に指定

また、高度地区の素案を公開し、住民周知を図る過程で、高度地区のみでは対応できない地区レベルのルールづくりの要望が多数出されており、市内各地で住宅地の環境保全に向けた地区レベルのまちづくりへの取り組みが広がっている。このため、土地所有者等の意見に基づく道路、公園等の配置や建築物の用途、形態、敷地等についての計画を市町村が都市計画の一つとして決定する地区計画の活用が進んでいる。

まちづくり支援による震災後の地区計画策定状況

地区名	面積(整備計画区域)ha	地区計画決定年月日
大畑地区	約 7.6(7.6)	H 9. 3.31
森具地区	" 22.7(22.7)	H 9.11.28 (H10.12.25 変更)
仁川五ヶ山地区	" 3.2(0.7)	H 9.11.28
安井地区	" 67.6(67.6)	H10. 3. 3
西宮北口駅北東地区	" 31.2(31.2)	H10.10.15 (H12.10.25 変更)
若江・神園地区	" 22.2(22.2)	H11.12.10
甲子園三保地区	" 5.0(5.0)	H11.12.10
夙川駅北東地区	" 13.6(13.6)	H11.12.10
夙川霞・松園地区	" 17.9(17.9)	H12. 8.18
甲子園一番地区	" 9.3(9.3)	H12. 9.11
甲子園口地区	" 86.5 (86.5)	H13.1.15
甲子園浜田地区	" 16.0 (16.0)	H14.2.12
甲子園洲島地区	" 7.9 (7.9)	H14.3.20
甲子園二・三番地区	" 15.4 (15.4)	H14.11.1
甲陽園目神山地区	" 43.8 (43.8)	H15.4.1
里中地区	" 15.4 (15.4)	H15.6.27
上鳴尾地区	" 14.9 (14.9)	H15.9.16
甲子園五番・花園地区	" 16.5 (16.5)	H15.9.16

(2) まちづくり活動助成

西宮市「まちづくり助成要綱」による助成

平成元年から進められているもので、地区住民自らが地区計画案等を作成し、又は住民の総意によるまちづくりの構想等を調査・研究する際に、市が定める要件を満たす団体に対し、その活動経費に対し助成金を交付する。

復興基金「復興まちづくり支援事業」による助成

震災後に新設された制度で、街区単位で全・半壊3戸以上の地区を対象に、団体等からの要請により、まちづくり活動に要する費用の一部を助成する。

(単位：件)

	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	計
まちづくり活動支援	3	4	7	8	8	14	11	15	11	81
市	2	2	2	2	2	3	4	4	3	24
復興基金	1	2	5	6	6	11	7	11	8	57

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	1,598					1,598
H 8	2,000					2,000
H 9	1,795					1,795
H10	1,000					1,000
H11	1,000					1,000
H12	1,350					1,350
H13	1,601					1,601
H14	1,375					1,375
H15	1,195					1,195
計	12,914	0	0	0	0	12,914

(3) まちづくりのためのコンサルタント派遣等

西宮市「まちづくり助成要綱」による派遣

平成7年から始まったもので、地区住民又は関係権利者がまちづくりの構想や基本計画案を作成する事業を行う目的で結成した5名以上の団体を対象に、まちづくり相談を受けるアドバイザーや、まちづくりのための基本構想及び基本計画の作成を行うコンサルタントを派遣する。

復興基金「復興まちづくり支援事業」による派遣

震災後に新設された制度で、街区単位で全・半壊3戸以上の地区を対象に、団体等からの依頼に対応し、まちづくりに関する専門的アドバイスを行い地元の合意形成を支援するアドバイザーや、計画策定を行うコンサルタントを派遣する。

(単位：件)

年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	計
アドバイザー派遣	1	1	3	2	4	8	4	3	0	26
市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
復興基金	1	1	3	2	4	8	4	3	0	26
コンサルタント派遣	3	5	7	2	2	8	5	4	1	37
市	1	3	2	0	1	1	1	0	0	9
復興基金	2	2	5	2	1	7	4	4	1	28

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	750					750
H 8	4,425					4,425
H 9	1,950					1,950
H10	0					0
H11	600					600
H12	1,125					1,125
H13	975					975
H14	0					0
H15	0					0
計	9,825	0	0	0	0	9,825

6 - 2 マンション再建等における取り組み

(1) 相談

被災したマンションについては、まず応急危険度判定で危険の判定が出た共同住宅について、所有者に再建の意向のヒアリング調査を行い現状の把握に努めた。並行して、危険の判定が出なかった共同住宅についても、管理組合や建築士、周辺住民からの問い合わせが続いた。

震災直後は、余震の不安もあり建て替えか補修かについての相談が多かった。次に、“建築された後に法律等が改正され、現在の法律の規定では以前の状態の大きさで建てることのできない”いわゆる「既存不適格のマンション」の建て替え相談へと移っていった。さらに、地震後の混乱状態が落ち着き、ある程度具体的な再建の案がまとまるに従い、建て替え計画のあるマンションの周辺住民からの苦情や要望が多く寄せられた。

そのような相反する要望の中で、被災した分譲マンションについては、周辺住民との協議を義務づけながら、震災復興型総合設計制度や日影規制の柔軟な許可等で対応した。

(2) 震災復興型総合設計制度

従来「総合設計制度」では、「特定行政庁（西宮市長）が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認め許可したものは、容積率や道路斜線などを緩和できる」と建築基準法により規定されていた。しかし、被災マンションの中には、昭和48年の容積率制導入以前に建設されたため既存不適格建物となってしまう、従来の制度では対応しきれないものが多かったため、国の通達を受けて県と協議を重ね、震災後3年以内に着工する既存不適格の被災分譲マンションに限定して「総合設計制度」を弾力的に運用し、容積率算定の割り増しや係数の引き上げ等を考慮した「震災復興型総合設計制度」を創設し、許可を行った。

震災復興型総合設計適用状況

年度	申請地	マンション名	
		従前	再建後
7	1 柳本町37-1	コボリマンション第2西宮	パークサイド西宮
	2 川東町24	夙川グランドハイツ	夙川グランドハイツ
	小計	2件	
8	1 門戸荘13-1	ルネ門戸	ルネ門戸
	2 津門大塚町138	メガロコープ西宮	ファインビュー西宮
	3 殿山町108-1	夙川第2コーポラス	セレナ夙川
	4 奥畑35-3	C1マンション第2夙川	ヒルズ夙川
	5 若松町23-1	夙川パークマンション	夙川パークマンション
	6 川東町64-2	香櫨園第3コーポラス	リバーサイド香櫨園
	7 大畑町46	西宮第2コーポラス	グランクレスト西宮
	8 南昭和町105-1	阪急西宮マンション	阪急西宮マンション
	9 北昭和町120	西宮第1コーポラス	エスポワール北昭和
小計	9件		
9	1 霞町106-2	夙川アンピロン	夙川アンピロン
	小計	1件	
合計		12件	

(3) 優良建築物等整備事業等

震災により被害を受けたマンション・市場等の再建にあたり、その建替・共同化による良質な都市型住宅の供給を目的として、また市街地の良好な環境整備と防災機能の向上等を促進するため、公開空地等の一定の条件を満たす良好な建築物に対し、設計費や共同施設整備費等に要する費用の一部を補助するものである。

採択要件等

採択要件	地区面積	概ね1,000㎡以上（震災特例 概ね500㎡以上）
	接道条件	6m以上の道路に4m以上接すること
	空地確保	一定規模以上の空地を確保し、かつ敷地の1/10以上の一般利用に供する公開空地を確保
	建築物	地上3階建て以上の耐火建築物
	その他	マンション建替の場合は5人以上の区分所有者 共同化の場合は2人以上の地権者で複数の敷地

補助等の状況

事業名	区分	地区名	建物名	戸数	事業年度		
優良建築物等整備事業	マンション建替	1	柳本町9番	パ-サイト西宮	62	H7～H8	
		2	中島町3番	グランメル甲子園口	50	7～8	
		3	堀切町8番	香櫨園フラットA	30	7～9	
		4	堀切町8番	香櫨園フラットB	30	7～9	
		5	奥畑1番	夙川ハウス	72	7～9	
		6	門戸荘17番	ルネ門戸	203	7～9	
		7	川東町2番	リバ-サイト香櫨園	68	7～9	
		8	川東町10番	夙川グランドハイ	98	7～9	
		9	殿山町3番	セレ夙川	45	7～9	
		10	若松町4番	夙川パ-クマンション	49	7～9	
		11	大畑町9番	グランレスト西宮	33	7～9	
		12	南昭和町7番	阪急西宮マンション	171	7～10	
		13	津門大塚町2番	ファイブユー西宮	277	7～10	
		14	北昭和町2番	エスポワール北昭和	34	7～10	
		15	奥畑6番	ヒルス夙川	52	8～9	
		16	川西町6番	パ-サイト香櫨園	32	8～10	
		17	霞町3番	夙川アパ-ト	45	9～10	
		18	甲子園洲島町3番	甲子園第一コーポラス	19	9～10	
		共同化	19	甲東園駅東	パ-セオ甲東	117	7～10
			20	南昭和町2番	グリッター西宮北口	38	8～9
		住宅供給	21	西宮浜4丁目	西宮マリパ-クシティ桜のまち	500	8～10
	小計				2,025		
住宅市街地総合整備事業	共同化	22	産所町11番	シティームス西宮駅前	87	8～9	
		23	馬場町6番	ト-エルリス西宮エスタ	47	8～10	
		24	馬場町1番	シティームス西宮並木通	39	9～10	
		25	屋敷町10番	夙川公園シティ	68	9～10	
		26	北口北東A	ネセト西宮北口	40	9～10	
		27	北口北東B	ドルフ北口	6	9～10	
		小計				287	
合計					2,312		

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	406,463	193,235				213,228
H 8	886,703	436,675				450,028
H 9	1,745,098	866,705				878,393
H10	1,106,363	541,540				564,823
H11	34,760	17,380				17,380
計	4,179,387	2,055,535	0	0	0	2,123,852

(4) 優良再開発等支援事業等

震災により被害を受けたマンション・市場等の早期再建を支援し、優良な建築物等の整備を促進するため、自らが建替え・敷地の共同化により共同住宅等の事業化を図ろうとする団体に対し、再建事業に至るまでの調査・検討等に要する費用の一部を市が助成するものである。

採択要件等

採択要件	被 災	被災を受けたもの
	地区面積	概ね 500 ㎡以上
	建 築 物	3 階以上の耐火建築物
	そ の 他	マンション建替の場合は 10 人以上の区分所有者 共同化の場合は 7 人以上の関係権利者

補助等の状況

年 度	地 区 名	建 物 名
H7	1 津門大塚町 2 番	カゴロフ西宮
	2 奥畑 6 番	シーアマンション第 2 夙川
	3 川東町 2 番	香爐園第 3 コーポラス
	4 若松町 4 番	夙川パークマンション
	5 大畑町 9 番	西宮第 2 コーポラス
	6 北昭和町 2 番	西宮第 1 コーポラス
	7 甲東園駅東	甲東園ビル住宅
	8 川東町 10 番	夙川グランドハイ
	9 柳本町 9 番	コーリカス第 2 西宮
	10 殿山町 3 番	夙川第 2 コーポラス
	11 神垣町 8 番	広田アパルトマン
	12 神楽町 8 番	シャレード夙川
	13 南昭和町 7 番	阪急西宮マンション
	14 津門呉羽町 1・2 番	今津阪急市場
	15 宮前町 6 番	えびす市場
	16 田中町 3・4 番	阪神西宮駅南地区
	小 計	16 件
H8	1 馬場町 5 番	阪神西宮駅南第 2 地区
	2 大谷町 11 番	夙川ビューハイ
		小 計
	合 計	18 件

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	33,250	10,500				22,750
H 8	2,800					2,800
計	36,050	10,500	0	0	0	25,550

また、震災後、住民主体の住宅再建を支援するため、被災マンションの建替え、建築物協同化・協調化等に対し、兵庫県が阪神・淡路大震災復興基金により、アドバイザー・コンサルタントの派遣を行っている。

派遣実績一覧

(単位：件)

派遣事業	年度	H7	H8	H9	H10	H11	計
被災マンションの建替え							
アドバイザー派遣		1					1
コンサルタント派遣			2				2
建築物協同化・協調化							
アドバイザー派遣			4				4
コンサルタント派遣		2	1	2			5

2節 道路交通のネットワーク化等

1. 道路・橋梁の被災状況

	被災状況	年度	復旧状況
道 路	道路の一般被害 道路延長 156 kmが、路面の沈下、陥没、亀裂等の被災を受けるとともに、液状化による噴砂の堆積や路上の倒壊家屋等による通行不能箇所が発生し甚大な被害を受けた。	H6	道路の陥没、段差、亀裂、液状化による噴砂、家屋撤去等に対して緊急・応急復旧工事を実施した。また派遣職員等の応援により道路の被災状況調査を実施し、激甚災害の査定を受けた。
		H7	道路災害復旧として実施の承認を受け、工事が市内全域に及ぶなど広範囲となり工区を分割する必要がある、側溝等工事を 65 工区、舗装工事を 51 工区に分割発注した。側溝等工事を先行着手したが、ライフラインとの復旧工事調整で平成 8 年度に繰越した。
		H8	前年度より繰越した道路災害復旧工事の 116 工区は平成 8 年度内に全て完了した。
橋 梁	道路の地盤変状 丘陵地の地盤流動により、道路と民有地を含めた 27 カ所で地滑りが発生し、道路が屈曲、沈下、流動、隆起する甚大な被害を受けた。	H7	道路災害復旧として、現地調査を実施し、災害査定と実施の承認を受け、道路内に地滑りを抑止する鋼管杭と集水ボーリングを施行した。 工事は 9 工区に分割発注し平成 7 年度内に完了した。
		H6 ~ H9	被災橋梁の主桁、橋台、橋脚の仮受工事等を緊急・応急復旧工事として実施した。
			橋梁の被災状況調査及び詳細設計等を各橋実施した上で、災害査定を受け工事実施のために河川占用協議や橋梁拡幅等の実施承認を経て 38 橋を発注し年度内に復旧を完了した。
	河川占用条件により前年度繰越した、羽衣橋、大井手橋外 2 橋は平成 8 年度内に完了した。 苦楽園口橋は工程調整のために、一部を事故繰越したが平成 9 年度に完了した。		

復旧費

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H 6	655,063	12,060		95,300		547,703
H 7	7,844,775	6,323,993		1,283,700		237,082
H 8	7,475,564	5,982,396		1,162,200	732	330,236
H 9	69,778	45,360		8,600		15,818
計	16,045,180	12,363,809	0	2,549,800	732	1,130,839

2. 広域的道路網の整備

(1) 国道176号の拡幅整備の促進

国道176号については、阪神北部地域と阪神都市圏を結ぶ西宮市山口町から宝塚市栄町間の10.56kmが名塩道路として国の直轄事業により計画幅員21~24mの4車線として昭和60年4月から事業着手されている。これまでに、山口町地区、JR西宮名塩駅前部、新生瀬大橋~宝塚市栄町間など計4.4kmが供用開始されている。平成16年度以降も、沿線の西宮市、宝塚市、伊丹市、川西市で構成する一般国道176号整備促進期成同盟会並びに市独自で、引き続き名塩道路の早期整備に向けて要望する。

(2) 山麓バイパスの整備

市内を通過する広域的な交通を円滑に処理し、災害時の代替機能を確保するため、兵庫県の復興計画の中で格子型高規格道路網(6-6軸)に位置づけられている宝塚市境から本市南部市街地の山麓を通り、神戸市東部を結ぶ山麓線の整備に向けた取り組みを県に要望する。

(3) 西宮北有料道路の南伸事業

主要地方道大沢西宮線は西宮北有料道路の開通後、交通量が飛躍的に増大し、甲寿橋交差点など一部の区間で交通渋滞が生じている。この交通渋滞を解消するため、甲寿橋交差点の立体化を図る西宮北有料道路の2期事業について、早期整備を要望してきた結果、平成10年度に調査が行われ、平成12年度から事業着手され、平成16年3月に供用開始された。

(4) 阪神高速北神戸線の整備促進

阪神高速北神戸線は、第二神明道路から分岐し、中国自動車道に接続する神戸市西部、北部と西宮市北部を結ぶ地域間幹線道路であり、有馬口出入路から西宮山口ジャンクションまでの5.3kmが平成15年4月に供用開始され、全線開通した。

(5) 臨海埋立地のアクセス整備

交通の円滑化を図るために、湾岸側道の全線4車線化と大阪・神戸への延伸を促進、阪神高速道路湾岸線の六甲アイランド以西の早期事業化及び浜甲子園線南伸について要望していく。

芦屋浜から神戸市深江浜間の湾岸側道を平成16年度の完成を目途に建設中である。

阪神高速道路湾岸線は、「大阪湾岸道路検討会議」等が設置され、六甲アイランド以西の延伸について、整備方針、事業手法などが検討されている。

3. 重点街路の整備

(1) 今津西線

事業区間 国道 171 号～岡田山 延長 847m、幅員 16m

平成 8 年度から国道 171 号以北の未整備区間の工事に取り組み、一部用地未買収の歩道を除き、平成 10 年 3 月末に工事が完成し、事業が完了した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	1,665,869	570,000	0	987,000	61,900	46,969
H8	436,377	169,000	0	134,000	117,000	16,377
H9	123,785	50,500	0	70,300	0	2,985
H10	37,832	0	0	34,000	0	3,833
計	2,263,864	789,500	0	1,225,300	178,900	70,164

(2) 山手幹線

事業区間 尼崎市境～甲子園口北町 延長 414m 幅員 22～34m

国道 171 号～夙川 延長 933m 幅員 22m

大浜老松線～芦屋市境 延長 603m 幅員 22m

平成 11 年 8 月末に国道 171 号～建石線(県道大沢西宮線)間の工事が完成した。

平成 14 年 5 月末に武庫川橋梁(山手大橋)が完成し、尼崎市境～甲子園口北町間の事業が完成した。

また平成 15 年 7 月に、建石線～夙川の工事が完成し、これまでの整備済み区間を含めて、尼崎市境の武庫川から阪急夙川駅西側の大浜老松線までが開通した。

現在、平成 18 年度末の全線開通を目指し、大浜老松線～芦屋市境の用地買収等を進めている。この区間の平成 16 年 3 月末時点の用地買収率は約 87%である。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	6,442,657	3,110,500	0	3,093,800	12,052	226,305
H8	7,335,217	3,460,811	0	3,460,600	0	413,806
H9	3,291,227	1,455,789	0	1,455,700	0	379,738
H10	2,912,681	1,239,500	0	1,015,100	0	658,081
H11	2,820,560	1,196,500	0	1,213,800	34,143	376,117
H12	1,472,708	569,000	0	307,300	8,453	587,955
H13	562,809	237,500	0	158,600	6,385	160,324
H14	660,591	317,000	0	299,400	0	44,191
H15	599,970	286,400	0	194,000	0	119,570
計	26,098,420	11,873,000	0	11,198,300	61,033	2,966,087

(3) 建石線(県道)

事業区間 国道 2 号～南郷町 延長 797m 幅員 20m

南郷町～北名次町 延長 658m 幅員 20m

北名次町～神原 延長 186m 幅員 20m

平成 16 年 3 月末時点で、国道 2 号～南郷町では用地買収率 100%、南郷町～北名次町では約 99%、北名次町～神原では約 94%であり、延長約 600mの区間で工事が完成した。

現在、JR 神戸線交差部等で工事が進められている。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	482,000	0	0	482,000	0	0
H8	405,289	0	0	405,200	0	89
H9	645,329	0	0	645,100	0	229
H10	293,317	0	0	65,800	0	227,517
H11	450,579	0	0	222,100	0	228,479
H12	226,335	0	0	91,500	0	134,835
H13	448,854	0	0	114,300	0	334,554
H14	334,839	0	0	103,700	0	231,139
H15	348,375	0	0	48,900	0	299,475
計	3,634,917	0	0	2,178,600	0	1,456,317

(4) 鳴尾御影西線

事業区間 森具区画整理界～芦屋市境 延長 305m 幅員 15m
 阪神本線～建石線 延長 178m 幅員 15m
 駅前線～阪神本線 延長 46m 幅員 12m

平成 12 年 3 月末に森具区画整理界～芦屋市境の工事が完成し、平成 14 年 7 月末に阪神本線～建石線の工事が完成した。

また、平成 16 年 3 月末に駅前線～阪神本線の工事が完成し、事業が完了した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	509,198	252,500	0	252,400	0	4,298
H8	589,064	294,000	0	205,000	0	90,064
H9	247,682	121,000	0	121,000	0	5,682
H10	385,169	192,500	0	150,500	0	42,169
H11	917,363	457,500	0	457,500	0	2,363
H12	108,019	53,500	0	16,000	0	38,519
H13	41,915	20,800	0	19,700	0	1,415
H14	3,869	1,400	0	1,400	0	1,069
H15	94,200	47,100	0	47,100	0	0
計	2,896,479	1,440,300	0	1,270,600	0	185,579

(5) 西福河原線

事業区間 山手幹線～国道 171 号 延長 634m、幅員 15m

平成 16 年 3 月末時点の用地買収率は 73.0%で、延長 125mの区間で工事が完了した。

残る区間も用地買収を完了した区間から順次工事に着手する予定である。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	34,619	17,000	0	17,000	0	619
H8	523,480	261,250	0	260,500	0	1,730
H9	222,682	111,000	0	111,000	0	682
H10	210,044	105,000	0	80,000	0	25,044
H11	100,249	50,000	0	50,000	0	249

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H12	100,570	50,000	0	15,000	0	35,570
H13	266,951	133,300	0	126,600	0	7,051
H14	75,687	37,500	0	0	0	38,187
H15	79,702	43,450	0	0	0	36,252
計	1,613,984	808,500	0	660,100	0	145,384

(6) 甲子園段上線

事業区間 段上土地区画整理事業界～仁川口橋 延長241m、幅員16.5～17m
平成14年3月末に工事が完成し、事業が完了した。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	0	0	0	0	0	0
H8	27,673	13,600	0	0	0	14,073
H9	228,186	113,900	0	110,000	0	4,286
H10	362,000	181,000	0	151,500	23,600	5,900
H11	228,000	114,000	0	78,000	29,600	6,400
H12	495,268	246,500	0	208,000	24,000	16,768
H13	161,901	80,900	0	76,800	3,000	1,201
H14	0	0	0	0	0	0
H15	0	0	0	0	0	0
計	1,503,028	749,900	0	624,300	80,200	48,628

(7) 山手線

事業区間 神園町～新甲陽町 延長810m、幅員17～18m
事業着手に向けて各種調査を行うとともに、地元との協議に努めている。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H9	60,000	30,000	0	30,000	0	0
H10	1,000	500	0	500	0	0
H11	49,000	24,500	0	24,500	0	0
H12	10,000	5,000	0	5,000	0	0
H13	0	0	0	0	0	0
H14	0	0	0	0	0	0
H15	0	0	0	0	0	0
計	120,000	60,000	0	60,000	0	0

(8) 市役所前線

事業区間 国道171号～上広田橋 延長1,080m、幅員15～26m
平成16年3月末時点の用地買収率は約54%で、一部区間で工事に着手している。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	0	0	0	0	0	0
H8	742	0	0	0	0	742
H9	54,200	26,500	0	15,000	0	12,700
H10	132,000	66,000	0	58,000	0	8,000

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H11	402,095	200,000	0	200,000	0	2,095
H12	700,434	350,000	0	255,000	0	95,434
H13	200,149	55,000	0	142,700	0	2,449
H14	282,663	140,500	0	0	0	142,163
H15	121,936	66,550	0	0	0	55,386
計	1,894,219	904,550	0	670,700	0	318,969

3. 区画道路の整備

市民生活に直結し、日常の生活道路や災害時における避難路として利用される区画道路については、土地区画整理事業等の中で整備を進めている。

また、震災後の住宅再建にあわせて4m未満の道路の拡幅整備を行っている。

年 度	施行件数	施行延長 (m)	決算額 (千円)
H 7	33	464	33,062
H 8	47	1,116	53,250
H 9	51	1,024	58,694
H10	47	623	45,885
H11	25	424	37,004
H12	20	276	18,434
H13	13	373	16,856
H14	21	363	24,219
H15	11	471	16,801

4. 鉄道の高架化 (県事業による阪神本線 (鳴尾工区) 連続立体交差事業の推進)

阪神本線と都市計画道路小曾根線などとの平面交差を解消し、南北の円滑な道路交通を確保し、鉄道により分断されている地域の一体的な市街地形成を図るため、平成15年度に完了した甲子園駅以西の高架事業に引き続き、甲子園駅から武庫川までの区間約1.9キロメートルについて、兵庫県を事業主体として鉄道の高架化を推進する。

平成15年3月7日に都市計画決定を行い、同年9月17日に兵庫県が事業認可を得て事業用地の測量と支障となる建物等の調査を実施した。平成16年度から順次用地補償交渉を始め、平成19年度末に用地補償を完了し、平成20年度から仮線工事等を予定している。

3節 港湾の整備

1. 港湾の被災状況

施設	被災状況
港湾施設	第一線防波堤である西宮防波堤のほか、西宮内防波堤、新西宮ヨットハーバー防波堤で、堤下が沈下した。また、個々のケーソンが移動し、法線のズレやケーソンの傾きが生じた。その他の岸壁・物揚場もケーソンが海側へ押し出され、傾斜、沈下し、ケーソン背面のエプロンが陥没した。鳴尾地区の - 10m岸壁は耐震強化岸壁であったため、軽微な被害ですんだ。
臨港道路	橋梁部において、上部工の側方変位、沓の破損及び下部工のせん断破壊が見うけられた。道路部の被災延長は約 7 kmに及び、街渠構造物の不等沈下、浮き上がりによる排水不良や舗装面のクラックが生じた。
海岸保全施設	護岸・堤防において本体の滑動、沈下、傾斜と背後の水叩きと舗装の破損、陥没が生じた。

2. 災害時の緊急輸送路の確保とウォーターフロントを活用したまちづくり

市街地の円滑な復興や災害時の緊急輸送路の確保を推進するとともに、市民の憩いと交流の場となるウォーターフロントの活用を図っていくため、必要な取り組みを国、県等に要望した。

2 - 1 防潮堤、西宮大橋等港湾機能の早期回復

大きな被害を受けた臨海部の防潮堤や海岸保全施設等の復旧は港湾管理者である県の対応により平成 9 年度までに全て完了した。特に当初復旧工事に 2 年が必要といわれた西宮大橋は、震災から 11 カ月を経た平成 7 年 12 月に暫定的に供用開始され、平成 8 年 5 月には耐震補強をして完全復旧した。

2 - 2 西宮埋立地、甲子園埋立地での耐震強化岸壁の整備

鳴尾浜で効果を発揮した耐震岸壁が西宮浜及び甲子園浜で重点的に整備された。

2 - 3 都市開発用地等の確保（鳴尾地区船溜りの埋立）

卸売市場の移転用地として県企業庁によって進められてきた鳴尾船溜りの埋立工事が平成 9 年 11 月に竣工した。しかし、卸売市場の移転が困難となったため、本市は平成 11 年に土地購入を断念し、県は企業用地として平成 12 年 3 月より土地分譲の公募をしていたが、平成 13 年に食品関連会社を取得し、平成 14 年から営業を開始した。

4節 水と緑のまちづくり

1. 公園の被災状況

被災状況		復旧状況
樋之池公園、毘沙門公園、西田公園、津門中央公園などで地盤沈下、陥没亀裂により園路、階段等が被害を受けた。鳴尾浜臨海公園などの海岸部埋立造成地では液状化現象が加わり、野球場、テニスコートが被害を受けたほか、豊楽公園、高座北公園などでは地滑りが生じた。	H7	樋之池公園外、15公園の復旧工事を完了した。工事件数は59件に及んだ。 豊楽公園、高塚公園、高座北公園では擁壁等の修復だけでなく、地滑り防止のための抑止杭の設置を要した。
	H8	7年度から引続き高座北公園外、4公園の復旧工事を完了した。工事件数は7件であった。

災害復旧工事

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	430,019	297,708		93,200		39,111
H8	30,906	24,075		6,000		831
計	460,925	321,783	0	99,200	0	39,942

2. 水と緑のネットワークの強化

2-1 緑地軸の形成

市の中央部を流れる御手洗川、東川を防災緑地軸として防災拠点ネットワークの中心とし、緑地軸上に防災拠点となる西宮中央運動公園と津門中央公園を配置して、災害に強い防災ラインとする計画である。

平成8～10年度に津門中央公園を整備したほか、情報拠点（市役所・警察署など）周辺の整備として平成10年度に六湛寺公園、用海線（国道2号～阪神電鉄本線）を、平成11年度に神明公園・神明緑地を整備し、平成12年度には中須佐公園の拡張を行った。

平成13年度には山口春道公園の整備、平成14年度には六湛寺公園の拡張整備、山口樋ノ谷公園の整備のほか、高木公園の整備に着手し、平成15年度には高木公園が完成している。また、同年度に生瀬東町公園、上大市4丁目公園の整備を行っている。

2-2 地域防災公園の整備（津門中央公園）

平時には市民の憩いの場となり、災害時には市民の一時避難場所として利用できる防災公園等として、津門中央公園の整備を行った。

昭和21年に都市計画決定（平成10年3月末都市計画決定面積4.4ha）されている。平成8年度に酒蔵通りと43号線との間の用地買収を行うとともに、南部地域の地域防災拠点として、避難所等に輸送する物資の集配拠点や一時避難の場として整備を行った。また、河川散策路として、平成9年度は酒蔵通り以南の東川と津門川沿いを、平成10年度は国道43号と酒蔵通り間の津門川沿いの整備を行った。今後は、防災センター機能を有する公園センターの整備を図る。

整備状況

年度	整備概要
H8	・用地買収 24,862.4 m ² ・多目的広場、非常時対応型トイレ、井戸、ソーラー発電設備 耐震性貯水槽(200 t) 休憩所等
9	・休憩所、河川散策路等
10	・河川散策路

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H8	7,836,468	2,670,000		5,100,000		66,468
H9	156,372	50,000		54,400		51,972
H10	61,050	10,000		7,500		43,550
計	8,053,890	2,730,000	0	5,161,900	0	161,990

2-3 コミュニティ防災公園の整備等

(1) コミュニティ防災公園

震災時の一時的避難地や初期消火活動基地を住民の身近に配置し、安全な避難やきめ細かな救援活動を可能とするためコミュニティ防災公園の整備を図る。平成15年度には高木公園(面積1.0ha)の整備を行った。

整備状況

年度	種別	概要	備考
H7	用地買収	西田公園	870.32 m ²
8	施設整備	西田公園	0.1 ha(整備面積)
10	"	六湛寺公園	0.46ha(")
11	"	森具公園	0.53ha(")
14	"	高木公園	1.00ha(")
15	"	高木公園	1.00ha(")

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	441,000	147,000		294,000		0
H8	32,000	16,000		16,000		0
H9						0
H10	134,189	63,000		47,200		23,989
H11	91,480	45,000		45,000		1,480
H12						0
H13						0
H14	414,012	160,000		250,000		4,012
H15	186,246	77,000		104,000		5,246
計	1,298,927	508,000	0	756,200	0	34,727

(2) グリーンオアシス緊急整備事業

グリーンオアシス緊急整備事業は震災を契機に制度化されたもので、広域避難地の避難圏域内の災害に対する安全性を確保すべき地域において、用地の買収等による多様な緑地の整備を行うものである。

なお、グリーンオアシス緊急整備事業の事業期間は、現在のところ平成12年度までとされ、平成

10年度より対象事業の1カ所あたり面積が500㎡以上から300㎡以上に緩和されている。
平成12年度には、東甲子園公園、苦楽園5番町の施設整備を行った。

整備状況

年度	種別	概要	備考
H7	用地買収	中島町 577.56㎡ 若草町 486.31㎡	(用地買収) H7計 1,063.87㎡ 8 6,580.76㎡ 10 1,612.69㎡ 11 478.14㎡ 計 9,735.46㎡
8	用地買収	上中市1丁目 784.64㎡	
		大屋町 629.48㎡	
		広田町 921.62㎡	
		神園町 1,821.02㎡	
		奥畑(震災記念碑公園) 2,424.00㎡	
9	施設整備	上中市1丁目・大屋町・広田町	
10	用地買収	広田山公園 538.00㎡	
	"	大畑公園(拡張) 201.69㎡	
	"	苦楽園5番町 873.00㎡	
	施設設備	神園町・大畑公園	
11	用地買収	苦楽園5番町 478.14㎡	
	施設整備	中島町、若草町	
12	施設整備	東甲子園、苦楽園5番町	

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7	1,037,109	158,000		873,400		5,709
H8	2,247,000	749,000		1,498,000		0
H9	49,520	24,000		20,500		5,020
H10	545,709	159,000		223,500		163,209
H11	190,028	47,000		63,000		80,028
H12	58,322	10,000				48,322
計	4,127,688	1,147,000	0	2,678,400	0	302,288

2-4 震災記念碑公園の建設

震災の教訓を風化させることなく後世に伝えるとともに、震災犠牲者の慰霊の場として、奥畑に公園と追悼之碑を整備した。犠牲者1,146人の遺族に文書照会し、刻名希望のあった1,081人を追悼の碑に刻名している。公園面積は4,932㎡(水道局用地の買収2,424.0㎡、借地2,508.0㎡)、芝生広場、多目的広場、板石舗装、藤棚、便所、植栽があるほか、犠牲者追悼之碑(高さ約3m、長さ約8m)と碑文、震災記録、震災陶板写真が設置されている。

平成10年1月17日(土) 阪神・淡路大震災犠牲者追悼之碑の除幕及び追悼式を執り行なった。

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H9	168,362	60,000		95,500		12,862
計	168,362	60,000	0	95,500	0	12,862

2-5 親水性のある河川の改修

(1) 仁川

二級河川仁川は、治水目的として平成3年度より都市小河川改修事業により工事に着手した。武庫川から仁川ピクニックセンターへのネットワーク構想により、改修は大部分を複断面化とし高水敷を貴重な水辺緑地空間として散策できるようにするとともに、低水敷及び河床は土のままとし、自然石

を使用した護岸とするなど、人・生物環境に配慮した多自然型工法による改修を行った。総延長は2,820mである。

(2) 百間樋川

百間樋川は400年の歴史を誇る農業用水路であり、水路の一部が土地区画整理事業区域に含まれることから、新たに創造される住環境の中に緑豊かな親水性のある水辺環境を整備し、快適で潤いのある市街地を形成すべく、水循環・再生下水道モデル事業として整備を行った。総延長は約600mである。

(3) 東川(親水公園)

地域住民に開かれた交流の場の提供、うるおいと親しみのある都市環境の創出、誇りと愛着を持ちうる地域の拠点の三つの視点から東川と川沿いの緑地を大きく4つのエリアに区分し、北から水が様々な形態で流れるといった、自然味あふれるソフトなデザインから都会的、人工的なハードなデザインへと展開させ、質の高い親水空間を創出するよう公園整備を行った。総延長は約700m、総面積は約163,000㎡である。

3. 花と緑のまちづくり

3-1 地域と防災公園を結ぶ避難路の緑化

災害時の避難路となる幹線道路沿いに、路線ごとに特色ある樹種を選定し、植樹している。

年度	路線名	樹種
H8	山手幹線(分銅町)今津東線	ベニバナトチノキ・クス・プラタナス
H9	鳴尾御影東線・今津西線	ナンキンハゼ・サルスベリ・ボダイジュ
H10	山手幹線(寿町、分銅町)	サトザクラ・ベニバナトチノキ
H11	山手幹線(寿町、松並町)	サトザクラ・ケヤキ
H12	駿河谷線 森具地区 鳴尾御影線他	ハナミズキ・ケヤキ
H13	駿河谷線 森具地区 鳴尾御影線他	マテバシイ・シャリンバイ
H14	駿河谷線 森具地区 鳴尾御影線他	サクラ・ケヤキ・ハナミズキ・シャリンバイ
H15	駿河谷線 森具地区 鳴尾御影線他	ハナミズキ・ケヤキ

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	県支出金	起債	その他	一般財源
H7						0
H8	18,426	5,233				13,193
H9	33,758	26,040				7,718
H10	31,007	24,707				6,300
H11	10,755	3,255				7,500
H12	24,413	13,703				10,710
H13	26,303	10,080				16,223
H14	56,926	42,212				14,714
H15	16,549					16,549
計	218,137	125,230	0	0	0	92,907

3 - 2 市民、事業者、市が役割分担して進める都市緑化

(1) 生垣助成事業

緑豊かなまちなみと災害に強い安全なまちづくりを進めるため、公道に面する場所に生垣を設置する場合に助成金を交付し、緑化を推進する制度で、昭和62年度より施行されているが、震災を機に平成7年10月に要件を緩和した(平成12年4月に震災前の要件に戻した)。

交付状況

年 度	申請件数	助成延長
H 7	125 件	1,317.0 m
8	229	2,316.0
9	151	1,462.0
10	80	757.0
11	89	789.2
12	48	407.0
13	42	480.6
14	56	468.0
15	41	319.0

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7	16,662				16,662	0
H 8	29,734				29,734	0
H 9	16,562				16,562	0
H10	7,892				7,892	0
H11	7,908				7,908	0
H12	2,442				2,442	0
H13	2,174				2,174	0
H14	2,808				2,808	0
H15	1,914				1,914	0
計	88,096	0	0	0	88,096	0

(2) 宅地内緑化助成

倒壊家屋解体時に庭木も処分されることが多くあることから、生産樹木を活用して民有宅地に支給し、都市緑化に寄与する制度で、平成8年度から施行されている。

実施状況

年 度	申込件数	高木	中木	低木
H 8	481 件	335 本	434 本	4,303 本
9	200	123	175	935
10	209	81	166	945
11	165	100	68	555
12	505	346	0	1,333
13	300	238	0	763
14	375	87	241	893
15	340	77	260	761

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8	-					0
H 9	1,155				1,155	0
H10	1,139				1,139	0
H11	1,149				1,149	0
H12	1,040				1,040	0
H13	945				945	0
H14	942				942	0
H15	882				882	0

(3) 寄贈樹木の配布

市民より寄付の申し入れのあった樹木について、公共施設などの緑化に活用するほか、被災した民有宅地にも配布する制度で、平成8年度から施行している。

実施状況

年 度	申込件数	配布本数
H 8	226 件	63 本
9	87	64
10	100	49
11	122	64
12	21	82
13	24	60
14	35	70
15	25	70

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8	5,819					5,819
H 9	5,726					5,726
H10	5,670					5,670
H11	5,722					5,722
H12	5,218				5,218	0
H13	5,144				5,144	0
H14	5,144				5,144	0
H15	5,038				5,038	0
計	43,481	0	0	0	20,544	22,937

(4) 花と緑のまちづくり事業

花と緑のコミュニティづくり事業

地域コミュニティづくりの一環として、住民自らの手で花や緑のあるまちづくりを進めるため、地域緑化活動に対して緑化基金から助成する制度で、昭和62年7月から施行している。

実施状況

年 度	支給数量	地域緑化活動団体
H 9	45,160 株	25 団体
10	57,800	35

年 度	支給数量	地域緑化活動団体
11	62,970	38
12	67,885	42
13	72,197	45
14	67,361	45
15	64,460	48

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8						0
H 9	4,882				4,882	0
H10	5,468				5,468	0
H11	5,201				5,201	0
H12	4,949				4,949	0
H13	5,139				5,139	0
H14	5,497				5,497	0
H15	5,545				5,545	0
計	36,681	0	0	0	36,681	0

花と緑のまちづくりリーダーの任命

花と緑のまちづくりをより一層推進するため、行政と地域住民との連携を保ち地域緑化活動の実践リーダー（指導者）を選任する。

実施状況

期 別	任 命	人 数
第 1 期	平成 10 年 4 月	55 名
2	平成 11 年 3 月	32
3	平成 12 年 3 月	37
4	平成 13 年 3 月	37
5	平成 14 年 10 月	58
6	平成 15 年 10 月	26

花と緑のまちづくりワークショップ

地域住民の主体的な参加による緑化活動を進めるため、地域住民と共に緑化の取り組みや組織づくりなどの検討作業（ワークショップ）を行い、緑化啓発を図っている。

実施状況

年 度	箇所数
H 8	2 地区
9	-
10	2
11	3
12	2
13	2
14	1
15	1

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8	2,441				2,441	0
H 9	-					0
H10	3,728				3,728	0
H11	2,363				2,363	0
H12	1,365				1,365	0
H13	1,260				1,260	0
H14	799				799	0
H15	686				686	0
計	12,642	0	0	0	12,642	0

4．緑地の保全

4 - 1 自然緑地

六甲山系をはじめとする山間部の自然緑地については、国立公園区域、風致地区、近郊緑地保全区域、「都市緑地保全法」による緑地保全地区として引き続き保全に努めるほか、これら緑地の指定拡大について検討を行う。

特に、市街地に隣接する山麓一帯の自然緑地については砂防事業と合わせて緑地の保全と育成を図る六甲山系グリ - ンベルト整備事業を促進する。これまで、苦楽園と生瀬地区において「防砂の施設」「緑地保全地区」の都市計画決定しており、一部の地域を除き用地買収済である。

一団の緑地でレクリエ - ションなどの活用が可能な場所については「都市緑地保全法」に基づく市民緑地制度による保全を図ることとしており、仁川ピクニックセンター - の約 32ha について、平成 12 年 3 月に土地所有者と市民緑地契約を締結し、市民に公開している。

仁川ピクニックセンター整備費

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8						0
H 9						0
H10						0
H11						0
H12						0
H13	6,660					6,660
H14						0
H15						0
計	6,660	0	0	0	0	6,660

5. 生産緑地

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等のうち、都市環境の保全に役立ち、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものを、都市計画で定めるものである。

阪神・淡路大震災により、農地の有する避難地機能や延焼遮断機能等の緑地機能が再認識され、防災の観点から緑地計画を見直す必要が生じたことから、平成7年12月5日、生産緑地の追加を主な内容とする都市計画の変更を行った。

平成16年3月末現在、396地区、77.39haが指定されている。

6. 墓地の被災状況

墓地の被災状況は次のとおりである。

墓 地 名	墓 域 数	被害墓域数	被害率(%)	墓域移転数	被 災 状 況
満池谷墓地	9,182	6,809	74.1	577	香花売場1軒損傷、擁壁倒壊、墓所の基盤陥没、参道損壊
甲山墓園	4,321	661	15.2	8	墓所の地盤損傷、参道損壊
白水峡公園墓地	6,344	2,197	34.6	175	擁壁倒壊、墓所の基盤陥没、参道損壊
上鳴尾墓地	658	309	46.9	0	四阿損壊
上田墓地	324	324	100.0	324	墓地全体の液状化現象、四阿損壊
中津墓地	281	66	23.4	0	四阿損壊
合 計	21,110	10,366	49.1	1,084	

震災後、墓地の被災状況の調査を行った。平成7年度からは、災害復旧実施設計、墓石等仮移転工事、擁壁、参道、側溝等の復旧工事および香花売場、四阿等の復旧工事を行った。そして平成8年度には、前年度に引き続き墓石等の仮移転工事、擁壁、参道、側溝等の復旧工事および墓地の整地工事等を行い、平成9年3月復旧工事は完了した。

復旧費

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	県支出金	起 債	そ の 他	一 般 財 源
H 7	393,257			355,500		37,757
H 8	317,028			294,200	22,828	0
計	710,285	0	0	649,700	22,828	37,757

5節 河川・下水道

1. 河川・下水道の被災状況

	被災状況	年度	復旧状況
河川	御手洗川、中新田川、森具川の護岸破損	H6	被災箇所の土のう積、鋼矢板による応急復旧工事を施行した。
		H7	順次災害箇所の査定を受け実施設計の後、工事に着手し、森具川を除き復旧工事が完了した。
		H8	平成7年度から着手していた森具川の工事も平成8年8月完了し、河川の災害復旧は完了した。
下水道	下水処理場 3か所 ポンプ場 11か所 下水管渠、水路 38km	H6 ~ H8	当初被害調査に時間を要し、工事は平成7年度から開始した。処理場、ポンプ場の復旧では徹底した耐震対策を実施した。特に被害の集中した放流渠や配管廊などの地下埋設物の被災箇所には、地震の衝撃やその後の地盤変位に対応できる伸縮性のある継手を設置した。 下水管渠の復旧では、管路の材質を耐震上有利なものに変更し管渠とマンホールの接続部にも地震の衝撃を吸収できる耐震性向上に努めた。

復旧費

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	起債	その他	一般財源
H 6	213,573		9,600	79,600	124,373
H 7	7,775,502	5,596,355	320,400	953,937	904,810
H 8	4,192,454	3,243,393	230,600	550,428	168,033
計	12,181,529	8,839,748	560,600	1,583,965	1,197,216

2. 下水道施設の整備

災害などの非常時に下水処理施設が相互に機能を補完できるネットワーク化を図るため、連絡管路の建設を行った。

平成7～8年に枝川浄化センターと甲子園浜浄化センターとの連携を図るため甲子園中継ポンプ場から西宮幹線への接続を行い、平成9年から平成12年には枝川浄化センターと鳴尾浜浄化センターとを連絡する管路の整備を行った。

連絡管敷設費

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	起債	その他	一般財源
H 8	211,000	103,000	95,300		12,700
H 9	35,364		33,500		1,864
H 10	87,793		83,400		4,393
H 11	293,230		278,500		14,730
H 12	41,685		39,600		2,085
計	669,072	103,000	530,300	0	35,772

6節 水道

1. 水道の被災状況

	被災状況	年度	復旧状況	
水道	上水道 (貯水施設) ニテコ池の堤体崩壊、北山貯水池の堤体内のリップラップの一部が崩壊した。 (導水施設) 鯨池浄水場系の導水管が漏水し水路の一部が崩壊、越水浄水場系導水管の鋳鉄管が漏水した。 (送・配水施設) 4カ所の浄水場及び1カ所の配水所において、配水池等にクラックが発生し、場内連絡管の継手部に被害が出た。また、市南部地域において配水管の折損等最大の被害をうけた。 (浄水施設) 越水、鯨池、鳴尾の各浄水場で傾斜管、汚泥掻寄機、薬品注入設備の破損があった。	H6	市内各所の給配水管、ニテコ池等の復旧工事を実施	
		H7	北山貯水池、越水浄水場第1配水地配水管等の復旧工事の実施	
		H8	ニテコ池等すべての復旧工事完了	
	工業用水道	中新田浄水場の沈殿池、汚泥槽等が破損、また配水管が市南部地域において破損した。	H6	中新田浄水場沈殿池(2池)、汚泥槽復旧完了、配水管漏水修理完了(39カ所)
			H7	中新田浄水場自家用発電設備復旧完了

復旧費 (単位：千円)

事業費	国庫補助金	市補助金	起債	自己資金
5,144,759	2,684,453	1,027,440	1,057,300	375,566

2. 水道施設耐震化基本計画

震災の経験を生かし「災害に強い施設づくり」「早期復旧が可能な施設づくり」などをめざして平成7年6月に水道施設耐震化指針を策定した。

この指針では、(1)施設の耐震化(2)バックアップ機能の強化(3)応急給水対策(4)復旧対策を定めた。この指針を受け、平成8年3月8日面の対策について必要な事項をまとめた水道施設耐震化基本計画を策定し、この計画に基づき、平成8年度から水道施設の耐震化工事を行っている。

なお、水道施設耐震化基本計画は、震災後から平成36年度までの30年間の長期的な計画であるが、その総費用が700億円を上回る見込みであり、通常の維持管理的な工事も含めて考えると、年間の工事費は水道局の経営に多大な影響をあたえるものとなっている。

この計画の実施にあたっては、施工順位や工法についてさらに詳細な検討を加え、より効率的な整備を図ることにより21世紀に対応できる施設の再構築を図っていく。また、このような施設の耐震化及びバックアップ機能の強化等8日面の対策とともに、地震時対応体制の確立等ソフト面の対策の両面について同時展開を進めていく。

3. 上水道

(1) 配水管路の耐震化工事計画

水道施設耐震化基本計画に基づく耐震管の布設状況

(単位：千円)

年度	耐震型鋳鉄管 S・NS・S・KF・P 75～700	耐震型鋼管 SP・SUS 200～400	布設延長合計 75～700
H8	2,270.8		2,270.8
H9	2,361.0	51.0	2,412.0
H10	3,854.8	15.9	3,870.7
H11	2,105.8		2,105.8
H12	1,678.0		1,678.0
H13	1,840.2		1,840.2
H14	907.3		907.3
H15	4,728.9		4,728.9
合計	19,746.8	66.9	19,813.7

(参考) 15年度末

耐震化配水管の総延長合計 117,676.7m
 配水管総延長合計 1,125,758.3m
 耐震化率 10.5%

耐震管敷設事業費

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	市補助金	起債	その他	一般財源
H7						0
H8	163,069	48,051	38,603	8,855	67,560	0
H9	178,632	14,499	93,923	22,166	48,044	0
H10	330,516	6,850	224,302	36,724	62,640	0
H11	291,335	8,531	210,954	32,236	39,614	0
H12	342,573		206,896	80,877	54,800	0
H13	320,401		272,654	41,467	6,280	0
H14	114,029		32,817	1	81,211	0
H15	453,271		198,009	47,070	208,192	0
計	2,193,826	77,931	1,278,158	269,396	568,341	0

(2) 緊急時給水拠点確保事業

緊急時給水拠点として、平成15年度までに計8基の緊急貯水槽を設置した。

(このほか、消防局及び建設局との連携等により5基設置)

緊急貯水槽の設置状況

年度	設置数(基)	設置場所	容量(m ³)	年度	設置数(基)	設置場所	容量(m ³)
S60	1	西宮東高校	100	H13	1	春風小学校	60
H9	1	夙川小学校	60	H14	1	南甲子園小学校	60
H10	1	森具公園	60	H15	1	浜脇小学校	60
H11	1	上ヶ原南小学校	60				
H12	1	甲陵中学校	60				

緊急貯水槽整備費

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	市補助金	起債	その他	一般財源
H7						0
H8						0
H9	57,668	17,169		34,300	6,199	0
H10	47,160	14,112		28,200	4,848	0
H11	58,770	17,145		34,200	7,425	0
H12	45,438	14,049		28,000	3,389	0
H13	46,208	14,460		28,700	3,048	0
H14	48,239	13,685		27,300	7,254	0
H15	55,120	13,397		26,700	15,023	0
計	358,603	104,017	0	207,400	47,186	0

また、緊急貯水槽の代替施設として緊急時給水拠点となる配水槽に、付近住民への応急給水に対応できるように、緊急遮断弁や非常用給水設備を設置した。

緊急遮断弁の設置状況

年度	設置場所	
H10	苦楽園高区配水池	H13 目神山配水槽
11	北山浄水場配水池	14 鷲林寺南配水槽
12	苦楽園中区配水池	15 北六甲台配水槽

緊急遮断弁設置事業費

(単位：千円)

年度	事業費	国庫支出金	市補助金	起債	その他	一般財源
H7						0
H8						0
H9						0
H10	23,100	5,183		10,300	7,617	0
H11	34,650	5,646		11,200	17,804	0
H12	49,350	8,680		17,300	23,370	0
H13	56,700	9,828		19,600	27,272	0
H14	83,445	12,447		24,800	46,198	0
H15	38,000	12,250		24,500	1,250	0
計	285,245	54,034	0	107,700	123,511	0

(3) 拠点施設の耐震化事業

平成9年度に越水浄水場ほか18カ所において土木構造物の耐震化調査、建築構造物の耐震化調査及び丸山ダム堤体耐震化調査を実施した。

平成11年度においても浄水場、配水池等の土木構造物11施設、管理棟等の建築構造物3施設の耐震化二次診断を実施した。

(4) 緊急時運搬給水拠点の設備

浄水場等の配水池に給水タンク車等への給水を円滑に行うことができるよう非常用給水設備を設置した。

非常用給水設備の設置状況

年度	設置場所
H9	越水浄水場、丸山浄水場
10	北山浄水場、鯨池浄水場、鳴尾浄水場、東山台配水所

緊急時運搬給水拠点整備費

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	市補助金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8	48,776	12,450	1,484	26,000		8,842
H 9	126,582	25,400	525	57,800		42,857
H10	132,917	27,110		55,200		50,607
H11	176,510	32,463	472	69,100		74,475
H12	91,800	22,490		55,030		14,280
H13						0
H14						0
H15						0
計	576,585	119,913	2,481	263,130	0	191,061

4. 工業用水道

国の補助事業の採択を受け、10ヵ年計画で平成8年度から中新田浄水場の配水ポンプ設備更新工事等浄配水施設の改良工事や配水管の耐震化工事を順次実施している。

(単位：千円)

年 度	事 業 費	国庫支出金	市補助金	起 債	そ の 他	一般財源
H 7						0
H 8	110,169	23,900			86,269	0
H 9	309,697	67,443			242,254	0
H10	143,244	25,649			117,595	0
H11	246,894	49,375		56,500	141,019	0
H12	219,813	43,755			176,058	0
H13	151,191	30,580			120,611	0
H14	78,096	17,424			60,672	0
H15	37,241	8,296			28,315	630
計	1,296,345	266,422	0	56,500	972,793	630

第7章 行財政運営等

1節 行財政改善等の取り組み

1. 取り組みの経緯

本市は、震災からの一日も早い市民生活の再建と都市の復興に向け、復興事業を着実かつ早期に推進していくため、厳しい財政状況のもとで緊急対応として、平成8年度から平成10年度までの3カ年にわたり、第1次の行財政改善の取り組みを行い約123億円の効果を得た。

これにより当面の財政危機を回避することができたが、長引く景気の低迷などによる市税収入の伸び悩み、震災復興事業などに係る膨大な起債の償還が長期にわたって続くことなどから、平成11年度以降も大幅な財源不足が見込まれ、このまま推移すると赤字再建団体に陥ることが危惧されたため、引き続きより一層の行財政改善の取り組みが必要となった。

このため、その取り組みの指針として、平成10年12月に「第2次西宮市行財政改善大綱」を策定するとともに、平成11年11月に平成11年度から平成15年度までの5カ年を取り組み期間とする「第2次西宮市行財政改善実施計画」を策定し、市の組織を挙げて行財政改善の取り組みを行い、約271億円の効果を得た。

しかし、平成16年2月に作成した行財政収支計算では、平成17年から20年までの4カ年間で約321億円の財源不足が生じることが予測されるため、第3次行財政改善を実施することにした。合わせて人、物、金、情報といった限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の高い行政運営を行っていくため、本市の行財政運営の仕組みそのものを見直す行財政改革を推進することになっている。

年度	H6 (1994)	H7 (1995)	H8 (1996)	H9 (1997)	H10 (1998)	H11 (1999)	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21~ (2009)
----	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------

新総合計画 (基本構想) 3カ年延長 第3次総合計画 第4次総合計画



<正規職員数の推移> (単位 人)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
職員定数	4,214	—	4,224	4,182	—	—	4,031	—
職員数	4,112	4,071	4,050	4,111	4,102	3,992	3,907	3,831

※各年4月1日現在で定数外を除く、H8・H9は災害派遣職員を含む

2節 国、県への要望

平成7年4月以降、現在まで政府等関係機関に対する震災復興にかかる要望は32回を数えており、市議会と連携して要望したものが5回、近隣被災市と共同によるものが8回、西宮市単独要望が19回である。他に、阪神広域行政圏協議会が2回の要望を行っている。

要望事項の大きな柱は、(1)抜本的な住宅対策(2)被災者の生活再建支援策(3)被災自治体への財政支援措置の3項目を重点に、個別・具体的な事項について要望してきた。その経緯は次のとおりである。

要望年月日	要望主体	要望先機関等
H7.2.2	西宮市長	内閣総理大臣
H7.2.2	西宮市長	兵庫県知事
H7.2.12	西宮市長	現地対策本部長・兵庫県知事
H7.2.16	西宮市長	現地対策本部長・兵庫県知事
H7.2.18	西宮市長	厚生大臣・建設大臣
H7.3.27	西宮市長	建設大臣・自治大臣
H7.4.7	西宮市長・議長	衆議院議長・政府閣僚・地元国会議員
H7.4.13	西宮市長	与党災害復興プロジェクトチーム
H7.5.12	西宮・芦屋・宝塚市長	兵庫県知事
H7.5.18	西宮・芦屋・宝塚市長	地震担当大臣・関係閣僚
H7.7.18	西宮市長	大蔵・自治・建設大臣
H7.7.27	西宮市長他被災5市長	総理大臣・関係閣僚
H7.8.17	西宮市長	兵庫県知事
H7.8.22	阪神広域行政圏協議会会長	建設・自治・厚生・国土庁長官他
H7.9.13	西宮市長・議長	国土庁長官
H7.11.17	阪神広域行政圏協議会会長	兵庫県知事
H7.11.29	西宮・芦屋・宝塚市長	自治・建設・厚生大臣
H7.12.16	西宮市長	政府・与党合同調査団
H8.2.13	西宮・芦屋・宝塚市長	自治・建設・厚生・国土庁長官
H8.2.18	西宮市長・議長	内閣総理大臣
H8.2.20	西宮市長・議長	衆議院議長・大蔵・建設・厚生大臣他
H8.5.20	西宮・芦屋・宝塚市長	自治・建設・厚生・国土庁長官他
H8.5.31	西宮市長	社民党全国連合震災復興調査団
H8.6.12	西宮市長	衆議院震災対策特別委員会
H8.7.18	西宮市長	自民党震災復興調査団
H8.7.29	西宮市長	衆議院議長
H8.8.30	西宮市長	兵庫県知事
H8.9.5	西宮市長	環境庁長官
H8.10.12	西宮・芦屋・宝塚市長	建設・厚生・大蔵・中小企業庁長官他
H8.11.28	西宮市長	内閣官房長官・国土庁長官
H9.3.10	西宮市長	自治大臣
H9.6.10	西宮市長	自治大臣
H9.8.5	西宮・芦屋・宝塚市長	自治大臣・大蔵大臣
H9.11.28	西宮市長・議長	自治・大蔵・建設・厚生・官房長官

要望内容は、震災直後は倒壊家屋処理事業、道路等公共施設復旧事業、応急仮設住宅の大量建設など応急復旧的なものが主であった。しかし、平成7年夏ごろからは災害公営住宅の建設など住宅関連や震災に伴う地方財政対策が多くなった。

平成8年度に入ると住宅困窮者に対する住宅対策、応急仮設住宅から恒久住宅へのスムーズな転居のための対策や被災者の生活支援、そして震災復興事業にかかる地方財政支援措置の外、保健、医療、福祉対策の充実、産業の振興、防災体制の整備など要望の範囲は拡大した。

平成9年度では震災復旧復興事業に対する財政支援が主となり応急仮設住宅から恒久住宅への移行のための支援も引続き要望した。また、被災者の生活再建支援のための公的支援（個人補償）の実現についても粘り強く要望した。このような数多くの幅の広い要望を行った結果、倒壊家屋処理事業では初めて国庫補助対象になり、道路等公共施設の復旧事業での国庫補助率嵩上げも実現した。が、市債償還期間の大幅な延長、特別交付税等による特例的な財政支援については、期待したほどの成果は上っていない。

一方、公的支援制度については、ようやく平成10年5月被災者生活再建支援法として実現することとなった。

第2編 復興事業

第1章 市民生活の安定、支援

第1節 住宅の確保

～災害公営住宅事業～

1. 事業の背景

公営住宅制度は昭和26年に公営住宅法が制定され、住宅に困窮する低所得者の居住の安定と居住水準向上のために重要な役割を果たしてきたが、急速な高齢化など大きく変化する経済社会情勢に対応するため、平成8年に公営住宅法の大改正が行われ、高齢者・低所得者を主たる対象とする公営住宅の性格がより一層強められた。

災害公営住宅事業は、被災者を応急仮設住宅等から恒久的な住宅へと移行するため災害公営住宅の建設等を行うもので、公営住宅関連施策のひとつである。阪神・淡路大震災は「激甚法第22条を適用すべき激甚災害」と指定され、災害公営住宅の建設等に対する国庫補助が高率補助の適用対象となった。

本市は、震災前までは市営住宅の建替事業を中心に年次計画に沿って進めていたが、震災により市内の多くの住宅が甚大な被害を受け、市民生活の再建を図るためその基盤となる住宅の早期復興を果たす必要が生じたため、進行中の市営住宅建替事業を全て中止し、被災者を対象とした災害公営住宅事業に切り替えた。

また、平成7年7月には、震災で失われた大量の住宅の早期回復を目的として、「西宮市住宅復興3ヵ年計画」を策定した。この計画では市営・県営を含め2,500戸の災害公営住宅をはじめ、市街地再開発事業などによる再開発系住宅600戸、中堅所得者のための特定優良賃貸住宅、公団公社住宅を含め公的住宅の供給計画戸数を定めた。

住宅復興3ヵ年計画と進捗状況

(単位:戸)

	H7	H8	H9	H10	H11	合計	計画目標
災害公営住宅	市	124	505	562	682	1,873	2,500
	県		143	571		714	
再開発系住宅		30	431	152	166	779	600
災害準公営住宅 (特定優良賃貸住宅)	市		47	228	209	484	1,300
	県		187	595	367	242	1,391
公団・公社住宅	148	232	552	913	436	2,281	4,400
公的住宅合計	272	1,144	2,939	2,323	844	7,522	10,800

注) 災害公営・再開発系住宅の中には住宅・都市整備公団(現:都市基盤整備公団)が建設した住宅の借上・買取制度を適用したものを含む。

2. 震災当時の状況

震災による市営住宅等の被災は、住宅内の家具転倒に伴う内装の傷等の軽微なものから、建物の安全性に関わるものまで大小様々な状況であり、被災状況を正確に把握するため震災後直ちに全団地の現地調査および被害状況のアンケート調査を行なった。

調査の結果、市が管理する市営住宅、公社住宅、改良住宅等は、当時のこれらの全管理戸数7,425戸のうち被害総戸数は7,360戸におよび、その被災程度に差異はあるが多くの住宅が被害を受けた。

こうした調査をもとに災害復旧の国庫補助事業の申請・認定を受け、その後これらの資料を国の調査官が精査し、団地ごとの被害額の査定を受けた。復旧工事は市民生活に最も影響のある住宅の給・排水管及びガス管などのいわゆるライフラインの被害の回復を最優先に行ない、住戸内・団地屋外の復旧工事を順次進め、軽微な工事は平成7年夏ごろにはほぼ完了した。

大きな被害を受けた団地は、市営住宅では上ヶ原四番町団地1棟30戸、上ヶ原七番町団地2棟112戸、上ヶ原八番町団地1棟30戸計4棟172戸が修復不可能となり再建設することとなったほか、改良住宅24A号棟、青木住宅では傾斜修正工事が必要となった。

再建設となった団地はいずれも傾斜地を造成して建設した住宅地で、地震により擁壁が崩壊するなど地盤に大きな被害を受けたのが特徴的である。

被災した市営住宅 上ヶ原四番町団地



被災した市営住宅 上ヶ原四番町団地



3. 復興の過程

平成7年10月に阪神・淡路大震災の被災者等に良好な公共賃貸住宅を迅速かつ大量に供給するため、国、県、関係市町等で構成された災害復興住宅供給協議会において、住戸タイプ別の標準設計や住宅の使用部品の規格化を定めた「阪神・淡路大震災に係る災害復興住宅の設計方針」が策定された。本市は「西宮市住宅復興3ヵ年計画」及びこの設計方針に沿って、災害公営住宅の供給計画を進めた。

災害公営住宅の供給手法については従来型の市が直接建設する方法に加え、住宅・都市整備公団（現：都市基盤整備公団）が建設した住宅を買い取り又は借り上げる方式等を新たに採用し、短期間に質の高い住宅の確保に努めた。

応急仮設住宅入居者は単身世帯、2人世帯が多く、その実態に即した供給が求められ、限られた用地を効率的に活用し戸数の増を図る必要があり、ファミリータイプの3DKに加え1DK、2DK等1つの住棟に多様な間取りが混在する型別供給を行なった。

その結果、災害公営住宅及び再開発系住宅の供給戸数は、計画戸数を266戸上回り低廉な住宅供給の確保に努めた。これらはすべてバリアフリー住宅にすると共に、一部の住宅では福祉部門と連携したシルバーハウジングとして、安否確認システムを設置し、ライフサポートアドバイザーを配置した。

また、市営住宅等で大きな被害を受けた団地の再建設工事、基礎補強工事、傾斜修正工事などの大規模な復旧工事も平成8年度末には完了した。



災害公営住宅 高須町1丁目団地

災害公営住宅 高須町1丁目団地



4. 現在の状況

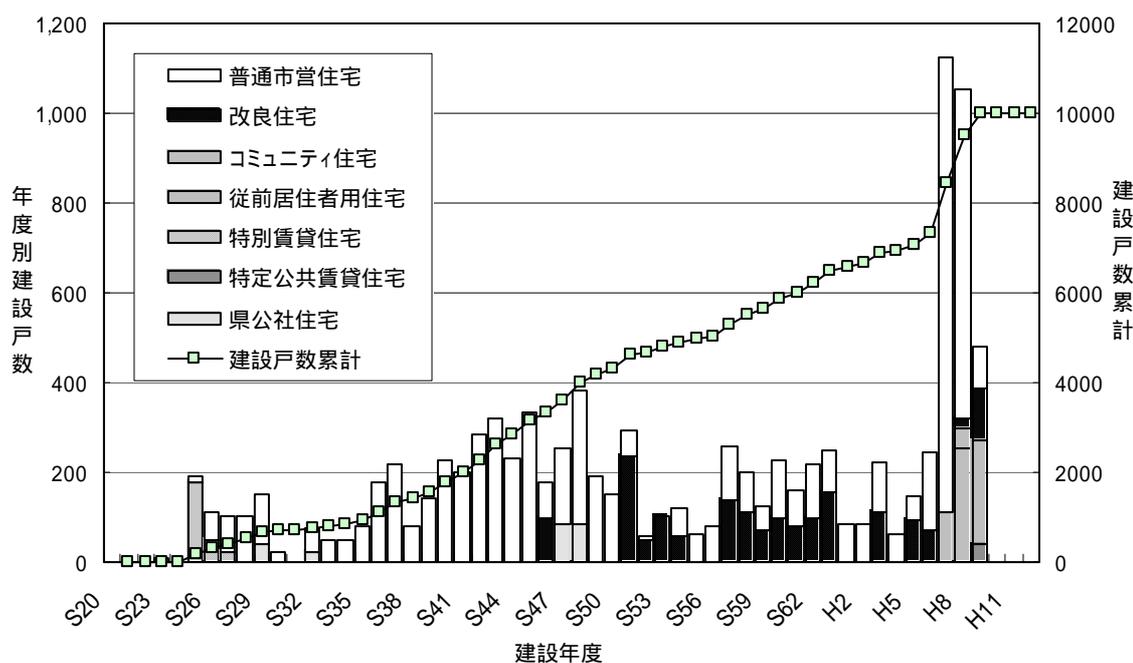
本市の市営住宅の管理戸数は、震災による災害公営住宅等の大量供給（災害公営住宅 1,873 戸、再開発系住宅 779 戸、一般公営住宅 130 戸、計 2,782 戸）により急増し、平成 16 年 4 月 1 日現在の管理戸数は 9,922 戸となり、震災前と比較して約 1.4 倍に増加した。

一方では既に耐用年数を超えている木造や準耐火造住宅及び浴室が未設置の耐火構造の住宅が現存しており、これらの早急な改善が課題である。また、昭和 40 年代に建設された住宅も多く、今後これらが一斉に更新時期を迎えることが予想され、ストックの効率的、かつ的確な活用が求められている。このため、平成 14 年 6 月に市営住宅の長期的な活用方針である「西宮市営住宅ストック総合活用計画」を策定したが、本市の厳しい財政状況のなかで計画通りに事業を進めるかが今後の課題である。

災害公営住宅事業は、迅速かつ大量に住宅を供給する必要があり、高層住宅の大規模団地の供給が主流となった。これらの一部の団地では、入居者に高齢者が多いため自治会の担い手不足や自治会活動が停滞するなど、良好なコミュニティづくりに支障が生じている。ヒューマンスケールにあった比較的規模の小さい団地のほうが、団地内の良好なコミュニティが育まれている傾向がある。

低所得の被災者対策の今後の課題としては、公が直接住宅を供給する従来の災害公営住宅手法に加え、公営住宅入居所得層を対象とした民間賃貸住宅への家賃補助制度を災害公営住宅事業のメニューのひとつとして制度化すれば、復興がよりスムーズに進むとともに、復興後も震災時に供給した公営住宅を公が維持管理し続けなければならないという問題も解消する。

建設時期別の西宮市市営住宅ストック数(県公社住宅を含む)



第2節 福祉・保健・医療の充実

～復興に伴う福祉業務～

1. 事業の背景

わが国の人口は、平均寿命の大幅な伸びと出生率の低下により、高齢化が急速に進んでおり、総務庁によると、平成15年のわが国の65歳以上人口が総人口に占める割合（高齢化率）は19.0%と推計されている。今後さらに人口の高齢化が進み、平成55年には高齢者人口（3,647万人）のピークを迎え、さらに平成62年には高齢化率（35.7%）のピークを迎えると推計されている。本市の65歳以上の人口は、震災前の平成6年から平成15年までの9年間に約38.1%増加しており、高齢化率は12.3%から15.9%に上昇しており、平成19年には高齢化率は17.4%になると推計されている。

本格的な高齢社会を迎えるにあたり、寝たきり高齢者、痴呆性高齢者、一人暮らしや高齢者のみの世帯など、何らかの援助を要する高齢者が増化しつつあり、その反面、核家族化の進展や女性の就労状況の変化等による家庭の介護力の低下など、高齢者の介護力の低下が見込まれ、高齢者の介護は国民的な課題となっている。

こうした中、国においては、人口の高齢化に対する総合的な対策を図るため平成元年12月に「高齢者保健福祉推進10か年戦略（ゴールドプラン）」を策定、これを受け平成2年6月に福祉関係八法を改正し、市町村の権限を強化した。さらに、平成6年12月には「新ゴールドプラン」を策定し、21世紀までに緊急に取り組むべき施策について目標を掲げた。本市においても平成6年3月に「西宮あんしんプラン21（高齢者保健福祉計画・障害福祉推進計画）」を策定し、高齢者のニーズと将来必要な保健福祉サービスを明らかにし、その提供体制の整備を計画的に進めてきた。

またこの間、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える新しい仕組みとして、平成12年4月から介護保険制度が実施され、介護サービスの利用方法が、市が決定する措置制度から、利用者が自らサービス提供事業者を選択し契約する制度に移行した。

本市では、平成12年3月に高齢者保健福祉計画の改定と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に行い、「第2次西宮あんしんプラン21」として策定し、介護サービス基盤の計画的な整備を進めるとともに、保健・医療・福祉施策を総合的に展開してきた。

さらに、これまでの基本理念を踏まえるとともに、これからの高齢社会にふさわしい保健福祉施策の実現に向けて、平成15年3月に高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の改訂を一体的に行って「第3次西宮あんしんプラン21」を策定し、高齢者が住み慣れた家庭や地域社会で安心して自立した生活を送ることができるまちづくりを進めている。

2. 震災当時の状況・復興の過程

震災後の平成7年3月に在宅の高齢者・障害のある人の生活状況の把握と適切な対応を行うため、西宮市社会福祉協議会と本市（旧）福祉局が民生委員・児童委員やボランティアなどの協力を得て、65歳以上の一人暮らし高齢者等5,076人と重度障害者3,944人の生活状況を調査した。このうち緊急対応が必要な高齢者は36件、障害のある人は36件の計72件、緊急度のやや低いケース・継続的な見守りが必要なケースは、高齢者262件、障害のある人322件の計584件であった。調査対象の5,076人の高齢者のうち独居の人は54.8%、介護者のいない人は26.3%、避難所や仮設住宅で生活している人は2.7%であった。

（1）地域型応急仮設住宅への介護員等の派遣事業

地域型応急仮設住宅9棟に介護員や看護師などを派遣し、日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害のある人に、身体介助サービスの提供や生活相談に応じるなど生活の支援を行った。ピーク時には143人が入居していたが、自宅再建や災害公営住宅への入居などにより平成10年7月10日には全員が退去したため、事業を終了した。

（2）ふれあいセンターの設置

ふれあい交流を通じ、高齢者等の心身のケアを行い、自立支援やコミュニティ形成の手助けをするため、50戸以上の応急仮設住宅地にふれあいセンターを平成7年8月16日～平成11年6月30日の間に最大で12か所設置、西宮市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、地域団体、仮設住宅入居者により構成された管理運営委員会が管理運営を行い、コミュニティ活動に利用された。

（3）民生委員・児童委員の増員と活動促進

民生委員・児童委員は、震災発生時、高齢者や障害のある人などの安否確認に尽力し、震災時の友愛訪問や見守り活動の件数は9万7千件と3万件以上増加した。

また、震災による要援護者の生活安定を図るため、平成7年8月1日付けで6名、同年12月1日付けで15名の計21人を増員し、総勢613人の体制により、被災住民の見守り活動や支援活動を行った。

（4）生活復興相談員事業（現・高齢世帯生活援助員事業）

応急仮設住宅等から災害公営住宅等へ移転した被災者を支援するために、県制度である「生活支援マネジメントシステム」の一環として、平成9年11月から生活復興相談員による訪問活動を実施し、戸別訪問により生活再建のための具体的な相談や生活支援のための情報提供、関係機関との連絡調整を行っている。

（5）高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への生活援助員派遣事業（現・高齢者住宅等安心確保事業）

災害公営住宅のうち市営住宅168戸、県営住宅128戸については、保健福祉部門と住

宅担当部門が連携し、緊急通報システムや安否確認システムを組み込んだ高齢者世話付き住宅として整備し、生活指導・相談や緊急時の対応のため生活援助員を派遣している（平成8年10月から整備開始）。

また、平成9年4月からは、生活援助員が地域の老人クラブやボランティアの協力を得て、各種生きがい交流事業を実施している。

（6）配食サービス事業の実施

平成9年1月から鳴尾・甲東の2地区で、援護が必要な高齢者などを対象に週2回の配食サービスをモデル実施した。平成10年9月からは浜脇・春風の2地区をモデル地区として追加。平成12年度からは、全市域で週5回の配食サービスに事業を拡大した。

3．現在の状況

震災以降の最も大きな制度変更は介護保険制度への移行であるが、震災を契機として、互いに支えあい、助け合うコミュニティの重要性が認識され、近隣住民及び自治会や、婦人会・老人クラブなどの地域諸団体の見守りや助け合いなど、日常のコミュニティ活動がますます重要となっており、本市においても、地域に根ざした事業である地域安心ネットワークの整備や在宅介護支援センターの整備、ボランティア活動の推進などを積極的に進めている。

（1）介護保険制度への移行

平成12年度から始まった介護保険制度では、西宮市が保険者となって制度を運営し、国や県、医療保険者などが重層的に支えあう構造となっている。

被保険者は、40歳以上の人であり、年齢により第1号被保険者（65歳以上の人）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者。ただし、サービスを受給できるのは、初老期痴呆・脳血管疾患等の老化に起因する疾患による場合のみ）に分けられている。

被保険者が介護保険の給付を受けるには、保険者である市から認定を受ける必要があり、「要支援」または「要介護1～5」と認定された被保険者に対し、介護の必要の程度に応じたサービス（訪問介護などの居宅サービスや介護老人福祉施設などの施設サービス）が給付される。

（2）在宅高齢者生活支援事業

介護保険制度の要介護認定において、非該当（自立）に認定された日常生活を営むうえで支障のある一人暮らしや高齢世帯の高齢者の在宅生活を支援するために、必要に応じてホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイのサービスを提供するもので、平成12年度の介護保険制度への移行と同時に開始した。

（3）福祉サービス利用援助事業

判断能力に不安のある痴呆性高齢者、知的障害・精神障害のある人などを対象に、

地域で安心して生活できるように契約に基づき適切な福祉サービスの利用援助とそれに伴う日常的な金銭管理などを行うもので、平成 12 年度から西宮市社会福祉協議会が市から委託を受けて実施している。

(4) 地域安心ネットワーク事業

65 歳以上の寝たきり・痴呆・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が、地域において安心して暮らせるよう、平常時や地震や火災などの災害時に備え、本人などの届出によりコンピュータに登録し、民生委員を中心とした地域と市の福祉・消防・防災部門が連携して地域ぐるみで支援する事業で、平成 13 年 4 月からシステムが稼動した。なお、平成 15 年度からは障害のある人も対象とし、平成 16 年 2 月末現在で 10,415 人の方が登録されている。

(5) 在宅介護支援センターの整備

地域の概ね 65 歳以上の要介護者等の実態把握に努め、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように関係行政機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業者等との連絡調整などの業務を行うもので、平成 16 年 4 月現在で市内に 16 か所整備されている。

(6) ボランティア活動の推進

西宮市社会福祉協議会のボランティアセンターはボランティア活動の拠点として、ボランティアの養成・研修、活動の相談・登録・コーディネート、情報の提供、関係機関との連絡・調整などを行っている。

また、市内には、地区ボランティアセンターが平成 16 年 4 月現在で 32 か所設置されており、福祉に関する情報提供や相談、要援護者への直接支援活動（見守り、家事援助、外出介助等）、ボランティアコーディネート、ボランティアの発掘・養成など地域に根ざしたボランティア活動の中心的な役割を担っている。

《施設サービスの充実》

平成6年度 定員		平成15年度 定員	
特別養護老人ホーム	302人	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	845人
介護老人保健施設	246人	介護老人保健施設	654人

高齢社会を迎え、より一層の高齢者の生きがいづくりや社会参加への支援、保健・福祉活動が一体となった総合的な介護予防の推進、そして、高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、保健・福祉・医療の連携を図りながら高齢者を地域全体で支える地域ケア体制の確立が急がれている。

第2章 安全で安心できるまちづくり

～土砂災害広報作成業務～

阪神間に暮らす私たちは、市街地の近くの豊かな自然に恵まれている反面、海と山が近接している地形の為、昭和13年の阪神大水害や昭和42年の集中豪雨にみられる土砂災害をはじめ、さまざまな自然災害を経験しており、土砂災害発生のたびに砂防事業などによって堰堤構築や植林などの土砂災害を抑制する努力を繰り返してきた。また、高度成長期の宅地開発により、今では山麓部まで住宅が建設され多くの人々が自然と共存しながら生活をしている。

そして平成7年1月17日、あの忌まわしい阪神・淡路大震災に見舞われた。六甲山系もいたるところで土砂災害が発生し、西宮市においても仁川百合野町の地すべりをはじめ宝生ヶ丘の急傾斜地崩壊など数多くの土砂災害により尊い生命や財産が一瞬のうちに奪われてしまった。地震後は、地盤の緩みから生じる豪雨時の崖崩れなどの二次災害の発生が心配された。六甲山系については、二次災害防止に万全を期する必要から砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業などの緊急対策工事が実施された。



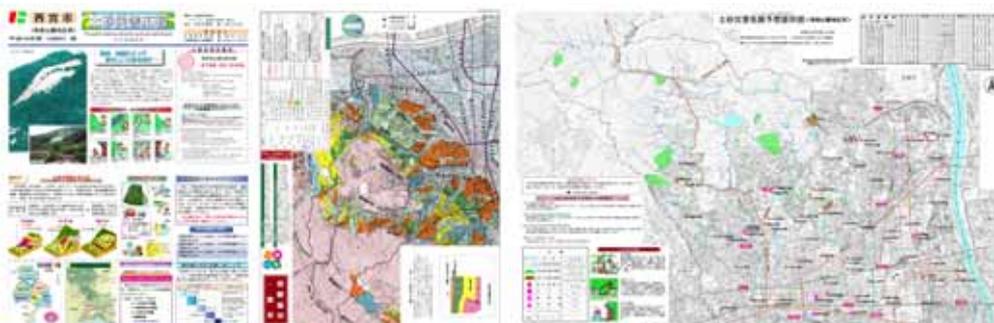
仁川百合野町地滑り

また、平成7年7月には兵庫県にて「阪神・淡路震災復興計画」が策定され、砂防関係事業は「災害に強く、安心して暮らせる都市づくり」をめざした「二次災害を防止するための防災インフラの整備」の一翼を担うものとして位置づけられた。その主な内容は、六甲山麓における防災機能を強化するとともに健全な生活環境の確保を目的とした「六甲山系グリーンベルト整備事業」をはじめとする総合的な土砂災害対策を推進することとなっている。

このような震災後の土砂災害に対する取り組みを背景として、西宮市においては雨量情報システムの構築や土砂災害危険予想箇所を明記した土砂災害広報の作成を行っている。雨量情報については、国土交通省の協力を得て、計19箇所の10分雨量、1時間雨量、連続雨量などを一般市民が市のホームページを通じて確認できるようになっている。

そして平成12年度からは、行政と住民が平常時から災害時を通じて土砂災害関連情報を相互に共有伝達することにより「住民の自主的避難を支援すること」を目的とする土砂災害情報相互通報システム整備事業が実施されることになった。この事業により土砂災害広報には土砂災害危険予想箇所をはじめ自然からの危険信号、前兆現象、非常時持ち出し品、自主避難の目安などを掲載するとともに災害時非常電話や地域情報メディアも英語やハングル語で明記するなど内容の充実したものが作成できるようになった。

土砂災害広報紙



なお、平成15年度版においては新たに西宮市地質・活断層図を掲載した。これをきっかけとして、市民自らが活断層について考えるようになれば有難いと思っている。

また、土砂災害対策に関しては、平成13年4月に既存の土砂災害関連諸制度のハード対策に対して、住宅等の新規立地の抑制や既存住宅の移転促進等のソフト対策を盛り込んだ土砂災害防止法が施行され、阪神間においても警戒区域や特別警戒区域を指定するための基礎調査に今後入っていく予定です。

土砂災害防止法・区域の指定



これらの区域が決定すると土砂災害広報に反映して行きます。

今後は、よりわかり易い表現で内容の充実した土砂災害広報を作成し、市民の防災意識の向上及び被害の軽減に少しでも役に立てるよう努力したいと考えている。

第3章 産業の振興

～酒蔵地帯復興事業～

1 事業の背景

「久保町の酒蔵会館の東に“宮水発祥之地”と刻まれた石碑が建っています。かつて『百の蔵から歌声もれるいつものどかな酒の町』と昔の西宮音頭に歌われた酒蔵地帯も戦後に近代的な酒蔵が増えてずいぶん様子が変わりましたが、戦災をまぬかれた昔ながらの酒蔵も健在です。石碑が建立されています。」(西宮観光ガイド Enjoy Nishinomiya から引用)

西宮は灘五郷のうち今津郷、西宮郷の二郷を擁し、古くから酒造業の盛んな町として栄えてきました。とくに江戸末期に山邑太左衛門によって酒蔵業に適した最良の仕込み水「宮水」が久保町付近から発見されて以後は、西宮をはじめとする灘の酒は全国的に有名になりました。その後西宮は酒蔵業とともに栄えてきました。

しかしながら、日本酒の消費量は昭和50年代の前半にピークを迎えて以後、需要が低迷し、生産高の逡減傾向が続いています。そしてこの傾向は、バブル景気崩壊後も続き、全国的にも日本酒メーカーは大きな苦境に陥っています。このような状況の中で発生した大震災がさらに追い討ちをかける結果となり、市内の酒蔵会社は、再建か撤退・廃業あるいは用途変更かなどの大きな岐路に立たされていました。

2 震災当時の状況

平成6年度には、全国の課税移出高(1,245千k)の約7分の1を西宮市内の酒蔵会社(20社)で占めていました。しかし平成7年1月の大震災でほとんどの醸造蔵が倒壊あるいは壊滅的な被害を受け、様相が一変しました。倒壊蔵を再建できずに酒蔵業からの撤退を余儀なくされる酒蔵会社が出現しました。また、酒造りの歴史を伝える全国で唯一の日本酒の博物館である「白鹿記念酒造博物館」の酒蔵館「たつみ蔵」が全壊し、大きな損失を受けました。

そのため西宮市では、西宮商工会議所、西宮酒蔵家十日会(西宮の酒蔵メーカーの集合組織)などと協力して、酒蔵業の再建と大震災からの酒蔵地帯の復旧・復興事業に取り組むこととなりました。



3 復興の過程

大震災により大きな被害を受けた酒蔵業及び酒蔵地帯において、酒蔵、宮水、西宮神社などの地域資源を生かしたまちづくりを進めるため、平成 8 年 3 月に西宮商工会議所が中心になって「宮水の場とサイバーサカグラストリート～300 年の伝統と向こう 15 年間復興計画～」がまとめられました。久保町の宮水地帯には灘五郷各酒造メーカーの宮水井戸場が集積していますが、平成 9 年 9 月には、市道市役所前線に面した井戸場を所有する 3 つの酒蔵会社が、共同で宮水井戸を「宮水庭園」として修景整備し、訪れる人々に酒蔵地帯復興の姿を伝えました。

震災から 2 年半を経て、酒蔵地帯の復旧・復興が進み、それらの状況をさらに多くの人々に伝え、地域産業の活性化と振興を図ることを目的として、平成 9 年 9 月 20 日「宮水」「酒」「人形芝居」といった資源をテーマに、市、商工会議所、酒造家十日会などが中心となって、酒蔵地帯の復興と地域産業の活性化を目的としたイベント「西宮酒ぐらルネサンス」の第 1 回祭典が「宮水庭園」に隣接する広場で開催され 2 万人が訪れました。

「西宮酒ぐらルネサンス」は次年度から会場を西宮神社及びその周辺(中央商店街など)に変え、毎年 10 月初旬の 2 日間の日程で継続開催されることになり、来場者も大幅に増加しました。

一方、大震災で倒壊した「白鹿記念酒造博物館」の酒蔵館は、明治初期の醸造蔵を補強改修して、新たに「明治の酒蔵～酒ミュージアム」として、平成 10 年 3 月にオープンしました。また各酒造メーカーも独自に震災復興に励み、酒蔵通りを中心とした酒蔵地帯に趣向を凝らしたレストランやショップ(4 社 4 店舗)を平成 12 年度から 13 年度にかけて相次いでオープンさせ、賑わいを創りだしました。

西宮市は、平成 14 年度と 15 年度の 2 ヶ年で市道酒蔵通りを中心に「酒蔵地帯案内地図を付した方面誘導サイン」(12 基)や今津郷と西宮郷の分岐案内標識を設置し、これらの動きに呼応しました。

4 現在の状況(事業評価、今後の課題等)

現在西宮酒造家十日会加盟の酒造メーカーは 14 社となり、震災前に比べ 3 分の 2 に減少していますが、残った酒造会社の努力の結果、課税移出高は平成 14 年度においても、震災前と同水準(全国 891 千 k、西宮 129 千 k)の 7 分の 1 を維持しています。

西宮酒ぐらルネサンスは平成 15 年度に第 7 回を迎え、来場者数が 10 万人を数える日本酒、食、文化、伝統芸能などを全国に発信する大きなお祭りになりました。アンケートの結果では、市外からの来場者が約 3 割となっています。

酒蔵通りを中心とした整備については、案内サインの設置に続き、16 年度には、夜間に同地域を訪れる人々を暖かく迎えるため、歩道照明灯の整備に着手しています。

今後、酒造業とともに発展してきた西宮市が、商工会議所や地元事業者と協力しながら、震災から復興を成し遂げ、地域の産業振興の旗頭役としての頑張っている酒造業を支援し、

全国に誇る銘酒の町であることを発信していく必要があります。そしてそのことにより、将来、西宮の町が大きく発展していく可能性を秘めていることは間違いないでしょう。

第4章 魅力ある地域社会の創出

第1節 支え合う地域コミュニティの形成

～被災地域コミュニティプラザ設置事業～

1. 事業の背景

被災地域において、早期に地域コミュニティの復興のため、住民がお互いに助け合い、高齢者や障害のある人達が安心して暮らせるよう支援する福祉コミュニティづくりの推進拠点施設「コミュニティプラザ」の設置経費の一部を財団法人阪神・淡路大震災復興基金が補助することとなった。

2. 震災当時の状況

住民の地域社会における相互の親睦および文化活動の増進を図るため設置された地区市民館20館や共同利用施設10館、広田山荘の31施設が整備されていたが、そのうち22施設が被害を受けた。特に被害の大きかったのは、広田山荘、甲陽園市民館、今津市民館、高木センター、段上センターであった。

3. 復興の過程

福祉コミュニティづくりの推進拠点施設を持たない自治会などにおいて、早期復興のため、住民のふれあい交流やボランティア活動、高齢者や障害のある人達の支援拠点施設の整備の機運が盛り上がり「コミュニティプラザ」の設置が進められ、16自治会により16の施設が整備された。

名 称	自 治 会 等
夙川自治会コミュニティプラザ	夙川自治会
今津コミュニティプラザ	今津連合福祉会
高須コミュニティプラザ	武庫川団地自治会
上田コミュニティプラザ	上田自治会
清瀬台自治会安心コミュニティプラザ	清瀬台自治会
染殿町自治会館	染殿町自治会
花の峯安心コミュニティプラザ	花の峯自治会
安心コミュニティプラザ青木集会所	青木町自治会
北六甲台安心コミュニティプラザ	北六甲台自治会
二見町安心コミュニティプラザ	二見町自治会
浜甲子園倶楽部	浜甲子園町会
安心コミュニティプラザ あげぼの会館	東曙町福祉会
上山口2・3・4安心コミュニティプラザ	上山口2・3・4丁目自治会

名 称	自 治 会 等
緑ヶ丘安心コミュニティプラザ	緑ヶ丘自治会
名塩山荘自治会館	光陽台自治会
東山台コミュニティ会館 安心プラザ	東山台自治会連合会

4．現在の状況

財団法人阪神・淡路大震災復興基金による福祉コミュニティづくりの推進拠点施設「コミュニティプラザ」の設置事業は、平成8年度から平成14年度の補助事業で、前述のとおり、市内では16施設が整備された。

各施設では、コミュニティづくりの推進拠点として、ボランティアセンターの設置、フェスティバルなどのふれあい事業、高齢者の配食サービスなど的高齢者等の生活支援事業、自治会活動に取り組まれております。

また、地区市民館については、震災後の区画整理事業の中で新たに香櫨園市民館分館、高木市民館が設置された。

～地域自主管理施設整備事業～

1．事業の背景

コミュニティ活動については、地域の実情に応じて、高齢者や障害のある人への支援や青少年の健全育成など様々な取り組みがなされてきている。このような市民生活に深くかかわる市民の自主的な活動を促進するとともに、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備に努めている。

地域団体の活動団体の拠点となる施設については、公民館、共同利用施設、地区市民館などの整備を進めるほか、自治会等が整備する葬儀のできる自主管理集会施設の整備に対し、助成等の支援を行ってきた。

2．震災当時の状況

住民の地域社会における相互の親睦および文化活動の増進を図るため設置された地区市民館20館や共同利用施設10館、広田山荘の31施設が整備されていたが、そのうち22施設が被害を受けた。特に被害の大きかったのは、広田山荘、甲陽園市民館、今津市民館、高木センター、段上センターであった。

自治会等が整備する葬儀のできる自主管理集会施設の整備補助は、昭和62年度から始まり、15の自治集会施設が整備されていた。

3. 復興の過程

震災後、災害復興に伴う区画整理事業の中で、新たに香櫨園市民館分館、高木市民館が整備された。

地域自主管理施設の整備についても、震災後、地域活動の重要性が見直され、地域のコミュニティ活動の拠点となる自主集会施設の整備の機運が高まり、16の自治会等地域団体により16の施設が整備された。

名	称	自治会等
春風公園福祉会館		浜田、上野、野田、春風地区福祉会
上鳴尾町自治会館		上鳴尾町自治会
小松北町自治会館		小松北町自治会
鳴尾3丁目自治会館		鳴尾3丁目自治会
甲子園第8コーポラス自治会集会所		甲子園第8コーポラス自治会
津門社会福祉協議会集会所		津門社会福祉協議会
名塩ガーデン自治会館		名塩ガーデン自治会
門戸自治会館		門戸自治会
樋ノ口町1丁目ふれあい会館		樋ノ口町1丁目自治会
中津会館		中津町会
下山口会館		下山口自治会
名塩南台中央会館		阪急名塩南台自治会
津門西口集会所		津門西口町福祉会
北六甲台自治会コミュニティセンター		北六甲台自治会
木之元会館		名塩木之元町内会
甲子園二・三番町自治会館		甲子園二・三番町自治会

4. 現在の状況

震災後、地域活動の重要性が見直されるとともに、地域コミュニティの多様化や細分化の傾向が強まり、また、高齢化に伴い、自宅での葬儀が困難な市民のため、地域での葬儀の場を確保するため引き続き地域自主管理集会施設の整備補助に勤める。

～コミュニティ協会事業の再構築～

1．事業の背景

コミュニティ活動は、“市内各地域における住民の手によるまちづくり”と位置づけ、その活動の組織化と発展のため、西宮コミュニティ協会と連携し、地域情報誌「宮っ子」の発行や地域フォーラムの開催など各種事業を実施してきた。特に「宮っ子」は市内25地域コミュニティで発行されており、住民間の情報交換、相互の連携と交流の中心的役割を果たしている。

市民のコミュニティ意識の高揚に努めるとともに、自主的なコミュニティ活動が展開できるよう、西宮コミュニティ協会等関係団体と連携し、住民の手によるコミュニティづくりを促進する。

2．震災当時の状況

「宮っ子」は、西宮コミュニティ協会が毎月発行する地域情報誌である。取材から編集・配布に至るまで、すべて地域ボランティアの手によるものであり、全国的にも例を見ない冊子として高い評価を得ていた。しかし、震災により、「宮っ子」も発行の中止を余儀なくされた。

3．復興の過程

復刊については、瀕死状態の地域がまだ多く、「時期尚早だ」という意見もあったが、「復興は先ず地域から、コミュニティから」を確信し、平成7年3月号から5月号は休刊せざるを得なかったが、平成7年6月号から復刊に踏み切った。

6月号から8月号では、「阪神大震災復興特集」と題した特集、その他の震災記事を盛り込んだ。

平成8年度からは、発行回数は10回となったものの、市民の暮らしに密着したコーナーを設けるなど誌面の充実に努め、平成16年4月号で通巻259号に至った。

4．現在の状況

西宮コミュニティ協会は、昭和54年に設立され今年で25年なり、協会内に広報部会、事業部会、調査部会の3部会が設置され、協会の中心的な事業である地域情報誌「宮っ子」の発行、「宮っ子」祭り、コミュニティ研修会等を実施し、地域コミュニティの推進に努めている。しかしながら、西宮コミュニティ協会内において地域情報誌「宮っ子」の内容についての見直し等の意見が出されている。

～にしのみや市民祭り～

にしのみや市民祭りは、昭和48年西宮青年会議所の主催により西宮神社を会場に始まった。その後昭和50年からにしのみや市民祭り協議会が発足し、主催がにしのみや市民祭り協議会となり今日に至っている。

昭和55年の第8回にしのみや市民祭りは市制55周年記念として、阪急西宮スタジアムを会場として開催された。

震災の年、平成7年は、やむを得ず中止になったが、市民の皆様の復興への願い、にしのみや市民祭りへの熱い思いがあり、平成8年には、いち早く「興（おこす）」をテーマに阪急スタジアムを会場に約6万5千人に来場者を向かえ開催された。

その後、平成15年の第29回にしのみや市民祭りは、阪急西宮スタジアムが閉鎖されたため、会場を西宮中央運動公園に移し実施された。

平成16年は、第30回に節目の年に当たり、会場を市役所周辺、六湛寺公園や市民会館アミティホールに移し、新たな催しを企画しにしのみや市民祭りの開催に向け、にしのみや市民祭り協議会で検討されている。

第2節 学校園の復旧

～学校園の復旧事業～

1. 震災当時の状況

市立87学校園（小学校42校、中学校19校、養護学校1校、高等学校3校、幼稚園22園）の全てが、損傷の大小はあるが被害を受けた。その中でも9校園の13棟の校舎・体育館、4校の渡り廊下が半壊と認定され改築が必要となった。また、5校5棟に補強工事が必要であった。

幼児児童生徒の死者負傷者数

今回の震災では、かけがえのない子供たちが多数犠牲となった。

亡くなった市立学校園の幼児児童生徒は、幼稚園1人、小学校35人、中学校20人の56人で、入院等で重傷を負った者は、幼稚園2人、小学校8人、中学校1人の11人であった。

また、県立高校で3人、私立学校園・大学では幼稚園11人、小学校1人、中学校1人、高校3人、大学20人の39人が亡くなり、市内では合計95人の尊い命が失われた。

2. 復興の過程

平成6年度は改築、補強を要する学校園舎についての計画案を立てた。それ以外の学校園舎については、児童生徒の危険回避のため、緊急を要する倒壊物の撤去や段差の解消、亀裂の補修等の応急工事を行った。

平成7年度は香櫨園小・苦楽園小・広田小の校舎棟の補強工事を完了し、年度末には大社幼稚園の園舎の改築工事が完了した。

平成8年度は、前年度より繰り越した上ヶ原小・上ヶ原南小・甲東小・香櫨園小・上ヶ原中・甲陵中・苦楽園中及び西宮高校の改築復旧工事、段上小・西宮高校の補強工事及びその他の補修復旧工事並びに設備復旧工事を行った。

改築復旧工事のうち、上ヶ原南小・上ヶ原中・西宮高校の運動場補修などの復旧工事や甲陵中屋外整備工事は8年度中に完了しなかったため平成9年度に事故繰越し、西宮高校運動場整備工事を最後に平成9年8月末に全ての災害復旧工事を完了した。

一方、校舎等の損壊により教室等が不足する10学校園については、平成7年2月初旬より主に仮設普通教室の建設に着手し、3月末より使用を開始した。

平成7年6月末までに特別教室等の仮設教室を建設して、教育の場を確保したが、改築・補強工事が完了した広田小・段上小・大社幼については、年度末に撤去した。

残りの改築・補強工事を行っている7校の仮設校舎は、工事が完了した都度撤去し、平成9年3月末にはすべての撤去を完了した。

また、西宮浜埋立地に計画された人口1万人の震災復興住宅マリナパークシティの中に西宮浜小・西宮浜中学校を新設し、平成10年4月に開校した。

震災後、公園などに仮設住宅が建設されたため、子供の遊び場が著しく減少したた

め平成 8 年度から、日照時間の長い 5 月から 8 月までの土曜日・日曜日と祝日について、小学校運動場の閉門時間を午後 4 時 30 分から午後 6 時に延長し、子供同士や親子が利用できる遊び場の拡大を図った。(仮設住宅の撤去に伴い平成 14 年度に廃止)

渇水時や非常災害時における水資源(散水・生活用水)確保のため、下水直接放流を開始した後、平成 8 年度に不要となった浄化槽を雨水利用設備として活用できるよう神原小学校において実施した。また、西宮高校改築時にも雨水利用設備を設置した。

地域防災拠点としての学校施設の整備

体育館の電気容量の増設を図り、学校を避難所機能として整備増強を図る。平成 8 年度では平木小学校体育館照明設備改修時と、甲東小学校・苦楽園中学校の体育館改築時に電気容量を増量し、平成 9 年度は段上西小学校の体育館照明設備改修時と西宮浜小・中学校の新設時に電気容量を増量した。

震災時に学校園施設の窓ガラスが破損・飛散したことから、避難所としての機能と安全性の確保並びに児童生徒等の安全確保するため、平成 10 年度より体育館の窓ガラスへ飛散防止フィルムの装着を行っている。

都市ガス停止時に、給食室を使用可能とするため、LP ガスの接続ができるガスコックを設置し、また、受水槽とプールの水を確保するために緊急遮断弁を設置している。

耐震診断の実施

平成 7 年 10 月に公布された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、新耐震設計(昭和 56 年施行)前の基準により建築された建物について耐震診断している。

3. 現在の状況

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」による耐震診断を平成 16 年度で終えて、今後、耐震診断の結果に基づいて耐震補強工事を実施する予定である。平成 16 年度は、苦楽園中南棟の耐震補強工事を行う。

第5章 市街地の復興

第1節 市街地の面的復興整備

～森具震災復興土地区画整理事業～

1. 事業の背景

森具地区は屋敷町を中心に、弓場町、松下町、川西町の一部から構成された地区で、昭和初期まで西国街道沿いの農村集落森具村として発展してきた。また、周辺地区は大正から昭和初期にかけて耕地整理が、戦後は戦災復興土地区画整理事業が施行されてきたが、当地区の大半が戦災を被らなかつたことから、農村集落の形態のまま都市化に飲み込まれていた。

このため、地区内の道路は2.7m未満が33%、2.7mから4m未満が23%、接道不適格住宅が62%、また、住宅の老朽率は50%、90㎡以下の小規模宅地が50%と防災上重大な課題のある地区であった。

このような地区の課題に対し、昭和21年に地区を南北・東西に貫通する都市計画道路大浜老松線・鳴尾御影西線（いずれも幅員15m）が決定されたが、地区内は戦災復興土地区画整理事業や街路事業が実施されなかつたため未整備のままであった。また、昭和59年に森具地区を含む香炉園地区約145haに都市再開発方針が定められ、森具地区については「老朽過密住宅地区の住環境改善を地区幹線道路の整備とあわせて推進する」としており、この方針を受けて平成6年に「大浜老松線整備促進検討調査」を実施し、整備案を検討していたが、未着手のまま平成7年1月17日の大震災に遭遇し多大な被害が発生した。



2. 震災当時の状況

震災前の森具地区の世帯数は約 830 世帯、人口は 1,840 人であった。震災による被害は、全半壊は 338 棟で地区の 68%、死亡者は 43 名と大きく、特に中心となる屋敷町は全半壊率が 84%と壊滅的な被害を受けた。まず、住民による人命救助が始まり、数時間後には市職員や自衛隊も加わり救出したが、日がたつほど生存率が低下した。

地区内の狭い道路には倒壊した家屋の残骸で人の通行もできない状況であり、二次災害防止のため、道路確保すべく家屋所有者の同意を得て家屋の残骸の片付けに着手した。

その後、敷地内の残骸についても公費による解体も始まり、自衛隊による香炉園市場の解体も行われた。

被災状況（旧 屋敷町 2 番街区）



被災状況（旧 屋敷町 2 番街区）



3. 復興の過程

市街地復興基本方針の策定

震災による市街地での被害の中で特に建物等の全半壊が面的に集中し、かつ道路・公園等の基盤施設が未整備な地区について、早期復興に向けて地区別にどのような街づくりが必要であるかが緊急の課題となった。その結果、震災の教訓を生かした市民が安全に安心して生活できる災害に強い街づくりを目指し、重点復興事業の選定、事業手法及び事業内容について、平成7年1月31日「西宮市災害市街地復興基本方針」を定めた。

特に被害が集中した地区を重点面整備事業地区とし、森具（約2.9ha）、西宮北口駅北東（約34.5ha）の2地区については、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の都市計画事業により整備を図ることし、このため、一定の建築制限を加える建築基準法第84条の規定により区域指定の告示を平成7年2月1日に行った。

区画整理事業の着手

災害市街地復興基本方針、建築基準法第84条（建築制限）の区域指定後、直ちに相談窓口の開設と震災復興ニュースの発行を行い、事業地域、事業手法、事業スケジュール等について広報を行った。地元の反応は大きく当初3日間で227件の相談があり、「なぜ一方的な建築制限をするのか」、「生活基盤である住宅再建ができない」、「震災で困っているのに、まだ土地を減歩するのか」等々、事業に反対する声が多かった。市は災害市街地復興基本方針に則り、事業の必要性を粘り強く説明してきた。

国県においても早期復旧を支援するため、平成6年度の補正予算で補助率確保が図られ、早期の都市計画決定が必要となった。このような事業の都市計画決定には通常、何年もかけて地元合意を形成するものを、このような短期間で都市計画案の縦覧を行ったため、149件もの意見書が提出された。このため、早期の復興のため事業の必要性は認識されたが、詳細な計画については、権利者とも十分協議してから決定する必要があるということで、施行区域と幹線道路を先に、区画道路や公園は後という二段階方式の都市計画決定がなされ、区画整理事業に着手した。

まちづくり協議会の発足

行政主導で区画整理事業が進められることに地元住民は危機感を募らせ、住民主導のまちづくりを目指し屋敷町自治会は区画整理対策委員会を組織し、その後、弓場町、松下町も参画してまちづくり協議会が発足し、市との協議が開始された。

事業計画案の協議の中で、防災公園を地区中央にとり区画道路に通過交通を入れないというような住民案を取り入れ、「一日も早い住宅再建」ということで合意形成が図られ事業計画も平成8年2月に決定し、平成8年11月の仮換地指定を受け、平成9年1月には工事着手した。

区画整理事業概要

施行者	西宮市
施行面積	10.5ha
施行期間	平成8年2月29日～平成13年10月26日
総事業費	12,429百万円
平均減歩	21.5% (用地買収後7.3%)
公共用地率	整理前 13.1%、整理後 31.7%
主な公共施設	幹線道路(大浜老松線外) W=15~8m L=973m 区画道路 W=6~5.5m L=2,576m 特殊道路(歩行者専用) W=6~4m L=251m 森具公園 A=5,301m ²
移転補償件数	約350件(建物187件)
用地買収面積	13,902m ²

4. 現在の状況

震災後2年目の平成9年1月17日に工事に着手し、平成10年12月に使用収益開始通知を行い住宅再建が開始された。震災後5年目の平成12年1月16日には住宅再建も進み地区中央の森具公園も完成したことから、まちづくり協議会主催による「震災復興セレモニー」が開催され、区画整理事業の進捗も98%に達したこともあり、まちづくり協議会は解散した。

平成13年3月の換地処分の縦覧を経て、平成13年10月26日の県知事の完了公告をもって事業は完了した。その後、法務局への区画整理登記を行い、精算金の交付徴収を行った。現在は精算金の分納徴収を行っており、最長10年分割のため、平成23年度完了予定となっている。

森具公園北西部から共同化住宅を望む



森具公園



また、まちづくり協議会は解散したとはいえ、引き続き公園の清掃管理や地区集会所の運営管理に活動をしており、このようなまちづくりの計画段階から実施段階、維持管理にわたる活動に対し、平成15年度に国土交通大臣から表彰を受けた。

～北口地区市街地再開発事業～

1. 事業の背景

本市は、昭和61年からの「西宮市新総合計画」及び平成11年からの「西宮市第3次総合計画」において、西宮北口駅周辺を市役所周辺を含めた阪神西宮・JR西ノ宮駅周辺とともに、西宮北口駅周辺を本市の都心機能を担う「都市核」と位置づけ、一体的かつ総合的な市街地整備を積極的に推進することとした。

西宮北口駅周辺の整備については、昭和40年頃から駅北東直近部の再開発とその後背地区の区画整理の構想があった。区画整理は保留状態となり、再開発は検討が続けられ、昭和59年の「西宮北口地区街づくり構想」発表の前後から街づくりの機運が高まり、昭和60～61年には具体化に向け、駅北東部の市街地再開発事業等調査を行った。この再開発についてはアクセス道路の整備が不可欠であり、そのため北からアクセスする北口線、東からアクセスする車庫北線のあり方について地元調整に入ったが、住民等の理解を得られず、具体的な進展には至らなかった。

平成元年に、駅の南側を含めた北口駅周辺地区約67haについて、市街地整備に関するマスタープランとしての「都市総合再開発促進計画」を策定し、地区全体の街づくりコンセプト、土地利用の方針及びゾーニング等を取りまとめるとともに、兵庫県が計画している「芸術文化センター」の立地の可能性も併せて検討した。

市はこの計画に基づき、「新たな商空間・住空間・遊空間」の創出と多様な都市活動を支える道路、駅前広場等の基盤施設の整備を図ることとし、駅周辺における21世紀の生活・文化の拠点形成に向けた街づくりに取り組むことになった。

その第一歩として、平成4年7月に駅南側において市施行の西宮北口駅南土地区画整理事業の都市計画を決定し、併せて都市計画道路北口線を山手幹線まで南伸させる計画変更を行い、この南伸部を含めた施行区域を定めたことにより、駅北東部の再開発は南からのアクセスも確保できる見通しが立った。

さらに、この駅南地区の区画整理の進捗に併せて、周辺の駅南西第一地区、駅北東地区、駅南地区10街区などで再開発準備組合が順次設立され、一体的かつ計画的な街づくりがほぼ同時に具体化した。なかでも駅北東地区の再開発においては東からの道路アクセスについても住民等との話し合いを再開し、整備計画が一定合意に達し、再開発の検討が本格的に進められることとなった。

2. 震災当時の状況

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災後、市街地の復興方針を早急に内外に示し、建築制限等の措置を講じるため、平成7年1月31日に「西宮市災害市街地復興基本方針」を策定した。

西宮北口駅周辺は大震災により大きな被害を受け、駅北東地区は特に被害が集中していたことから、災害市街地復興基本方針において区画整理や再開発を前提とした重点面整備地区の一つとして位置付け、区画整理を予定していた森具地区とともに2月1日に建築基準法第

84条に基づく建築制限区域の指定を行った。これらの措置に併せて関係する住民等への相談窓口を開設したが、非常時における突然で一方向的な街づくりと建築制限に対する多くの反対の声や苦情が寄せられた。

その後、駅北東地区のうち駅直近部は市街地再開発事業を、その後背地部は土地区画整理事業を行うこととし、平成7年3月17日に施行区域及び骨格となる都市計画施設の第1段階都市計画と被災市街地復興推進地域を決定した。

3. 復興の過程

平成7年6月に策定した「西宮市震災復興計画」において、3年以内に重点的に実施する事業として、駅北東地区の区画整理や再開発に加え、駅南の区画整理、駅南地区10街区及び駅南西第一地区の再開発を位置付けた。これによって震災復興事業が本格的に進み出し、平成8年5月に公団施行の西宮北口駅北東地区震災復興第二種市街地再開発事業の事業計画が認可され、平成8年11月には市施行の西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業の事業計画の決定を行った。また、震災前に準備組合が設立されていた駅南地区10街区及び駅南西第一地区の市街地再開発事業は、復興住宅の整備・供給や商業環境の改善及び公共公益施設の整備を図るため、それぞれ平成8年の3月と9月に再開発組合の設立認可が行われ、平成5年1月に事業計画決定した駅南土地区画整理事業については震災後の平成7年11月から本格的な工事に着手した。

さらに、駅南区画整理区域内の兵庫県による舞台芸術の創造及び交流の拠点としての「芸術文化センター」は、震災のため一時中断されたが、平成17年秋の完成に向けて着実に建設工事が進められており、日常生活を取り戻す生活再建のまちづくりに加えて、芸術・文化の面から個性豊かで魅力あるまちづくりが展開されつつある。

1) 西宮北口駅南地区10街区の再開発

西宮北口駅南地区10街区は、駅南の区画整理区域内において都市計画道路北口線の予定地となる球場前商店街等と区画整理区域の西端に位置する中央公民館を併せ、新たな仮換地先での施設の共同化を図るため、土地区画整理事業との同時施行の組合施行による第一種市街地再開発事業を実施した。平成7年4月に都市計画決定し、平成8年3月に組合設立が認可され、平成9年12月に全員同意型の権利変換計画の認可を得て、平成10年2月に建築工事に着工した。

この再開発は、施行地区面積が約0.45ha（敷地面積約3,000㎡）で、施設建築物は地上13階、地下2階の延べ床面積約22,200㎡の鉄骨鉄筋コンクリート造で、総事業費約78億円で再開発組合が施行した。再開発ビルの用途は、1階から3階までは商業・業務施設、4階から6階は西宮市の公共公益施設である男女共同参画センター「ウエーブ」や中央公民館と約300人収容の「プレラホール」、7階から13階は77戸の都市型住宅、地下には101台収容の駐車場が整備され、平成12年8月末に「プレラにしのみや」として完成した。4階から6階の公共公益三施設は、その全体専用床面積は約5,370㎡、このうち1,520㎡は権利床として権利変換を受け、残りの3,890㎡は保留床として市

が再開発組合から取得した。

当地区の権利者数は28名で、その多くは古くから個人営業の飲食店等を中心とした小規模な借地権者であり、西宮スタジアムでのプロ野球や競輪の閉鎖、また長引く景気低迷で厳しい経営を強いられていた。加えて、営業者の高齢化や後継者不足等の理由から、この再開発事業においては多くの権利者が廃業を選択され、代わって自己居住用の住宅を権利変換によって取得をした方、賃貸収益用の資産として店舗や住宅を取得した方もあり、資産内容や運用形態が変わったものの24名の権利者が残留した。

この再開発と区画整理との同時施行については、ベース事業の区画整理側から見れば、整備すべき都市計画道路上の建物移転がスムーズに運び、その後の道路工事が順調に進められたこと、また街づくりの面からは建物の共同化によって、小宅地での土地利用が解消されたというメリットがあった。一方の再開発側から見れば、本来なら再開発事業で対応すべき建物移転補償費等のうち、その道路直上建物に係る移転補償費等が区画整理事業において対応できたため、再開発事業費の軽減が図られたというメリットがあった。さらに、区画整理事業で飛び仮換地の指定を行い、その仮換地先における再開発ビルの建設工事と現位置での店舗営業継続を同時に可能（仮換地先の従前土地所有者の承諾による異例的な土地の二重使用収益）となったことから、新たに仮設店舗等を整備する費用を要さず再開発事業の事業費軽減に繋がり、とりわけ権利者にとっては余分な引越しを伴わないというメリットもあった。このように再開発と区画整理との同時施行は、当地区の再開発事業の採算性確保などにおいて多いに寄与した。

しかし、当時は同時施行に伴う再開発事業の権利変換手続きは法第110条の全員同意型によるものであったため、不幸にも一人の権利者の反対によって、残りの権利者全員の同意が得られたにも拘わらず、権利変換計画の知事認可が得られず、その後権利者調整に多くの苦労と時間を要し、再開発ビルの建設工事の着手が大きく遅れるなど事業に影響を及ぼした。その後、都市再開発法が改正され、区画整理事業の事業計画において市街地再開発事業区を定めるなど一定の条件の下に、同時施行の再開発事業についても一般の再開発事業と同様に権利者の三分の二の同意で権利変換の認可が可能となり、円滑な事業促進が図られることになった。

2) 西宮北口駅南西第一地区の再開発

西宮北口駅南西第一地区の従前の土地利用は、昭和20年代後半から30年代初頭に建設された4階建てRC造の企業社宅がその多くを占め、当時としてはモダンな住宅団地であり、市営住宅1棟や民間の幼稚園も立地していた。しかし、その後は交通至便地にもかかわらず土地の高度利用が図られず、建物の老朽化が進み建替時期を迎えていたことから、平成3年11月には関係権利者で再開発による街づくりを前提とした準備組合が設立され、具体化に向けた協議調整が進められることになった。こうした矢先に、大震災により企業社宅の一部に被害を受けるなど、再開発への取り組みは一時中断を余儀なくされることになった。

市としては、震災後の被災市街地の復興とともに、住宅難の解消を図るための多様な復興住宅を早期かつ大量に整備・供給する必要があったことから、当該事業を震災復興計画とし

て位置づけ、組合施行による第一種市街地再開発事業を実施することとし、平成7年12月に都市計画を決定し、平成8年9月に組合設立認可が行われた。

この再開発事業は、施行地区面積が約3.3ha（敷地面積約12,600㎡）で、施設建築物は地上31階、地下1階の延べ面積約57,400㎡の鉄骨鉄筋造、主たる用途は住宅で426戸を整備することとし、総事業費約186億円で事業がスタートした。当地区の権利者数は12名で、その全てが土地所有者であり借地権や借家権を有する者はなく、権利者全てが権利変換により住宅等を取得し、転出者は皆無であった。

この再開発事業の特徴は、都市再開発法の特定施設建築物制度（以下「特建制度」という）を活用したことであり、これによって西宮市と兵庫県住宅供給公社がそれぞれ再開発組合から建物敷地（西宮市分4,000㎡、公社分6,000㎡）の譲渡を受け、平成11年2月に市が住宅戸数130戸の市営住宅を、同年6月に公社が住宅戸数202戸の特定優良賃貸住宅を完成させた。この特建制度の活用により、再開発組合としては、事業化の早い段階でその特建敷地の売却処分ができ、安定的な事業収入の確保が可能となり、事業リスクの低減を図ることができた。さらに、特建敷地では建物を特建者が自らの費用で建設することから、再開発組合はその分の建設に要する資金調達が必要となるなど、再開発の全体事業費が軽減されることになり、大きなメリットがあった。

平成12年10月末に、住宅戸数426戸からなる31階建超高層再開発ビル「ラピタス31西宮」が完成し、特定施設建築物と合わせて758戸に及ぶ高齢者に優しいバリアフリーの良質な復興都市型住宅が建設された。また、これらの施設建築物の整備に併せて、都市計画道路球場前線は沿道建物のセットバック敷地と一体となった広幅員でゆとりある歩道を有するシンボルロードとして整備され、さらに再開発事業地区の東側端には津門川沿いに約2,350㎡の緑豊かな都市計画施設の両度緑地が整備され、平時には住民の憩いや交流の場として、災害時には耐震型緊急貯水槽を備えた防災広場として利用されることとなった。

3) 西宮北口駅北東地区の再開発

駅北東直近部は、震災によって多くの市場、商店街、住宅等が壊滅的な被害を受け、その被災市街地の復興に向けては、建物と道路等の公共施設を一体的かつ面的に整備する市街地再開発事業を実施することとした。事業の施行については、震災直後で本市の人的余力が十分でなく、また、事業の緊急性、規模等から判断して都市基盤整備公団（当時は住宅・都市整備公団）にお願いすることとなった。平成7年2月21日に、市から公団へ事業の施行要請を行い、3月28日に市と公団が事業に関する基本協定を締結し、公団施行の震災復興第二種市街地再開発事業として事業化が図られることになった。これにより、西宮市はまちづくりの主体として、公団は施行主体として、地元権利者はまちづくりの担い手としてそれぞれが協力して事業を円滑に推進する基盤が整った。

この再開発事業は、施行地区面積約3.3ha（敷地面積約16,400㎡）施設建築物は地上19階、地下2階、延べ面積が約63,000㎡と約52,700㎡のツインビルを建設するとともに、関連する道路、駅前広場等の整備を行うため、平成8年5月に事業計画について建設大臣の認可を得て、総事業費約725億円で実施した。地区内には582名もの

多くの権利者を擁し、かつ震災復興事業という性格から早期完成が迫られるなど、厳しく困難を伴う事業としてスタートした。

このような中で、権利者の多大なご協力も得ながら事業着手から約5年という短期間に、「アクタ西宮」の再開発ビルが平成13年4月20日にグランドオープンし、新しいビルには核店舗のコープこうべをはじめ、サブ核店舗の赤ちゃん本舗、無印良品、ジュンク堂書店とともに、権利者などによる130店を超える多様な専門店が入り、また市民ニーズの高い図書館等の6つの公共公益施設が整備され、さらにバリアフリーの良質な都市型住宅320戸が整備・供給された。

この「アクタ西宮」は、鉄道交通の利便性と商圈の広さと、多機能で魅力ある新たな都市機能の集積により市外からも多くの人々が訪れ、オープンから約1年間に来場者総数が約950万人、図書館等の公共公益施設の利用者総数が約60万人を数え、活力と賑わいのあるまちとして第一歩を踏み出した。

この再開発事業の特徴は、1つには仮設店舗を設置したことであり、その理由は長期間に亘る再開発事業では、残留権利者が個別に仮施設を求めた場合、それぞれの仮施設が分散し、その場所毎での営業が長くなれば、北口駅周辺での従前の顧客基盤を失い、結果として当初の残留から撤回に転じることにつながるため、この問題を前もって一定解消することにより円滑に再開発事業を推進する必要があった。また、仮設店舗を設置することは、再開発事業を公共事業として施行する上では事業の採算性の問題だけでなく、残留権利者の現位置若しくはその地区近傍での営業継続を保証すべきであり、権利者が譲り受ける再開発ビルで今までに経験のなかった区分所有法上の制約のなかで、相互に協力して店舗展開を図るといった事前シミュレーションや新たな経営ノウハウを蓄積する機会を持つという意味でも、有効な施策であると言える。しかし、こうした努力にもかかわらず、最終的には仮設店舗56店に対し、約半分の29店が再開発ビルに残留出店しただけとなった。

また、2つ目の特徴として、再開発ビル内に公共公益施設を整備したことである。最近の再開発事業においては、事業に併せて市等の公共公益施設を整備することが多く見受けられるが、これは単に再開発事業の保留床処分を円滑に進めるという狙いにとどまらず、都市型社会への移行に伴い駅前等の中心市街地に人が集まり、出会いや交流、コミュニティがあり、その賑わいや活力が持続可能となる街づくりの上からも、駅前の再開発ビルには個性ある商業施設等とともに、公共公益施設を始めとする文化、医療施設等の市民利便施設の導入が望まれている。この「アクタにしのみや」の再開発ビルにおいて、本市の厳しい財政事情にも拘わらず将来への先行的な公共投資として、市民ニーズの高い図書館や保健福祉センターなどの6つの公共公益施設、延べ面積約9,340㎡(保留床分約8,150㎡)を整備することとした。

さらに、3つ目の特徴としては、再開発ビルの地下に公共駐車場を整備したことである。複合機能型(ミックス・ユース)の再開発ビルにとって、駐車場は商業活動の振興や活性化などの観点から不可欠な施設であり、市が整備する図書館などへの利便施設となり、また駅周辺の駐車需要にも対応する都市インフラとしての性格を有しており、北口駅周辺の街づく

りにおいても大きな役割を果たすものである。

このため、市と公団ではその公共的な駐車場の整備に向けて、それぞれが出資して設立する第三セクターの管理会社に保留床である駐車場を取得させ、管理運営させることを予定し、会社設立の準備を進めた。しかし、第三セクターを取り巻く厳しい経営環境にあって管理会社の設立は困難と判断し、結果として、市が施行者の公団から駐車施設670台を取得し、平成13年10月に公共駐車場の条例制定を行い、その管理運営に当たることとなった。なお、この駐車場条例においては1時間当たりの駐車料金、図書館などの公共公益施設への車利用者には30分間に限り無料とすること、駐車場の日常的な管理業務については西宮市都市整備公社へ業務委託できることなどを定めている。

この再開発事業の効果としては、街づくりの面からは懸案であった道路や駅前広場等の基盤施設の整備や土地利用上の諸課題（密集老朽木造建物や輻輳かつ細分化した権利形態の解消、土地の高度利用と空地やオープンスペースの確保）が解消され、これによって災害にも強く、快適で魅力ある街が「アクタ西宮」として実現したこと、また「アクタ西宮」が北口駅周辺の先導的プロジェクトとして、その地域ポテンシャルの高揚に一定寄与し、この他にも新たな従業員の採用による雇用の創出や消費活動の活性化による商品販売額等の増大にも少なからず効果があったと考えている。

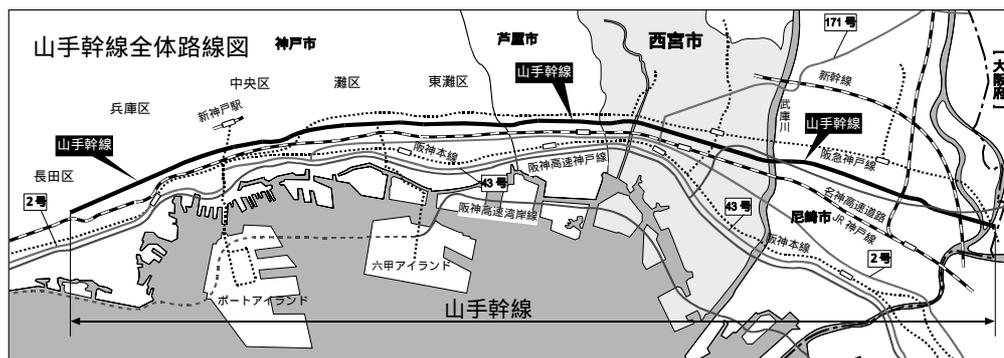
第2節 道路交通のネットワーク化等

～山手幹線整備事業～

1. 事業の背景

1) 山手幹線の計画経緯

山手幹線とは、兵庫・大阪の府県境を起点とし、尼崎市・西宮市・芦屋市・神戸市を結び神戸市長田区に至る延長約 29.6 km の幹線道路として、昭和 21 年の戦災復興都市計画時に計画決定された道路であり、西宮市域内の延長は 5.45 km である。



計画決定時の背景を記した復興区画整理誌には「山手地区に補助道路とも云うべき山手幹線が計画された。」とあり、当初から山手幹線が国道 2 号等を補完する道路としての位置づけを与えられていたことが伺える。

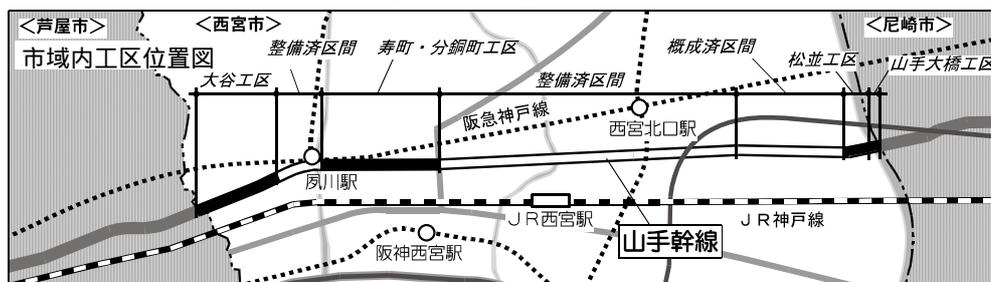
西宮市における山手幹線の整備は、計画予定地周辺が急速に市街化し始めた昭和 37 年に開始されたが、事業着手を前に当初 27m あった計画幅員は 22m に縮小された。

この措置は、山手幹線の早期整備を図るための策であったと思われるが、後に道路沿道の環境問題に対して、道路構造上の対応に大幅な制約を受けることとなった。

2) 震災前までの山手幹線の整備の推移

最初に街路事業の認可を受けた中津浜線から国道 171 号までの区間は、約 30 年の年月をかけて平成 3 年度に完成し、国道 171 号交差点付近・阪急夙川駅周辺の区間は、土地区画整理事業により昭和 50 年代までに事業が完了した。

また、平成 3 年には新たな事業区間として、国道 171 号から万葉苑筋まで（分銅工区）の事業認可を受けるとともに、平成 5 年には尼崎市との連絡を図る武庫川架橋事業の一部として、西宮方の橋梁取り付け部（松並工区）の事業に着手した。



この松並工区の事業化に際しては、堤防に向けて道路をかさ上げる区間の沿道利用を確保するため、平成 3 年に本線車道の両側に副道（側道）を追加する都市計画変更を行う

こととなったが、尼崎市と連絡する4車線の幹線道路の整備に対する地元住民の抵抗は大きく、都市計画変更手続以降、長期にわたって反対運動が展開されることとなった。

2. 震災当時の状況

1) 復興計画の策定

分銅工区・松並工区の用地買収を進め始めていた平成7年1月、阪神・淡路大震災が起こった。

この地震により主要な交通路はほとんど遮断され、復旧・復興の過程で物資輸送等は困難を極めた。大規模地震が起きてみると、単一路線の構造的な耐震性のみならず、ネットワーク全体での代替性を含めた既存道路のストックは必ずしも十分ではなく、災害時にも耐えうる道路網整備の必要性を改めて痛感させられることになったのである。

このため震災復興計画には道路交通のネットワーク化が重要な項目として盛り込まれ、既定の都市計画道路のうち、道路ネットワークの形成・強化に資する路線を積極的に整備していくことが決まった。

2) 震災復興重点街路の選定

重点的に整備に取り組む街路の選定においては、従来から西宮市の課題であった南北方向の道路整備とともに、災害時の緊急輸送路等としての機能強化を図るため、東西方向の主要国道のバックアップ機能を有する幹線道路整備の重要性が考慮された。

震災復興重点街路の一覧

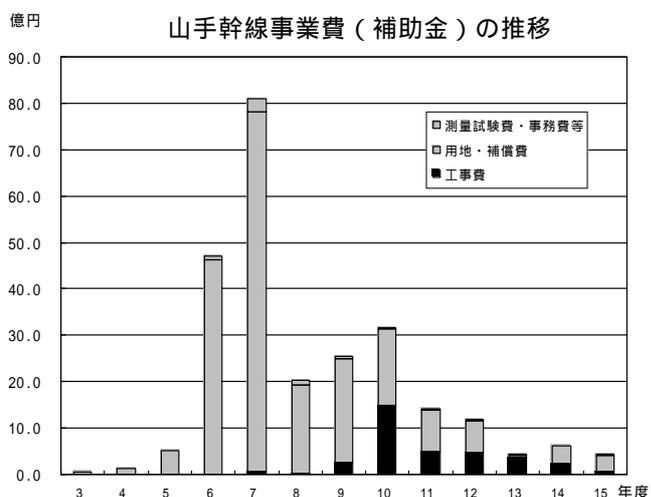
路線名	状況	計画対象区間
山手幹線	事業中	山手大橋工区、松並工区、分銅工区、寿町工区、大谷工区
建石線(県施行)	事業中	国道2号～北名次町
山手線	未着手	建石線～市役所前線
鳴尾御影西線	完了	弓場工区、宮西工区、松原工区
甲子園段上線	完了	段上区画整理界～仁川口橋
今津西線	完了	国道171号～岡田山
西福河原線	事業中	山手幹線～国道171号
武庫川広田線	未着手	国道171号～阪急今津線
大浜老松線	未着手	国道2号～山手幹線

これは、まさに計画当初から山手幹線に期待されていた機能であり、山手幹線が震災復興における重点路線として注視され、被災各都市の復興計画に盛り込まれていったのは自然な成り行きであった。

3. 復興の過程

1) 新たな事業工区の着手

こうして山手幹線は震災復興における重点街路路線として位置づけられ、既に一定の整備が完了していた区間を除き、新たに尼崎市境の武庫川に架橋する山手大橋工区、分銅工区と夙川駅前を連絡する寿町工区(万葉苑筋～夙川) 芦屋市境の大谷工区(大浜老松線～芦屋市境)の3工区の事業が認可され、市内全線の



早期開通を目指して、急ピッチで用地買収等が進められた。

また、震災により落橋寸前となった夙川橋梁（羽衣橋）についても、災害復旧事業と道路局による補助事業との合併施工で震災直後より工事に着手し、平成10年度には計画幅員どおりの橋梁架設が完了した。

2) 住民の反対運動と新しい道路整備の展開

新規の事業工区は、そのいずれもが住宅地の中に新たに幹線道路を整備する区間であり、工事の着手は決して容易ではなく、一部では「震災に乗じた公共事業の押し付け」のように受け止められた。

平成8年には、分銅・寿町工区の一部区間で工事に着手しようとした矢先に、寿町の住民から「事業に対する説明が不十分だ。工事を一時止めて話し合いをしてほしい。」との声があがった。

松並工区に加え寿町工区からも思わぬ反対を受けて、工事は一時中断せざるを得なくなったが、その後、事態は思わぬ展開を迎えることとなる。

寿町の住民自らが道路整備案を作成し、山手幹線をこんな道路にしてほしいと市に提案してきたのだ。それは、行政と住民が一緒になってみちづくりを考えると、かつて経験したことのない共同作業への入り口となった。

寿町の住民が作成した道路整備案は、計画4車線の道路を2車線道路として整備すること、環境保全対策として遮音壁の設置と低騒音舗装（排水性舗装）を採用することが大きなポイントであった。

それらはこれまでの西宮市の道路整備では前例がなく、関係機関との調整に労力を費やすこととなったが、市と住民の協同検討案は約1年の時間をかけてようやく各方面の合意を得て、暫定2車線道路としての整備案が決定されるに至った。

一方、震災前から続いていた松並工区の反対運動は次第に激しさを増し、平成7年10月の現地測量から平成10年2月の土質調査までの2年余り、現地で作業を行うたびに住民

が座り込んで市に抗議するという事態が繰り返された。

住民の反対理由は環境悪化に対する懸念にあったことから、市は寿町工区と同様の環境保全対策を打ち出して懸念に説得に努めたが、その意図は住民にうまく伝わらず、対応に苦慮することとなった。

この事態に対しては、やむを得ず神戸地裁



当時の新聞記事
(寿町工区)



当時の新聞記事(松並工区)

に作業妨害禁止の仮処分申請を行うとともに、立体的な道路構造と環境保全対策の詳細をわかり易く住民に説明するため、精密なコンピュータグラフィックスを作成し、話し合いを繰り返して住民の理解を得ようと努めた。

最終的に、松並工区は都市計画変更から橋梁の開通までに10年あまりの年月を要し、その後の街路事業に多くの教訓を残すこととなった。

4．現在の状況と道路整備の課題

平成15年7月に寿町工区の夙川までの区間が完成し、武庫川から大浜老松線までの間約1.9kmが開通して、山手幹線の整備も芦屋市境の大谷工区の約600mを残すのみとなった。



寿町工区全景

芦屋市でも複数の工区で道路工事が始まっており、阪神間の山手幹線が全線開通する日もそう遠くない将来にやってくることが確実になっている。

山手幹線は震災後わずか10年ほどの間に、戦後30年以上かけて整備してきた区間に匹敵する延長を整備したことになるが、震災後の山手幹線整備事業では、沿道のポケットパーク整備、歩道空間の美化、電線類の地中化など、これまでの道路整備と比べてさまざまな工夫を凝らしており、これらは新たなみちづくり、まちづくりのヒントになるのではないかと考えている。

また、震災後の山手幹線整備事業を通じて、道路整備に対する住民理解を得ることの困難さと大切さを教えられることとなった。

近年の公共事業に対する住民意識の高まりにともない、事業に対する理解と協力を得るうえで、これからも行政と住民との十分な対話が不可欠であることは言うまでもない。



分銅工区ポケットパーク

そして、行政が地元の意見に耳を傾けつつ、長期的視点に立って都市の基盤施設を整備することの重要性を時間をかけて説明し、住民と手を携えてまちづくりに取り組んでいくことが、今後、より一層必要になっていくものと思われる。



山手大橋全景

第3節 水と緑のまちづくり

～公園整備事業～

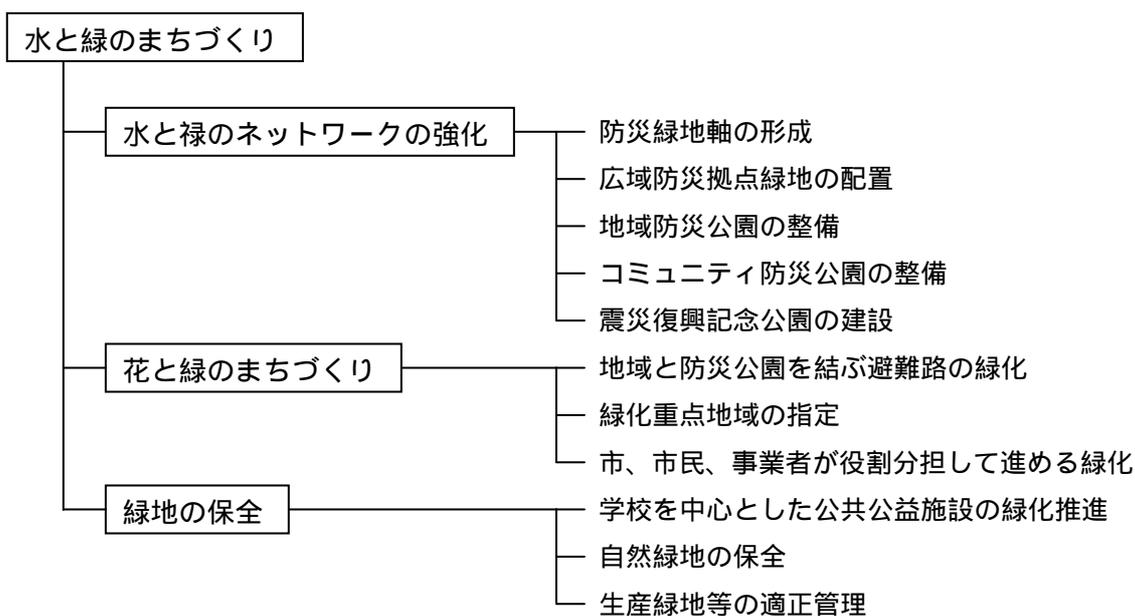
1. 事業の背景

西宮市は、豊かな自然と恵まれた地理的条件の中で、質の高い文化を育み、良好な「文教住宅都市」として知られてきた。しかし、平成7年1月17日未明の兵庫県南部地震では、死亡市民1千名以上、倒壊家屋6万世帯におよび、断水、停電、ガス停止、電話故障、幹線道路や鉄道損傷不通など、南部市街地を中心に市民生活に大きな被害を受けた。

今回の震災では震災直後の消火や防火、また、被災市民の避難地や救援基地、ボランティア基地など市街地の中のオープンスペースの防災拠点としての重要性が再認識された。また交通網や通信網が寸断する震災時にはそれら防災拠点が有機的に連結している必要性が痛感された。特に体育館など避難所として機能する建築物を持った大面積の学校や公園緑地、緊急の消火や生活用水を供給した池や川のある公園緑地の評価が高い。また神戸市の被災地で見られたように樹木の防火機能や二次災害防止機能、さらに区役所など情報拠点と連結した緑地や平時から住民の利用頻度の高い公園緑地が避難地としても利用度が高く、コミュニティ再形成にも有効な点などが指摘されている。

西宮市公園緑地復興計画における施策として「水と緑のまちづくり」を掲げた。これは、震災時の公園緑地の機能を評価し、公園緑地を平時には市民の憩いの場として、また、災害時には避難地となり、震災被害を軽減するゾーンとして位置づけ、公園や緑地とともに緑豊かな水辺を対象にネットワーク化をすすめることを目的として取り組んでいくこととし、「水と緑のネットワークの強化」「花と緑のまちづくり」「緑地の保全」の3点を基本方針とした。

水と緑のまちづくり施策図



2. 震災当時の状況

公園では地震による地盤の沈下、陥没、亀裂によって園路、階段、石積などが被害を受け、特に舗装部分の被害箇所が多かった。海岸部や埋立造成地では、液状化現象が加わり、野球場やテニスコートが広い面積で被害を受けた。また、内陸部の傾斜地にある公園では地すべりが起きて、宅地や道路とともに動いているため、復旧には単に擁壁の修復にととまらず、地すべりを止める抑止杭が必要になるなど相当の経費が必要となった。その他公園施設については、あずまや、便所、水銀灯、門柱等が傾いており、墓園も含めて公園関係の被害額は約 10 億円であった。



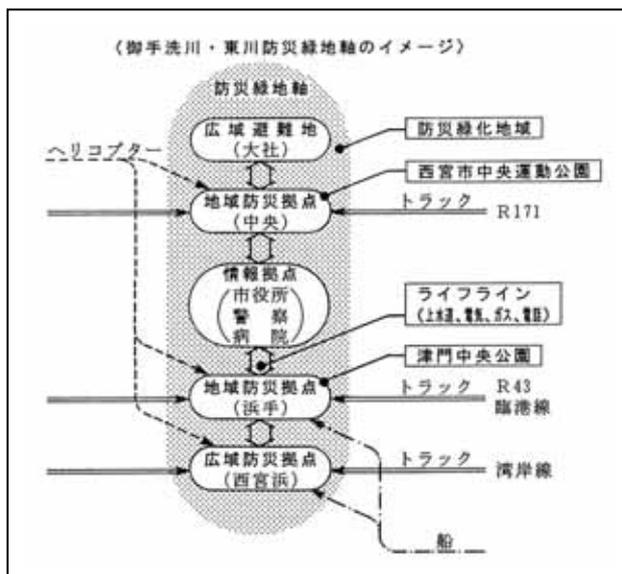
3. 復興の過程

西宮市のみどりの復興を進めるため、平時には市民の憩いの場として、災害時には市民の避難場所であり、被害を防止、軽減するゾーンとして、公園や緑地、緑豊かな水辺のネットワーク化を進めた。

(1) 緑地軸の形成

市の中央部を流れる御手洗川・東川を防災緑地軸として防災拠点ネットワークの中心とし、緑地軸上に防災拠点となる西宮中央運動公園と津門中央公園を配置して、災害に強い防災ラインとする計画である。

平成 8～10 年度に津門中央公園を整備したほか、情報拠点（市役所・警察署など）周辺の整備として平成 10 年度に六湛寺公園、用海線（国道 2 号～阪神電鉄本線）を、平成 11 年度には神明公園・神明緑地の整備を行った。平成 12 年度に中須佐公園の拡張を図り、平成 14 年度には、阪神本線連続立体交差事業（甲子園駅以西）の完成を待って六湛寺公園の未整備区域の整備を図った。



(2) 地域防災公園の整備(津門中央公園)

平時には市民の憩いの場となり、災害時には市民の一時避難場所として利用できる防災公園等として、津門中央公園の整備を行った。

平成8年度に酒蔵通りと43号線との間の用地買収を行うとともに、南部地域の地域防災拠点として、避難所等に輸送する物資の集配拠点や一時避難の場として整備を行った。また、河川散策路として、平成9年度は酒蔵通り以南の東川と津門川沿いを、平成10年度は国道43号と酒蔵通り間の津門川沿いの整備を行った。今後、防災センター機能を有する公園センターの整備が課題である。



(3) コミュニティ防災公園の整備等

コミュニティ防災公園

震災時の一時的避難地や初期消火活動基地を住民の身近に配置し、安全な非難やきめ細かな救援活動を可能とするため、西田公園、六湛寺公園、森具公園、高木公園等のコミュニティ防災公園の整備を図った。

グリーンオアシス緊急整備事業

グリーンオアシス緊急整備事業は震災を契機に制度化されたもので、広域避難地の避難圏域内の災害に対する安全性を確保すべき地域において、用地の買収等による多様な緑地の整備を行うものである。平成7年度から、中島町、奥畑等10ヶ所、9,735.46 m²の用地買収、施設整備を行った。

震災記念碑公園の建設

震災の教訓を風化させることなく後世に伝えるとともに、震災犠牲者の慰霊の場として、奥畑に公園と追悼の碑を整備した。犠牲者1,146人の遺族に文書照会し、刻銘希望のあった1,080人(H16.3現在1,081人)を追悼の碑に刻銘している。公園面積は4,932 m²、芝生広場、多目的広場、板石舗装、藤棚、便所、植栽があるほか、犠牲者追悼の碑(高さ約3m、長さ約8m)と碑文、震災記録、震災陶板写真が設置されている。

(4) 仁川ピクニックセンター市民緑地の指定

仁川ピクニックセンター周辺は、市街地に近接しており山地部が緑で覆われ、この緑の存在が市街地への災害防止や水資源の供給に役立っており、また、市街地から気軽にアクセスできるレクリエーションの場所として、優れた立地条件を備えていることなど、今後この緑地の必要性はますます増大すると考え、地主の阪急不動産株式会社と西宮市とで、借地方式の市民緑地契約を締結した。

- ・ 契約日 平成 12 年 3 月 31 日
- ・ 所在地 西宮市仁川町 6 丁目 4 外
- ・ 地 目 山林（一部雑種地）
- ・ 地 積 320,253.25 m²
- ・ 期 間 平成 12 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日

4. 現在の状況（事業の評価、今後の課題）

都市の緑とオープンスペースは、山地や丘陵の樹林地をはじめ、農地、海浜、河川、池、公園、道路、そして工場や宅地の植栽地などにいたるまで、対象は広く、種類は多様で、都市における環境保全や景観形成、さらには市民のレクリエーション利用や都市防災の面からも、その役割はますます重要となってきた。

緑によって都市の自然生態系が保たれ、潤いのある個性的な都市景観が醸成され、さらには都市の安全性が高まる。また緑により人々の多様な余暇活動が展開されることになる。

こうした緑の持つ機能を考慮し、本市は豊かな自然と恵まれた地理的条件のもとで質の高い文化が育つ「文教住宅都市」を宣言し、緑の保全や公園緑地の整備を通じて緑のまちづくりを行うとともに、鳴尾浜臨海公園や北山公園などによる海と森の公園づくりやバイオテクノロジーにより植物を研究・増殖・生産・普及する植物生産研究センターの整備などを行うことにより、花と緑のまちづくりを行ってきた。

そして、平成 15 年 12 月には、これまでの「文教住宅都市」の基本理念を更に発展させ、西宮市に住み、学び、働くすべての人々の協働で、環境学習を通じた持続可能なまちづくりを進めるため、「環境学習都市宣言」を行った。

今後、平成 14 年度に定めた「緑の基本計画」に基づき、緑のまちづくりを進めるが、自然との共生、みどりとオープンスペースのネットワーク、防災拠点としてのみどりとオープンスペースに配慮し、市民や企業とのパートナーシップのもとに、花と緑のネットワーク化を推進し、市民生活に夢と活力をもたらす緑豊かなまちづくりを進めることが課題であると考えている。

第4節 上水道

～水道施設耐震化事業～

1. 事業の背景

阪神・淡路大震災により、西宮市の水道施設は甚大な被害を受け、市内のほぼ全域で断水という未曾有の事態となった。復旧作業や応急給水のための人員や資機材の手配が困難を極め、十分な体制がとることができず市民に多大な迷惑をかけることになった。

そこで、水道局では、応急復旧が一段落した平成7年4月に今後の地震時対応体制の確立を目指し、「西宮市水道復興計画検討委員会」を設置し、同年6月末に「西宮市水道耐震化指針」として提言を受けた。

この指針は、施設の耐震化及びバックアップ機能の強化等のハード面の対策と地震時対応体制の確立等のソフト面の対策から構成されている。さらに、この指針に沿ってハード面についての事業内容をまとめたものが平成8年3月に策定した「水道施設耐震化基本計画」である。この基本計画策定以来、水道局では水道施設の耐震化事業は本計画を基に総合的見地から考察を加えつつ展開していくものとしている。

2. 震災当時の状況

西宮市の上水道は、大正12年7月給水を始めた。以来、今回の震災に至るまでの72年間、全市の99.9%に給水をするとところまで普及した。

西宮市の上水道は、南部地区においては給水量の約60%を阪神水道事業団から受水し、残りを6箇所の浄水場から自己水により給水をしている。北部地区においては、水道専用ダムである丸山貯水池からの貯水池水を水源とする丸山浄水場の浄水と兵庫県水道用水供給事業からの受水により給水している。

平成7年1月17日未明、マグニチュード7.2、震度7の直下型大地震が、阪神および淡路地域を直撃、神戸、芦屋、西宮各市一帯は、一瞬のうちに壊滅的な被害を受けた。

震度7に達する、想像を絶する激震によって建物多数が倒壊、道路・鉄道等の交通手段が寸断され、都市機能が完全にマヒする大惨事となった。上・下水道、電気、ガスなどライフラインの未曾有の被害は市民生活や企業の生産活動に大打撃を与えた。とりわけ、人間が生命を維持するうえで欠かすことのできない水が、長期にわたり断水したことにより、市民の皆様に変なご苦労をおかけすることになった。

西宮市上水道においては、貯水池、浄・配水施設などの根幹的な施設が損壊し、浄水をつくるのが困難となった。さらに、市内への給水量の大半を依存している阪神水道企業団も浄・配水施設が損壊したため受水できなくなった。そのため、市内の大部分の154,100世帯が断水する水道史上最悪の被害状況となった。

西宮市では、浄・配水施設が老朽化をしていたこともあり、最新の耐震基準を満足できる施設が少なかったことも被害を大きくした原因の一つであった。配水管につい

ても、管が抜けない型式の耐震管の布設は地盤変動が予測される埋立地に限定して使用していた。

また、道路内に布設された配水管から分岐して各家庭へ給水する給水管も、老朽化した脆弱な管が使用されていたこともあり、管の抜け、割れ、亀裂が入るなどの被害を受けた。

拠点施設等の被害状況

施設名		被害の概要
貯水池	ニテコ池貯水池	上・中・下池堤体が(全)崩壊
	北山貯水池	貯水池堤体内面のリップラップが一部崩落
浄水場	鯨池浄水場	導水管(淀川~神戸甲東)漏水 PC、鋳鉄管 口径1350ミリ
		導水管(神戸甲東~鯨池)漏水 PC管 口径800ミリ
		導水管路(百間樋~鯨池)漏水及び水路の一部崩壊
		沈でん池 傾斜管及び汚泥掻寄機の破損
		ろ過池 配管及び電動弁等の破損
		薬品注入設備 硫酸ばんど、PAC貯留槽の破損
		排水処理設備 汚泥槽、濃縮槽及び汚泥脱水機の破損
		管理棟・ポンプ室 ジョイント部破損及び柱、壁等にクラック発生
	中新田浄水場	場内配管漏水
	水場	武庫川浄水場
配水池 クラック発生及びブロック積隔壁の一部崩壊		
鳴尾浄水場		沈でん池 ジョイント部、傾斜管及び汚泥掻寄機の破損
		ろ過池 ろ床の一部破損
場	越水浄水場	配水池 クラック発生
		管理棟 増築部のジョイント破損
		導水管(鯨池~越水)漏水 鋳鉄管 口径400ミリ
		電気計装設備 ろ過池の中央監視装置破損
		第1配水池 クラック発生し漏水
		第2配水池、第3配水池 フロート弁の破損及びクラック発生
		甲陽送水ポンプ設備 配管漏水
		薬品注入設備 硫酸ばんど注入配管の破損
場内連絡配管 漏水		
活性炭倉庫 木造建築全壊		
丸山浄水場	丸山浄水場	薬品注入設備 次亜塩素酸注入装置の破損
		配水槽 クラック発生
		東山台ほか ポンプ室内の配管漏水

配水管の被害状況

管種		継手形式	主な被害形態	被害箇所数(箇所)
ダクタイル鋳鉄管 DIP		一般継手(A、K、T)	継手の抜け	244
		耐震継手(S、S)	被害無し	0
鋳鉄管 CIP		印ろう形	継手の緩み・抜け 管体破損	合計 224
		A形	継手の抜け 管体破損	
鋼管	SP	溶接継手	溶接部の破損	1
	SGP	ネジ継手	管体破損 継手の抜け、破損	9
硬質塩化ビニール管 VP		TS形	管体破損 継手の抜け・破損	合計 226
石綿セメント管 ACP		ゴム継手	管体破損 継手の抜け	合計 47

3. 復興の過程

災害時にもっとも必要なことは状況把握である。しかし、あまりにも大規模な全市的な災害であったため、市内は混乱の極みに達しており、職員も被災者であり、初日の出勤状況が約65%であったためもあり、状況把握すら困難をきわめたのが実情であった。

「水がなければ、市民生活は一日たりとも成り立たない」。全市断水下では、水道事業者が緊急に取り組みねばならないことは、応急給水であった。そこで、当日の午前9時から応急給水場所を南部市内の17中学校と定め、給水可能な浄水場(中新田、鳴尾、鯨池の3箇所)と阪神水道企業団から浄水の運搬作業を始めた。給水車も公用車でタンクを積むことができる車を集め、その他、レンタカーや業者のトラックを借り上げて職員が運転を行った。しかし、道路・鉄道橋の崩落や倒壊家屋が道路を封鎖していたことなどにより、一般道路が大渋滞となったため、昼過ぎに出発した給水車が浄水場に到着したのが夕方になるという状況であったため給水活動は困難を極めた。交通渋滞の解消は当分の間、望むべくも無かったが、応援給水に来ていただいた人数延べ3,300団体、10,344人給水車両台数延べ5,736台と全国からの応援によって対応が可能となった。なお、ピークとなった2月9日には、一日100団体、300人、給水車156台が活動し、99箇所に1,516立方メートルの給水をおこなった。

応急給水活動と並行して復旧工事にも全力で取り組んだ。

震災直後から、漏水箇所のうち漏水量の多いところから重点的に修繕を行った。しかし、この方法では、漏水箇所数が少ないときは有効であるが、今回のような余りにも箇所数が多いときには、所謂「もぐらたたき」状態となり、非常に非効率であることが判明した。この方法では、応急復旧におよそ4ヶ月を要すると予測されたため、(社)日本水道協会の技術専門員の派遣を仰ぎ、そのアドバイスを受けて5日目あたりからは浄水場に近い所から幹線をチェックしていきながら漏水修繕を行い、順次下流側へと面的復旧を図っていくこととした。その後は、全国からの応援もあり、急速に応急復旧することができ、当初の予測を大きく上回り42日間でほぼ完了させることができた。

応急復旧が一定の収束を見ることができるようになり、水道局では平成7年4月に西宮市水道復興計画検討委員会を編成し、6月末には、西宮市水道施設耐震化指針として提言を受け、この指針に基づき水道施設耐震化基本計画を翌年の平成8年3月に策定した。

4. 現在の状況

浄水場等の拠点施設の耐震化を進めるにあたり、現状の施設の老朽度や耐震性についての評価を行うため主要な土木構造物、建築構造物の耐震診断(1次診断)を平成9年におこなった。その結果、耐震性評価が低くなっているのは武庫川沿いの鯨池、中新田、武庫川、鳴尾の各浄水場の全ての施設と、越水浄水場の大部分の施設及び丸山浄水場の一部の施設であった。

さらに、鯨池・鳴尾・越水・丸山の各浄水場の管理棟の全てにおいて耐震性能が十分とは評価をされなかったため、これらの施設について引き続き2次診断を行った。

水道施設耐震化基本計画と耐震診断の結果に基づく施設整備に着手するに際して、厚生労働省や(社)日本水道協会、(財)水道技術研究センターなどを中心として施設の耐震化や応急対策の強化などの指針・提言等が示された。このような背景の中で、水道施設耐震化などの対策を実施することは、施設整備の費用と量は多大なものとなることから、施設整備による効果や効率性を考慮して浄水場施設等の統廃合についても見直しをし、整備優先順位を精査した。

この統廃合を含めた施設整備計画が今後の水道局職員全員の計画となるように本計画に「西宮ウォーターリニューアル21」と愛称をつけた。本計画についても、新たな水質基準の改定や社会的・経済的な観点から常に点検・見直しをしながら推し進めなければならないと考えている。

今、本計画に基づき導・送・配水管については、平成15年度から、その全てを耐震化すべく着手し始めた。

緊急時に、応急給水の拠点となる緊急貯水槽については、震災後に計画した箇所も含め、13基の整備が平成15年度で完了し、非常時には約1,070立方メートル

の浄水が貯留され、応急給水を行うことが可能となった。その他、地震時に配水管が漏水したときに配水池の水が無くならないように、地震を感知したときに水が流れ出ないようにするための緊急遮断弁 8 箇所を設置予定であるが、現在その内 6 箇所が施行完了し、緊急時には 1,860 立方メートルが貯留されるようになっている。緊急貯水槽と緊急遮断弁により合計 2,930 立方メートルが貯留され、この量は地震時等の緊急時に一人一日 3 リッターの水を 325 千人に給水可能な量である。

一方、浄水場等の基幹施設についても、強化される水質基準の改正等に対処し、より安全な水の供給を目指した高度処理のための実験・実証に取り組みを開始しようとしている段階である。

長い年月と莫大な費用を要する計画であるが、新たな技術革新を積極的に取り入れ、職員一丸となって創意工夫をすることにより、コスト縮減を図りつつ計画をより進化させ、信頼される水づくりを目指していく。

資 料 編

・震災関連刊行物(情報公開室保管分)

庁内刊行物

刊行物	担当課	受入	発行
阪神・淡路大震災 被災実態等調査報告書	企画調整部	2004年5月19日	1996年3月
1995・1・17 阪神・淡路大震災 西宮の記録	行政資料室	1997年1月30日	1996年11月
阪神・淡路大震災 復興3カ年・西宮の記録 “ここまで来た復興”	企画財政局		1998年12月
阪神・淡路大震災 震災復興6年の総括	政策推進課	2001年5月9日	2001年4月
復興にむけて 阪神・淡路大震災の記録	広報課		1995年9月
復興にむけてⅡ 阪神・淡路大震災から2年	広報課		1997年3月
復興にむけてⅢ 阪神・淡路大震災から3年間の歩み	広報課	1998年12月28日	1998年12月
森具震災復興土地区画整理事業 事業誌	区画整理課	2002年4月30日	2002年4月
阪神・淡路大震災 水道復旧の記録 平成7年4月	水道局	1995年5月26日	1995年4月
阪神・淡路大震災 水道復旧の記録	水道局	1997年11月13日	1997年10月
応急仮設住宅の皆さんへ ライフガイドブック便利長	仮設住宅対策室		1995年9月
西宮市震災復興計画	西宮市	2004年5月17日	1995年6月
西宮市震災復興計画(概要版)	企画調整課		
緊急レポート そのとき学校は 阪神大震災に学ぶ	西宮市立小学校・擁護学校教頭会		1995年7月
そのとき学校は 阪神大震災に学ぶ	西宮市立小学校・擁護学校教頭会	1997年4月18日	1995年8月
西宮市消防局高所監視テレビシステム	西宮市消防局	2004年5月17日	
西宮市消防緊急情報システム	西宮市消防局	2004年5月17日	
阪神・淡路大震災 西宮市消防の活動記録	西宮市消防局・西宮市消防団		1996年3月
阪神・淡路大震災 西宮市消防団の活動記録集	西宮市消防団	1996年9月27日	
兵庫県南部地震における消防活動概要	西宮市消防局・西宮市消防団		1995年5月
阪神・淡路大震災 配水管復旧工事記録	水道局工務課		1995年5月
院内ニュース 阪神・淡路大震災特集	西宮市立中央病院		1995年5月
がんばれ西宮! 愛のメッセージ	市長室		
学文 第36号	学文中学校	1998年8月24日	1995年3月
きっと忘れない! ぼくのわたしの大震災	教育委員会		1996年1月
阪神・淡路大震災の記録	高木小学校		1995年10月
思い新たに 大震災から三年	上ヶ原中学校	1998年8月24日	1998年3月
阪神大震災記念誌	上ヶ原中学校		1995年3月
ともに明日を 阪神大震災記録文集	甲陵中学校		1995年11月
あの時をわすれへんで 阪神・淡路大震災生徒体験記	西宮西高等学校	1998年8月24日	
激震 阪神・淡路大震災に学ぶ	教育委員会		1995年12月
激震 阪神・淡路大震災に学ぶ(英語版)	教育委員会		1995年12月
わがまち わが家の防災マニュアル	防災対策課		
森具町づくりニュース	市街地復興室	1998年1月27日	
図書館震災記録	中央図書館	1996年10月21日	1996年10月
阪神・淡路大震災記録 とともに生きる -教育のまち西宮-	教育委員会		1996年1月
1995.1.17 記録	市立浜脇中学校		
震災の記録	市立西宮高等学校	2004年5月21日	1997年10月
評林第17号-震災の記録-	市立西宮高等学校	2004年5月21日	1996年9月
評林第18号-震災の記録-	市立西宮高等学校	2004年5月21日	1997年3月
震災をのりこえて	市立高木幼稚園	2004年5月21日	1996年3月
今津っ子 作文集-阪神・淡路大震災を体験-	市立今津小学校研究部	2004年5月21日	1997年3月
輝け 翔け 上ヶ原 阪神・淡路大震災記念誌	市立上ヶ原中学校	2004年5月21日	1997年10月
心のふれあい 阪神・淡路大震災の記録	市立夙川小学校	2004年5月21日	1996年1月

庁内刊行物

刊行物	担当課	受入	発行
心つないで ～阪神・淡路大震災から3年～ 1998.1.17	市立高木小学校	2004年5月21日	1998年3月
やあ、元気。	市立高木小学校	2004年5月21日	2000年1月
ここに命あり ここに願いあり ー西宮市立平木中学校 阪神・淡路大震災の記録ー	市立平木中学校	2004年5月21日	1997年3月
復興のあゆみ	西宮市社会福祉協議会	2004年5月25日	1997年11月
社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会 復興計画	西宮市社会福祉協議会	2004年5月25日	1995年12月
自治医科大学阪神・淡路大震災 医療派遣団報告書	自治医科大学	2004年5月25日	1997年5月
阪神・淡路大震災における保健活動180日の記録	兵庫県保健環境部	2004年5月25日	1996年3月
災害時保健活動ガイドライン	兵庫県保健環境部	2004年5月25日	1996年3月
生活衛生等に関する調査研究報告書ーフォーラムの記録ー	財団法人日本公衆衛生協会	2004年5月25日	1997年3月
西宮こころのケアセンター活動 事業概要 平成7年度	西宮こころのケアセンター	2004年5月25日	1996年4月
西宮こころのケアセンター活動報告書～3年目を迎えて～	西宮こころのケアセンター	2004年5月25日	1996年4月
西宮こころのケアセンター活動報告書～実りの年に向けて～	西宮こころのケアセンター	2004年5月25日	1999年4月
西宮こころのケアセンター活動報告書～5年間の軌跡～	西宮こころのケアセンター	2004年5月25日	2000年4月
こころのケアセンター活動報告書 平成7年度 手さぐりの1年	兵庫県精神保健協会こころのケアセンター	2004年5月25日	1996年9月
こころのケアセンター活動報告書 平成8年度 2年目の活動をふりかえって	兵庫県精神保健協会こころのケアセンター	2004年5月25日	1997年12月
こころのケアセンター活動報告書 平成9年度 3年目の記録	兵庫県精神保健協会こころのケアセンター	2004年5月25日	1998年12月
こころのケアセンター活動報告書 平成10年度 4年目の歩み	兵庫県精神保健協会こころのケアセンター	2004年5月25日	1999年12月
平成10年度 被災世帯健康調査報告書	兵庫県健康福祉部	2004年5月25日	1999年3月
阪神・淡路大震災による死亡者に対する疫学的研究	国立公衆衛生院疫学部	2004年5月25日	1997年9月
商工ニュース 第49号	商工課	2004年5月14日	1995年7月
商工ニュース 第50号	商工課	2004年5月14日	1995年12月
にしのみやのかづよい商業復興をめざして 西宮市買物動向調査より	商工課	2004年5月14日	1997年3月
「西宮市製造業実態調査」報告書	商工課	2004年5月14日	1996年3月
西宮いきいきメモリアルウォーク 募集チラシ	産業振興担当課	2004年5月13日	2002年
西宮いきいきメモリアルウォーク コースマップ	産業振興担当課	2004年5月13日	2002年
甲子園西宮国際マラソン チラシ	産業振興担当課	2004年5月13日	2001年
甲子園西宮国際マラソン ポスター	産業振興担当課	2004年5月13日	2001年
甲子園西宮国際マラソン 冊子(フルマラソン/10マイル)	産業振興担当課	2004年5月13日	2001年
甲子園西宮国際マラソン 冊子(甲子園小学生駅伝)	産業振興担当課	2004年5月13日	2001年
甲子園西宮国際マラソン 大会運営マニュアル	産業振興担当課	2004年5月13日	2001年
西宮酒ぐらルネサンス チラシ	西宮商工会議所	2004年5月13日	2003年
西宮酒ぐらルネサンス さかぐらマップ	西宮商工会議所	2004年5月13日	2003年
仮設住宅の「あゆみ」	仮設住宅対策室	提供不可	
六湛寺東地区第一種市街地再開発事業	六湛寺東地区市街地再開発組合	2004年5月13日	2001年3月
西宮北口周辺のまちづくり	北口北東区画整理事務所	2004年5月13日	2000年10月
西宮北口駅南西第一地区第一種市街地再開発事業 Lapitas31西宮 あゆみ	西宮北口駅北口南西第一地区市街地再開発組合	2004年5月13日	2001年3月

庁内刊行物

刊行物	担当課	受入	発行
西宮北口駅南地区10街区第一種市街地再開発事業プ シラ西宮	西宮北口駅北口南西地区10街区市街地 再開発組合	2004年5月13日	
西宮北口駅北東地区震災復興第二種市街地再開発事 業アクタ西宮	都市基盤整備公団	提供不可	
阪神西宮駅南第一地区第一種市街地再開発事業	阪神西宮駅第一地区市街地再開発組合	2004年5月13日	2004年2月
優良建築物等整備事業・住宅市街地総合整備事業によ る震災復興住宅再建事例集	市街地復興課	2004年5月13日	1999年11月

庁外刊行物

刊行物	発行者	受入	発行
阪神・淡路大震災 総合研究論文集	立命館大学	1998年7月15日	1998年3月
阪神・淡路大震災 復興誌 第1巻	(財)阪神・淡路大震災記念協会	1998年5月12日	1998年3月
阪神・淡路大震災 復興誌 第2巻	(財)阪神・淡路大震災記念協会	1998年5月12日	1998年3月
阪神・淡路大震災 復興誌 第3巻	(財)阪神・淡路大震災記念協会	1999年5月12日	1998年3月
阪神・淡路大震災 復興誌 第6巻	(財)阪神・淡路大震災記念協会	2002年8月8日	2002年3月
阪神・淡路大震災 復興誌 第7巻	(財)阪神・淡路大震災記念協会	2003年7月7日	2003年3月
阪神・淡路大震災メモリアルセンター基本構想	(財)阪神・淡路大震災記念協会	2004年5月17日	1999年3月
よみがえる福井地震 写真集	福井地震50周年記念事業実行委員会	2000年4月28日	1998年6月
よみがえる福井地震 資料集	福井地震50周年記念事業実行委員会	2000年4月28日	1966年11月
新潟地震誌	新潟市		1998年6月
阪神・淡路大震災 全記録	神戸新聞社		1995年4月
報道写真全記録 阪神・淡路大震災	朝日新聞社		1995年4月
毎日新聞が伝えた震災報道1260日	毎日新聞大阪本社 震災取材班	1999年3月23日	1998年9月
大阪読売 阪神大震災 特別縮刷版(3冊)	読売新聞社		1995年3月
毎日新聞は何を伝えたか阪神大震災特別縮刷版	毎日新聞社		1995年3月
阪神大震災 全記録 完全保存版	毎日新聞社		1995年4月
阪神・淡路大震災7周年記念事業シンポジウム報告書	(財)阪神・淡路大震災記念協会		2002年3月
神戸新聞特別縮刷版 阪神・淡路大震災 報道記録	神戸新聞社		1995年5月
産経新聞社が伝えた 阪神・淡路大震災3カ月	産経新聞社		1995年5月
大規模地震時の避難生活マニュアル	ぎょうせい	1999年6月30日	1999年6月
ボランティアはいかに活動したか 西宮ボランティアネットワーク	NHK出版		1996年8月
阪神・淡路大震災と子どもの心身	名古屋大学出版会	1999年6月30日	1999年7月
阪神・淡路大震災 活動記録	(財)全国消防協会	1997年2月15日	1996年1月
復旧・復興・飛翔 1.17 阪神・淡路大震災1周年記念事業	阪神・淡路大震災記念事業企画委員会	1997年3月24日	1997年
復旧・復興・飛翔 1.17 阪神・淡路大震災3周年記念事業	(財)阪神・淡路大震災記念協会		1998年
住民本位の復旧・復興を願って 阪神・淡路大震災記録集	西宮市職員労働組合	1996年8月14日	1996年3月
震災復興と集客産業の振興に関する基礎調査	さくら銀行・21世紀ひょうご創造協会	2000年5月26日	2000年3月
創造的復興の中における被災地観光に関する研究	さくら銀行・21世紀ひょうご創造協会	2000年5月26日	1997年3月
阪神・淡路大震災の記録 震災から復興へ	芦屋市		1996年1月
阪神・淡路大震災復旧記録 海・港・川	兵庫県尼崎港管理事務所		1997年1月
阪神・淡路大震災4年 被災者5000人実態調査	読売新聞大阪本社	1999年3月10日	1999年1月
1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書	日本火災学会	1997年2月17日	1996年11月
震災地区産業高度化システム開発実証事業性が発表会論文集	(財)阪神・淡路産業復興推進機構		1998年2月
被災市街地復興特別措置法の解説	ぎょうせい	1995年6月20日	1995年5月
大地震と地方自治に関する第二次提言	自治体問題研究所	1996年7月9日	1995年10月
被災者の健康と新しい街づくりを願って	阪神・淡路大震災健康被害調査委員会	1996年8月12日	1996年3月
震災をのりこえ、県民が選んだ 伝えたい ふるさとの景観	兵庫県都市政策課	1999年4月12日	1999年3月
阪神・淡路大震災と被差別部落 被害の状況と復興への課題	部落解放同盟中央本部		1995年5月
阪神・淡路大震災を超えて「モシ、…ナカッタ」	兵庫県	1995年7月27日	1995年7月
1995.1.17 兵庫県南部地震被災記録	西宮東高等学校被災記録し委員会		1995年5月

庁外刊行物

刊行物	発行者	受入	発行
「阪神大震災」における企業の災害危機管理	㈱エレクトロニック・ライブラリー		1995年3月
大震災下における公衆衛生活動	大阪大学医学部公衆衛生学教室		1995年6月
1995年兵庫県南部地震 近代都市直下に起こった大地震の報告	海洋出版(株)	1996年2月21日	1995年8月
阪神大震災 ガス復旧の軌跡	大阪ガス(株)		1995年7月
阪神・淡路大震災 被害復旧記録	大阪ガス(株)		1996年3月
阪神・淡路大震災の復興に関する人間関係学的研究Ⅰ	武庫川女子大学人間関係学科	1998年6月10日	1996年3月
阪神・淡路大震災の復興に関する人間関係学的研究Ⅱ	武庫川女子大学人間関係学科	1998年6月10日	1997年3月
阪神・淡路大震災の復興に関する人間関係学的研究Ⅲ	武庫川女子大学人間関係学科	1998年6月10日	1998年3月
じしんがきた 阪神大震災知的障害児者施設の記録	三田谷治療教育院		1995年7月
震災の記録	三田谷治療教育院		1995年8月
はげましをありがとう 子どもたちの震災報告	西宮市EWC子ども委員会		1995年9月
阪神・淡路大震災 ボランティア報告書集	京都大学・阪神大震災救援センター		1995年7月
阪神・淡路大震災 赤いポスト白書	白川書院新社		1996年2月
変わりたい街、もどりたい人 阪神・淡路大震災の被害と復興への課題	京都大学経済学部 岡田ゼミナール		1996年3月
震災対策国際総合検証報告 第1巻 防災体制	兵庫県震災体策国際総合検証会議	2001年1月26日	2000年4月
震災対策国際総合検証報告 第2巻 保健医療 応急救助	兵庫県震災体策国際総合検証会議	2001年1月26日	2000年4月
震災対策国際総合検証報告 第3巻 災害弱者・ボランティア	兵庫県震災体策国際総合検証会議	2001年1月26日	2000年4月
震災対策国際総合検証報告 第4巻 被災者支援	兵庫県震災体策国際総合検証会議	2001年1月26日	2000年4月
震災対策国際総合検証報告 第5巻 まちづくり	兵庫県震災体策国際総合検証会議	2001年1月26日	2000年4月
震災対策国際総合検証報告 第6巻 復興体制・産業・文化復興他	兵庫県震災体策国際総合検証会議	2001年1月26日	2000年4月
震災対策国際総合検証 事業概要	兵庫県震災体策国際総合検証会議	2001年1月26日	2000年4月
阪神・淡路大震災 検証提言総括	兵庫県震災体策国際総合検証会議	2001年1月26日	2000年4月
阪神・淡路大震災 検証提言総括(英語版)	兵庫県震災体策国際総合検証会議	2001年1月26日	2000年4月
震災対策国際総合シンポジウム in HYOGO 記録集	兵庫県・朝日新聞社	2001年1月26日	2000年4月
兵庫県南部地震に伴う被災商業施設の復興について	マーケティングサイエンス(株)		1995年7月
21世紀ひょうご vol.65 兵庫県南部地震緊急特集1	(財)21世紀ひょうご創造協会	1995年5月12日	1995年3月
21世紀ひょうご vol.66 兵庫県南部地震緊急特集2	(財)21世紀ひょうご創造協会	1995年6月21日	1995年3月
阪神・淡路大震災関連収集資料目録(平成8年3月末現在)	(財)21世紀ひょうご創造協会	1996年7月9日	1995年3月
阪神・淡路大震災関連収集資料目録(平成8年10月1日現在)	(財)21世紀ひょうご創造協会	1997年1月6日	1996年10月
阪神・淡路大震災関連収集資料目録(平成9年3月現在)	(財)21世紀ひょうご創造協会	1997年6月2日	1997年3月
阪神・淡路大震災関連収集資料目録(平成9年10月1日現在)	(財)21世紀ひょうご創造協会	1997年12月24日	1997年10月
阪神・淡路大震災関連収集資料目録(平成10年3月末現在)	(財)21世紀ひょうご創造協会	1998年7月15日	1998年3月
阪神・淡路大震災関連収集資料目録(平成11年1月末現在)	(財)21世紀ひょうご創造協会	1999年5月27日	1999年11月

庁外刊行物

刊行物	発行者	受入	発行
阪神・淡路大震災関連収集資料目録(平成12年1月末現在)	(財)21世紀ひょうご創造協会	2000年6月5日	2000年1月
阪神・淡路大震災 歴史と文化をいかす街づくりシンポジウム記録集	阪神大震災対策歴史学会連絡会		1995年5月
阪神・淡路大震災 歴史と文化をいかす街づくりシンポジウム記録集2回	阪神大震災対策歴史学会連絡会	2004年5月17日	1996年4月
阪神・淡路大震災にかかわる史料保存活動の記録	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会	2004年5月17日	1997年10月
AERA臨時増刊 関西大震災写真記録	朝日新聞社		1995年2月
阪神・淡路大震災からの創造的復興 フェニックス兵庫2001	(財)阪神・淡路大震災復興基金		2001年3月
街の復興カルテ 2002年度版	(財)阪神・淡路大震災記念協会	2003年5月6日	2003年3月
阪神・淡路大震災に関する総合的研究	神戸商科大学	1997年2月17日	1996年6月
阪神・淡路大震災復興計画後期5カ年推進プログラム	兵庫県	2000年12月5日	2000年11月
阪神・淡路大震災 復興市民まちづくり Vol.1	学芸出版社	1995年9月26日	1995年5月
阪神・淡路大震災 復興市民まちづくり Vol.2	学芸出版社	1995年9月26日	1995年5月
神戸21世紀・復興記念事業の記録 神戸からありがとう	神戸21世紀・復興記念事業推進協議会	2002年3月19日	2002年3月
特定研究「兵庫県南部地震に関する総合研究」平成7年度報告書	神戸大学		1996年3月
歴史文化に基礎をおいた地域社会形成のための自治体等との連携事業	神戸大学文学部	2004年5月18日	2004年3月
阪神・淡路大震災記録資料を未来に伝える	阪神・淡路大震災「震災記録情報センター」		1996年1月
阪神・淡路大震災復旧記録(コピー)	関西電力㈱		1995年6月
HANSHIN 今、再生にむけて	阪神電気鉄道㈱	1995年3月31日	1995年2月
兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災) 関連資料	(財)日本気象協会関西本部		1995年2月
季刊JATET 特集/阪神大震災	(社)劇場演出空間技術協会		1995年12月
阪神・淡路大震災復興基金 事業概要	(財)阪神・淡路大震災復興基金		
阪神・淡路大震災復興基金 事業概要(平成9年3月現在)	(財)阪神・淡路大震災復興基金	1999年5月23日	1999年3月
阪神・淡路大震災復興基金 事業概要(平成10年12月現在)	(財)阪神・淡路大震災復興基金		2000年12月
くらしの復興かわらばん'96	兵庫県		1996年
くらしの復興かわらばん'97	兵庫県	1999年10月13日	1997年
阪神・淡路大震災復興基金の住宅再建支援事業について	(財)阪神・淡路大震災復興基金		1996年3月
阪神・淡路震災復興ニュース No.3	近畿地方建設局 震災復興対策本部	1995年8月31日	1995年8月
新しいまちづくりにむけて	近畿地方建設局		
”共に生きる”阪神・淡路大震災における支援活動記録	(社)日本青年会議所		1995年12月
阪神・淡路大震災ボランティアの記録	㈱協和エクシオ		
農村・都市の絆 阪神・淡路大震災における農村からの支援記録	兵庫県農村・都市連携システム研究会	1996年6月5日	1996年1月
兵庫県南部地震からの復活	兵庫県尼崎港管理事務所	1998年1月6日	
知っておきたいくらしの資金情報	兵庫県		1998年3月
くすのきが震えた 阪神・淡路大震災を乗り越えて障害児者からのメッセージ	西宮市国際障害者年推進協議会		1997年3月
阪神・淡路大震災 武庫川学院の記録	武庫川学院		1996年12月
「震災資料の保存・利用、及び活用方策研究会」報告書	(財)阪神・淡路大震災記念協会	2002年7月4日	2002年3月
「にしきた」コミュニティ再興と生活再建	大矢根 淳		1997年3月

庁外刊行物

刊行物	発行者	受入	発行
芦屋市震災復興計画	芦屋市		1995年7月
阪神・淡路大震災6年 被災者実態調査 遺族からの手紙	読売新聞大阪本社	2001年5月23日	2001年1月
第4回大学都市会議 記録	第4回大学都市会議実行委員会	1998年8月24日	1996年3月
兵庫県南部地震災害義捐金報告書	兵庫県南部地震災害義捐金管理委員会	2000年1月24日	2000年1月
阪神・淡路大震災 復興支援事業の記録	阪神・淡路大震災復興支援運輸連絡会	1998年7月27日	1998年5月
阪神・淡路大震災4周年記念事業総合フォーラム 21世紀文明への展望シンポジウム報告書	(財)阪神・淡路大震災記念協会	1999年5月13日	1999年3月
こうべからのメッセージ 阪神・淡路大震災を体験して	生活協働組合コープこうべ		1995年6月
平成7年阪神・淡路大震災特集 年刊歌集	西宮歌人協会	1996年3月13日	1995年11月
会報 阪神・淡路大震災特集	西宮ロータリークラブ		1995年12月
所報(西宮市内復興事業について)	西宮市商工会議所	2004年5月17日	1999年7月
阪神震災地域の特性と国際的救援活動に関する地理学的研究	松田馨余・吉越昭久		1996年3月
都市のガバナンス	(財)阪神・淡路大震災記念協会	2002年5月31日	2002年3月
われわれの記録 兵庫県南部地震	西宮市医師会	1996年8月1日	1996年3月
震災復興と地域情報化 ～兵庫県の情報化プロジェクト～	㈱ニューメディア		1998年10月
阪神・淡路大震災 希望の灯りともして…	震災モニュメントマップ作成委員会	2002年12月26日	2001年5月
宮っ子 阪神・淡路大震災特集	西宮コミュニティ協会		1995年7月
阪神・淡路大震災 被災地”神戸”の記録	ぎょうせい		1996年5月
阪神・淡路大震災 関西学院報告書	関西学院		1996年1月
阪神・淡路大震災誌 1995年兵庫県南部地震	朝日新聞社	1996年3月8日	1996年2月
阪神・淡路大震災 記録・提言集	近畿ブロック身体障害者施設長協議会		1995年8月
朝日新聞大阪本社版 紙面集成 阪神・淡路大震災	朝日新聞社		1995年3月
古地震 歴史資料と活断層からさぐる	東京大学出版会		1982年11月
阪神・淡路大震災 はや5年まだ5年	学芸出版社	1999年12月28日	2000年1月
大震災100日の軌跡	神戸新聞総合出版センター	1996年2月21日	1995年11月
震災復興の政策科学	有斐閣	1998年7月15日	1998年3月
マグニチュード7.2 阪神・淡路大震災私たちの記録	芦屋市職員互助会		1995年7月
阪神・淡路大震災	読売新聞大阪本社	1996年7月9日	1995年10月
横浜に震災記念館があった	横浜郷土研究会		1995年3月
甲陽学院震災記	甲陽学院震災記編集委員会	1997年2月17日	1997年1月
基金事業のごあんない	(財)阪神・淡路大震災復興基金	2001年7月10日	
兵庫県南部地震と山崎断層	神戸新聞総合出版センター	1996年1月14日	1995年10月
前兆証言1519!	東京出版		1996年6月
地震と社会 上「阪神大震災」記	みすず書房	1998年11月6日	1997年12月
地震と社会 下「阪神大震災」記	みすず書房	1998年11月6日	1998年7月
阪神・淡路大震災の記録 1	消防庁(ぎょうせい)	1996年3月29日	1996年1月
阪神・淡路大震災の記録 2	消防庁(ぎょうせい)	1996年3月29日	1996年1月
阪神・淡路大震災の記録 3	消防庁(ぎょうせい)	1996年3月29日	1996年1月
阪神・淡路大震災の記録 別巻:資料編	消防庁(ぎょうせい)	1996年3月29日	1996年1月
阪神・淡路大震災調査報告 土木・地盤1 橋梁	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 土木・地盤2 トンネル他	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 土木・地盤3 港湾海岸構造物	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 土木・地盤4 コンクリート構造物 鋼構造物	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月

庁外刊行物

刊行物	発行者	受入	発行
阪神・淡路大震災調査報告 土木・地盤5 耐震設計基準の変遷他	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 土木・地盤6 地盤・土構造物	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 土木・地盤7 トンネル・地下構造物	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 土木・地盤8 地盤・土木構造物他	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 土木・地盤9 ライフライン施設の被害と復旧	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 土木・地盤10 交通施設と農業施設の被害と復旧	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 土木・地盤11 社会経済的影響の分析	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 土木・地盤12 復興計画	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 機械編 機械設備の被害	日本機械学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 建築1 鉄筋コンクリート建築物	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 建築2 プレストレストコンクリート造建築物他	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 建築3 鉄骨造建築物他	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 建築4 木造建築物他	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 建築5 非構造部材 材料・施行	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 建築6 火災情報システム	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 建築7 建築設備・建築環境	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 建築8 建築計画 建築歴史・意匠	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 建築9 海洋建築 建築経済 建築法制	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 建築10 都市計画 農漁村計画	土木学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 共通編1 総集編	日本建築学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 共通編2 地震・地震動 地盤・地質	日本建築学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災調査報告 共通編3 都市安全システムの機能と体制	日本建築学会他	2000年6月30日	1996年12月
阪神・淡路大震災誌 土木施設の地震災害記録	兵庫県	1997年2月27日	1997年1月
兵庫の地質 地質図・地質図解説書	兵庫県	1997年3月28日	1996年3月
1995年1月17日 阪神・淡路大震災 NTT西宮支店の記録	NTT		1995年7月
奥尻町災害復興計画 実施計画編	奥尻町		
「夢の島 復興めざし」奥尻町災害復興計画	奥尻町		1995年3月
北海道南西沖地震記録書	北海道南西沖地震記録書作成委員会		1995年3月
新潟地震から30年	建設省北陸地方建設局		
1989サンフランシスコ湾岸地震の記録	ぎょうせい		1990年3月
災害の記録(コピー)	島原市災害対策本部		

庁外刊行物

刊行物	発行者	受入	発行
広報しまばら 雲仙・普賢岳噴火災害特集号	島原市		
阪神・淡路大震災による倒壊・焼失建物の滅失調査報告書	(財)兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	1998年6月11日	1998年5月
大都市直下型震災時における被災地域住民行動実態調査	総合研究開発機構	1995年11月20日	1995年10月
JR西日本 緊急特集 阪神大震災	西日本旅客鉄道(株)		1995年2月
JR西日本 特集震災復興	西日本旅客鉄道(株)		1995年3月
早期復興をめざし 一人ひとりが健康づくり	(財)兵庫県総合保健協会	1996年6月12日	1996年3月
阪神・淡路大震災 整形外科治療の記録	兵庫県南部地震整形外科治療特別報告会	1996年6月17日	1996年4月
創造的復興をめざして 復興基金5年の歩み	(財)阪神・淡路大震災復興基金	2000年6月5日	2000年3月
阪神・淡路大震災復興誌	総理府阪神・淡路復興対策本部	2000年7月24日	2000年6月
日本の地震活動 被害地震から見た地域別の特徴	総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会	1997年10月27日	1997年10月
街の復興カルテ	(財)21世紀ひょうご創造協会	1997年8月13日	1997年3月
街の復興カルテ	(財)21世紀ひょうご創造協会	1999年5月14日	1998年3月
街の復興カルテ 1998年度版	(財)阪神・淡路大震災記念協会	1999年5月14日	1999年3月
街の復興カルテ 1999年度版	(財)阪神・淡路大震災記念協会	2000年9月19日	2000年3月
街の復興カルテ 2000年度版	(財)阪神・淡路大震災記念協会	2001年10月1日	2001年3月
阪神・淡路大震災 記録写真集	海上自衛隊 阪神基地隊	1996年8月15日	1996年1月
兵庫県南部地震に関する報告書	東京消防庁消防科学研究所		1996年3月
阪神・淡路大震災 福祉の現場から	兵庫県 福祉部		1996年3月
兵庫県南部地震に関する日弁連報告書	日本弁護士連合会	2000年2月2日	1999年11月
阪神・淡路大震災 神戸市災害対策本部衛生部の記録	神戸市衛生局		
阪神・淡路大震災における西宮保健所の活動	兵庫県西宮保健所		1995年3月
阪神・淡路大震災 宝塚市の記録1995	宝塚市	1999年4月9日	1997年3月
1. 17宣言	1.17人類の安全と共生を考える兵庫会議	2002年2月18日	2002年1月
明日を見つけて 社会教育と阪神・淡路大震災	兵庫県教育委員会		1996年3月
罹災都市臨時示談斡旋仲裁センター 最終報告書	近畿弁護士会連合会	2002年3月19日	2002年2月
阪神・淡路大震災 豊中市の記録	豊中市	1997年10月13日	1997年3月
災害復興(賃貸)住宅入居申し込みのご案内	兵庫県住宅供給公社他		1997年4月
「震災資料の分類・公開の規準研究会」報告書	(財)阪神・淡路大震災記念協会	2001年6月29日	2001年3月
ぼくらの明日をとりもどす 震災からたちあがる阪神養護学校	兵庫県立阪神養護学校		1995年8月
市報 あまがさき 震災から復興に向けて	尼崎市		1995年7月
阪神・淡路大震災 神戸市災害対策本部学校部100日の取り組み	神戸市教育委員会事務局		1995年4月
阪神・淡路大震災の記録	伊丹市		
市民のグラフこうべ No.268 特集阪神・淡路大震災	神戸市		1995年7月
人・街 ながた 1995.1.17	長田区役所記録誌編集委員会		1995年1月
震災と医療 阪神・淡路大震災の記録	兵庫県医師会	1998年6月20日	1996年3月
つちおと 阪神・淡路大震災における西宮市役所土木会の記録	西宮市役所土木会	1999年1月27日	1996年11月
災害廃棄物の処理の記録	(財)兵庫県環境クリエイトセンター	1997年7月10日	1997年3月
震災と医療 阪神・淡路大震災の記録	兵庫県医師会	1996年6月20日	1996年3月
阪神・淡路大震災 六甲砂防工事事務所の記録	六甲砂防工事事務所		1999年3月
未来への植音 阪神・淡路大震災災害警備活動の記録	兵庫県西宮警察署		1995年5月

庁外刊行物

刊 行 物	発 行 者	受 入	発 行
西宮市の震災被災者の生活に関する調査	関西学院大学・西宮市企画財政局	1997年1月14日	1996年11月
いのちとくらしを守って 阪神・淡路大震災 日本共産党の活動記録	日本共産党西宮市会議員団	1997年1月27日	1996年10月
阪神・淡路大震災2周年記念事業総合フォーラム	阪神・淡路大震災復興本部	1997年6月20日	1997年3月
震災時のトイレ対策 -あり方とマニュアル-	震災時のトイレ対策あり方に関する調査研究会	1997年4月10日	1997年3月
阪神・淡路大震災 警察活動の記録 ～都市直下型地震との闘い～	兵庫県警察本部	1996年3月13日	1996年1月
阪神・淡路大震災 警察活動の記録 写真編	兵庫県警察本部	1996年3月13日	1996年1月
阪神・淡路大震災1.17のつどい	2004「阪神・淡路大震災1.17のつどい」実行委員会	2004年4月28日	2004年3月



古紙配合率70%再生紙を使用しています
白色度は %です